森川出羽守俊胤案内し。これも饗菜の席につく。このとき白木は柳間。軍官は柳間の次。次官は紅葉間。小童おなじ次なり。また蒔銭間は發方が家人。溜は兩長老の伴僧。前殿にて三使の給仕は兩番頭。中奥小姓。諸大夫の使番。書院番組頭。寄合。初獻の酌は書院番頭大久保豐前守忠朋。加は中奥小姓菅我周防守助元。二獻は小姓組番頭朽木土佐守稙治。中奥小姓安藤山城守愛貞。三獻は初獻のごとし。上々官にもまたおなじ。殿上柳間は進物番菜襖袴して役し。饗はて、豐前守伊氏。能登守信門いは書院にわたらせたまひ。御座につかせたまひて樂はじまる。樂仕は振鉾三節。三臺鹽。長保樂。央宮樂。仁和樂。太平樂。古鳥蘇。甘州。林歌。陵王。納曾利。退出長慶子。樂はて、三使以下まかて殿上間にかへる。引禮のともがら前のごとし。次に由松乘邦殿上間にいたり。發方に三使を饗席にまからしむべしとつたふ。さきのごとく人々みちびき。大廣間前殿の西方に三使を座せしめ。發方は東方。兩長老はおなじ障子の外。上々官は廣庇西方に着座す。ときに掃部頭直該ならびに老臣及び間部越前守詮房。本多中務大輔忠眞東方にいて、立てば三使も立ちたがひに二揖をはりて着座す。直該けしきばめば。發方すこしすゝみよる。そのとき直該こたび信使來聘し。進見賜饗の式どもめでたくとゝのひ。兩國の大慶これにすぎずとつたふれば。發方うけたまはり少し退き。上々官をして三使にのべしむ。三使なの〳〵拜答すれば。發方また直該老臣にむかひ其詞をのべてのち。直該はじめ老臣ならびに越前守詮房。中務大輔忠眞をのなの座を立ち。三使も立ちてともに二揖し。直該以下の人々退くとき。兩長老は廣庇にいで、踞す。次に發方すゝみて東方西面して座し。長老等其次に坐す。次に座數奉行内藤山城守政森。高木主水正正陳二人上々官をいざなひ。壁代より外の饗席につかしむ。それより下上例事三人。學士。醫員は殿上間。冠官昌平。池田内匠頭政倚人數を出す。立花飛驒守鑑任も前日のごとく出す。徒頭は本多久五郎直上。三宅大學康敬。新庄伊織直道警衛し。目付は三洲縫殿助永正。石谷七之助清職前乘にさゝれたり。（日記。間部日記。）〇四日田安門内馬場にて韓人の曲馬御覽あり。非伊掃部頭直該ならびに土屋相摸守政直。秋元但馬守喬知。大久保加賀守忠增。非上河内守政岑。少老久世大和守重之。鳥居伊賀守忠英みなかしこに赴く。此日見る事ゆるされたる溜詰。高家。廳間詰。奏者番。留守居。三番頭。三奉行其餘

の諸有司みな羽織袴してその幄内につく。かくて御覽所には諸衛の儀仗をたつ。御座の後に長刀御持鑓をたて。乘馬三疋北の方に牽立て。虎皮投鞘の鎚百本南北にたて。その外六ヶ所に弓銃炮をそなふ。桐間着十五人警衛の座につく。徒士二隊下の段につらなる。寺社奉行本多彈正少弼忠晴。大目付松平石見守乘邦。目付鈴木飛驒守利雄。大久保甚右衛門忠位田安門外に赴き。上々官等をむかふ。宗對馬守義方が家人いざなひ番所につかしむ。彈正少弼忠晴等指揮し。上々官馬上才等をして。まづ馬場のさまを見せしめ。もとの座にかへらしむ。掃部頭直該。溜詰。老臣はじめ。諸有司等みな〳〵棧敷につく。ときに羽織袴をめし。近習供奉のさま常のごとくにて。假殿にわたらせたまふ。目付鈴木伊兵衛直武。河野勘右衛門通重ゆきむかひ。彈正少弼忠晴して馬上才をもよほさしむ。このとき既方の騎馬福。御臺所用人堀山城守正勝。留守居番岡田甚左衛門長祝供したてまつる。小普請奉行間宮播磨守信明。目付堀田源右衛門通右御先にまかる。（日記。間部日記。）〇七日虎吉君うせ給ひしかども。諸大名御けしきうかゞふにをよばざる旨ふれらる。音樂停廢の令もくだされず。御幼稚たるによてなり。此日東本願寺に高家京極大膳大夫高市御使して。三使になの〳〵檜重一組。茶一壺。酒二瓶。上々官にも同じく賜はり。上中下官には菓子折を下さる。（日記。御徒方万年記。）〇八日佐々木萬次郎淵龍に朝鮮の御返簡を賚すべしと仰付らる。俊賢院殿法會の

料として。銀千枚を天德寺に下さる。すめの局より二七の忌に銀百枚をおくらる。寄合能勢長七郎賴尙同時の勤番を命ぜらる。(日記。間部日記。)〇九日東叡山　淨光院殿靈牌所に少老鳥居伊賀守忠英代參す。儒臣林大學頭信篤進講あり。(日記。間部日記。)〇十日　常憲院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。(日記。)〇十一日韓使辭見あり。出仕のともがら引見の日のごとく裝束ぜり。迎接のさまもさきにかはらず。大廣間御前ならびに階下の設衞またおなじ。御前伺公のともがら座さだまりてのち出御なる。御よそひは御立烏帽子。直衣なり。阿部豐後守正喬奉引し。堀川兵部大輔廣益御太刀。宮原刑部大輔氏義御刀の役す。をの〳〵襲衣冠したり。御後に間部越前守詮房。本多中務大輔忠眞。御側。高家。御側小姓のともがらおなじよそひし。小納戶は布衣を着して座にしたがふ。しばしありて中奥小姓より。出雲守基躬。隱岐守支長會釋すれば。義方御前にすゝみて着座す。そのとき基躬支長會釋すれば。三使上々官ともにすゝみて。異位重行して四拜す。次に相摸守政直すこしすゝみ。義方をめして三使にいとま下され。ものたまふよしをつたへ。從者等にも賜ものゝ事を令す。義方うけたまはりすこししりぞき座すれば。壹岐守明敬壁代の外より入り。上々官をすゝましむ。義方仰のむねを上々官につたゆれば。上々官俯伏してしりぞき正使にこのよしのぶ。三使俯伏して謝し奉る。上々官また義方に三使の謝詞をつたふ。義方膝行し。政直にむかひそのよし申て復座し。ふたゝびすゝみ。御座にむかひ俯伏し。さきだちていづれば。基躬支長會釋し。三使上々官座を立ち。御重寄の邊にて。奏者番。大目付。目付出むかふ。引見の日は寺社奉行迎ふといへども。こたびは思賜なるにより。奏者番してむかへしめしなり。このともがらひきゐて。三使上々官東板縁より蘇鐵の間をすぎ檜の間にいたる。豐前守伊氏はさきに御前をしりぞき。西の緣をめぐり。柳の間をへて檜の間にいたり。西の方に東面して座す。右京亮信友。彈正少弼忠晴ははじめより南の廂に北面して座す。三使上々官の賜物は。小十人番所より蘇鐵の間の東方にならべたり。義方三使上々官をひきゐる。檜の間に入り北面して座せしむ。義方その首に座す。つぎに信友忠晴座を立ち。義方に會釋すれば。義方すこし座をすゝむ。そのとき伊氏義方にむかひ。三使上々官に賜物をうけしむべしと令す。義方すこし退き。上々官にこのよし達すれば。上々官とりどりにつたへ。三使坐をすゝめ。伊氏にむかひ俯伏して謝す。義方かされて會釋すれば。三使ともにすゝみ。伊氏を拜し謝したはる。かくて奏者番。大目付。目付いざなひ。三使。上々官を中門廊の座につかしむ。これよりさき奏者番松平宮內少輔忠尙。森川出羽守俊胤指揮して。上例卿。學士。上官。次官。小童の賜物を書院番所南隅の際にならべ。中下官の賜物は殿上間西南にならべしめ。三使。上々官大廣間東緣にいたるとき。宮內少輔忠尙。出羽守俊胤殿上間に入て座す。上例事以下拜謝して。をの〳〵書院番所の緣に來り。賜物の前にあたりて拜し。上例事以下俯伏して中門廊にかへる。三使上々官もおなじくこゝに座す。中官以下の賜物は。義方が家人に。大目付折井淡路守正辰。橫田備中守由松これを令す。はて〳〵伊氏信門四方より前殿にすゝみ老臣の前にいたり。三使ならびに從者賜物のことはてしよしを申て退く。これよりさきに從者等を御前にいだすべきよし。目付より義方が家人に令し。義方は中門廊をいでゝ。まづ御前の座につく。つきに基躬支長會釋して。三使を御前に出し拜謁せしむ。上々官をば壹岐守明敬。備前守正久ひきて拜せしめをはり。かされて上々官を壁代の外にいだし。上官以下從者を出すべきよし指揮す。かくて小十人組の番士唐戶をひらくとき。上官等殿上の次の間より書院番所の落緣を通り。唐戶の外にいたれば。宮內少輔忠尙。出羽守俊胤ひきて。上官を東西の柱より內にいれ。上官等廂庇にして四拜せしめて退く。次に目付彌五右衞門昌孚。大岡忠右衞門忠相小童をひきつれ。落緣にいでゝ拜せしめ退く。次に徒頭長谷川半四郎重尙。江原與右衞門全支中門より中官をひきて庭上にいだし。拜せしめ退く。事はてゝ忠尙俊胤御前にいて。從者の禮をはりたりと申し俯伏して退けば。基躬支長三使に會釋し座を立しめ。壁代の外に出れ

ば。上々官もこれよりしたがひ中門廊の座にいたる。次に高家方にそのよしつたふ。三使等うけたまはり。上々官一人をとゞめをきて御書をまもらしめ。その他の二人をひきつれ出れば。奏者番。大目付道びき。大廣間東の板縁より柳の間にいたり。四上北面して座し。義方その西北に座す。信友忠尚座を立ち義方に會釋すれば。義方すゝむで伊氏の前にいたる。伊氏國王への賜物をさづくべきよし令す。義方座に復し上々官につたへ。義方また三使上々官を揖し。賜物の前にいたり。拜覽せしめをはりてその座を立つ。そのあとにて目付義方が家人に指揮し。上官次官小童をひきて柳間に入れ賜物を見せしむ。三使巳下殿上間にいたり。上々官一人御書匣を捧げ出れば。三使并に上官したがふ。義方兩長老もともなひ出づ。玄關に至り奏者番目付はとゞまり。太目付は階下にとゞまる。上々官御書匣をさげ持て。玄關門のうちにて輿にのせしたがひ出る事。はじめかの國書にしたがひしときのごとし。城内諮所にては。御書通るときなの〳〵警折す。その他は引見賜宴の日にかはる事なし。諸門の警衛もおなじ。途中の警衛は引見のときのごとし。徒頭は春日内藏助行條。土屋數馬喬直。稻生次郎左衛門正武組なをてかため。目付朽木彌五左衛門定盛。根來平左衛門長安先乘に役す。この日朝鮮國王に賜はりし物は鐵二十副。太刀二十把。長刀二十條。屏風二十雙。厨子一座。正使副使從事にをのをの銀五百枚。綿三百把。上々官三人にをの〳〵銀二百枚。上官

次官小童に銀五百枚。中官下官に千枚。學士に三十枚。上判事三人にをの〳〵五十枚なり。(日記。)〇十二日群臣まうのぼり老臣に謁し。韓聘をはりしを賀す。高家畠山飛驒守義宣韓使歸國のとき。駿府までつかはしたまふ御使うけたまはりていとまたまふ。おなじとき西國までつかはさるゝ目付の屬吏もおなじ。東本願寺にては三使はじめ藩人の饗行はるゝにより。高家品川豐前守伊氏御使す。寺社奉行本多彈正少弼忠晴もおなじく赴き。曲馬つかふまつりし馬上才二人にをの〳〵銀五十枚。そのことにあづかりし上々官以下のともがらに銀百枚を下さる。三使よりは上々官。上判事等をして。大老。老臣。御側川人の邸にいたり。昨日の事拜謝せしむ。(日記。)〇十三日臨時の朝會あり。宗對馬守義方に就封の暇を下され。來國俊の御刀。御馬一匹賜はり。かつ仰下されしは。こたびの聘禮新定の事ども多きに。義方精力をつくし事とゝこふらず。御感淺からず。かつ近頃家計窮乏のよしにもきこゆれば。舊臣柳川豐前調興が領地二千石かへしたまふとなり。またさきに仰下されしごとく。こたび何事も賣捌とげられ。聘禮さだめられしかば。此後もこれをもて永例とせらるべし。よて儀注を脇寫せしめ。やがて下さるべしとなり。其家長五人も聘事にあづかりしをもて。をの〳〵銀三十枚。時服三づゝ賜ふ。つきそひきたりし爾僧もおなじく賜物ありていとま下さる。遠藤下野守胤親。寄

合齋藤飛驒守三政。戸田靱負光輝駿城加番はてゝ歸謁す。書院番の子初見するもの二人。(日記。)〇十四日三緑山　清揚院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)〇十五日月次の拜賀あり。松平甲斐守吉里駿城石垣の修理に人夫出す事を命ぜらる。竹姫御方紐解により。卷物二十。綿百把。二種一荷。諱光院尼に二種一荷。御臺所より羽二重二十疋。二種一荷。諱光院尼に一種一荷。其他方々よりの贈物いと多し。御方より羽二重十疋。行器三荷。二種一荷。　御臺所に卷物十。行器三荷。一種一荷。その他の方々にも賜物あり。諱光院尼よりも進物あり。朝鮮より獻ぜし人參十斤。純子十卷を　禁廷に。人參五斤。縮子十卷を　仙洞に進らせたまふ。韓使等宗對馬守義方によりて申文なさゝげしは。こたびの聘禮は。古典を考へたまひ。ことに新恩をほどこされ。幷待の隆異なる事まことに前後の使臣いまだ得がたき所なり。但し御返簡の中に。その國前代の諱の字を書加へ給ひしと。外面封式の例にたがへるをもて。持歸り國王に達しがたし。隣好の道において刪改あるべきとなり。諱を避るの法は漢唐より久しき習はしの中にも。韓國にてはわけてこの法を嚴にせり。願はくは執事よろしくはかりて。みやかに改めたまはらば。使臣淹滯の弊なく幸甚のよしなり。またこたび國書にもちひられし金印を鑄たる工人に銀をたまふ。(日記。間部日記。)〇十六日養仙院御方の用達森與五左衛

門盛遲同じ用人並となり。加秩ありて實祿五百石になる。韓使饗宴にあづかりし京伶四十五人。紅葉山伶九人に褒賜そこばく行はる。この日宗對馬守義方に仰下さるゝは。こたび朝鮮國にたまはる御返翰の文字ならびに封面の事により。三使等こひいづるむねきこしめされたり。こたび御書匣等まで。本朝の古典を考覈ありて。封面も古格にしたがはれ。御書料紙はかの來翰にならひて用ひられしなり。またかの國王前代の諱をば。當家諱好をむすびしより。こなたの諱は點捺して避られたり。そが來翰には　大猷院殿御諱字を犯したり。さればかの一國には諱といへども。他邦に對しては其法なしとしられたり。よて三使の願ひのみにては刪改なされがたし。もしかの國王より請ひたてまつらば。其時あらためらるべければ。かしこよりさゝげし來翰をも刪改して捧ぐべし。來翰に我　御祖諱を犯したてまつらずば。三使請ひたてまつるまゝに御書をあらためらるべけれど。かなたよりは　御祖諱を犯しながら。こなたの御書のみあらためたまはるべしと謂ひ申す事そのいはれなし。又その國にては一字は諱て二字は諱ずといへど。我國にては單名はまれにて復名多し。わきて上の字は歷世の通用せらるゝ所なれば。下の一字を重しとす。されば光の字を除くべき事勿論なり。さきどろの來翰には。不寬としろせしを。こたび不備とかへたるも。御諱の下の字を避しとしろる。

三使等御書改寫の事請ひいでしをもて　かく仰下さるれば。このむねをしるして歸國ののち國王に達しなば。三使のこゝろとやかざる咎もあるべからず。對馬守義方。兩長老ならびに義方が家司等はかりあはせ。よろしく曉諭すべしとなり。また老臣よりの諭文を。義方もて三使等につかはしける。その趣は。聘禮儀注こたび新定の事どもあるをもて。先に義方より曉諭なしをきぬ。國書の体例はことさら關係する事大なるをもて。かれてこれらのために曉告ありしを。今にいたりとかく申すべき理なし。たゞこたびなし下されし御復書に。朝鮮にて諱む字一ところのせられしをもて。改刪せられん事を三使れがふよしきこゆ。其字をとへば。かの國七世の祖の諱なりといふ。そも〳〵書をすて新ないむの理にて。五世をふれば服なし。六世の祖にいたりては服もつき親つきぬれば名をも諱ず。これ天下の通禮なり。されどかしこにしては。七世の祖をもいむ事其證あるもしらず。一國には一國の制あり。一朝には一朝の度あり。はたして彼の國七世をいむの證あらば。わが國あながちにその諱を犯すべき。すみやかに改めたまはるべし。三使等その國法のみをしりて。我國にもまた諱あるにはかゝはるまじきや。しかるにかれたてまつりし書翰には。當代の御祖大猷院殿の御諱を犯したり。それをおもはぬはその理なし。かの七世の祖は隣好をむすび給はぬ以前の事なれば。我國もと

上幕府退韓使之請

下授驗文于韓使

下再諭韓使

よりしらざる所なり。　大猷院殿は三度までかしこに賜はる御書に。御諱をのせられたれば。かの國いかでしらざる事あらんや。をのがれがはぬ事は。人にほどこす事なかれとは忠恕の道なり。かれらもしこなたよりかの國諱をいませんと思はば。かならずまづこなたの御諱をさくべきなり。はかるに朝鮮王の意も。文にのぞみてはいまずといふ事あれば。かれより卒る書に。こなたの御諱を避るにをよばぬもさるゆへあるべしと。こなたには恕したまひてうけたまひしなり。かの國王の意は。三使申所のごとくにはあるべからず。三使御復書を持歸りてこのよしを告ぐべし。國王はたして改定をこふ意ならば。三使等まづ國王に申しかの書簡を改寫し。御諱字をのぞきて。御復書といへもに持きたるべし。そのときは改刪して引かへらるべし。もしさなくば御復書をかへし進らせ。さきにさゝぎし國書をもちかへり。改寫してもち來るべし。聘禮は終りたれば。かならずしも府にもちきたるにもをよばず。對馬にいたり。義方によりてそのよし聞えあぐべし。かの國書だに改定して卒らば。御復書もあらため給はるべし。三使みづから此二條のうちをもてよろしく計るべしとなり。(日記。韓聘儀式帳。)〇十七日紅葉山　御宮に大久保加賀守忠增　代參す。松平陸奥守吉村に日光山　御宮修理の助役を命ぜらる。儒臣林七三郎信充進講あり。昨日宗對馬守義方に仰下されし御事あり。ならびに老臣よりつたへたるむねをもて。義方より韓使に告諭すといへども。三使しゐて御復書をあらため給はらんとを願ふにより。かされて對馬守義方に仰下さるゝは。三使等願ふ事により。仰出されし御むねをもて告諭すれども。三使いまだ心得ざるよし聞ゆ。すでに仰下されたる御むねあるうへは。いかに請ひいづるとも御復書は改め給はるべからず。義方がこゝろもてよろしく所置あるべし。こたびの聘禮には新儀かずく仰出されしを。義方よくはからひて一事も滯らず。懇じおぼしめす所なり。此上は義方がはからひとして三使に告諭すべきは。すでに聘使歸國の暇たまはり。義方にも就封命ぜられたれば。一日も滯留せんとはゞかりあるべし。まづこたびたまはりし御返翰をもち府を發程せば。義方家人して飛船をはせ。朝鮮國禮曹のもとに。三使等請ふ所もまた仰出されたる御むねをも注進し。禮曹よりその國王に申て。國王其まゝに御復書を拜受せんといはゞいふまでもなし。もし御改刪を希ば。まづ國書を改寫し對州まで送るべきよし達すべし。其飛船往復する間には。三使も對州に着船あるべし。國王其まゝ拜受せんと申來らば。三使も其まゝ歸國すべし。もし國書を改め呈すべきとの事ならば。速に聞え上て。さきにさゝげし國書と御返翰とを對州につかはされ。引かへ給はらんやうにはからふべし。とにかくに三使の過失ならぬ事をば。義方より禮曹に達すべきむね

もて曉諭すべしとなり。この日日門より口切茶に蜜柑そへてたてまつる。(日記。間部日記。韓聰儀式帳。)〇十八日昨日の御むれをもて。宗對馬守義方よりかされて諭告するにより。三使承服して申文を捧げしは。執政の諸老臣諭告の御むれにしたがひ。さきにたまはりし御返翰をかへしたてまつり。國書をもちかへり。改寫して對馬守義方によりてさゝげ。そのとき改寫しめすべし。改正の書翰は三使對州よりさゝぐべし。御復書を拜受すべし。國書の中御諱の外は。一字もあらたむる事あるまじければ。御復書もこれにおなじかるべし。外面の封式も御復書の式をあらためたまはずば。進呈の書翰にも。名印ならびに謹封の字をのぞくべし。このむれのごとく御沙汰あらんには。十九日に發程すべしとなり。義方これに添て聞へ上しは。昨日仰下されし御むれをもて。兩長老にはかり。客館にまかり三使に面議しけるに。三使等とても。國王先祖の諱字をしるされし御返翰をもちかへる事はなさゞる國法なり。よて老臣諭文の中にのせられしごとく。さきに捧げし國書をかへし賜はるべし。御復書をもかへし奉るべし。さきの別幅はとどめをきたまふべし。賜りし別幅もそのまゝもちかへるべし。かの國改正の國書は遲せし地よりすぐに進呈すべければ。御復書もその地にて賜はるべし。このれぎつるまゝにゆるしたまはらば。いとかしこみおもふべきよし申いてゝぬ。義方もともにれぎたてまつるよしなり。よてまた義方に仰下さるゝは。三使れぎつるまゝ來翰かへしたまふべければ。御返簡を返呈すべし。御別幅拜受してかへるにより。かれより捧げし別幅はとどめたまふべし。國書引替儀注は別に仰下されぬ。御返翰の中改定のさま。あらかじめ聞しりたきよし申すよしなり。義方が家の儲役の者を。新井筑後守君美がもとに出すべし。君美よりしめすべし。改正の書翰は三使對州よりさゝぐべし。御復書も御使もて賜はるべし。進呈の書簡も御復書の式にならひ。外面に國王の名印のするになよばずとなり。この日高家織田能登守信門此御使にさゝれ。朝鮮の國書は長櫃にいれ。目付の屬吏等護送し。東本願寺の宿館にいたる。能登守信門襲。衣冠。帶劍。檜扇もち。從者は布衣侍四人。素襖侍六人。徒士十人。傘持以下白張のものあまたしたがへおなじくまかる。かれて寺社奉行森川出羽守俊胤以下の諸有司旅館に伺候す。出羽守俊胤指揮し。來翰の長櫃は能登守信門よりすこし先だてゝ。中門外の縫道になく。時に目付鈴木伊兵衛直武櫃をあけてこれをいだし。出羽守俊胤にさづく。俊胤うけもちてすゝみ。目付伊兵衛直武。村瀨伊左衛門房矩これに先だち。信門はあとにしたがふ。中門にいたるとき。門外西に三使。上々官。東に義方。兩長老。すこし後に酒井修理大夫忠音。眞田伊豆守幸道いてむかへ。寺社奉行本多彈正少弼忠晴。大目付仙石丹波守久尚門內階下にいて迎へ。東方に旗鉾をたてゝ。四方に韓倫群居して。國

上韓使捧申文

下返却國書于韓使

上韓使歸國

簡階上にいたる間樂を奏す。其書纔席にいたり。下段にて信門うけて。上段の中央におき。退てその身は下段東方に座す。義方。兩長老列座し。西に三使座し。上々官つゞきて列る。次に諸有司侯候せり。正使上段にのぼり書簡をうけさゝげ。下段にかへり上々官にわたす。上々官うけて奥に入る。三使もこれにしたがふ。ときに中央小姓松平內匠頭乘興。青山近江守幸澄御案をもち出し中央になげば。上々官御復書をさゝげもちていで下段にいたる。ときに正使あとより出て御復書をとり。上段にのぼり案の上にをきて。上々官とゝもに奥にいる。信門上段にのぼり。御復書を點見して書匣に印記し。下段にもちくだり俊胤にさづく。內匠頭乘興。近江守幸澄御案をもち中門にいたり目付にわたす。俊胤は御復書をもちいてゝ長櫃にいれ。伊左衛門房矩櫃の封記し。速に義方が宿館にいたる。かくて信門座をたてば。三使。上々官はじめ出迎の所まで送り。こなたの有司も送ること迎へしときのごとく。奏樂もまたおなじ。伊左衛門房矩騎馬して御書の長櫃にしたがひ。亥刻かへり登り。御側菅山備前守秘成に進呈せり。けふ事にあづかりし五位以上襲。衣冠。布衣侍は六位衣冠。をの〳〵帶劍せり。この日奥能あり。雛波。玉髪をまひたまふ。(韓聰儀式帳。間部日記。)〇十九日韓使府を發して途につく。吹上御覽所にならせたまひ。そのさまを見たまふ。この日百人組の頭安藤彥四郎直利。神保主膳元茂。先手頭金田新太郎正則。淺野左兵衛長武。秋山十右衛門正補して市非違衛さしめらる。(日記。間部日記。年錄。)〇二十日東叡山　大猷院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。けふ令せらるるは。こたび韓使滯府の間。別して市非に火をつゝしむべきよしあらかじめ令したるをもて。各所にてこゝろもちひはなはだしづかなり。このゝちかの使節發程せしとて。こゝろゆるみ火をおろそかになすべからず。彌おごそかにつゝしむべしとなり。(日記。)〇廿一日土屋相摸守政直韓聰の事總督せしをもて。來國光の御刀を賜ふ。少老久世大和守重之おなじ事もて時服七を賜ふ。太閤基燾公。攝政家熙公に人參二斤。色紙十卷。墨二十挺。筆十五本。　御臺所に黑麻布九匹。照布十匹。紗十卷進らせ給ふ。皆韓より獻ぜし所なり。宗對馬守義方に驛次もて仰下さるゝは。こたび韓使こふまゝに。御返簡引替の事仰出されしにより。音簡いたりしときかば。こなたの御使も府を發程すべしとさだめられたり。御使その地に至らば。義方請取て三使にわたし。來翰もまた義方內覽査撿してのち御使にわたすべし。京坂兩地饗宴のとき。館伴のともがらは衣冠帶劍すべし。駿府にて饗の事は。御息辰といへど殊味を用ひ苦しからずとなり。この日基將棋のものめして。そのわざを御覽ぜらる。(日記。間部日記。韓聰儀式帳。)〇廿二日持筒頭中坊長左衛門秀盛は奈良奉行となる。韓聰にあづかりし人々の賞をこなは

上新井白石之加秩

おなじ。奥能あり。揚貫妃。鞍馬天狗をなさる。この日宗對馬守義方に驛次もて仰下されしは。御返翰の御使は。かの國書のいたりしをきゝて府を發すべしと定められしが。海路むなしく日を費さん事もはかりがたし。三使も對州滯留の日をかさね艱困すべし。よて御返翰は直にとゝのへられ。御使大坂まで行てこれかわたしをくべし。義方うけとりて。來翰いたりなば兩長老ともに點撿し。ことなる事もなくば。御返翰を三使にさづくべしとなり。(日記。問部日記。韓聘儀式帳。)〇廿六日儒員林百助信智孟子を進講す。(問部日記。)〇廿七日水戸中納言綱條卿こほるゝまゝに。松平讃岐守賴豐が長子輕丸をもて養子とせらるべきよし御ゆるしあり。紀伊中納言吉宗卿并に讃岐守賴豐。松平大學頭賴貞。松平播磨守賴明も拜謁あり。日付鈴木飛驒守利雄。使番三島清左衛門政與御返簡引かへの事命ぜられ。大坂にまかるいとまを給ふ。よて引かへのさまは宗對馬守義方はからひ。かの國書は義方が家人して大坂にをくり。城代土岐伊豫守賴殷に呈し。伊豫守賴殷より府に進らすべしと仰下さる。この日驛使もて。　禁裏。　仙洞に鵝を進獻せらる。近衛太閤基熙公には高家長澤壹岐守資親御使し。日光准后公辨法親王には吉良左京大夫義俊御使し。增上寺大僧正門秀には使番大久保市郎右衛門忠義もて。八代蜜柑をゝくらせたまふ。(日記。)〇廿八日月次なり。新番頭松平主馬定由大坂定番引渡命ぜられいとまたまふ。寒に入けるをもて。三家ものたてまつり。御けしきうかゞはる。けさ東叡山　長昌院殿靈牌所に少老大久保長門守教寛代參す。松平左京大夫賴純遺物備前兼光の刀を。其子玄蕃頭賴致よりさゝぐ。　御齋所には飛鳥井大納言雅親卿の筆和漢朗詠集なり。後覺院殿靈具田代宗軒某。山本宗本某この後表向にて見えたてまつるべしと命ぜらる。(日記。)◎此月市井に令せらるゝは。市街を深更に往來するもの〻事。前にも令せしとく。いよ〳〵夜亥刻已後はこゝろつけ。擊拆して一町かぎり送るべし。もしいぶかしきものあらば召捕べし。怠慢の聞えあらば。里正等が過失たるべしとなり。(大成令。)〇十二月朔日月次拜賀例のごとし。土屋相摸守政直。秋元但馬守喬知數年の勤勞を褒せられ。をの〳〵一万石の地を益封せらる。松平左兵衛督直常。酒井修理大夫忠音。戸澤上總介忠庸。加藤遠江守泰恒。脇坂淡路守安清。稻葉伊豫守恒通。蜂須賀飛驒守隆長。牧野駿河守英成韓使館伴はてゝかへり謁す。高家畠山下總守義寧韓使驛府の旅館に御使し拜謁す。金地院　の遺物とて。花瓶を現住　よりたてまつる。寒中をとはせたまひ。　禁裏。　仙洞に鹽鮭を獻ぜらる。寒中をもて。井伊掃部頭直該はじめ諸老臣よりものたてまつる。儒員服部藤九郎保庸。土肥源四郎元成日々まかりて。典籍の事奉はるによて時服をたまふ。けふ令せられしは。來年よりして。正月

上土屋政直秋元喬知之加封

元日。二日。六日朝會諸大夫狩衣を着すべし。狩衣布衣のともがら。足袋もちゆる事をゆるさるゝとなり。また同じ屬會に。進物番はこれまでのごとく假大紋を着すべし。襲もちゆる時は。御前に出る輩もおなじくもちゆべし。進物番もおなじかるべしとなり。棋師木因坊道知が弟子松平隱岐守定直が家人相原可頓當鄉。松平大炊頭吉邦が家人坪田瓢碩重勝。將棋師大橋宗桂が弟子處士有浦印理政春。宮本印佐俊當めしいだされ。土圭間番を命ぜらる。(日記。問部日記。大成令。)〇二日奥にて散樂あり。松風。雷電をなさる。近衛太閤基熙公の旅館に高家織田讃岐守信明もて。老躰といひかつ寒威もはげしければ。來春までとゞめたまはんむね。　禁廷に奏したまひしに。御ゆるしあるべきむね仰進らせられしにより。御こゝろやすく。來年まで滯府したまふべしと仰つかはさる。山田奉行佐野豐前守直行病免して寄合となる。(問部日記。日記。)〇三日後閤の御方々。三家の北方。并に五郎太君に寒中御尊問あり。行器添重たまふ。(問部日記。)〇五日寒中の御尊問ありて。家門の方々に御使して檜重をたまふ。近衛太閤基熙公。日光准后公辨法親王ならびに松平若狹守吉德にもおなじ。尾張中納言光通卿在封によて。驛次もて糖菓をたまふ。松平加賀守綱紀には奉書なり。增上寺大僧正門秀こふまゝに。隱退の御ゆるしあるむね。寺社奉行安藤右京亮信友。森川出羽守俊胤もて仰下さる。金地

院　僧錄を命ぜられ。御誕辰の御祈禱をもつかふまつるべしと仰下さる。（日記。間部日記。）〇六日俊覺院殿の供料五十俵を天德寺に寄せたまふ。傳通院祐天は增上寺の住職を命ぜられ大僧正に任ず。林大學頭信篤進講して時服をたまふ。この日大坂在番の大番頭に。驛次もて朝鮮國の書簡その地より府に送るとき。大番士二人をそへてつかはすべきよし仰くだされ。（日記。間部日記。韓聘儀式帳。）〇七日臨時の朝會あり。水戸中納言綱條卿養子の御ゆるしありしを謝せらる。小出信濃守英貞參覲す。酒井左衛門尉忠直は韓使歸國の品川の旅館に御使し。鍋島紀伊守元武は江尻驛にて館伴し。寄合松平駿河守信望。鍋島內匠長行は荒井船渡の事奉はりしがともにかへり謁す。大番頭本多因幡守忠能が子修理忠敞。書院番頭伊澤播磨守正久が子主水政周。小納戸細井藤左衛門安明養子半四郎安定。大番頭酒井下總守忠英が次男圖書某はじめ初見のもの十六人。奧能あり。三輪をあそばさる。京伶人辻伯耆守某ことさら奉はりし事あるをもて褒銀をたまふ。（日記。間部日記。）〇八日東叡山　殿有院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。（日記。）〇九日　淨光院殿靈牌所に井上河內守正岑代參す。（日記。）〇十日　常憲院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。（日記。）〇十一日神田須田町より火いでゝ。連雀。小柳。佐柄木。平永。黑門。大工。新石。鍋。鍛冶。松田。紺屋上下。白壁。銀。本。日本橋。油。八町堀。茅場。鎧嚴島。鐵炮洲。湊町濱邊にいたり。すべて五十餘町延燒す。（間部日記。）〇十二日納戸番酒井半之丞定永。加藤又右衛門當清ならびに同心三人去年納戸の官金うせたるをもて。獄に入れ詰問ありしに。賊二人は白狀せりといへども。なを員數不足なればいまだ決案にいたらず。されども數月をふるによりまづゆるしかへさる。この後も奉行よりめしとはるゝ事あるべしとなり。准后公辨法親王登山により。高家前田隱岐守忠長もて時服。綿子。杖柿をゝくらせらる。松平大炊頭吉邦居宅類燒せしにより。驛次もてとはせ給ふ。（日記。）〇十三日歲暮の撰煤例のごとし。（日記。）〇十四日三絲山　淸揚院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。（日記。）〇十五日月次朝會例のごとし。水野監物忠之參覲す。那須衆三人も同じ。松平播津守義行拜謁のとき。足張中納言光通卿寒中の起居を問せ給ひ。松平若狹守吉德には父加賀守綱紀が事を御尋問あり。增上寺祐天ものたてまつり。大僧正ならびに住職を謝し。金地院　は僧錄ならびに南禪寺住職を謝し。淸見寺　は修理を謝したてまつる。關東郡代伊奈半左衛門忠順ならびに代官二十五人。韓聘の事はてゝ拜謁したてまつる。この日桐間番頭中條丹波守直景精勤を褒せられ三百石をくはへたまひ。奧醫奧山交竹院某。山田立長敬元はをの〳〵二百石。千田玄智　百俵を加へたまふ。（日記。間部日記。）〇十六日韓聘の事奉はりし關

東郡代伊奈半左衛門忠順に時服。羽織。その他の代官廿五人に時服二づゝ下さる。さきに大坂までまかりし御使鈴木飛驒守利雄。三島淸左衛門政與より。去りし十一日御返簡を宗對馬守義方にさづけたるよし注進す。この日儒臣林七三郎信充進講し時服をたまふ。（日記。間部日記。）〇十七日紅葉山　御宮に參らせたまふ。土屋相摸守政直。秋元但馬守喬知。井上河內守正岑。阿部豐後守正喬。本多中務大輔忠真。少老久世大和守重之。御側青山備前守秘成。井上遠江守正長勢參し。河內守正岑先導し。本日譜岐守正房御刀もち。新見伊豫守正旨御沓の役す。けふ日光准后公辨法親王より餞宴を祝し。二種一荷獻ぜらる。（間部日記。）〇十八日松平陸奧守吉村從四位上中將にのぼり。松平肥前守宣政侍從になり。養仙院御方用人並森與五左衛門盛澄布衣の侍に加へらる。水戶中納言綱條卿の家司二人諸大夫をゆるさる。奧にて散樂あり。御酌を遊ばさる。（日記。間部日記。）〇十九日奈良奉行三好備前守長盛が子唯次郎長榮。寄合秋田采女季品が子兵部季成はじめ。父死して其子家つぐもの十二人。小普請內藤筑後守信有が子采女信明をはじめ。父致仕し其子家つぐもの十七人。番醫平賀玄純某。大八木專庵高豐奧醫となり。高豐には新に二百苞をたまふ。土圭間番組頭二人。御用方右筆二人百苞づゝ加へ。（63歿脫）〇廿日紅葉山　諸廟に御詣あり。少老久世大和守重之。御側青山備前守秘成。米津周防守田賀供奉し。土屋相摸守政直。秋元但馬守喬知。井上河內守正岑。間部越前守詮房。阿部豐後守正喬。本多中務大輔忠真。少老大久保長門守教寬。御側大久保山城守常春。井上遠江守正長豫參し。　台德院殿靈廟にては松平讃岐守賴豐先導し。宮原刑部大輔氏義御刀。曲淵下總守景衡御沓の役し。　大猷院殿にては先導秋元但馬守喬知。御刀は牧野伊勢守忠列。御沓は建部志摩守廣明役し。紀水兩卿陪拜せらる。其他皆同じ。（日記。）〇廿一日三家はじめ家門ならびに諸大名より歲暮をほぎて時服をたてまつる。日光　御宮修理により柳原にをいて斬初あり。總奉行秋元但馬守喬知はじめ事にあづかる人々臨臨す。紀伊中納言吉宗卿妾腹の男子出生ありしかば。少老大久保長門守教寬もて問せらる。（日記。）〇廿二日少老加藤越中守明英病免して鴈の間詰となる。三河國寶母領主本多山城守忠次うせければ。其子兵庫忠英に原封一万石を繼せらる。この忠次實は毛利甲斐守綱元が二男なりしが。故長門守忠利が子一學忠寄早世せしかばやしなはれて。元祿十三年家つぎ。寶永四年十二月廿三日從五位下して山城守と稱し。もし十一月廿日卒す。とし三十二。（日記。藩翰譜續編。）〇廿三日奏者番水野監物忠之は少老になり。松平對馬守近頌は寺社奉行を兼しめらる。監物忠之が座班は久世大和守重之が次。鳥居伊賀守忠英が上にあるべしとなり。布衣以下の諸有司陞叙等まで。足米給はるも

江戶大火

若年寄加藤明英罷

本多忠次

水野忠之任若年寄

松平近頌任寺社奉行

の三百六十五人。日光准后公辨法親王登山によて餞の宴あり。三輪の申樂をまはせたまふ。をはりて准后に給子三十端。神重をつかはさる。この日仰出さるゝは。今より三山御鎭受たまふ日。ならびに　勅使進見御返答の日。諸大夫のともがら狩衣着用あるべし。御參廚のときは。正月朦參ならびに事奉ばともがらは狩衣。供奉は侍從直垂。四品狩衣。諸大夫大紋。太刀を帶くべし。十七日。廿四日これに同じ。四月十七日朦參ならびにあづかる事ある翌は衣冠すべし。下襲帶劍にをよばず。供奉のともがらは正月十日。十七日。廿四日におなじかるべし。同月廿日。五月八日。九月十四日も正月に同じかるべし。すべて御早川佐渡守重好もて。鄕に紗綾三十卷。二種一荷。長子に產衣二十。一種。その他は瑞春院。竹姬の御方より。鄕にをの〳〵二種一荷。養仙院。松姬御方々より紗綾廿卷。二種一荷。長子に瑞春院。竹姬御方々より紗綾十卷。一種一荷。養仙院。松姬御方々より產衣十。一種一荷。御部屋ならびにすめ。左京兩局より鄕に一種一荷。君に紗綾十卷。一種をゝくらる。此日群臣歲暮の賀賞たまふ事例のごとし。松平加賀守綱紀の願により。其家司一人叙爵ゆるさる。奥能あり。卷絹。和布刈をなさる。この夜麴町に火あり。（日記。問部日記。文露叢。）〇廿八日歲暮の拜賀例のごとし。松平伯耆守資俊。松平和泉守乘邑參覲す。小石川傳通院。　假沼弘經寺。　瀧山大善寺。　をの〳〵物さゝげ入院を謝したてまつる。日付鈴木飛驒守利雄。使番三島清左衞門政與

大坂よりかへり。使番荒川外記定由は駿府よりかへりをのをの謁す。韓聰ならびに越後村上鄕村引渡にあづかりし代官をのをの謁す。新にめし出されし右衞のともがら。をの〳〵初見したてまつる。馬方のともがら府中よりかへり謁し時服。銀を給ふ。こたび京知恩院に藏したる圓光大師絲起をめされ御覽じたるにより。かの院の役者。塔頭に銀を下さる。この夜松平越後守宣富が甲邸に失火あり。よて增火消三人命ぜらる。（日記。）〇廿九日紀伊中納言吉宗卿まうのぼり。昨日の賜物を謝せられ。小袖三十。三種二荷獻ぜられ。　御臺所に縮緬三十卷。二種一荷。竹姬君。瑞春院御方にをの〳〵綾紗二十卷。二種一荷。御部屋。すめ。左京兩局紗綾十卷。一種一荷づゝまいらせらる。長福君よりも同じくたてまつらる。奥醫澁江通玄院直治に時服三。金三枚。數原通玄宗逸に時服三。外科瀨尾昌宅許範。澁江長怡直宥。栗崎道有正羽に時服二づゝ給ふ。をの〳〵醫癉にこゝろいるゝを褒せられてなり。この夜道僊あり。（日記。）〇晦日この日立春。家門のともがら出仕し老臣に謁し。歲暮を賀せらる。諏持院覺眼に祈禱料とて銀五十枚下さる。（日記。年錄。）◎此月令せらるゝは。典舖または故衣ひさぐ商人等。みだりにまぎらはしき質物取よし聞ゆ。すべて典舖は。證狀等にこゝろいれ。盜物を質とし買事あるべからず。もしいぶかしきもの質とし。買とるものあらば。殿科に處せらるべしとなり。また秤の價二匁を加へ。今より後一挺を五匁五分づゝに賣渡すべし。修理の料を增すべからずとなり。（大成令。）

文昭院殿御實紀卷十三　正德二年正月に始り三月に終る御齡五十一

正德二年壬辰正月元日朝會例のごとし。けふより諸大夫のともがら狩衣を着し。奴僕若するものみな襷をもちゆ。（日記。）〇二日三日舊例のごとし。諸曲はじめもおなじ。春雪ふりければ。水戶中納言綱條卿。紀伊中納言吉宗卿よりものたてまつり御けしきうかゞはる。（日記。）〇四日近衞太閤基凞公使もて歲首を賀せられものたてまつる。　御臺所にも進らせ物あり。（日記。）〇六日出家社人の拜賀例のごとし。このほど松姬の御方もがさやみたまひしが。けふ酒湯行はるゝにより。御所よりも後閤よりも。しなゝ〳〵御贈りものあり。松平加賀守綱紀。若狹守吉德ならびに執事。醫員。女房ものたまふ。御使は秋元但馬守喬知なり。よて水紀兩卿よりも鮮鯛さゝげて賀せらる。此日太閤基凞公のもとに。高家もて歲首をほがせ給ふ。（日記。）〇七日若菜の御祝あり。この日方々に御使を立らる。京には高家織田能登守信門。伊勢には京極大膳大夫高甫拜はりいとまたまふ。また御馬の召初あり。厩方の輩に時服下さる。（日記。）

○八日東叡山　嚴有院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)○九日　淨光院殿靈牌所に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)○十日山の　諸廟に御詣あり。けふより御裝束にてならせ給ふとき。先導をはじめ。ならびに此儀にあづかる人々は狩衣。行列に候する侍從は直垂。諸大夫は大紋を着し。侍從四品のともがらは太刀を佩ぶ。供奉は少老水野監物忠之。大久保十四日三綠山　清揚院殿靈廟に大久保加賀守忠增代參す。(日記。)○十五日月次の朝會あり。本多隱岐守康慶。岡部美濃守長泰參觀す。使番野々山源八郎雄貞。小姓組木下清兵衞信名は伊達伊織村年が封地に國目付とゝてまかりしが歸り。新番頭松平主馬定由は大坂定番引渡しの事奉はり歸り共に謁し奉る。けふ三家をはじめ諸有司に仰下されしは。來る乙未の年神祖百年の御忌により。日光山にて御法會行はるべければ。其時御參あるべしとなり。よて井上河內守正岑其事總督すべき旨命ぜらる。(日記。)○十七日紅葉山　御宮に御參あり。供奉は少老水野監物忠之。御側米津周防守田賢。松平大藏少輔勝以。行列は品山下總守義寧。横瀨駿河守貞顯はじめ八十五人。豫參は土屋相摸守政直。秋元但馬守喬知。大久保加賀守忠增。阿部豐後守正喬。本多中務大輔忠真ならびに大久保長門守教寬。御側井上遠江守正長。先導は加賀守忠增。御廐は但馬守喬知。その外は例のごとし。(日記。)○十八日日光山御參の事仰出されしをもて。水杞兩卿より鮮鯛を獻ぜらる。　御盞所に門政興。道奉行小宮山庄九郎昌方ともに目付となり。桐の間番金森六左衞門可郷は組頭となる。この日佳例の連歌あり。發句昌億。玉松や實にまさる春の色。御脇句は。のどけき山となりし國々。第三は昌純。民の心ほこらしげにも耕して。これよりつぎ〳〵滿吟して百韻をはり。饗賜ふ事例のとし。(日記。)○

上大岡忠相任山田奉行

もおなじ。准后公辨法親王在山により。醫次もて龍眼肉をたくらせらる。(日記。)○十九日この夜赤城天德院より出火し。頗大火に及べり。(日記。)○二十日東叡山　大猷院殿靈廟に非人。　台德院殿靈廟にては松平豐前守伊氏はじめ九十七喬御廐をかゝげ。大澤右衞門督基隆御太刀をもち。牧野伊勢守忠列御刀。村上市正正直御唐の役し。　清揚院殿靈廟にては但馬守喬知奉引し。中務大輔忠真御廐。堀川兵部大輔廣益御太刀。中根大隅守正利御刀の役し。御唐は上におなじ。水杞兩卿陪拜せらる。　桂昌院殿靈牌所にも詣でたまひ還御なる。この日大僧正祐天入院のゝちはじめての御詣により。祐天檜重を獻じ拜謁す。よて銀二百枚。時服五襲たまはり。役者兩人にも時服を下さる。今朝松平周防守康豐日光山よりかへり謁す。(日記。)○廿六日寄合藤本筑後守精賀桐間番頭の並に仰付らる。芝浦邊火事あり。延燒數町に及ぶ。(日記。御徒方萬年記。)○廿八日月次なり。少老久世大和守重之が子源五郎暉之初見したてまつる。本多兵庫忠央は亡父山城守忠次が遺物備前盛景の刀を獻ず。使番筧新太郎正尹。日下部作十郎博貞は坂城目付にさゝれいとまたまふ。今朝東叡山　長昌院殿靈牌所に阿部豐前守正喬代參す。(日記。)○廿九日喜連川左兵衞督昭氏より。家に傳へし　東照宮の御書。その外古記どもを御覽にそなふ。けふ命せらるゝは。近日火災の地に早乘の者ありと聞ゆ。先々より禁ぜらるゝ所なり。今より後かゝる事あるべから

上江戶大火下火災之制

ずとなり。(家譜。日記。)◎この月令せるゝは。下馬所にて飲食履鞋持いてゝ。召供の從者にうりひさぐ事ありと聞ゆ。向後誅首五節はいふまでもなし。朝會ならびにつれ〴〵も。下馬所にもちいてゝ物うることあるべからず。もしそむくものあらば。里正らまでも笞めらるべしとなり。(日記。)○二月朔日日光。久能の御鏡御拜賦あり。また准后公辨法親王はじめ古宗の僧徒拜賀例のごとし。大目付横田備中守由松。勘定奉行荻原近江守重秀。目付平岡市右衞門資明。河野勘右衞門通重日光山御參のときのこととゝのべしと命ぜらる。目付伊勢平八郎貞敎は殿中掃除ならびに修理費用。村瀨伊左衞門房矩は城中掃除巡察のことを命ぜらる。(日記。)○二日萬石以上のともがらに。地方を定めて防火を命ぜらる。銀町より芝口門までは牧野大學成央。加藤遠江守泰憲。牧野讃岐守英成。芝口より赤坂門までは中川内膳正久忠。板倉近江守重治。金森出雲守賴岩。赤坂より市谷門までは土井甲斐守利知。内藤駿河守清枚。稻垣大藏少輔重富。織田山城守信休。昌平橋より銀町までは西尾隱岐守忠成。岩城伊豫守秀隆。佐竹壹岐守義長なり。よて仰いだされしは。出火あらば指揮をまたずとみに出て。こゝろいれ消防し大火になればしむべからず。居宅に風あしきか。また近き所ならば出るにをよばず。家にありて防ぐべし。もし風あしくば。はじめいづるとも立歸るべし。幼稚臥病製制他出のときは。家人ばかりいだすべし。たゞし烈風のときは他にいてず在宅すべしとなり。(日記。)○三日高家京極大膳大夫高甫伊勢より歸謁す。土圭間番内方甚九郎高珍が養子甚三郎某養母と中あしかりしかば。非伊掃部頭直該がもとにかの養母出訴せしをもて鞫問せられしに。ひがごとゞもさだかなれば。直該罪せらるべけれども覓宥せられ。寄合杉浦隼人正泰に召あづけらる。(日記。)○七日土圭間番に入るもの一人。赤坂田町にすめる處士弓場園右衞門。さきに處士武光平太左衞門と拳法の優劣をたくらべ。勝負の上にて互に弟子となるべしといひやり。その後なのが門徒あまたひきゐて行むかひしに。平太左衞門家にあらざりしかば。いはれなき事いひて鄕里を騷擾せしによて。南部遠江守通信に預けられ。處士佐波善四郎はじめより此事とりはかりしをもて。松浦彈正鄕に預けらる。(日記。)○八日東叡山　嚴有院殿靈廟に大久保加賀守忠增代參す。此五月はおなじ靈廟三十三周の御法會行はるゝにより。阿部豐後守正喬その事總督すべしと仰付らる。此日淺草花川戸より火おこり風はげしく。並木町の邊より本所に移り。石原邊より深川まで燒たり。よて戸澤上總介正誠始め六人に增火消命ぜらる。(日記。)

○九日　淨光院殿靈牌所に井上河内守正岑代參す。(日記。)

○十日　常憲院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)

上禁於下馬所商買

下拳法

上大名火消

下江戸大火

○十一日女院耳順の御賀あるにより。京に進らせ物あり。主上に羽二重五十疋。上皇に三十疋。女院に繻珍三十卷。をの〳〵二種一荷そひたり。新女院に羽二重廿疋。一種一荷なり。御遷所より　內に紗綾三十卷。一種一荷。院に廿卷一種。女院に繻子廿卷。一種一荷。新女院に紗綾十卷。一種なり。また紀伊中納言吉宗卿の長子長福君けふ赤坂氷川明神に宮參あるをもて。少老鳥居伊賀守忠英して卿に鮮鯛。長子に三種二荷賜ふ。御遷所よりもおなじ樣に贈らせらる。來月參向公卿の館伴を命ぜらる。勅使は黑田豐岐守長軌。仙洞使は堀大和守親賢。圓滿院門跡覺法親王は津輕土佐守信寿。一乘院門跡尊賞法親王は松平采女正定基なり。小笹請奉行竹田丹波守政武。目付伊勢平八郎貞敎。鈴木伊兵衞直武。白木書院修理の事を命ぜらる。(日記。)○十二日この五月山の御法會にあづかるともがらをあてらる。寺社奉行は松平對馬守近禎。森川出羽守俊胤。大目付仙石丹波守久尙。勘定奉行中山出雲守時春なり。(日記。)○十三日久我內大臣通誠公使して銀馬代。紗綾を獻じ。息中納言惟通廻定婚を謝せらる。(日記。)○十四日三緣山　清揚院殿靈廟に大久保加賀守忠增代參す。(日記。)○十五日月次拜賀例のごとし。土屋相摸守政直が二男外記好直初見したてまつる。京八幡豐藏坊一束一卷を獻じ。神宮修理を謝し奉る。作事奉行曲淵信濃守重羽。

下秤證文

下遠山友祚致仕

普請奉行水野對馬守忠順。目付大久保甚右衞門忠位日光道中巡視ばてゝかへり謁す。大番の子初見の禮をとるもの六人。例によて官商神善四郎に秤證文をさづけらる。(日記。)○十六日美濃國苗木城主遠山和泉守友祚致仕の請をゆるされ。其子伊豫守友由に封地一万石百二十一石餘をつがしむ。この友祚は放信濃守友貞が子なり。延寶三年七月六日家をつぎ。その月廿六日初見し。四年十二月廿六日叙爵して和泉守と稱し。けふ致仕して友山と號し。正德四年三月六日卒す。とし五十四。けふ金地院崇傳に贈錄の朱印を下さる。(日記。藩翰譜續編。)○十七日紅葉山　御宮に井上河内守正岑代參す。(日記。)○十八日令せらるゝは。先年日光山御參のとき。諸有司の勤かた麁擾し。簿書に注記して缺すべしとなり。又去りし八日災にかゝりしともがらのうち勤仕のものには。この夏の廩米を只今恩賞あるべしとなり。(日記。)○十九日山王權現の社に御詣あり。まづ覩理院にならせたまひ。それよりわたらせ給ふ。先導は井上河内守正岑。御刀中根大隅守正利。御沓は新見伊豫守正言。豫參は土屋相摸守政直。大久保加賀守忠增。河內守正岑。阿部豐後守正喬。本多中務大輔忠耳。水野監物忠之。大久保長門守教寬。御側青山備前守秘成。北條對馬守氏澄。供奉は鳥居伊賀守忠英。御側大久保山城守常春。井上遠江守正長なり。(日記。)

○廿日東叡山　大猷院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)

記。)○廿一日臨時の朝會あり。松平庄五郎首服加へ。御名の一字賜ひ。從四位下侍從に叙任し。出羽守宣澄と改む。よて備前島。四日市鐵町。大川端までやけたり。よて稻葉伊豫守恒通はじめ三人增火消命ぜらる。(日記。寶永諸家系纂。)○廿四日三條山　台德院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)○廿五日根津權現の社に御詣あり。供奉少老水野監物忠之。御側衆山備前守秘成。北條對馬守氏澄。豫參土屋相摸守政直。大久保加賀守忠增。井上河內守正岑。阿部豐後守正喬。本多中務大輔忠真。鳥居伊賀守忠英。大久保長門守教寬。先導は豐後守正喬。御刀は堀川兵部大輔廣益。御沓は稻生安房守英正なり。この日より仰とありて。新井筑後守君美を隣人の旅館につかはされ。西南外國の事を尋問せしめらるゝ事三月九日にいたれり。この曉三河町より出火し。雉子町。白銀町。蠟燭町。關口町。皆川町。永富町まで延燒す。よて松平周防守康豐はじめ增火消四人命ぜらる。(日記。折燒柴。)○廿六日鳥居伊賀守忠英は江州水口を轉じて野州壬生にうつる。一萬石の益封あり。加藤左膳嘉矩は壬生より水口にうつる。この日大目付松平石見守乘邦。勘定奉行大久保大隅守忠香に遺中奉行をかれしめられ。與力二騎。同心十人づゝを附屬せらる。火消役十人をめされて。このほどしばゝくの火災に。こゝろいれ消防するをもて褒詞くにへられ。なの〳〵羅紗二間。時服三賜はり。所屬の吏に金銀たまふ事差あり。よて仰下さるゝは。二丸宿直の日。いまだまうのぼ

下令新非君美就關入尋問西洋事情

上加藤明英卒　下鳥居忠英加藤嘉矩之轉封

下消防之制

上江戶大火

上駿城戍役番士欠乏

上消防之制

て。荏屋町。境町。堀江六軒。大坂小網町。箱崎南北新堀。靈巖島。四日市鐵町。大川端までやけたり。よて稻葉伊豫守恒通はじめ三人增火消命ぜらる。(日記。寶永諸家系纂。)○廿四日三條山　台德院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)○廿五日根津權現の社に御詣あり。供奉少老水野監物忠之。御側衆山備前守秘成。北條對馬守氏澄。豫參土屋相摸守政直。大久保加賀守忠增。井上河內守正岑。阿部豐後守正喬。本多中務大輔忠真。鳥居伊賀守忠英。大久保長門守教寬。先導は豐後守正喬。御刀は堀川兵部大輔廣益。御沓は稻生安房守英正なり。この日より仰とありて。新井筑後守君美を隣人の旅館につかはされ。西南外國の事を尋問せしめらるゝ事三月九日にいたれり。この曉三河町より出火し。雉子町。白銀町。蠟燭町。關口町。皆川町。永富町まで延燒す。よて松平周防守康豐はじめ增火消四人命ぜらる。(日記。折燒柴。)○廿六日鳥居伊賀守忠英は江州水口を轉じて野州壬生にうつる。一萬石の益封あり。加藤左膳嘉矩は壬生より水口にうつる。この日大目付松平石見守乘邦。勘定奉行大久保大隅守忠香に遺中奉行をかれしめられ。與力二騎。同心十人づゝを附屬せらる。火消役十人をめされて。このほどしばゝくの火災に。こゝろいれ消防するをもて褒詞くにへられ。なの〳〵羅紗二間。時服三賜はり。所屬の吏に金銀たまふ事差あり。よて仰下さるゝは。二丸宿直の日。いまだまうのぼ

らざるあひだ。官宅のほとりより出火せば。とみにその所にをもむき消防すべし。それにより出仕遲滯するともくるしからず。その間に同僚または大名火消のともがらあつまりなば。見はからひ出仕すべし。その地にて。同僚はさらなり。大名火消のともがらと消口をあらそひさへざる事あるべからず。後にはせつきしともがら。消防すべき所なくば。かたへに人數をたて。火勢ひろごるか。飛火あらばそこにはせむかふべし。もつとも火をさくるもの丶道をさまたぐべからず。大火のとき消すべき方あまたありとも。火はびこりてはその功なきにより。一ケ所にても外にはびこるべき方を專ら撲滅すべし。風道に立むかひ。防ぎがたければ。相はかりてかたへに人數を立ならべ。火のはゞひろくならざるをむねとしふせぐべし。隊下はいふまでもなし。從者までもみだりなる事なさしむまじとなり。(日記。)○廿七日書院番頭に仰下さるゝは。駿城戍役の番士五十人に定りたるを。近年は交代の期に及び。病もてまからざる輩多く。去年はわけて戍士欠乏せるよしきこゆ。この後三十五六人より不足あらしむべからずとなり。また町奉行して市井に令せらるゝは。市人等常にその家業によて火をもちゆるともがら。火をいましむるはいふにをよばず。もし火をあやまつときのため。あらかじめ水桶井に消防の具をそなへおくべし。樓上に火爐。または家々接近の地に火所をかまへ。炭薪つみをき。また常燈。常香をかまへ。木行燈とて曉天まで燈火を備へなくの類。すべて火をみだりになすべからず。其地の里正らにこゝろいれて曉諭すべし。市中に非すくなき所は。里正らかれて相はかり非を堀り。また水溜をしつらひ。その他釣瓶。手桶。梯子など消防の具をそなへをくべし。風烈しき日また火災ばげしきときは。火の番を定めをき。その市街はいふまでもなし。四五町のあひだに火あらば。すみやかにはせつけ消防すべし。其日の番にあたりしともがらはせつかざれば糺察にをよぶべし。風下の市街は。火の番のものども街中に指揮し。每家屋脊に人をのぼせ餘炭をふせがしむべし。風下たりとも火より遠所より火を出し。また飛火たりとも火火の徒と同科たるべし。烈風の日火事あるは。風下の市街に火を放つ賊ありときこゆ。あやしげなるものあらば。とらへて所屬の吏に引出すべし。災後ぬすみとりし物をうりはらふ類あらば。すみやかに里正にうたふべきよし。市非にふれて。こゝろもちゆべきむね曉諭すべしとなり。本多信濃守忠直はじめ。このごろ連日の火災にこゝろいれて消防せし大名廿三人に褒詞をつたへらる。(日記。)大成令。○廿八日東叡山　淨光院殿。　長昌院殿靈牌所に御詣あり。供奉大久保長門守教寬。大久保山城守常春。井上遠江守正長。豫參は土屋相摸守政直。大久保加賀守忠增。井上河內守正岑。阿部豐後守正喬。本多中務大輔

忠真。水野監物忠之。鳥居伊賀守忠英。御側菏山備前守秘成。北條對馬守氏澄。　淨光院殿にては松平攝岐守賴豐先導し。宮原刑部大輔氏義御刀。阿部豐後守正興御沓の役し。　長昌院殿にては加賀守忠增奉導し。牧野伊勢守忠列御刀の役し。御沓は上に同じ。水戶中納言綱條卿の息女。松平播磨守賴明が娶うせければ。對馬守氏澄してとばせたまふ。(日記。)〇廿九日准種。大綸紗一種。更紗一種。綸珍一種。ころう一種。縮緬二種。酒二壺なり。(日記。)〇二日水戶中納言綱條卿の制中をとはせたまひ。御側井上遠江守正長もて檢重ををくらせたまふ。北方にもおなじ。松平播磨守賴明にも。使番大島因幡守義全もて御尋あり。(日記。)〇三日桃節の朝會例のごとし。圓滿院門跡覺眞法親王。一乘院門跡尊賀法親王參向ありければ。大久保加賀守忠增御使とし。高家織田能登守信門そひてまいる。圓門は青松寺。乘門は天德寺を旅館にあてらる。(日記。)〇五日公卿參向ありければ。阿部豐後守正喬慰勞の御使し。高家品川豐前守伊氏そひてまいる。(日記。)〇六日闌入にいとま下され。時服三十給ひ。例の條約よみ聞せられてのち。又別に令せらるゝは。西南蕃船諸國商舶禁絕の後も。闌入には朱印を給はり。每年來舶するはいふにをよばず。長崎の地にも滯留せしめ。拜謁をもゆるさるゝその故は。古よりかひたんの裔我邦法をつゝしみまもるによれり。しかるに去秋鎖帆のとき。國禁を犯し海上にて姦淫を行ひし聞えあり。よて嚴科にも行はるべけれど。百年なり。上巳を祝して准后公弁法親王より二種一荷。尾紀兩卿よりなの〳〵一種一荷を献ぜらる。　御臺所。姬君にも同じ。阿闌人方物を献ず。例はたゞちに見たまへども。今年よりはじめて垂簾の中にて御覽あり。方物は珊瑚珠百粒。猩々緋一種。海黃四種。天鷺絨二種。金入一種。紬子一種。縮布一種。茶宇一

下闌入ゝ貢

上兌銀鋪之制

下戒諭闌人

上驛路之制

下驛路之制

上飛脚之制

以來國禁をつゝしみ守りしなもて。こたびはとがめられず。此後もし犯禁のふるまひなさば。宥恕はあるまじきなり。今秋交代のかひたんにこのむれをよくいひきけ。歸國せし後に。こんばにやぜれらるにも申傳ふべしとなり。(日記。)〇七日雇夫諸荷物の保主に令せらるゝは。諸驛往還の遲めしくする雇夫ら。近年ひが事多き中にも。公事にて引かふかふ。また戍役の盟の雇夫ばら。その主の權をもて非法をなし。あるはみだりに手代りの人をとり。其者より錢出させてゆるしかへし。或は持べき品を手代りのものにもたせ。其身は馬駕籠にのり賃錢を出さず。又は驛々の者に非法の事をいひかけて。かれより申すむれあれば。種々のひが事をなすものありと聞えたり。今より江戶京坂にて保主等に申付。其度々に雇夫に曉諭せしめ。やみがたき事あり手代のものをやとひ。また馬駕籠にのらば。定のとく其賃を出さしめ。宿錢もこれに同じく。いさゝかも非法をなさしむべからず。諸驛にてもしひが事するものあらば。誰の雇ひし者たりとも。その所にとゞめ。道中奉行へ訴出べしと令し置たれば。朝問のうへ。其ものはさらなり。保主も罪に處せらるべし。京坂驛三度飛脚。近年は賃目重き荷物あり。かつ夜中もみだりに往來する類ありと聞ゆ。今よりのち在番の盟荷物の外。商人の荷を交ゆべからず。　やみがたきゆへありて通夜脚力をはしらしめば。番頭の券もて通すべしと定めたり。このむれ各所脚力の保主に命じ置たれば。晝夜ともに人馬のあたひ定のとく出すべし。諸驛にても査檢し。もし賃目重き荷物あるか。あるは無券にて通夜の脚力あらば。其所に留置て速に奉行所に訴出べしと令したるにより。紛問のうへ。飛脚宿領はいふまでもなく。保主まで罪せらるべし。江戶京坂をよび其他國々より。市人請負て往來する公物。近年賃目重く其數も又多きにより。道中人馬もおまたこの用にあて。しかのみならず公事なればとて。貨錢を不足に出し。ひが事多しと聞ゆ。今より定制をこえて賃目重くなさず。其數も賃目にしたがひ定めの貨錢をいだし。いさゝかひが事あるまじきむれ。公事奉る盟よりこゝろいれて曉諭し。非法をなさしむべからず。驛々にても査檢し。賃目重さか。其數多くいぶかしき事あらば。たとひ公物といふとも。其所にとゞめ奉行に訴ふべし。紛察のうへ保主まで罪あるべしとなり。また令せらるゝは。公事にて諸道往來のともがら。御朱印員數の外に人馬多く充るよし聞ゆ。さきにも令ありしとく。無用の人馬多く出さしむべからず。員數の外に出さしむる事あらば。定制の貨錢をたがひなくあたふべし。公事または在番其他諸大名はじめ。すべて往來の盟。人馬の事あつかふもの定めあるべければ。御朱印員數の人馬ならびにその他も。用ゆべきほど充て。別にやとひしは其錢をさづくべきため。其あつかひのもの驛にとゞまりくはしく査檢すべし。其外の從

者又雇夫ら。私に人馬駕籠を出すべしといふとも。そのあつかひの者より命ぜざるときは出すべからずと。かれて驛長らへも告をくべし。驛々へもかれてこのむれ令し置るゝなり。往來のともがら從者ならびに雇夫ら。主權をはりひが事ふるまひ。をのがもつべき品を驛々の役夫にもたせ。其身は馬駕籠にのりて。貸錢をも出さぬものありと聞ゆ。かゝる事なすべからずと。雇夫はさらなり保主にも告驗すべし。こののち非法のやからありなば。驛々にてあらため。從者にても雇夫にても舉行にしたがひ。貸錢たがはずあたへ。いさゝか非分の事なさしむべからずと。其事舉る聞より令すべし。道中にてもあらため。訴へ出べしと。かれて定められしなり。往來のともがら從者雇夫までも。駄貸宿錢定制にたがはず出すべし。あるは其貸を減少してさづけ。あるは驛より定制のとく受取しよし券かゝせとる類もありと聞ゆ。かゝるふるまひあらば。これも舉行にうたふべしと令し置れたり。荷物の貫目も定制のとくたがふべからずと令すべし。こたび荷物貫目査檢の所を定められ。もし定制より重きは。公物といふとも傳送すべからずと令せられぬ。かつまた京坂驛在番の聞より出す三度の脚力荷物も。近年は貫目重く。其さま高大なるもあり。通夜往來するもありと聞ゆ。脚力保主ならびに商人の荷物をまじへしむべからず。在番の聞みづからの荷物も。制をこえて貫目重からしむべからず。古より通夜の飛脚はみだりにゆるされぬ事なり。今よりやみがたく通夜おもむかしめんとならば。番頭の券をそへて出すべし。飛脚の保主にも。これらの事よく曉諭すべし。道中にてもそのこゝろしてあらため。もし貫目重き荷物。又は券なくて通夜かよふものあらば。とらへて舉行へうつたへいで。査檢あるべしと令せられたり。江戸京坂其他諸國より。商人請負て往來せしむる公物。近年貫目重くその品も多く。人馬あまた充るにいたり。そのうへ公物と稱し貸錢も減少し。其ほかひが事どもなすよし聞ゆ。このゝち制外に貫目重くなさず。其荷も貫目にしたがひ。貸錢たがはずあたへ。いさゝか非分の事なさしむべからずと。其事舉る聞より令すべし。道中にてもあらため。貫目重く其數多くいぶかしきは。公物といふともとゞめ置き舉行にうたへ。糺問あるべしと令せられたり。諸驛の者ひが事なす時。驛長らを二日三日路までもよびよせ。又驛長の方よりつきしたがひ。謝するもありと聞ゆ。たとひ役夫ひが事なすとも。驛長等を他所にめしよぶときは。其驛の事さしつかゆれば。驛長をめしよぶはさらなり。かれらつきしたがふ事もとゞめ。其趣を舉行にうたへ。舉行所より糺察せしむべし。こたび諸驛諒解ありてかく定られたれば。所屬ならびに家人ひが事ありとも。番頭ならびに其主の過失たるべければ。よく其心を得べしとなり。また諸驛に令せらるゝは。公卿門跡道中往來の役夫卅二人。役馬三十疋にかぎれり。しかるに近年制外に添馬多く出すゆへ。諸驛ならびに助役の郷村艱困するよしきゝゆ。

飛脚之制

驛路之制

向後驛々より馳走とて制外の人馬出すとも。五十人卅五匹の外は一切出すべからず。官用にて往來のともがら。御朱印券の外に。人馬多く相立ることも停止すべし。をの／＼常雇のものら。近年ひが事多く。中にも官事にて往來の聞。ならびに在番の徒の雇夫ら。主權をもてみだりに手代のものをとり。をのれは馬駕籠にのり貸錢をいださず。あるは非理をいひかけ。諸驛虚貸多からしむるよし聞ゆ。よて江戸京坂雇犬の保人より。雇夫らに嚴に曉諭せしむれば。諸驛もそのむれをこゝろえ。誰人の雇夫たりとも。無用の人馬を出さするか。非理いひかくるものありとも出すべからず。官事在番。その他万石已上のともがら道中往來には。人馬の事あつかふ從者を行家にとゞめをき。御朱印券。人馬貸。人馬用ゆべきほど出させ。貸人馬はたがひなくあたひをさづけ。諸事ひがふるまひあらしむべからず。從者ならびに雇夫らより。私に人馬駕籠など出すべしといふとも。人馬あつかふものゝ申すむれなくば。出さしむまじと令したれば。諸驛このむれをこゝろえ。みだりに無用の人馬を出すべからず。近年東海道驛轎多く出させ。別て官事ならびに在番の從者雇夫ら。みだりに馬轎にのるよし聞ゆれば。これまた制禁のむれ令したり。諸驛もそのむれをこゝろえ。官用在番の從者たりとも。馳走の馬轎出すべからず。病者ならびに子細ある聞に貸錢とりて出すべし。諸荷物貫目定制のごとく點檢し。各驛にて殿に申送るべし。ひが事あらば官物なりといふとも傳次すべからず。京大坂駿府三成の聞より出す三度急脚の荷物をはじめ。すべての荷物。近年みだりに其數多く貫目も重く。通夜往行するよし聞ゆ。これも請負の者に令し。向後商物をまじへず。貸錢もたがひなくさづくべし。通夜の脚夫も。番頭の券もて出さしむべしと令したれば。諸驛このむれを存じ。重き荷物又は分外の數あるは互次すべからず。番頭の券なくば通夜の人馬を出すべからず。その他急劇の事なりとも。通夜の脚夫あるべからず。三所ならびに各國商人うけばりたる官物。貫目重く。官事といひ立て貸錢も不足にさづくる事ありときこゆ。今よりして貫目重くなさず。人馬の貸は定めにたがはずさづくべしと。各所舉行より商人に令したり。諸驛にも制にたがひしことあらば。官物といふとも互送すべからず。すべて已上の諸件にたがふものあらば。其土にとゞめ置て。舉行所にうたへ出べし。向後諸驛添人馬停禁せられしうへは。助役の郷村より無用の人馬を出させ。又は便よきかたへは驛人馬を出し。不便なるかたには助役の人馬出す事あるべからず。互に漏面に印記して。重て訴訟の事なからんやうはからふべし。逃犯にをいては嚴制せらるべし。助郷よりも。驛より傳ふまいたがへず出すべし。もし不足不參するか。または用にあたらざるもの出し。其員數にのみみてば嚴科たるべし。往來の旅人に非理のふ

上戒驗驛長

るまひあるべからず。卑賤の旅人なりとも滯なく人馬を出し。諸貨ども分外にいひかくべからず。山坂川渡もこれに准ずべし。すべて諸驛にて旅人の艱困にをよばせば。本人はさらなり驛長らも嚴科たるべし。諸驛近年しきりに火災あり。大火になをよばざるほどに。驛人ら力をつくし防がば消べきを。なの〳〵家財などあつかひにひかれて。消防とゞかざるなるべし。常に火をいましめ。失火せば速に馳參り撲消すべし。もしいぶかしきものあらば。率行所にうたへ出べし。をこたりなばこれも嚴刑に處せらるべしとなり。また別に驛長等に令せらるゝは。こたびの條約を遵率し。後年みだりなることあるまじく。諸驛會議し。卑賤の旅人たりともいさゝか不禮をなし。または非理ふるまふことあるべからず。ことさら政所には登用をも下さるれば。猶更ひがごとなく。諸驛の撰擧ともなるべくこゝろすべし。助鄕より出る人馬も。改所にあつまる員數をもて。他驛の人馬數をもあらたむべし。このゝへ無用の人馬をいださしめば嚴科たるべし。駕籠貫錢も。いまゝて旅人により過分にいひかけしもあるよし。ほゞその聞えあり。いまより輕微の商物たりとも。諸品の價を騰貴せしめず。時估をもて驛長らはかりあはせ。諸驛不同なからんやうになすべし。違犯ありて旅人訴出ば。驛長ら嚴科處るべし。助鄕のともがらもし違犯せば。速に驛よりうたへ出べし。內々にて過料金銀を課せ。又はその科として。助鄕のもの驛にとゞめ置事あるべからず。驛長ら條約にたがひたる事を助鄕にふれわたしなば。助鄕より速に訴ふべし。內々にて爭論し。定制の人馬とゞこふる事あるべからず。又旅人ひが罪なすものあらば。驛より速に訴ふべし。その時はすてをき後に艱困のよし申出ば。驛長ら過失たるべしとなり。よて驛長らよりも誰狀をさゝげしむ。この日奧右筆高階半次郎經和當直をゆるされ。新井筑後守君美にしたがひ。韓聘の儀注ならびに日記を得せしむ。日記方右筆玉置半助貞直はじめ四人にも。この事たすくべしと命ぜらる。この寄淨寫のゝち副本一通は宗對馬守藏方に賜ふべしとなり。（憲教類典。日記。）〇八日東叡山　嚴有院殿靈廟に大久保加賀守忠增代參す。五月の御法會勤番を仰付らる。文殊樓は牧野駿河守忠辰。仁王門。黑門は板倉近江守重治。中堂袈口は本多遠江守正武。袈口は西尾隱岐守忠成。屏風坂は松平下野守信治。車坂は酒井石見守忠徹。清水口は內藤主殿頭政貞。新清水口は堀田備後守正高なり。道中奉行に附屬の輿力なの〳〵扈來八十石。同心になのをの三十俵二人口をたまふべし。其人は奉行の心にまかせて召抱べしと仰下さる。（日記。）〇九日東叡山　淨光院殿靈牌所に少老久世大和守重之代參す。（日記。）〇十日東叡山　常憲院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。（日記。）〇十一日公卿の引見あり。　勅使は庭田前大納言重條卿。高野前大納言保春卿。

下改敷答稱御返答

下大岡忠相叙從五位下備前守

院使は藤谷前中納言爲茂卿なり。　內。　院よりまいらせらる歲首の賀物例のごとし。　女院御賀により。　主上より綸子十卷。二種一荷。　上皇よりちりめん五卷。二種。女院より中山前大納言某卿華の古今集。一種一荷。　新女院よりさや三卷。一種。　御臺所に　內より紅白ねり五反。一種一荷。　院より紅白綿三疋。一種。　女院より紅白ちりめん二卷。一種なり。　圓滿院門跡覺法親王。一乘院門跡聖賀法親王御繼統を賀して拜謁せられ。をの〳〵金馬代。さや十卷さゝげらる。正親町三條大納言公統卿。梅溪三位英通卿。四大路三位隆業卿。甘露寺頭辨尙長朝臣。山科中將持言朝臣。東坊城少納言資長朝臣。唐橋侍從在廉朝臣。勸修寺辨高顯。萩原民部大輔兼澄ならびに攝錄竹園の使者。勾當內侍の使。其他諸工人拜したてまつる事例のごとし。　御臺所に兩門跡より紗綾五卷。蕈物を進らせられ。庭田高野兩亞相より練貫三端づゝ。藤谷黃門より紗綾二卷。近衛攝政家熙公より紗綾五卷。緡貫なり。事はてゝ公卿旅館に酒肴をくらせ給ふ事例のごとし。尾張中納言吉通卿參府によて。秋元但馬守喬知御使せり。（日記。）〇十二日臨時の朝會あり。中納言吉通卿參覲の拜謁せらる。よて紀伊中納言吉宗卿。ならびに松平攝津守泰行。松平出雲守義昌同じく拜謁あり。加藤出羽守泰統參覲す。毛利又四郎元朝。松平伯耆守資俊養子主計資訓。九鬼甲斐守隆直養子辨之助隆寬。松平志摩守直丘養子頼母直員はじめて見參す。　この日仰出さるるは。今まで　禁廷に御返詞あるを勅答と稱すといへども。此後は御返答と唱ふべしとなり。（日記。）〇十三日公卿饗宴の申樂あり。　翁。三番叟。高砂。八島。雲雀。石橋。　祝言吳服。狂言二番。夷毘沙門。釣狐なり。　纓頭は參者番三浦壹岐守明敬これをとる。この日公卿兩山に參拜ある日まかる翌。諸大夫は狩衣を着すべしとふれらる。（日記。）〇十四日三緣山　清揚院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。寄合松平與右衛門忠成。橫山數馬忠知。近藤左門用連に。五月御法會に東叡山の火番を命ぜらる。公卿兩山參詣によて。　上野は松平和泉守乘邑。酒井修理大夫忠音。松平圭殿頭忠雄。三浦壹岐守明敬。植村右衛門佐家敬。松平宮內少輔忠尙。芝は本多隱岐守康敬。松平周防守康豐して警衛せしめらる。高家。寺社奉行。徒頭もまかる。（日記。）〇十五日月次例のごとし。山田奉行大岡忠右衛門忠相赴任の暇下され。從五位下に叙し能登守と稱す。奈良奉行中坊長左衛門秀廣も叙爵して美濃守と稱す。例は春日の近宮あらされば叙爵せざれど。こたびよりかならず諸大夫仰付らるゝ事とさだめられき。日付三淵縫殿助永正船手頭になる。（日記。）〇十六日京に御返答仰進らせられ。公卿にもいとま下さる。賜物は庭田前大納言重條卿。高野前大納言保春卿になをの〳〵銀二百枚。綿百

把。藤谷前中納言爲茂卿に百枚。百把。正親町三條大納言公統卿に百枚。時服十。梅渓三位英通卿。四大路三位隆業卿。甘露寺頭辨尚長朝臣に五十枚。六。山科中將持言朝臣に三十枚。六。東坊城少納言資長朝臣。唐橋侍從在廉朝臣。勘修寺辨高顯。秋原民部大輔雖澄もおなじ。勘解由小路侍從光潔朝臣。梅渓侍從通條朝臣。中御門侍從宗綱朝臣にをの〳〵方料百俵給ふべしと傳奏衆に仰下さる。園滿。一乘兩門跡のもとに非上河内守正岑御使し。高家品川豐前守伊氏そひ參り。をの〳〵綿二百把。銀三百枚下さる。家司等にも賜物差あり。　御讓所よりは兩門跡に時服各十。　勅使にも同じ。　院使には六下さる。公卿まかんづるとき老臣送る事。例は大廣間の四の間なるを。今よりして三の間まで送る事と定めらる。(日記。)〇十七日紅葉山御宮に大久保加賀守忠増代參す。兩使の外の公卿は今朝歸洛におもむかる。(日記。)〇十八日兩使今朝發程あり。園滿一乘の兩門跡淨苑に遊覽せらるゝによて。秋元但馬守喬知。少老鳥居伊賀守忠英。ならびに高家。寺社奉行等まかりて事をとる。饗宴のなかばに。少老水野監物忠之御使して檜重をくらせらる。(日記。)〇二十日東叡山　大猷院殿靈廟に非上河内守正岑代參す。(日記。)〇廿一日奥にて申樂あり。三家ならびに松平大學頭賴貞見る事をゆるさる。よりて三家より檜重一組。魚物。大學頭賴貞より檜重を獻ず。三家に縮子十反づゝ。賴貞に八丈綿紬を賜ふ。瑞春院。養仙院御方。左京の局無卦の祝によりものをくらせらる。今朝覺尊。尊賞兩法親王發程して歸洛に赴かる。(日記。)〇廿二日紀伊中納言吉宗卿のもとに。大久保加賀守忠増もて就封のいとまたまはる。(日記。)〇廿三日臨時の朝會あり。中納言吉宗卿就封の辭見せられ。御馬二匹を給はる。松平主殿頭忠雄。五島大和守盛住就封のいとまたまふ。藤堂備前守高堅が子主水高陳初見の禮をとる。使番角南主馬國通。松平與左衛門忠一大坂目付はてゝか〳〵り調す。尾張中納言吉通卿より。土産として御冠棚。鵠香爐をさゝげらる。　御讓所には硯箱。文臺。竹姫君には繪卷物なり。(日記。)〇廿四日三緑山　台德院殿靈前に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)〇廿五日松平大和守基知こふまゝに。第主馬知清に私墾田一万石を分つことゆるさる。松姫御方痘瘡酒湯の祝により。松平加賀守綱紀。若狹守吉德より二種一荷づゝさゝげ。後閣にも獻物あり。(日記。)〇廿六日五月の御法會により。參向公卿の館伴を命ぜらる。　勅使は戸澤上總介正庸。　仙洞使は木下肥後守俊定。　女院使は毛利讃岐守匡廣。妙法院門跡堯然法親王は加藤遠江守泰恒。青蓮院門跡尊祐法親王は京極若狹守高或なり。書院に入番するもの八人。大番。小十人。小普請より納戸番となるもの二十五人。(日記。)〇廿八日月次朝會例のごとし。今朝東叡山　長昌院殿靈牌所に少老水野監物忠之代參す。同じ

下松平知清之分封

下朝鮮呈改寫國書

上兌銀鋪之制

靈牌所修理の事を御側井上遠江守正長に命ぜらる。近衛太閤基熙公兩山參拜あるにより。高家。目付。徒頭まかる。(日記。)〇廿九日。太閤基熙公根津權現にまうでらる。よてまかる翌昨日のごとし。(日記。)〇三十日大目付折井淡路守正辰。先手頭溝口源兵衛勝興病免して寄合となる。(日記。)◎この月兌銀鋪に令せらるゝは。頃日金の新古をたて兩替するよし。いとあるまじき事なり。いよ〳〵先令を守り。新古とも同じくとゞこふらず通行すべしとなり。(大成令。)

文昭院殿御實紀卷十四　正德二年四月に始り七月に終る

〇四月朔日月次乙。一柳因幡守直鄕參覲す。秋元但馬守喬知日光山　御宮修理巡察を命ぜられ暇給ひ。伽羅一木。羽織二くだされる。小姓組與頭永井刑部尚附は先手頭となり。小十人頭松平孫左衛門忠鄕は小姓組與頭となり。書院番小河左兵衛康庸は小十人頭になる。松平大和守基知が弟主馬知清分封を謝し初見し奉る。使番細井左次右衛門勝鄕駿城目付にさゝれ。徒頭土屋數馬爲直宇治の採茶の事命ぜられともに暇下さる。猿樂の御遊あり。難波。野宮。亂御所作なり。石橋間部越前守詮房。紅葉狩藤本筑後守精實。安宅中絳丹波守直景。瓶松前友之丞

下一柳末禮卒

なり。又太閤基熙公歸洛の護送命ぜられ。　御讓所用人堀山城守正勝いとま給ふ。(日記。)〇二日朝鮮國王より書簡改寫して對馬まで進らせたるにより。宗對馬守義方請取て。御返簡を彼使にさづけ。かしこの書簡は家人して大坂に呈せしにより。坂城成役の大番付そびてけふ府にまかる。今朝東叡山　長昌院殿靈牌所修理のことを作事奉行柳澤備後守信尹。日付小宮山庄九郎昌方に命ぜらる。紀伊中納言吉宗卿發程により。老臣の奉書もてとはせらる。(日記。)〇三日父死してその子家つぐもの七人。醫員木村弘德院　殁前の願により。二男萬三郎　に四百石をわかつ。大閤基熙公歸洛の事仰出され。大久保加賀守忠増して銀五百枚。綿五百把おくらせられ。家司。醫員に銀。時服くだされ。差添の高家織田能登守信門なり。御讓所より留守居松平主計頭近鎭もて銀三百枚。家司等にも銀給ふ。基熙公奥にまうのぼり給ふ。(日記。)〇四日　御宮。　露廟に新笋を獻ぜらる。秋元但馬守喬知府を出て日光山におもむく。一柳因幡守直鄕　新女院使の館伴を命ぜらる。奥にて御能あり。松風。項羽をまはせたまふ。(日記。)〇五日。播磨國小野領主一柳土佐守末禮うせければ。嫡孫民部末昆に遺領壹萬石をつがしむ。此末禮はもとの宇右衛門直次が子にて。萬治二年二月七日遺領を賜はり。寛文元年十二月廿八日叙爵して對馬守と稱し。後土佐守にあらたむ。元祿五年二

月廿三日大番の頭とせられ。十五年十月廿八日留守居にうつり。十六年十一月六日御側となり。寶永六年　御代あらたまりてのち。職ゆるされて外様の列になり。ことし二月十三日六十四歳にてうせぬるなり。(日記。藩翰譜續編。)○六日濱苑にわたらせたまふ。宿老。御側用人。少老。御側幷に近習の班みな陪從す。　御臺所。御部屋の方も同じく遊覽し給ふ。よて非伊掃部頭直該は檜重。魚物。宿老。御側用人より檜重。少老より魚物を獻ず。　御臺所。御部屋の方へも檜重。肴等をさゝぐ。

御臺所より老臣に檜重。御側用人に檜重。少老に干菜をたまはる。御部屋の方よりも同じ。池中に御舟をうかめ鼓吹あり。(日記。問部日記。)○七日朝鮮の國書に差添まかりたる大番二人に時服。金を下さる。近衛大閤基凞公發靷近きにより。御側用人間部越前守詮房もて。書柳幷に金百枚。紅白紗綾百反贈らせたまふ。差添は高家織田能登守信門なり。　御臺所よりは執事本間豐前守季高もて冠棚。脊案。盤帖。銀花瓶。純子二十卷。御部屋の方より香棚。大紋縮緬。すめの局より銀丁子釜。大紋紗綾。左京局より香爐。大紋羽二重進らせらる。太閤大奥にまうのぼりたまひ。饗宴猿樂あり。小鰭。小鍛治をなさる。はてて太閤に伽羅一木。古笹三對幀。佩物二十。笹卷五具。染繪子五十反進らせらる。　御臺所よりも進らせられ物品々あり。また太閤輜洛のついでに京に進物あり。　主上に伽羅一木。銀香爐。　仙洞に伽羅文臺。硯箱。　女院。　新女院に伽羅。　御臺所より　內に料紙。硯の箱。　院に十炷香箱なり。准后公辨法親王登山の期至りければ。高家長澤壹岐守資親もて時服五つかはさる。(日記。問部日記。)○八日東叡山殿有院殿靈廟に非上河內守正岑代參す。林大學頭信篤講筵あり。(日記。問部日記。)○九日東叡山　淨光院殿の靈牌所に少老大久保長門守教寬代參す。准后公辨法親王日光山に赴かるゝにより辭見せらる。(日記。)○十日東叡山　常憲院殿靈廟に。阿部豐後守正喬代參す。小普請岡部兵庫盛明に五月御法會の火番を命ぜらる。太閤基凞公明日發輿により。平川口より奥にまうのぼらる。(日記。問部日記。)○十一日高家前田伊豆守長泰日光山　御宮の代參。前田隱岐守玄長は同じ　外迂座の代參。稻葉丹後守正往は　靈廟の代參。松平志摩守直丘。戶田淡路守氏成は祭禮奉行にさゝれいとま給ふ。父死してその養子家つぎ。土圭の間番となるもの禁人。基凞公今朝發駕あり。よて　御臺所へも檜重。鯛をまいらせらる。奥にて施あり。東北。圓栖をまはせたまふ。(日記。問部日記。)○十二日秋元但馬守喬知日光山にまかりしによて。その子伊賀守喬房めして存問し給ふ。(日記。)○十三日臨時の朝會あり。松平肥後守正容はじめ參覲拜謁するもの二十七人。奥詑あり。柏崎。殺生石を舞せたまふ。

頒封地判物于諸小名

(日記。問部日記。)○十四日三條山　清揚院殿靈廟に非上河內守正岑代參す。この日木下右衛門大夫俊量。水野右衛門大夫忠輝は佐ゝ稱し。松平造酒正仲央はさけのかみと稱すべしと仰出さる。また少老水野監物忠之。御判物には大監物としるしいださるゝといへど。常は監物と唱ふべしとなり。(日記。)○十五日月次の拜賀例のごとし。佐竹大膳大夫發柊。丹羽左京大夫秀延はじめ五人參覲す。美濃衆一人もおなじ。相馬藏岐守尊胤今より後諸第の列と同じく。公卿拜謁の時伺公すべしと命ぜられ。松平隼人正近朝。松平主馬知清は諸第の列にくはへらる。一柳民部末昆より亡父土佐守末禮が遺物三原の刀を獻ず。住心院公淵。傳法院宣存束卷を獻じ正倕正を謝し奉る。日光に驛次もて秋元但馬守喬知を存問せらる。けふ仰出さるゝは。四月十七日紅葉山攝參の裝。下襲なしの衣冠に太刀を帶すべし。奉る事ある裝は。太刀を帶すべからずとなり。(日記。)○十六日根津權現別當住心院宣存に金二百兩。檜木二千七百六十挺給ばり。居宅造營の費用にあてらる。京職松平紀伊守信庸より　女院御不豫のよし注進す。儒員林七三郎信充論語を講ぜしめらる。(日記。問部日記。)○十七日紅葉山　御宮御參なり。供奉少老久世大和守重之。御側大久保山城守常春。非上遠江守正長。行列は品川豐前守伊氏。長澤壹岐守資親はじめ七十人。先導は七屋相摸守政直。御簾は非上河內守正岑。御太刀は大澤右衛門督基隆。御刀は堀川兵部大輔廣益。御沓は河野信濃守安通。陪參は相摸守政直。河內守正岑。阿部豐後守正喬。本多中務大輔忠眞。鳥居伊賀守忠英。大久保長門守教寬。陪拜は屋水兩卿なり。(日記。)○十八日准后公弁法親王在山により。龍眼肉一匣を贈らせ給ふ。この日太閤基凞公歸洛ありしをもて。　御臺所より饗行はれ。中樂あり。羽衣を舞せ給ふ。はてて　御臺所より唐織を捧たまふ。(日記。問部日記。)○十九日万石以上の嫡に封地の御判物をたまふ。先御座所にて。非伊掃部頭直該。土屋相摸守政直。大久保加賀守忠增。非上河內守正岑。問部越前守詮房。阿部豐後守正喬。本多中務大輔忠眞。少老久世大和守重之。水野監物忠之。大久保長門守教寬。大久保山城守常春拜謁して御判物を給はる。次に白木書院に出たまひ。松平加賀守綱紀。松平薩摩守吉貫。松平陸奥守吉村。松平攝津守義行。松平出雲守義昌拜謁して給はり。次に松平肥後守正容。細川越中守綱利。松平伊豫守綱政。松平越後守宣富。松平豐岐守賴豐。次に松平淡路守綱矩。織田越前守信久。松平大學頭賴貞。宗對馬守義方。松平右衛門督吉泰。次に松平甲斐守吉里。上杉民部大輔吉憲。松平越前守信濟。松平大炊頭吉邦。松平左京大夫賴致。松平丹後守吉凌。松平民部大輔吉元。松平大和守基知。松平安藝守吉長。藤堂和泉守高敏。次に佐竹大膳大夫義格。有馬玄蕃頭則維。松平土佐守豐隆。松平播磨守賴明。松平下

總守忠雅。次に松平肥前守宣政。松平出羽守吉透。松平紀伊守信庸。小笠原右近將監忠雄。松平右京大夫輝貞。松平伯耆守資俊。松平隱岐守定直。松平伊賀守忠周。松平兵部大輔清武。榊原式部大輔政邦。次に立花飛驒守鑑任。松平長門守利興。丹羽左京大夫秀延。伊澤伊織村年。酒井左衛門佐忠眞。松平越中守定重。戸田采女正氏定。次に阿部備中守正邦。酒井雅樂頭親愛。堀田伊豆守正虎。本多信濃守忠直。酒井修理大夫忠房。稻葉丹後守正往。南部信濃守利幹。戸田伊豆守幸道。次に大廊にて下さる。松平左兵衛督直常。松平中務大輔昌平。岡部美濃守長泰。松平和泉守乘邑。松平遠江守忠稔。奧平大膳大夫昌成。牧野駿河守忠辰。水野筑人正忠直。內藤作左衛門正敬。內田信濃守正鎮。酒井備後守忠恕。米倉丹後守昌晴。京極主膳頭高之。米津出羽守政容。小姓遠江守政房。井上筑後守政敬。松平下野守信治。次に本庄宮內少輔道貞。柳生備前守俊方。酒井飛驒守忠漸。山口伊豆守弘豐。畑飛驒守直矢。植村土佐守正朗。遠藤下野守胤親。永井播磨守直完。稻葉長門守重房各賜り。なほりて後加賀守忠指、この事とりたるをもて。相州行光の御刀を獻ぜらる。（日記。「部日記。）○十日庚戌山

大廣院殿靈前に阿部豫後守正喬代參す。雨により御詣なきもてなり。高家前田伊豆守長泰。前田隆岐守孝貞。祭禮奉行松平志摩守直丘。戸田淡路守氏成かくり詔す。（日記。）○十一日臨時の朝儀あり。就封の暇たまはるもの松平越後守宣富はじめ三十四人。津輕土佐守信謙。黑田豐後守長軌。遠山伊豫守友由。片桐石見守貞起初ての就封なり。端節の賀とて。家々

伊東大和守祐實。稻葉伊豫守恒通。溝口伯耆守重元。次に黑田隱岐守長軌。建野土佐守長澄。津輕土佐守信謙。黑非隱岐守茲親。金森出雲守頼皆。大村筑後守純尹。島津淡路守惟久。秋月山城守種弘。次下右衛門佐俊量。次に相良志摩守頼福。六鄉伊賀守政晴。森和泉守長直。毛利周防守高慶。堀大和守親良。太田原飛驒守扶晴。遠山伊豫守友由。九鬼丹後守隆晴。京極甲斐守高住。次に伊澤左京亮村豐。堀親貞直。小出信濃守英貞。次下肥後守合定。池田內匠頭政倚。分部若狹守信政。織田山城守信休。岩城伊豫守秀隆。南部遠江守通信。九鬼豐前守隆直。大關信濃守智恒。細川長門守興孜。森對馬守長治。市橋下總守信直。細川豐前守長治。五島大和守盛佳。久留島伊豫守通政。次に片桐石見守貞起。土方丹後守勝孜。伊東播磨守長救。谷播磨守照澄。堀長門守直祐。青木甲斐守重矩。北條遠江守氏朝。立花出雲守貞長。次に新庄駿河守直祐。織田播磨守成純。織田丹後守長清。一柳因幡守直郷。前田又五郎利理。一柳民部末昆。次に黑田豐前守直邦。土井周防守利益。戸田能登守忠眞。牧野大學成央。松平伊豆守信祝。安藤右京亮信友。小笠原山城守長憑。石川右之助總政。松平筑後守頼道。本多若狹守助芳。堀田勝前守正休。小笠原近江守貞通。丹羽式部少輔滋氏。增田備後守正高。本多肥後守忠英。內藤作左衛門正久。松平備後守利章。松浦肥前守棟。加藤遠江守泰恒。仙石越前守政明。京極若狹守高或。

大廣院殿靈前に阿部豫後守正喬參す。雨により御詣なきもてなり。高家前田伊豆守長泰。前田隆岐守孝貞。祭禮奉行松平志摩守直丘。戸田淡路守氏成かくり詔す。（日記。）○十日臨時の朝儀あり。就封の暇たまはるもの松平越後守宣富はじめ三十四人。津輕土佐守信謙。黑田豐後守長軌。遠山伊豫守友由。片桐石見守貞起初ての就封なり。端節の賀とて。家々

伊東大和守祐實。稻葉伊豫守恒通。溝口伯耆守重元。次に黑田隱岐守長軌。建野土佐守長澄。津輕土佐守信謙。黑非隱岐守茲親。金森出雲守頼皆。大村筑後守純尹。島津淡路守惟久。秋月山城守種弘。次下右衛門佐俊量。次に相良志摩守頼福。六鄉伊賀守政晴。森和泉守長直。毛利周防守高慶。堀大和守親良。太田原飛驒守扶晴。遠山伊豫守友由。九鬼丹後守隆晴。京極甲斐守高住。次に伊澤左京亮村豐。堀親貞直。小出信濃守英貞。次下肥後守合定。池田內匠頭政倚。分部若狹守信政。織田山城守信休。岩城伊豫守秀隆。南部遠江守通信。九鬼豐前守隆直。大關信濃守智恒。細川長門守興孜。森對馬守長治。市橋下總守信直。細川豐前守長治。五島大和守盛佳。久留島伊豫守通政。次に片桐石見守貞起。土方丹後守勝孜。伊東播磨守長救。谷播磨守照澄。堀長門守直祐。青木甲斐守重矩。北條遠江守氏朝。立花出雲守貞長。次に新庄駿河守直祐。織田播磨守成純。織田丹後守長清。一柳因幡守直郷。前田又五郎利理。一柳民部末昆。次に黑田豐前守直邦。土井周防守利益。戸田能登守忠眞。牧野大學成央。松平伊豆守信祝。安藤右京亮信友。小笠原山城守長憑。石川右之助總政。松平筑後守頼道。本多若狹守助芳。堀田勝前守正休。小笠原近江守貞通。丹羽式部少輔滋氏。增田備後守正高。本多肥後守忠英。內藤作左衛門正久。松平備後守利章。松浦肥前守棟。加藤遠江守泰恒。仙石越前守政明。京極若狹守高或。

大廣院殿靈前に岡部豫後守正喬代參す。雨により御詣なきもてなり。高家前田伊豆守長泰。前田隆岐守孝貞。祭禮奉行松平志摩守直丘。戸田淡路守氏成かくり詔す。（日記。）○十日臨時の朝儀あり。就封の暇たまはるもの松平越後守宣富はじめ三十四人。津輕土佐守信謙。黑田豐後守長軌。遠山伊豫守友由。片桐石見守貞起初ての就封なり。端節の賀とて。家々

大廣院殿靈前に岡部豫後守正喬代參す。雨により御詣なきもてなり。高家前田伊豆守長泰。前田隆岐守孝貞。祭禮奉行松平志摩守直丘。戸田淡路守氏成かくり詔す。（日記。）○十日臨時の朝儀あり。就封の暇たまはるもの松平越後守宣富はじめ三十四人。津輕土佐守信謙。黑田豐後守長軌。遠山伊豫守友由。片桐石見守貞起初ての就封なり。端節の賀とて。家々

上新上四門院崩

部日記。日記。)○廿三日　新上西門院崩じたまひしよし。京職松平紀伊守信庸より注進ありしかば。營築音樂をとゞめらるゝ事三日。よて京に驛使はせて。　內の御けしきうかゞはる。准后公辨法親王まうのぼられ。奥にて御對面あり。秋元但馬守喬知日光山よりかへりまうのぼり。冠棚。干鯛を獻ず。今日令せらるゝは。諸大名參覲のとき召倶の從者。元和元年の令あるを。近年員數次第に增加し。其主幷に家人もたよりよからぬのみならず。各封に留守の員數もかくれば。かたんくさるまじき事なり。今より參覲の從者各分限に應ずべし。その員數は祇て令せらるべきなり。また致仕の輩に。その子より邑秩をわかちあたふるは。孝養の爲なれば。いかほども分つべき事なれど。分外にわかちて官事もつとめかれ。家人も究乏するに至りなば。いとひが事なれば。今より致仕の輩その心して隱居料を受用すべしとなり。紀伊中納言吉宗卿伊勢に參宮ありしをもて。內外宮の祓を獻ぜらる。　御臺所にもおなじ。(日記。憲教類典。)○廿四日女院薨御により。群臣まうのぼり宿老に謁す。准后公辨法親王幷に三家より使して御けしきうかゞはる。高家横瀨駿河守貞顯こたびの事によて京のいとま給ふ。女院に進薦の香奠銀三百枚。　御壁所より三十枚。養仙院。松姫。竹姫の御方々より各二十枚なり。稻葉丹後守正往日光の代參はてゝ歸り謁す。阿部豊後守正喬。井に寺社奉行松平對馬守近禎。秋川出羽守俊胤。大目付仙石丹波守久尚。勅定奉行中山出雲守時春。明日より東叡山にまかるにより拜謁し奉る。青蓮院門跡尊祐法親王參府により。豊後守正喬慰勞の御使し。高家品川豊前守伊氏そひてまいる。今朝三緣山　台德院殿靈廟に非上河内守正岑代參す。この夕木挽町より出火して。頗る大火に及べり。(日記。問部日記。)○廿五日御誕辰により。群臣餠酒たまふ事　例のごとし。准后公辨法親王より端午の祝して二種一荷獻ぜらる。　御壁所には符錄。二種一荷なり。　慶安院殿三十三回の御法會。公辨法親王出座初夜勤行。開白光明供行はる。牛込濟松寺湘山に修復料金千兩。檜木貳萬挺をたまふ。この寺には　大猷院殿靈廟あるをもてなり。(日記。)○廿六日山の御法會從夜。妙法院門跡尊延法親王つかふまつらる。萬部の開白は日光准后公辨法親王導師せられ。青蓮院門跡尊祐法親王出座せらる。初夜光明供公辨法親王執行あり。よて土屋相摸守政直代參す。驛使もて　內に糖菓。　院に龍眼肉進らせられ。御けしきうかゞひ給ふ。儒員林百助信智孟子を進講す。(日記。問部日記。)○廿七日御法會昨日のごとし。導師妙法院門跡尊延法親王つかふまつらる。三家幷に松平加賀守綱紀。若狹守吉德より菓子獻ぜらる。(日記。)○廿八日月次なり。御法會によて群臣出仕し。宿老に謁して退く。今朝東叡山　長昌院殿靈牌所に少老島居伊賀守忠英代參す。御法會

下江戸大火

上諸大名參覲之從者

下家綱三十三回忌

上諸大名隱居料

上剛定諸郡名

例に同じ。導師は青蓮院門跡尊祐法親王つかふまつらる。けふ各國郡名中古より誤り來りしを改むべしと命ぜらる。下總の印旛は印幡。葛飾は葛餝。近江の栗太は栗本。筑後の三池は三毛。備中の上房は上方。賀陽は賀夜。大和の式上下は城上下。信濃の更科は更級。伊奈は伊那。諏訪は諏方。相摸の陶綾は餘綾。上野の絲埜は絲野。勢田は勢多。越後の苅羽は刈羽。上總の夷隅は夷澁。周濟は周准。下野の鹽谷は鹽屋。美濃の羽栗は羽栗。河内の安宿部は安宿。澁皮は澁川。和泉の泉は和泉。豊後の國東は國崎。播磨の加藤は加東。駿河の有渡は有度。阿部は安倍。萱津は萱頭となすべしとなり。(日記。憲教類典。)　○廿九日御法會同じ。妙法院門跡堯延法親王導師せらる。けふ松平陸奥守吉村はじめ菓子獻ずるもの三十九人なり。非伊掃部頭直該はじめ。宿少の老臣に檜重各一組をたまはる。其他伺公の輩にも菓子下さる。(日記。)○五月朔日月次により群臣出仕し老臣に謁して退く。御法會中日により。秋元但馬守喬知代參す。少老久世大和守重之もて准后公辨法親王に檜重一組。妙法院門跡堯延法親王。青蓮院門跡尊祐法親王には高家織田能登守信門もて龍眼肉一匣をつかはさる。今日の導師は公辨法親王なり。松平和泉守乘邑はじめ菓子參るもの二十八人。(日記。)○二日御法會の導師青蓮院門跡尊祐法親王なり。阿部豊後守正喬山にまかりしをもて。其子善七郎正秋めして御存問あり。此日公卿參向ありければ。非上河内守正岑御使し。高家織田能登守信門そひたり。(日記。)○三日御法會の導師公辨法親王なり。戸澤上總介正庸初め廿八人菓子を獻ず。(日記。)○四日けふの導師尊祐法親王なり。菓蔬獻ずるもの松平出雲守薩品始め廿八人萬石已下の輩采邑の村簿を呈すべしと觸らる。(日記。)○五日溜詰により。群臣出仕し宰臣に謁す。三家幷に溜詰は御座所に召て拜謁をたまふ。　諸靈廟に新茄瓜を進薦せらる。こたび山の御法會御詣有により。使番にて番長二人。近衞六人を定めらる。山の導師は公辨法親王なり。(日記。)　○六日御法會結願なり。導師は青蓮院門跡尊祐法親王つかふまつらる。御側松平大藏少輔脉以もて。氷糖を公辨法親王に贈らせらる。儒臣林大學頭信篤進獻あり。(日記。問部日記。)○七日山にて胎曼茶羅供行はれ。公卿參堂せられ。證誠は妙音兩門。導師は公辨法親王なり。舞樂被物あり。松平讃岐守賴豊。土屋相摸守政直。少老水野監物忠之衣冠帶劔して着座す。役送の高家。中奥小姓よひ上に同じ。(日記。)○八日御束帶にて御太刀を帶たまひ御轅にめさる。行列は長澤遠岐守資親。前田躍岐守玄長はじめ八十人。隨參は土屋相摸守政直。秋元但馬守喬知。大久保加賀守忠增。問部越前守詮房。木多中務大輔忠英。幷に久世大和守重之。大久保長門守教寛。及び青山備前守秘成。北條對馬守氏澄。陪拜は尾張中納言吉通卿。水戸中納言綱條卿。また松平陸奥守吉

村。松平若狹守吉德はじめ十七人まかる。この日より初て番長二人。近衛六人を御先に召具し給ふ。布衣侍は皆六位の袍をよそふ。先導は松平讃岐守賴豐。御劔は加賀守忠增。御裾の役。階上は中務大輔忠良。庭上は曾我權之丞幸助。御太刀は宮原刑部大輔氏義。御刀は堀川兵部大輔廣益。御沓は村上因幡守正邦。若座は松平肥後守正容。非伊備中守直惟なり。御聽聞所につかせ給へば經供養あり。散花被物事終り。　主上。　上皇其外の方々。公卿門跡よりの贈經納經どもあり。公卿并に妙法院門跡蓮延法親王。青蓮院門跡尊祐法親王退出て後。准后公辨法親王先導せられ。御內陣にて燒香し給ひ。還らせ給ふ時事卒る葬みな拜謁す。曠願は公辨法親王に銀千枚。時服二十。凌雲院大僧正實觀に廿枚。僧正院家各十枚。衆僧に三千五百枚。勤行僧に金十八兩。高部僧に鳥目三万二千貫。坊官諸大夫に時服一づゝ。伶人に銀百枚。手代に五枚。承仕に四兩。目代に銀拾枚。香火料は　御葬所より銀三十枚。瑞春院。養仙院。松姬。竹姬御方々各廿枚。御部屋。すめ。左京の局。春光院より各十枚なり。囚獄をゆるさるゝもの十四人。(日記。間部日記。)〇九日御法會はてければ。群臣出仕して老臣に謁す。阿部豐後守正喬御法事惣奉せしを褒せられ。備前吉平の御刀を下さる。今朝東叡山　淨光院殿靈牌所に大久保加賀守忠增代參す。けふ公卿に仰下されしは。御法事終る度ごとに饗宴の猿樂行はるれど。こたびは　女院の御事もて猿樂は仰付られず。饗ばかり給ふべしとなり。山には例の張香奠をおさむ。(日記。)〇十日東叡山　常憲院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。(日記。)〇十一日公卿引見ありて饗せらる。久我內大臣通誠公は銀馬代。紗綾十卷。任槐の謝に銀馬代。紗綾五卷。園前大納言基勝卿も同じ。西洞院前中納言時成卿。清岡前宰相長時卿は銀馬代。三卷。執綱山本中將公尹朝臣。北小路中務大輔德光朝臣。執筵葱光寺極藏仲學は各銀馬代もて拜謁し。妙法院門跡蓮延法親王金馬代。縮緬十卷。青蓮院門跡尊祐法親王もおなじ御饗により。匂袋各十。院家三人は一束一本奉る。　御葬所には內大臣通誠公より紅白綿五端。大納言基勝卿三端。前中納言時成卿は紗綾二卷。前宰相長時卿は綾綿二卷。中將公尹朝臣。中務大輔德光朝臣。極藏仲學は各匂袋十。兩法親王は縮緬五。匂袋十。賜物は基勝卿に銀三百枚。時服六。時成卿。長時各二百枚。六。公尹。德光兩朝臣に百枚。五。仲學は百枚。四。　御葬所より基勝卿に時服六。時成。長時兩卿に各五。公尹。德光兩朝臣に四。仲學に三なり。通誠公の旅館に高家品川豐前守伊氏もて銀五百枚。時服十。　御葬所より時服十。兩法親王に大久保加賀守忠增もて各銀千枚。　御葬所よりも時服十をくらせらる。差添高家織田能登守信門なり。院家にも賜物差あり。擔家富門跡の使銀十枚。時服四。公卿の使十枚。二。天王寺。京兩方の伶人に時服各二。給所。大佛師に十枚。大經師に十五枚。東西本願寺の使に時服二なり。けふ引見の時。伺公の裾みな直垂狩衣を着し。饗宴の時は長袴なり。三家并に十萬石以上は肴を獻ず。また公卿旅館に高家畠山下總守政寧御使し。兩門には大友因幡守發閤もて各一種一荷をくらせらる。(日記。)〇十二日小笠原右近將監忠雄はじめ鮮魚さゝぐるもの五十四人。兩門公卿兩山參詣により。東叡は右近將監忠雄。青山大膳亮幸秀。內藤駿河守清枚。非伊兵部少輔直矩。眞田伊豆守幸道。松平來女正定基。永非伊賀守尙平。三緣は奧平大膳大夫昌成。岡部美濃守長泰して辭衞せしむ。奧能ありて入島。三輪をまはせたまふ。(日記。間部日記。)〇十三日松平和泉守乘邑初め肴さゝぐるもの二十九人。(日記。)〇十四日三緣山　清揚院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)〇十五日月次朝會例のとし。內藤紀伊守弋信大坂城代命ぜられ。從四位下に叙し豐前守と改む。土岐伊豫守賴殷近年老衰多病により職ゆるされ。封を返じて駿河の田中にうつる。小姓組番頭皆川山城守廣達城代引渡し命ぜられ暇たまふ。松平伊豫守綱政はじめ三人參覲す。信濃衆二人も同じ。松平讃岐守賴豐。本多信濃守忠直就封の暇下さる。作事奉行曲淵信濃守英羽。日付大久保甚右衞門忠位日光山より歸謁す。大番の子初見するもの六人。松平信濃守直之諸第の衆に加へらる。高家祖瀨駿河守貞顯　女院の御事により京に御使し。御法會の中もまかるなもて金三枚たまふ。藤澤清淨光寺遊行住職を謝す。御繼統の後初て守隨彦太郎に秤の證文を下さる。公卿今朝歸洛の發程あり。奧能。井筒。黑塚を御所作あり。竹姬君御方に宇津保物語を進らせたまふ。(日記。間部日記。)〇十六日妙法院門跡蓮延法親王發途せらる。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に參らせ給ふ。豫參は土屋相摸守政直。秋元但馬守喬知。大久保加賀守忠增。阿部豐後守正喬。本多中務大輔忠良。久世大和守重之。水野監物忠之。井に松平大藏少輔勝以。先導は松平肥後守正容。御刀は本日讃岐守正房。御沓は新見伊豫守正誉。陪拜は尾水兩卿なり。青門今朝首途あり。(日記。)〇十八日准后公弁親王まう登られ。奧にて饗宴中樂あり。飛衍にも見る事ゆるされ饗を給ふ。御みづから龍田。小鍛冶を舞ひ給ふ。はて〳〵法親王に白綸子三十端。銀花瓶。檜重をまいらせらる。例は裏にて此事あるべけれど。　女院の御事により奧にて催さるゝなり。寄合新井筑後守君美に勤勞を褒し時服を下さる。大目付松平石見守乘邦分限帳の事とるべしと命ぜらる。今日令せらるゝは。紅葉山御參の行列に。御先馬を立られずといへども。今よりしては御先馬に大總かけ。馬方は素襖。纏は白張にて引べしとなり。(日記。間部日記。)〇廿日紅葉山諸廟に御詣あり。豫參は土屋相摸守政直。秋元但馬守喬知。大久保加賀守忠增。間部越前守詮房。阿部豐後守正喬。本多中務

上土岐和殷之轉封

大輔忠眞并に少老水野監物忠之。大久保長門守教寛。及び松平大藏少輔勝以。　古德院殿靈廟の先導は松平肥前守正容。御刀は堀川兵部大輔廣益。御沓は建部志摩守廣明。陪拜は尾水兩卿なり。　大猷院殿にては相摸守政直奉導し。大澤右衞門督基隆御刀もち。御沓は上に同じ。(日記。)(廿二日猿樂の御遊あり。賴政百万をまはせ給ふ。(間部日記。)〇廿三日土圭間番一人致仕し。其子父の職に命ぜらる。(日記。)〇廿四日三緣山古德院殿靈廟に大久保加賀守忠增代參す。(日記。)〇廿五日臨時の朝會あり。戶澤上總介正庸。加藤遠江守泰恒はじめ就封の暇給ふ者八人。尾張中納言吉通卿の舍弟松平八三郎通顯。喜子之進通溫初見の禮をとる。少老島居伊賀守忠英封地の御朱印を下さる。書院番頭三浦肥後守便次紀伊國の御使奉はりていとまをたまふ。大目付仙石丹波守久尙養子五郎右衞門。橫田備中守由松が孫求馬清松。桐間番頭格藤本筑後守稠賀。その子吉十郎稠充。　御盞所用人堀山城守正勝が子求馬正辰。小納戶五十嵐八右衞門忠業が養子新三郎忠世初見す。非伊掃部頭直該。宿老。御側用人。少老。御側に戻子の上下をたまふ。(日記。)〇廿六日表高家今川刑部純高養子民部純圭。二丸留守居飯河傳右衞門直大が餘子賴母信昌。京極外記高重養子伊大夫高賓。寄合本多市正忠清養子主稅忠昭はじめ。父死して其子家つぐもの十二人。關東郡代伊奈半左衞門忠順死ければ。養子十藏忠逵に家つがしめ。父の原職を命ぜらる。忠順實子造酒之助忠辰幼稚なれば。忠逵が子となすべしと仰下さる。この日儒員林百助信智進講あり。(日記。間部日記。)〇廿七日申樂あり。(日記。間部日記。)〇廿八日月次の朝會例のごとし。使番梶四郎兵衞正容。小姓組波逸次郎右衞門敬下野國壬生の城引渡しの事命ぜられいとま給ふ。今朝東叡山　長昌院殿靈牌所に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)〇三十日駿河國富士郡大石寺山門再興によて。主僧日宥願ひのまゝに。富士山の栂榛以下の雜木伐取事をゆるさる。このほど淫雨連旬なりしにより。美濃の加納水患にかゝり。民屋流失する者多し。(日記。文藪實錄。)〇六月朔日月次參賀例の如し。木多伊豫守忠統參觀す。永井播磨守直亮大坂加番の暇たまふ。大坂町奉行森山甲斐守孝道。先手頭杉浦武兵衞政令ともに病免して寄合となる。寄合中川淡路守成慶大目付となり。目附鈴木飛驒守利雄。大坂城代內藤豐前守弋信任所に赴くにより。金壹万兩恩賞せらる。(日記。)〇二日猿樂の御遊あり。部屋をまはせ給ふ。(間部日記。)〇三日御宮。　諸廟に廿爪を進獻したまふ。父死して其子家繼もの九人。(日記。)〇四日膳物番にうつるもの八人。大番より二人。小十人組より二人。小普請より四人。猿樂あり。忠度をあそばさる。(日記。間部日記。)〇五日儒臣林大學頭信篤講筵に侍して時服を下さる。

上美濃洪水

(間部日記。)〇六日小姓組高山左源太高玄老免して小普請となる。五十年餘格勤せるをもて。金二枚を褒賜せらる。(日記。)〇七日臨時の朝會あり。松平右京大夫輝貞をはじめ。參觀の拜謁するもの十八人。寄合金田能登守正明小姓組與頭となり。目付加藤右近明敎日記の事を奉はる。奧能あり。天鼓な御所作あり。(日記。間部日記。)〇八日東叡山　德有院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。(日記。)〇九日淨光院殿靈牌所に少老水野監物忠之代參す。(日記。)〇十日　常憲院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)〇十一日鑓奉行土屋市之丞正敬病免して寄合となる。此日令せらるゝは。嘉定の佳會に布衣以下の寄合五百石以上は出仕し。其下は出に及ばずとなり。けふ　長昌院殿靈牌所修理の斷初あり。御側井上遠江守正長。作事奉行柳澤備後守信尹。目付小宮庄九郎昌方まかる。(日記。)〇十二日臨時の朝會あり。小笠原右近將監忠雄はじめ就封の暇給はるもの廿九人。酒井雅樂頭親愛初ての暇なり。正光の御刀を給ふ。奧平大膳大夫昌成も初てなり。織田越前守信久はじめ參觀三人。先手頭小倉半左衞門正仲は鎗奉行となり。西城裏門番頭御手洗五郎兵衞正近は先手頭となる。(日記。)〇十四日三緣山清揚院殿靈廟に大久保加賀守忠增代參す。　新上四門院扇御の事により上洛せし高家橫瀨駿河守貞顯歸り謁す。御遺物として正親町院宸翰の掛幅。硯箱。　御盞所には香盆。

下定諸門番士員數

上佳定出仕之制

下定參觀諸大名從者之員數

土佐左近將監光祐筆源氏繪の小屏風。養仙院御方に泔坏。薄地扇子。松姬御方に香爐箱。竹姬御方に香合なり。今日諸門の番奉る輩に仰下さるゝは。大手は給人二十名。侍五名。足輕百名。中間五十名。すべて百七十五名。平日は此員數に過べからず。朝會の日は。徒侍三四人も加へ。足輕は百五六十人に過べからず。增加の足輕三百十人は。非番の方より其長をそへてつとめしむべし。西城大手井に內櫻田は給人十口。侍五口。足輕五十口。中間三十口。都合九十五名。朝會には徒侍三四名も加へ。足輕百人に過べからず。其餘は上に同じ。外櫻田。神田橋ば給人五口。侍三口。足輕三十五口。中間二十七口。都合七十人。和田倉。半藏。常盤橋は給人四名。侍三名。足輕廿七名。中間廿三名。すべて五十七名。馬場先。竹橋。田安。一橋。吳服橋。鍛冶橋。數寄屋橋。日比谷。幸橋は各給人四口。侍二口。中間廿口。ともに五十一人たるべし。もし其地のさまにより。足輕三四名ます事はあるべしとなり。また參觀の班從者の員數を令せらるゝは。こたび本城をはじめ各門の番率る班人數を定められしにより。參觀の班其番つとむる心して從者を俱すべし。その員數は其分限にしたがひ減ずべし。東叡。三緣の兩山墓衞をはじめ。何事にても官事つとむる時の人數は。各門の員數にしたがひ掛酌あるべし。本城はじめ各所の火番。雜て命ぜられし班はさらなり。臨時に消防仰付られしとき。二十万石以上たりとも。

騎馬二十騎に過べからず。徒足輕はこれに准ずべし。すべて參覲する時の從者大小によらず。番所の員數に准じ。その分限に應じ。無用の員數を加ふべからず。この他封地留守の輩は。封境の備怠るべからずとなり。(日記。)〇十五日根津權現祭禮行ふべしと仰出され。寺社奉行松平對馬守近禎。町奉行松野豐岐守助義。勘定奉行中山出雲守時春其事奉はるべしと令せらる。寄合高林彌市郎利之が孫書院番市左衞門利要はじめ。父致仕して其子家つぐもの十七人。彌市郎利之は二男小姓組彌兵衞謙久に五百石をわかちあたへ。かつ其身も養老料三百俵なたまふ。寄合小濱志摩守久隆ことにより。弟千次郎儀隆に二百石分ちあたへらる。小姓組番頭皆川山城守廣達大坂より歸謁す。(日記。)〇十六日嘉定佳儀例のごとし。大廣間南緣に溜詰老臣はじめ着座す。代官小堀仁右衞門克敬京にて公廻方々の事どもつかふまつるにより。布衣着する事をゆるさる。土川に入しかば三家もの奉らる。

下評定所式日

(日記。)〇十七日紅葉山　御霊所。竹姫の御方にも同じ。(日記。)〇十七日紅葉山　御霊所。大久保加賀守忠增代參す。准后公辨法親王薨去香さゝげられ。晉候を聞えらる。儒役林七三郎信充進講して時服を下さる。(日記。間部日記。)〇十八日徒頭井戸新兵衞弘宰病免し寄合となる。高家大澤出雲守基躬多病なりとて。官事もつかふまつらぬをとがめられ。職うばゝれ寄合とせらる。使番島田藤十郎守恒。井戸三十郎貞弘も同じ事により奉職無狀なりとて。職うばゝれ小普請に入らる。此日京に驛使もて。　內。　院に暑候を御尋問ありて。氷糖かまいらせ給ふ。(日記。)〇十九日　御宮。　靈廟に新米を進覽し給ふ。(日記。)〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。增上寺大僧正祐天暑中を候して廿瓜を獻ず。近衞家に驛次もて同じ御尋問ありて。菓子。鹽鴨を遣はさる。(日記。間部日記。)〇廿一日醫員中條泰安某家につゝしみあるべきよし命ぜらる。これは家僕の書を市非にて講じ。衆人にきかしむべきよし願ひ出しにより。見參ゆりたる身に似つかはしからずとの告なり。例によて老臣以下御側まで縮をくだされる。(日記。)〇廿二日三緣山　挂昌院殿靈牌所に非上河內守正岑代參す。(日記。)〇廿三日三家方々はじめ万石以上の祿。邸宅の外各所別墅。其他しめ置地の坪數を注し呈すべし。家人の私にかゝへ置地も。これに同じかるべしとふれらる。(日記。)〇廿四日三緣山　台德院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。けふ三奉行に令せらるゝは。評定所の會議十二日。十三日なるにより。奉行等連日まうのぼらず。官事さしつかゆるにより。今より後十二日を廢し。十一日にかふべしとなり。(日記。)〇廿五日日付細田源右衞門通右先手頭となり。使番大島因幡守義全。拂方納戶頭仙波七郎左衞門道種。小姓組稻葉多宮正房共に目付となり。寄合久留島數馬通富。小姓組木下清兵衞信名。曾我

下評定所之制

平次郎長祐は共に使番となり。小姓組佐々木五郎左衞門正庸は徒頭となり。西城切手番頭伴野惣右衞門常喜西城裏門番頭になる。前の大坂城代土岐伊豫守頼殷彼地を引拂によて。銀三百貫恩貸せらる。暑氣をとはせたまひ。尾水兩卿并に松平若狹守吉德に御つかひあり檜重を給ふ。准后公辨法親王。大僧正祐天にも同じ。紀伊中納言吉宗卿は在封により。驛次もて鼈眼肉をたまふ。松平加賀守綱紀には奉書なり。大目付中川淡路守成慶。普請奉行島田佐渡守政辰。目付天野彌五右衞門昌孚。波過外記永倫こたび仰出されたる屋敷地の事檢察の事奉るべしと命ぜらる。(日記。)〇廿六日端午に時服奉りし人々に御内書を賜ふ。また致仕松平保山吉保。大久保杢入忠朝。小笠原佐渡守長重に檜重給はり。暑中の御尋問あり。儒員林百助信智進講して時服たまふ。小普請松平左門乘包親戚絕し。家人も多く離散せるをもて。溝口伯耆守重允に召あづけらる。(日記。間部日記。)〇廿八日月次なり。大田原飛驒守扶清參覲す。近衞太閤基凞公歸洛の謝使まひらせ。方々より進らせもの數々あり。書院番頭三浦肥後守便次紀伊の國より歸り謁す。板倉越中守重高。米津出羽守政容大坂加番の暇給はる。越中守重高が子右近昌信は初見の禮をとる。また大番の子初見するもの五人。徒頭土屋數馬爲直宇治より歸謁す。淺草大護院孝治。湯島根生院榮專住職を謝し奉る。水藩の老中山市正信順。其亡父備前守信敏が遺物とて備前友國の刀を捧ぐ。今朝東叡山　長昌院殿靈牌所に少老久世大和守重之代參す。(日記。間部日記。)〇廿九日金地院元晃願ふまゝに。先住元云に諱師號追贈の事仰出さる。(日記。)◎この月評定所に仰下さるゝは。寄合式日毎月二日十一日廿一日。諸奉行の立合四日十三日廿五日。俱別に官事あらば延引たるべし。評定の翌卯半時出座。事畢らば速に退散すべし。有司の外一切まかるべからず。もとも音信停止すべし。但訴人を扶助する事あるは。老少病者にかぎるべし。うたへ事に出る時は。御家人たりとも劒を帶しむべからず。親戚知音たりとも。評定の翌取持事あるべからず。遠國の訴人は出府の次第によりて聽訴あるべし。在府のものは當日參着の次第たるべし。されどさりがたき故あるはこの限にあらず。訴人を詰問する事。夫にあづかる有司つとむべし。されど惣座の人々よりも憚りなく思ふ所をいふべし。裁斷以後其始末を記錄すべし。聽獄本日に決しがたきは重て會議し。その上にても猶決しかたきあらば。相はかりて聞えあぐべし。有司の宅に糺察する所の獄事。評定所に出さん時は。證狀等をそろへて。寄合所に滯なく出すべし。過怠をもて獄につなぐともがらは。評定の人々衆議の上日數をさだめ。其期過らばゆるすべし。召あづけし者も遲滯なく早々査檢をとぐべし。裏判召狀を受通參のものは。地の遠近をもて日數をかぎり。輕重を考てあるは獄につなぎ。

上　詆勘定吟味役
下　禁葛苴

下　儉約令

あるは贖刑たるべしとなり。(大成令。)○七月朔日月次の朝儀例に同じ。松平丹波守光源。織田播磨守成純參覲す。新番組頭山名左兵衛時信拂方納戸頭になり。勘定組頭杉岡彌太郎能連。萩原源左衛門美雅ともに吟味役となり。加秩ありて各實祿五百石となる。これは新に役られし所なり。よて仰下さるゝには。公料の賦稅幷に。代官の勤めを査撿し。諸國の稅米運漕。公料の河功。すべて其地によりて營造の事。諸國驛馬又金山點撿の事ども。心いれてつかふまつるべしとなり。勘定所は古の大司空の職にて。天下萬民の苦樂の關係する所なれば。奉行の人のみにて。衆事をすべ掌りては事とゝのふべからず。別にかゝる職を置れん事を。新井筑後守君美が建白せしによれりとぞ聞えき。使番鳥居權之助成豐。書院番山岡孫七郎景福大坂目付にさゝれいとまたまふ。使番梶四郎兵衛正容。小姓組渡邊次郎右衛門敬下野國壬生の城引渡はてゝかへり謁す。上野の寛恩院惠潤は權僧正。靈仙院慈泉は役者院家を謝し奉る。(日記。折燒柴。)○二日目付根來平左衛門長安病免し寄合となる。寄合保田內膳正宗鄉が子賴母宗恒。淺野伊左衛門正氏が養子與市郎氏備始め。父死してその子家つぐもの十人。　長昌院殿靈牌所修理により。今日　外迁座あり。よて御側井上遠江守正長。作事奉行柳澤備後守信尹。目付小宮山庄九郎昌方長袴きてまかる。(日記。)○四日東叡山　長昌院殿靈牌所に茶を進めたまふ。公辨法親王より七夕の賀として二種一荷獻ぜらる。例に同じ。松平丹波守光源。織田播磨守成純參覲す。新番組頭山名左兵衛時信拂方納戸頭になり。勘定組頭杉岡彌太郎能連。萩原源左衛門美雅ともに吟味役となり。加秩ありて各實祿五百石となる。これは新に役られし所なり。よて仰下さるゝには。公料の河功。すべて其地によりて營造の事。諸國驛馬又金山點撿の事ども。心いれてつかふまつるべしとなり。勘定所は古の大司空の職にて。天下萬民の苦樂の關係する所なれば。奉行の人のみにて。衆事をすべ掌りては事とゝのふべからず。別にかゝる職を置れん事を。新井筑後守君美が建白せしによれりとぞ聞えき。使番鳥居權之助成豐。書院番山岡孫七郎景福大坂目付にさゝれいとまたまふ。使番梶四郎兵衛正容。小姓組渡邊次郎右衛門敬下野國壬生の城引渡はてゝかへり謁す。上野の寛恩院惠潤は權僧正。靈仙院慈泉は役者院家を謝し奉る。(日記。折燒柴。)○二日目付根來平左衛門長安病免し寄合となる。寄合保田內膳正宗鄉が子賴母宗恒。淺野伊左衛門正氏が養子與市郎氏備始め。父死してその子家つぐもの十人。　長昌院殿靈牌所修理により。今日　外迁座あり。よて御側井上遠江守正長。作事奉行柳澤備後守信尹。目付小宮山庄九郎昌方長袴きてまかる。(日記。)○四日東叡山　長昌院殿靈牌所に茶を進めたまふ。公辨法親王より七夕の賀として二種一荷獻ぜらる。例に同じ。松平丹波守光源。織田播磨守成純參覲す。新番組頭山名左兵衛時信拂方納戸頭になり。勘定組頭杉岡彌太郎能連。萩原源左衛門美雅ともに吟味役となり。加秩ありて各實祿五百石となる。これは新に役られし所なり。よて仰下さるゝには。公料の河功。すべて其地によりて營造の事。諸國驛馬又金山點撿の事ども。心いれてつかふまつるべしとなり。勘定所は古の大司空の職にて。天下萬民の苦樂の關係する所なれば。奉行の人のみにて。衆事をすべ掌りては事とゝのふべからず。別にかゝる職を置れん事を。新井筑後守君美が建白せしによれりとぞ聞えき。使番鳥居權之助成豐。書院番山岡孫七郎景福大坂目付にさゝれいとまたまふ。使番梶四郎兵衛正容。小姓組渡邊次郎右衛門敬下野國壬生の城引渡はてゝかへり謁す。上野の寛恩院惠潤は權僧正。靈仙院慈泉は役者院家を謝し奉る。(日記。折燒柴。)○二日目付根來平左衛門長安病免し寄合となる。寄合保田內膳正宗鄉が子賴母宗恒。淺野伊左衛門正氏が養子與市郎氏備始め。父死してその子家つぐもの十人。　長昌院殿靈牌所修理により。今日　外迁座あり。よて御側井上遠江守正長。作事奉行柳澤備後守信尹。目付小宮山庄九郎昌方長袴きてまかる。(日記。)○四日東叡山　長昌院殿靈牌所に茶を進めたまふ。公辨法親王より七夕の賀として二種一荷獻ぜらる。例に同じ。松平丹波守光源。織田播磨守成純參覲す。新番組頭山名左兵衛時信拂方納戸頭になり。勘定組頭杉岡彌太郎能連。萩原源左衛門美雅ともに吟味役となり。加秩ありて各實祿五百石となる。これは新に役られし所なり。よて仰下さるゝには。公料の河功。すべて其地によりて營造の事。諸國驛馬又金山點撿の事ども。心いれてつかふまつるべしとなり。勘定所は古の大司空の職にて。天下萬民の苦樂の關係する所なれば。奉行の人のみにて。衆事をすべ掌りては事とゝのふべからず。別にかゝる職を置れん事を。新井筑後守君美が建白せしによれりとぞ聞えき。使番鳥居權之助成豐。書院番山岡孫七郎景福大坂目付にさゝれいとまたまふ。使番梶四郎兵衛正容。小姓組渡邊次郎右衛門敬下野國壬生の城引渡はてゝかへり謁す。上野の寛恩院惠潤は權僧正。靈仙院慈泉は役者院家を謝し奉る。(日記。折燒柴。)○二日目付根來平左衛門長安病免し寄合となる。寄合保田內膳正宗鄉が子賴母宗恒。淺野伊左衛門正氏が養子與市郎氏備始め。父死してその子家つぐもの十人。　長昌院殿靈牌所修理により。今日　外迁座あり。よて御側井上遠江守正長。作事奉行柳澤備後守信尹。目付小宮山庄九郎昌方長袴きてまかる。(日記。)○四日東叡山　長昌院殿靈牌所に茶を進め

下　細川綱利致仕

すべし。其局に出入する官物。其心にて撿點すべし。もし行とどかざる事あらば。其局長の過失なとがめらるべしとなり。又腰物奉行にもおなじさまなり。賄頭には。常に其局の費用并局にて受授する品々。能點撿して浮虛を省くべし。點撿のさたやゆるかせなるよし聞えたり。心の及ぶほど査撿を加ふべし。所局の賤吏厠役までも。怠慢してその事にかなはぬものは。申請て引替べしとなり。また藥所頭には。官事により諸局より庖所に受用ゆべき品々は。同條細密に計議して浮費を減省すべし。諸局より受取調度も心して用ゆべき旨。所屬等に曉諭すべしとなり。その餘は前令に同じ。藥所目付には。近きころ査撿のさま簡易に過たるよし聞えたり。心のかぎりくはしく撿點すべし。もし他を忌憚して査撿とゞかざる事あらば。過失とせらるべしとなり。細工頭には。諸局よりいひ出し官事を所屬になさしむる時。再三點撿し少も虛費なはぶくべし。三郎兵衛。兵右衛門。安左衛門。は櫻田より陪し奉り。官用のさまも心得たれば。當局命ぜられしに。やゝつかふまつるさまゆるかせになり。くさ〴〵の物價もまし査撿もをろそかと。この後つつしんで諸事に心いるべしとなり。その他は前令に同じ。(日記。)○六日鯖料を獻ずる事例のごとし。三家幷に松平加賀守綱紀よりは　御臺所にもさゝぐ。(日記。)○七日晨夕の朝會例に同じ。(日記。)○八日東叡山　殿有院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。(日記。)○九日　淨光院殿靈牌所に少老鳥居伊賀守忠英代參す。儒役林大學頭信篤進講はてゝ、雌子二反。戻子屑衣。秩地各三具御前にてたまふ。(日記。間部日記。)○八朔の賀とて。京に引せ給ふ御馬の儘に銀を給ふ。例月廿の間の講書十一日を廢し。十二日を用ゐべしとふれらる。(日記。)○十日東叡山　常憲院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)○十一日肥後國熊本城主細川越中守綱利致仕の請をゆるされ。其子主稅頭宣紀に原封五十四万石をつがしむ。この綱利は故肥後守光尙が子にて。小字は六丸といふ。正保二年十一月十一日三歲にて初て見參し。慶安二年十二月二十六日光尙おはりにのぞみし時。六丸わづかに七歲なりしかば。封地つがせん事心もとなしとて。領國を公にかへし奉らんと申置しに。同三年四月十八日原封其儘賜はり。家司めして。曾祖忠興以來閥閱の功を思召家つがしめらるれば。家人等心いれ輔佐すべしと命ぜられ。かつ小笠原右近將監忠政にも。隣國といひうとからぬあはひなれば。より〳〵熊本の地にまかり。家司等とはかりあふべしなど。ありがたき仰とともあり。承應二年十二月十一日本城に召て首服くはへしめ。御名の字給はり。從四位下侍從に叙任して越中守綱利と改む。時にとし十一なり。寛文六年七月廿一日弟若狹守利重に封地三万五千石をさきあたへ。元祿九年十一月五日左近衛權少將にすゝむ。十年六月十四日利重

上本多忠眞松平信祝牧野成央三浦明敏之轉封

下米倉昌照

下屋代忠位之除封

が次男圭祝利武に父五千石をわかち。今日致仕して。四年十一月十二日七十二歳にて卒せり。(日記。藩翰譜續編。)〇十二日御側月人本多中務大輔忠眞三河の國刈屋より下總國古河にうつり。松平伊豆守信祝は古河より三河の國吉田にうつり。牧野大學成央は吉田より日向延岡に移り。三浦壹岐守明敏は延岡より刈屋にうつる。中務大輔忠眞は near 近年しばく封地をうつさるゝによて。金一万五千兩恩貸せらる。伊豆國下田。柿崎。洲崎の三村をもて附屬せらるゝよし。下田奉行深津八郎右衞門正國に仰下さる。非伊撝部頭直該に糖菓一壺を給ふ。此日後閑女房の子共新に召出されて新番となるもの五人。(日記。)〇十四日靈廟盆により紅葉山　諸廟に御詣あるべく兼て仰出されしが。御腹痛によて其事なし。よて代參を立らる。台德院殿。　殿有院殿靈廟に土屋相摸守政直。　大猷院殿。　常憲院殿靈廟に阿部豐後守正喬。三綠山　清揚院殿靈牌所に秋元但馬守喬知なり。(間部日記。日記。)〇十五日兩山に盆料を下さる。御使上野に高家横瀨駿河守貞顯。芝に奏者番朽木民部少輔稙元なり。(日記。)〇十六日准后公辨法親王より暑中の御けしきうかゞはれ糖菓を献ぜらる。父死て家つぐ御家人壹人。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に大久保加賀守忠增代參す。(日記。)〇十八日伊勢慶光院火災にかゝりたるにより。先々の例ありとて。撝造の費用給はらん事をこひれがふ。しかるに前々も盛慮にまかせらるゝ事なれば。他よりも先例とてこひ出るは許容せられざる所なり。されど慶光院の事は他にことなれば。別段をもて銀三百枚を給ふ。(日記。)〇十九日武藏國金澤領主米倉丹後守昌照卒しければ。養子大膳忠仰に遺領一万貳千石をつがしむ。此昌照は故長門守昌明の子にて。元祿十五年家つぎ。寶永六年九月朔日從五位下に叙し丹後守と稱し。とし五月廿二日大坂城の守りにありて卒す。年三十歳。(日記。藩翰譜續編。)〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に非上河内守正岑代參す。新番頭土屋賴母茂直日光山より歸謁す。(日記。)〇廿一日臨時朝會あり。土非周防守利益。田村下總守誠顯參覲す。寄合保田賴母宗恒より。父內膳正宗郷が遺物備前是友の刀を献ず。此日安房國北條領主屋代越中守忠位封地一万石を收公せられ。逼塞を命ぜらる。されど遠祖左衞門尉勝永が忠勤の勞を思召。別段もて糜米三千俵を給ひ寄合になさる。これ所領の民どもうたへ出しにより案聞せられしに。去秋家人川非藤左衞門といへるをして封地を巡行せしめしに。賦稅を過分に取たてたるをもて。農民なげき忠位がもとにうたへ出ければ。忠位いさゝか免許の沙汰しけれど。其實は猶藤左衞門に任せ置しにより。民の憤り散ぜず。猶うたへしてやまざりしかば。里正三人を死刑に處しぬ。よて閤

下金波の墨跡

下關所之制

領の土民其地を去て府に出。上裁を請に至れり。すでに訴訟を聞て免許するからは。藤左衞門がひが事とはしるきを。猶其ものに委任し置し事無狀なりとて。其家人も各罪蒙る。さきに忠位に召預けられし志村金五郎某は寄合諏訪助三郎定央にかへ預けらる。忠位の末子小普請室賀主計正勝是に座し。遠慮を命ぜらる。又町奉行所に命せらるゝは。忠位が領地の農民繁多なし。封境をこえ府に出強訴するはいとひが事なれば。殿科に處すべしといへど寛宥せられ。魁首三人は追放。其餘は罰に復さしむべしとなり。(日記。)〇廿三日根津權現の旅所な四日市の地に設らる。(日記。)〇廿四日三綠山　吉德院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。儒役林七三郎信充侍講はてゝ。縮二反。上下地二具を給ふ。(日記。間部日記。)〇廿五日有馬玄蕃頭則維生母うせければ。奏者番松平備前守正久もて聞せらる。此春南部遠江守利幹に召預けられたる伊庭願右衞門來うせければ。徒目付に檢屍せしめ給ふ。(日記。)〇廿六日松平八三郎通顯。喜子之進通温に五節八朔の朝會に列るべしと命ぜらる。これ尾張中納言吉通卿の請はれしによれり。伊達伊織村年が生母うせければ。使番戸川內藏助安貞もてとはせらる。儒員林百助信智侍講はてゝ縮二反。上下地二具給ふ。(日記。間部日記。)〇廿七日驛使もて　內に新鮭を進らせ給ふ。(日記。)〇廿八日月次なり。細川圭祝頭宣紀襲封を謝して。備前友成の刀を献ず。越中守綱利致仕を謝して。來國次のさしぞへ。唐經山寺佛照德光禪師の墨跡。(世にいふ金波の墨跡といふなり。平內府重盛が經山に洞堂科とて金わたせし時。證狀のため贈りし書なりとぞ。)播州宗禪寺開基周乘の筆跡(因緣書といふものなり。)を献ず。　御霊所には西園寺左大臣實遠公筆の古今集なり。米倉大膳忠仰は亡父丹後守昌照遺物とて。和州包永の刀を献ず。實相院宰宮は使して純子。銀馬代献じ相續を謝せらる。今日東叡山　長昌院殿靈牌所に少老大久保長門守教寬代參す。(日記。)〇廿九日順性院殿(大猷院殿御側室。清揚院殿御生母。)忌辰により。淺草幸龍寺の御墓所に非上河內守正岑代參す。(日記。)〇三十日臨時の朝會あり。松平加賀守綱紀はじめ參覲の拜謁するもの四人。水野肥前守忠位が子伊織忠定。先手頭神田綱右衞門正秀が子久米助正照。桐間番組頭日下十郎右衞門泉秀が子彌三郎某。小十人頭能勢三十郎賴成が子甚十郎賴董。鐵砲方田付四郎兵衞直久が子三五郎直政。寄合安藤出雲守信富が子主殿重向。島津圭祝久武養子圭膳久陸。本多飛驒守重益が養子作左衞門重貞はじめ。初見するもの二十八人。父死して其子家つぐもの六人。(日記。)◎この月上野國杢が橋碓氷の兩關に令せらるゝは。關門出入の翌笠并に頭巾は脫しむべし。轎に乘りしは戸を開かせ。婦女は女子を出し改めしむべし。公卿門跡諸大名にあらかじめ其よし告べければ。査撿に

及ばず。されどいぶかしき事あらば此限にあらずとなり。また令せらるゝは。後閑井に御部屋の方の女房等。なのが親戚の超遷。又工商の官事など諸有司に請托するよし聞ゆ。此後一切さる事あるべからず。もし有司にうたへずしてかなはざる事ある時は。留守居につげてそれ〴〵に遂せしむべし。女房より直に請托するはいふまでもなし。留守居をこえて他の職の者して請しむる事も有べからず。この後違犯の聞えあらば。詰問せらるべき旨仰出されたれば。このよし二三丸女房も同じくつつしみ守るべしとなり。（憲教類典。大成令。）

禁奥女中請托

文昭院殿御實紀卷十五

正德二年八月に始り十月に終る

○八月朔日朝儀例のごし。三家より　御臺所并に竹姫君に酒肴を献らる。（日記。）○三日小普請松平左門乘包さきに家人等醵斂し。宗家和泉守乘邑はじめ一族みな絕交せんと聞えければ。御不審蒙り溝口伯耆守重元に召預られしが。案撿のうへゆるされ。祖父肥前守乘眞がとき加恩せられし二千石收公ありて。もとより停えし三千石くだされ猶遐謫せしむ。これは家宰等一族の盟とはかり。一族より申送る旨ありしかど。乘包受ひかざりしかば。一族は絕離し家人は離散せり。たとひ申送る事信用しがたくとも。一族こぞり申事は。一先許諾して再三思慮を加ふべきに。宗族の厚意をむなしくするのみならず。家人を騷亂せしめし罪少からず。されど家人等が申處其證なければ。各罪科に處せられ。乘包にはかく仰下されしなり。その子小豐治乘貞。兄左助某同族にあづけをかれしをともにゆるさる。宗家和泉守乘邑。宮内少輔忠尚。奮院番頭登岐守好乘。大目付石見守乘邦は乘包が家司高木八兵衛一人が言を證とし。かかる事に及ばせしとて遏塞せしめらる。對馬守近禎。兵庫頭乘紀。對馬守近禎が養子内記近貞。兵庫頭乘紀が子能登守乘賢。宮内少輔忠尚が子織部正忠泰。縫殿頭乘眞。留守居主計頭近鎭。中奥小姓内匠頭乘興。寄合御七郎乘明。近鎭が養子織之助近敬。好乘子源藏乘種。桐間番主馬乘有。石見守乘邦子小姓組御兵衛乘南同じ事によて御前をとゞめらる。京町奉行安藤駿河守次行が子輔母次茂。代官杉山久助信行も其事に坐し遠慮せしめらる。家人等各罪蒙るもの多し。（日記。）○六日儲役林大學頭信篤講筵に侍す。（問部日記。）○七日小姓一柳支葡頭直臣。新見伊豫守正言。阿部出雲守正興。柳生主水久壽各三百石加秩あり。久壽は叙爵して播磨守と改む。（日記。）○八日東叡山　殿有院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。（日記。）○九日　淨光院殿靈牌所に少老久世大和守重之代參す。（日記。）○十日　常憲院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。（日記。）○十一日　禁廷より八朔の賀として打枝。大高檀紙。提子を進らせ給ふ。（問部日記。）○十二日徒頭設樂善左衛門貞高。小十人頭三浦五郎左衛門義峯病免して寄合となる。理岸院殿三回の御法會傳通院にて行はれ。銀廿枚。生花。檜重をすゝめ給ふ。（日記。文露叢。問部日記。）○十三日小姓建部志摩守廣明桐間番頭となる。桐間番組頭戸田助大夫直供徒頭となり。小納戸村上源左衛門正方桐間番組頭となり。元方納戸頭伊與田新左衛門武道小十人頭となり。奮院番小笠原主馬滿孝元方納戸頭なる。驛次もて　大内に新酒を進らせらる。此日小普請奉行間宮播磨守信明。竹田丹波守政武ともに職奪はれ小普請に入らる。これはこたび新入の手代十一人并にもとよりつかふる伊賀手代百十餘人に。俸米を加給せられん事をこひ出たり。さしあたりいまだかゝる沙汰有べき時ならねど。新入の徒小祿ならば。やがて加俸あるべきゆへ。そはとはりなきにあらず。もとより勤來りし徒に於ては。小普請方の局開かれしより此かた。かれら微俸にてつとめ難きよしいまだ聞えざるを。にはかに究乏に及よし申といへど。さるは歷世の間何としてつとめ。今にいたり何としてつとめがたきや。それらの撿點も加へず。聞えあげたる事不審少からず。すべて奉行始め手代にいたるまで。局中のふるまひ家計の有さま。ともに世の流言する所なれば。御聞にふれし事なきにもあらず。先に諸局に殿令下されし時。思召旨あれば。小普請方のみはいまだ沙汰も加へられず。然れば奉行始手代までも。前非をかへりみて。後來をあらためつゝしむべき時なり。たとひ手代共の中申出るもの有とも。百十餘人の中を取捨せば。はじめより局務もひが事なく。家計も分にこえず。今となり艱困せざるものも有べければ。其他を殿にいましむべきに。さる査撿も加へず。ひたぶるに忌憚なき申文さゝげしはいとひが事なり。殿く鞫問せらるべけれど。宥恕の旨をもてかく仰付らるゝとなり。又今より小普請方改役は目付の隷下に屬せらる。この日寄合高屋安右衛門利尹所領の民六名。賦稅の事によてうたへ出たるをもて。利尹が家人と對決せしめられしに。民ども僞りかまへたる事しるければ。魁首一名遠流し。その他六名は追放たる。（日記。）○十四日三線山　清揚院殿靈廟に井上河内守正岑代參す。（日記。）○十五日朝儀例のごとし。佛原式部大輔政邦はじめ參覲拜謁するもの六人。内藤山城守政森はじめ就封のいとま給ふもの五人。傳通院。新田大光院　入院を謝し奉る。使番柴田七左衛門廉端駿城目付の暇たまふ。（日記。）○十六日諸國巡視の御使下さるゝにより今せらるゝは。こたび御料の國々巡視の御使通行の道途。酒掃ならびに道橋搆造なすべからず。送迎の者出す事あるまじ。御使御朱印の券注記の外に人馬を用ひば。其地に定まりし貸錢出すべし。其地に定價なきは。近里の定價にならひて受取べし。

下授條目于諸國巡使

上授條目于諸國代官

無貢の人馬は一人足も出すべからずとなり。御使經過の道にても農業はゞかりなくいとなむべし。もし私領の村々にやどるとき。少しも新に架搆をゆるさず。席も古きまゝにし。調度も有しまゝにて借べし。やどりとなる家村中にたらざるは。佛寺又は他村にてもくるしからず。旅宿ならびに憩息の地にて用ゆる米鹽味噌薪酒香油菜蔬の類は。地價のまゝにうりあたふべし。其地になきものを。他所より轉送して賣買せしむべからず。衣服調度はさらなり。酒肴にても他よりもちよりひさぐべからず。金銀米錢衣服器材はいふまでもなし。酒菓魚物といへど一切受納せざれば。內々にてもとくらしむべからず。もし內々苞苴の贈えあらば糺問あるべし。何かたにても私領よりの音信も受ざれば。賄遺はさらなり。使もて存問することもあるべからず。御使の從者等奴僕までも。衣服器材買はしむまじと誡て令せられたれば。うりあたふべからず。原野の間新に茶店ないとなみ。供給する事あるべからずとなり。また勘定奉行もて代官にも同じく令せらるゝば。こたび御使もて公料の村村を巡行せしめらるれば。この驛其地にいたり尋問せば。おのまゝに答へ。また訴訟の事も少しもはゞからず申出べき旨。農民に曉諭なし置べし。これは近年諸國の代官等橫吏にのみまかせ。賦稅河功または訴訟をはじめみだりなる事多しと聞ゆるにより。こたび御使を下さるゝなり。もし擅斷して下情を違せず。後日發覺せば嚴科に處せらるべしとなり。その餘は上の令に同じ。又小普請方に令せらるゝには。今度奉行兩人職をうばゝれ。其欠をば補せられず。よて今より後は同僚等會議し。其局にてもとより習ひ來りしも。また近年初るも。大小とも改革してよろしき程の事を。のこさず注記して進呈すべし。もし衆議決しがたきは。各一通づゝ記し出べし。所屆の事もこれにおなじかるべしとなり。この日林七三郎信充講莚に侍す。（日記。間部日記。）〇十七日紅葉山　御宮に阿部豐後守正喬代參す。（日記。）〇十八日一乘院門跡尊賀法親王維摩會執行あるより聞えければ。米千石をゝくらせたまふ。書院番非出左門正府逼塞せしめらる。これは養子長五郎某發狂して婢を殺し。其身も自殺せんとせしを。官長より組頭にて査檢せしめし時つまびらかくし。長五郎かば離絕し。本生の家にかへしけるふるまひ。行とゞかざるをもてなり。この事に連坐し。頭伊澤播磨守政久。組頭原權主計高久ともに逼塞を命ぜらる。（日記。）〇十九日　後水尾院三十三回御忌により。京般舟院。泉涌寺にて御法會行はるゝによて。米百石づゝ充行はる。又　仙洞より懺法講なしたまふをもて。同じく百石進らせたまふ。同じとにより　御發所に檜重。生花をゝくらせたまふ。これ御外祖父にわたらせ給ふをもてなり。大目付横田備中守由松。勘定奉行大久保大隅守忠香浦々高札の事奉る。（日記。間部日記。）〇廿

上戒諭臺所數寄屋頭

日東叡山。　大猷院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す（日記。）〇廿一日臺所數寄屋頭に少老より令せしは。この比數寄屋の茶筌に蛛網ありしを撿察せしかば。茶道の閑忘慢のいたす處なり。かゝる事前々もとがめ給はず。西城にましませし時。庖所より奉りし品にも。毛髮または塵芥の類まじり有しも數度なり。去々年も莫盖の內に蛛網あり。かく度々かさなるをもて。とがめ給ふべき旨進言すといへども猶寬宥せられ。かれら職うばゝれしのみにて事濟りき。此事いまだ遠からざるに。またかゝる事いでくるうへは。殿科にも處せらるべきと進言せしに。猶も宥恕の御沙汰なり。すべて御飲食の品は。とさら心用ゆべきに。かく過失度々に及ぶは。人々尊崇の心無にはあるまじけれど。御仁惠ふかく每度寬宥の御沙汰あるになれ。なのづから怠惰にいたるなるべし。此後かゝる過失あらば。一同に建白して殿科に申行ふべしとなり。（日記。）〇廿三日　禁裏に新鮭を進覽せらる。松平薩摩守吉貴が女近衛攝政家熙公にやしなはれ。この程上洛により。奧にまうのぼり猿樂の饗宴あり。（日記。間部日記。）〇廿四日三絲山　台德院殿靈廟に大久保加賀守忠增代參す。（日記。）〇廿五日大覺寺門跡性應法親王うせられしよし聞たければ。隣使もて　內。　院の御けしき伺はせらる。（日記。）〇廿七日交代寄合本堂源七郎伊親養子小太郎苗親。先手頭保科主稅正靜養子書院番甚四郎正純。寄合士屋市之丞正敬が子平三郎正慶始め。父死てその子家つぐもの十五人。（日記。）〇廿八日月次例のとし。小笠原遠江守忠基參觀拜謁す。板倉甲斐守重寬。小笠原駿河守信辰。水野攝津守勝政大坂加番はてゝかへり謁す。使番黑川與兵衛正增。小姓組岡部縫殿勝榮は田中の城。使番木下清兵衛信名。小姓組山岡傳五郎景顯は古河の城。使番久留島數馬通富。書院番榊原采女政殊は延岡の城。使番倉橋內匠助久富。書院番丹羽小左衛門正道は吉田の城。使番曾我平次郎長祐。小姓組松平九八郎忠正は刈屋の城各引渡しの事奉りいとま下さる。大番の子初見する者四人。今朝東叡山　長昌院殿靈牌所に少老水野監物忠之代參す。（日記。）〇廿九日　仙洞に驛次もて新鴻を進らせ給ふ。徒頭土岐內記定武病免して寄合となる。（日記。）〇三十日數寄屋頭一人。同じ組頭二人づゝ宿直すべしと命ぜらる。（日記。）◎此月奴婢の保主并に米油炭など買置て。利をむさぼる商人を糺問あり。又薩摩國日置郡串木野より五里ばかりへだてし海濱。蠻船隱見せしかば。鹿兒島より警衛の備せむと設しかど。風雨つよくその事あたはざりしに。船もこのまぎれにいづちへかのり行しよしを。松平薩摩守吉貴より注進あり。又七八兩月。中國はじめ其外大風雨。宇治川筋水溢れ。伏見のあたり水患にかゝり。大和路も洪水なり。又令せらるゝには。前々より浦々に高札を建置き。官船はいふまでもなし。諸國の廻船を

下鑒船隱見於薩摩海濱

下諸國有水害下浦々高札

下評定所及三奉行所之制

みだりにあつかふべからずと令せられしに。難風の時土人等出合といへ共船を助けず。かへつて破船する様にしかけ。荷物を奪ひ。あるは上乘船頭とはかり。不良のふるまひありと聞ゆ。公料は代官。私領は地頭より常に査察し。いさゝかもかゝることなからしむべからず。もし此後ひが事して發覺せば。其者は更なり。土人までも重科に行はれ。代官地頭までも過失たるべし。又公米のせし船。近年破壞多により。こたび諸船あらため。別て心用ひ指揮し。舟脚も大坂船は其奉行。他國は各所の代官より極印を烙し。船脚を深く入しむべからず。船頭水主の員數も減ずべからずと定て運送せしむれば。湊入のかぎりは。人數烙印を送狀に照査し簿に記し。上乘船頭に印を押しめ。奉行は其所に留置。公料は代官。私領は地頭に呈せば。それより勘定奉行へ出すべし。且烙印より船足ふかく入り。公米の外私に米穀。あるは其餘の商物をつみ入れ。水主の員數を減じたるあらば。荷物は其ところにとりあげ。水主は其土人をえらびて上船せしめ。其ゆへをば速に奉行にこたふべし。また破船ある時浦人等いて、船をたすけ。荷物船具など陸に取揚るとてひそかに盜むか。其外不良の事あらば。船頭等つゝまず訴出べし。もし此令にそむくものあらば。重科に行はるべしとなり。（文露叢。）○九月朔日月次朝會例のごとし。小笠原近江守貞通。小笠原駿河守信辰就封のいとまたまふ。貞通は初てなり。細川熊次郎有孝初見の禮をとる。この日書院番頭板倉筑後守重行大番頭となり。小姓組番頭石川備中守總乘書院番頭となり。中奥小姓森川下總守俊央小姓組番頭となり。寄合中山主水勝豐徒頭となる。（日記。）○三日重陽の賀とて家門并諸大名より時服獻ずると例のごとし。（日記。）○四日准后公弁法親王二種一荷獻ぜられ。菊節を賀せらる。　御臺所にも同じく符錄そへてさゝげらる。（日記。）○五日評定所三奉行に仰出されしは。寛永より以來令せられし評定所條約に。會集のともがら。卯刻より出申刻に退き。其日に決しがたきは翌日再議し。猶決しがたきは老臣に申出べきよしなり。しかるを近年訴訟の數多くなりしに。會議の習其事に老練して。裁斷疑滯することなきにや。會集の間なく退散するよし聞ゆ。もし每事令甲にのみまかせ。道理ハ微細を盡すに及ばて裁斷せばさるまじき事なり。又評定所并奉行所專ら證狀をのみ用ひて道理をとはず。本旨をすてて枝葉を查檢するよし聞ゆ。證狀はもとより證とすべけれど。すべて裁斷の證に引用せん物に。大法にそむきたる事はしるさしむべからず。枝葉につきて本根をしる事もあるべけれど。枝葉を論じ事數派にわかれ。根源を失ふ事もあるべし。然らば其證も據としがたく。其末をも遂がたし。なかんづく論地などは。古より評定所にて決したるを。近年は代官に令し檢使もて裁斷するゆへに。さるべからざる事も聞ゆ。此等の類諸事に其心してはからふべし。また近比大罪の徒を助け罷。目明し口問など名付て。罪の疑はしきものあれば。彼徒に捜索し糺明せしめ。事の實否罪の有無を決斷するよし聞ゆ。たとひ彼等がいふ所あやまらずとも。奉行の望彼等が力をかり。天下の大政を沙汰せん事尤ひがとなり。まして彼等が申所。あるは日比の遺恨により。あるは賄賂に、より。事の眛を引たがひ。理を非とする類少からざるよし世に流言す。早く彼等が本罪を糺し。今より後かゝるひが事みなとゞむべし。又聽訴の時。會集の數所存をつゝまず言べき故事なるに。近年衆議にも及ばず。はじめ言出したる言にのみまかせ裁斷するよし聞ゆ。もし其事まことならば。會議の聚多しといへども。一人にて決せば。會議といふも評定といふも。その本旨を失へり。いまより互に心力をつくし衆議あるべきなり。また遠國より訴訟にまかる者。久しく府下に滯留せしむまじきなり。然るに近きころ評定所并に奉行所にて裁斷遲滯し。年月をへ訴人郷里にかへる事を得ず。細民生産をすて郷里をはなれ。たとひ宿志をはたすとも失費少からず。まして申所かなひがたきものは。其懇歎尤あはれむべし。今より後奉行等この斷りを思慮し。每事沙汰すべし。又奉行等が老臣によりて聞えあぐる事ある時。再三思慮するにや每事遲滯し。　上より御尋問ある時其答明白ならず。すべて進言せむ事とゞこふりなく。答申所は明亮なるべし。又訴訟のともがら。あるは權勢により。賄賂をもて宿志をとぐる者まゝありと聞ゆる事年久しければ。御繼統の初法令にもその旨をのせらるゝといへども。猶弊いまに改らずと聞えたり。もし流言のとくならんに於ては。大政の破るゝもとひなれば。厳に證責を加へらるべし。奉行并に其家人にいふ迄もなし。屬吏に至までもよく曉諭すべきなり。又獄屋の厩役等。ひそかにくさ〴〵の私法を設け。囚徒より賄賂をむさぼる聞えあり。これらは奉行もまだしらで制禁を加へさるにや。今よりかゝる事おこそかに禁止すべし。すべて奉行所は天下政令の出る處なれば。万事の理非は此所にて定る事なり。しかるを今日のときは。奉行の過失とのみはいひがたし。大政の不明にして人民の安からざる處なれば。各其心して沙汰すべしとなり。又遠國奉行の報も此令に准じて守るべきよし仰下さる。また准后公弁法親王近日發程のよし聞えければ。高家京極大膳大夫高市もて梨子一籠をくらせらる。（日記。）○六日公弁法親王まうのぼり御對面あり。大坂城代内藤豐前守弐信赴任のいとまたまはり。備前國重眞の御刀一口。馬一疋。時服二十下さる。小姓組番頭大岡土佐守政春城代引渡しの事命ぜられいとま賜ふ。儒臣林大學頭信篤講筵に侍す。（日記。間部日記。）○七日吉辰により鍋松君御中剃初あり。留守居廣敷用人のともがら賜物若干なり。近衛攝政家熙公辭職せられ。九條左大臣輔實公攝政宣下のよし。京

より注進あり。高家吉良左京大夫義俊日光山代參命ぜられ。酒井信濃守忠告祭禮奉行にさゝれとともにいとまたまふ。越後國高田城主松平越中守定重致仕の請をゆるされ。其子因幡守定逵に原封十一万石つがしめられ。二男三郎助定儀に廩米五千俵をあたふべきよし請まゝにゆるさる。此定重實は隱岐守定賴の三男なりしが。故瑤泉院殿の養子となり。明暦三年十月二日家つぎ。同じ五日見參し。十二月廿七日從五位下に叙し越中守と稱し。元祿元年十二月廿五日從四位下にのぼり。二年三月奥詰に列し。十五年七月十一日帝鑑班につらなり。寶永七年閏八月十五日伊勢國桑名より今の地に轉封し。けふ致仕して。享保二年十月廿七日卒せり。年七十四。この定重人にことなる盲行ども多かりしが。その中にも人口に膾炙せるは。初め桑名の城火にかゝり家人の居宅ども皆燒しとき。金一万兩かし給はりしに。城郭武器まつたく舊に復したりとも。家人等まづしからんには恩貸のかひなしとて。その金みな家人等にわかちあたへたりとぞ。（間部日記。日記。藩翰譜續編。）〇八日東叡山　殿有院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。（日記。）〇九日　菊節の嘉儀例のごとし。今朝　淨光院殿靈牌所に秋元但馬守喬知代參す。（日記。）〇十日　常憲院殿の靈廟に大久保加賀守忠增代參す。（日記。）〇十一日　仙洞に鵜を進覽せらる。勘定奉行荻原近江守重秀職うばゝれて寄合となる。重秀　先代より國用の事掌る事三十餘年に及べり。重秀ひとり其事をしり。老臣はたゞくはしくわきまへず。重秀國を富すといふを名とし。しばゝく金銀を改造しければ。其事糾問せられしに。皆姦曲の事ありふべくもあらず。京江戸銀座の者共も。此事により利を貪りしはいふまでもなし。こたびの改鑄のみにても。金廿六万兩を私せるとぞ聞えき。（日記。折燒柴。枯木抄。）〇十二日安房國勝山領主酒井備後守忠胤うせければ。其子右近忠尊に遺領壹万弐千石をつがしむ。この忠胤は故大和守忠國が子にて。天和三年家つぎしとき。弟新次郎忠成に所領三千石をわかち。貞享四年九月六日初見し。寶永六年三月七日從五位下に叙し備後守と稱し。今年七月廿日三十四歳にてうせぬるなり。この日南禪寺金地院住職の事によて仰出されしは。そのかみ本光國師は烈祖の神慮もて僧錄司に擢任ありしが。それよりこのかた宗風漸ふるはざりしに。法孫普濟禪師ふたゝび　前代の谷注を察り。其徒弟通應禪師。晦堂和尚等その職をつぎけれど。

上松平定重致仕

下酒井忠胤卒

上勘定奉行荻原重秀罷

下南禪寺金地院住職

相つぎ示寂せしかば。南禪の長老等師席をつぐものなく。本光普濟の傳燈こゝに於て消滅せんとす。よて　歷朝殊遇の御旨をもて。竺隱和尚西堂より大興禪師につぎし例に准じ。通應晦堂の弟子元札西堂をめしてその師席をつがしめらる。即日公帖を給はり。速に南禪におもむき寺職に任ずべしとなり。けふ令せられしは。十五日神田明神の祭により拜賀をとゞめらる。これ永制たるべしとぞ。（日記。）〇十四日清揚院殿忌辰なれど。風の御心地にて御詣なし。よて三綠山　靈廟に阿部豐後守正喬代參す。（間部日記。日記。）〇十五日神田明神祭祀により。馬場曲輪新建の御覽所にならせたまひれりものを見給ふ。よて宿老。御側用人。少老。御側并に寺社町の奉行。大目付。目付もまかる。（日記。）〇十七日けふも風の御心地なれば。紅葉山　御宮の御參なし。秋元但馬守喬知代參す。（日記。）〇十八日准后公弁法親王在山によて柿一匣を驒送せらる。（日記。）◉十九日尾水兩卿より日切茶に柿ならびに鮮鯛そへて奉らる。（日記。）〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に大久保加賀守忠增代參す。日光山の代參使吉良左京大夫義俊。祭祀の奉行酒井信濃守信告歸り謁す。（日記。）〇廿一日　諸廟に京稻荷山の簗を進覽せらる。肥後國人吉城主相良志摩守賴福致仕の請をゆるされ。其子近江守長興に封地貳万二千百石餘をつがしむ。此賴福質は支族の家人主殿助長秀が子なり。故の遠江守賴喬が子壹岐守賴蔀。宮內少輔賴胤皆早世しければ養て子とし。元祿三年七月三日初見し。翌年十二月廿六日叙爵して志摩守と稱し。十六年四月十日家をつぎ。けふ致仕し梁瞬と號し。享保五年三月五日七十三歳にてうせたり。（日記。藩翰譜續編。）〇廿三日今まで地理の事は秋元但馬守喬知。國用は大久保加賀守忠增司りしが。此後は諸老臣衆議してはからふべしと仰出さる。針醫島田幸庵召出され奥醫となる。けふ令せらるゝは。新銀改鑄の事停廢あり。よて今より後は。古銀。元祿銀。寶永銀とも交滯なく通用すべし。もし時價あるは貴に過ぎ。あるは卑きにすぎ。通用とゞこふらしむるものあらば。重く罪せらるべしとなり。公弁法親王歸寺ありければ。長澤吉良壹岐守資親もて尋たまふ。けふより御臥病により。老臣謁見を得ず。（間部日記。日記。）〇廿四日三綠山　台德院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。駿河國建穗寺に仰下されしは。富士遠間領內建穗寺の所領四百八十石餘あり。其中に百弐十石は河稅をもて充れば。其餘分をもてあるは年中新蔵料。あるは二十一坊の扶助となし。其外毎年淺利の費用多ければ。羽島村河功の費を出す事なりがたく艱困するよし聞ゆ。羽島村はそのかみ官より寄附の地にもあらず。寛永七年千代村の替りとして賜はりたる地なれば。こたび他所に引替賜はるべし。彌丹將を擢て新蔵をはげむべしとなり。（日記。）〇廿五日御病とかくおこたり給は

上相良賴福致仕

下停新銀改鑄

わをもて。寄合醫吉田意安宗恬。澁江通玄院直治。數原通玄宗達を召て診脉せしめらる。今夜より通玄宗達御藥奉るべしと命ぜらる。勘定奉行大久保大隅守忠香日光山御法會の事奉るべしと命ぜらる。平岩若狹守親盾金銀改鑄の事仰付らる。（間部日記。日記。）○廿六日京極登岐守忠或。寄合立花彈正貞晟。松平數馬信房駿城加番にさゝれいとま賜ふ。大久保加賀守忠增が父本入忠朝卒しければ。桐間番頭大澤駿河守勝寧して弔せらる。少老大久保長門守教寬には。御側用人間部越前守詮房の奉書もてとはせ給ふ。（日記。）○廿七日宿老。少老御病牀にめして謁を給ふ。日光准后公弁法親王日光山に於て臨時の修法あり。符錄を奉り給ふ。井伊掃部頭直該はじめ諸老臣草花魚菓を獻ず。寄合本多淡路守忠周養子主水忠貞はじめ。父死てその子家つぐもの九人。さきに琉球國王尚益使臣拜謁し。かつ賜物共あるしを謝して。松平薩摩守吉貫に托し龍涎香三十袋。緞子二十卷。細布二十反。八重山海參二連。阿剌吉酒三壺を獻ず。

御臺所には官香。色繒子。泡盛をさゝぐ。（間部日記。日記。）○廿八日月次なり。群臣みな宿老に謁して退く。今朝より數原通玄宗達しきりに辭謝するをもて。澁江松軒して御藥を奉らしむ。使番筧新太郎正尹。日下部作十郎博貞。細井佐次右衞門勝鄉巡見はてゝかへり來り。おなじく老臣に謁す。今朝東叡山長昌院殿靈牌所に阿部豐後守正喬代參す。（日記。間部日

下 諸國洪水

上 大久保忠朝卒
下 貨金之制

下 貨幣之制

記。）○廿九日御不豫により。日光准后公弁法親王井三家は使さゝげられ。高家。鵜間詰。三番頭はまうのぼり老臣に謁し。万石以上の祿は直月老臣。御側用人の宅に使を呈し。在封は飛札もてうかゞひ奉る。（日記。）◎この月また霖雨にて。京五畿四國中國東海道水患にかゝり。松平丹波守光潤淀の城石垣をくづし。家人の家屋のこらず水にひたし。藤堂和泉守高敬が領地も。民屋人畜とも水患にかゝりしといへり。又賢者惣錄に令せられしは。賢者等金銀を人に借とき。近年官金と號し謝儀をとり。其上三四月を定期としいや利をむさぼる事ありと聞ゆ。此後年中一度券をば書改め。禮金いや利むさぼる事あるべからず。また返金とゞこふる時は。賢者等數多其家につどひ。猥雜のふるまひありと聞ゆ。これも通主一人行てひそかにはかりあひ。公に訴へ出さる樣になすべし。もしあまたつどひ猥雜のさまする時。徒目付その地に行かゝりなば速に召捕ふべし。また處士商人の金をかの官金と名付て。御家人にかし謝儀をむさぼるよしなり。今より後は處士商人の金を取次て人にかす事あるべからず。をのが金のみにて官をもともとむべしとなり。また令せらるゝは。こたび錢銀の事停廢あり。古錢。元祿錢。寶永以後錢各取まじへ。通用とゞこふるべからず。ならびに時價高低の事によて澁滯せしめざらん樣にと。先にも令したれども。彌心いれあつかふべきとの御旨なれば。市中の召仕下部ま

ても殿に曉參すべし。兌銀鋪等相はかり。時價を高低せしめ通貨とゞこふることあらば。糾問のうへ。こたびは別て重く沙汰せらるべしとなり。（文露叢。大成令。）○十月朔日月次出仕の輩宰臣に謁して退く。尾張中納言吉通卿。水戶中納言綱條卿より檜重。鮮鯛を獻じ御けしき伺はる。今夜より奥山交竹院某御藥を調進す。今夜亥日なれどその式も停廢あり。宿老。少老奥にて祝の餅をたまふ。布衣以上ら宿直の輩のみ中の間。其下は燒火間。雪士は其番所にて下さる。（日記。間部日記。）○二日高家。鵜間詰。奏者番。三番頭出て御けしきを伺ひ奉る。准后公弁法親王よりは龍眼肉一匣。菊花一瓶。松平加賀守綱紀よりは檜重。鮮鯛奉り伺ふ。使番黑川與兵衞正增。小姓組岡部縫殿勝榮駿河國田中城引渡しはてゝかへり老臣に謁す。（日記。）○三日例の雜煮のぼり。御病牀をうがゝふ。松平加賀守綱紀は檜重を獻ず。この日普請奉行水野對馬守忠順勘定奉行となり。加秩ありて實祿千六百石となる。目付伊勢平八郎貞敕普請奉行となり。火消役船越五郎右衞門景次持弓頭となり。小普請岡部兵庫盛明火消役となり。小普請方石川源兵衞乘繁船手頭となる。佐渡奉行は今まで荻原近江守重秀一人勘定奉行より兼つかふまつりしが。この後二人と定められ。目付河野勘右衞門通重。寄合神保新五左衞門長治を命ぜられ。座次は芙蓉間駿河町奉行の次たるべしと仰下さるゝ御旨を老臣傳ふ。此日根津を

下 驛路之制

上 水野忠順勘定奉行

上 增佐渡奉行爲二員

はじめ諸社にて御祈ども行はる。これ御不豫によてなり。（日記。文露叢。）○四日三家より使もて伺ふる。公弁法親王よりもなじ。（日記。）○五日准后公弁法親王御不例平愈の所謝せられ。符錄をまいらせらる。此日目付間宮親貞方好本城外殿の掃除。白木書院并に春屋の修理。收貯の材木。方々より受用の物の檢點を沙汰し。稻葉多宮正房は城の內外破損掃除。外櫻田濠邊の修築の事沙汰すべしと命ぜらる。（日記。）○六日三家の方方使もて御けしきうかゞはる。井伊掃部頭直該初め宿少の諸老臣菓子魚物を獻ず。（日記。間部日記。）○七日諸老臣御病牀にめして謁見す。後閤より品々のもの奉らる。この日令せられしは。相摸國小田原は大磯。箱根までの驛次なれど。道の程遠く。とに箱根は海道第一の難阻にて。人馬ともにつかるゝのみならず。先の地震の時に民屋多半燒うせ死傷のものもあり。その後も東國砂ふり田圃荒廢し。傍近の村里よりも助役もかなはれば。この驛に臨時登用ありて。とさら艱困するよし聞ゆれば。先々賑救として每年賜米の外に米三百苞づゝ下さるべし。伊豆の三島驛もこれになじ。また信濃國坂本。輕井澤兩驛は碓氷峠の前後にて。山路の險難を登降し人馬疲勞すれば。これも救米賜はるべし。されど中山道は東海道の半役なれば。年ごとに百五十苞下さるべしとなり。（間部日記。日記。）○八日東叡山　嚴有院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。（日記。）○九日

淨光院殿山の靈牌所に少老鳥居伊賀守忠英代參す。小姓付朽木彌五左衞門定盛なり。この外鶴岡八幡宮。伊豆箱根の權現。三島鹿島の兩大明神。香取明神。駿河淺間の社などにもにはかに御祈の事仰つかはさる。夜に入て御なやみつのらせ給ふとて宿老少老まうのぼる。(日記。)〇十四日御病いよ〳〵おもらせられ。遂にこの曉丑刻正寢に薨じたまひぬ。この日頃御みづからも御快復のかたきをしろしめしけるにや。三家御連枝はじめ近侍の輩にも。後の御事どもこまやかに仰せ置給ひ。とさら御側用人間部越前守詮房は潛邸の時より昵近して。その心くまなくしろしめしければ。もはら遺托せられたりとぞ聞えし。やがて非伊播部頭直該井老臣等御遺命を傳ふ。近侍の輩には　若君御幼稚といへども。御位ゆづらせたまふによて。奥の輩有しまゝたるべしと。愈に仰置れし旨あり。卑賤のものまでも酉にかはらずつかふまつるべしとなり。又外班の輩にも　若君御幼稚の事なれば。群臣ともに心入てつかふまつるべしとつたへたり。かくてのち儒臣林七三郎信充して御遺書をよましめ群臣にきかしむ。その御詞に曰。不肖の身　東照宮の神統をうけしよりこのかた。天下の政事常に　神德につかむことをもつてこゝろとす。しかるに在世の日短くして。その志の遂ざる事。今に及ていふべきところをしらず。古より主幼く國危き代々をみるに。その世の人權をあらそひ黨をたて。その心相和らがずして相疑ふに寄らざるはなし。胡越の人も舟を同じくして水を渡るに。その心を一にしてその力を共にする時は。風波の難をも渡るべし。況や今の世の人。　當家創業の後。治平百年の間に相生れ相長となる事。誰かは　東照宮の神恩によらざるものゝ有べき。人々その　神恩に報ひ奉り。世のため人の爲をなさば。古の主幼く國危き代々の事どもを以て深き誡とすべし。もしその志なからんに於ては。當家の危難といふのみにあらず。尤是天下人民の不幸たるべし。凡天下の貴賤大小宜しく相心得べき事に思召ものなりとぞ。また諸有司には。吾大病日々に重り。今日も knowledge ぎがたし。然(マヽ)刻は　鍋松事幼して。家督の後。天下の政事幾束なく思召のみなり。寃永以來　當家普第。また代々附屬の輩。　東照宮の神恩を忘れず邊近心を一にして。遵きは崇敬して。近きは鍋松事大切に心をつくし。宜をすゝめ惡數を誡め。期して四海安からんことをはかるべし。是に准ては其面々の類葉を泰く家業すべきは。今さら申までもなき人の道なり。若きは老に習ひ。幾判は多分を用ひ。正道の政事あるべしと思召所なりとぞ。末に御黒印をそおされけり。又老臣には別に下さるゝ御遺書あり。吾思はざるに此度の病日を逐てかろからず。今日も危し。依て三家をはじめ諸大名をよび役人等まで。不例快然のために。山王根津に於て祈願せしむるのよし。感心甚以少なからず。然しながら吾祈る事年久し。王公といへども命に限あれば

下家宣薨

下家宣遺言

付朽木彌五左衞門定盛なり。この外鶴岡八幡宮。伊豆箱根の權現。三島鹿島の兩大明神。香取明神。駿河淺間の社などにもにはかに御祈の事仰つかはさる。夜に入て御なやみつのらせ給ふとて宿老少老まうのぼる。(日記。)〇十四日御病いよ〳〵おもらせられ。遂にこの曉丑刻正寢に薨じたまひぬ。この日頃御みづからも御快復のかたきをしろしめしけるにや。三家御連枝はじめ近侍の輩にも。後の御事どもこまやかに仰せ置給ひ。とさら御側用人間部越前守詮房は潛邸の時より昵近して。その心くまなくしろしめしければ。もはら遺托せられたりとぞ聞えし。やがて非伊播部頭直該井老臣等御遺命を傳ふ。近侍の輩には　若君御幼稚といへども。御位ゆづらせたまふによて。奥の輩有しまゝたるべしと。愈に仰置れし旨あり。卑賤のものまでも酉にかはらずつかふまつるべしとなり。又外班の輩にも　若君御幼稚の事なれば。群臣ともに心入てつかふまつるべしとつたへたり。かくてのち儒臣林七三郎信充して御遺書をよましめ群臣にきかしむ。その御詞に曰。不肖の身　東照宮の神統をうけしよりこのかた。天下の政事常に　神德につかむことをもつてこゝろとす。しかるに在世の日短くして。その志の遂ざる事。今に及ていふべきところをしらず。古より主幼く國危き代々をみるに。その世の人權をあらそひ黨をたて。その心相和らがずして相疑ふに寄らざるはなし。胡越の人

其跡を晃れがたし。吾治世四年。僅にして政事心の及ぶ處詳ならず。つら〳〵おもんみるに。　東照宮百回忌の法會に社參を遂ざる事。天下の主と崇敬せられしその靈會て以なかりし事今更いふにたらず。　鍋松吾に替りていさゝか　東照宮の神恩わすれ奉るべからず。尤以百回忌の法會あつく取行ひ。　台德院殿忌日末々まて輕んじ奉るまじ。年月ほゞ久しければ。心ならず等閑に成行なれば。能々心をつくべし。大猷院殿。　殿有院殿忌日これまた祖に准ずべし。　常憲院殿忌日。これは年月遠からざれば云に及ばず。吾世をさらば增上寺に葬るべし。近代の祖各上野に葬て增上寺は逐日詣る人も多からず。然る時は百年に及び。　台德院殿忌日を忘るる人も多かるべし。且は　台德院殿を輕んじ奉る基ひなり。愛をおもふ故に。吾此度命終らば增上寺に葬せよと冒奏を殘す。吾心底を量て　鍋松ます〳〵　祖を輕んぜざる事を。よく〳〵心を付をしへん事を思ふなり。古より主重からざれば威あらざる事人のしる所也。況や主いとけなき時は威重からず。故に都て臣の威とこゝろにして輕からざるものなり。臣たるもの幼主に教へんに。祖を厚く崇敬する事を第一にすべし。三家及び連枝類葉に親しみを渡くすべからず。重々仁心の增長することを教へよ。政事に於ては極重惡たりとも。十に一も宥免すべき道理を穿鑿遂て。重罪をして輕罪になす事。眞

の政事と心得よ。すべて下々は全く愚なるものなれば。上智なるもとむるに遑し。老中及奉行役一人の了簡をもて法式等を相極る事は好まざることゆへに。九月上旬より控を出す處なり。末々まで混亂すべからず。各宜しく申合すべし。かつは役替等の事。役筋の年久しき者をさし越。近役の者を進る事用捨すべし。年久しき者をこして近役の者を進る時は。古役の衆毎物に指扣る心出來るものなり。然る時は近役を進る事。臣の親しきによると疑ふまじきにあらず。然れば正道を以て各相談をとげ。筋目あるもの舊役の衆をことに進ますべし。その外諸願等滯る事有べからず。尤ひが事願ひ出るとも用ふべからず。たとひ正道の願たりとも。同時節に願の事を。臣の身として親疎を忘れ。遲速無き樣同樣に申渡すべし。何事によらず片よる事なかれ。老中及び役人心をひとつにして。　鍋松に正道をあらかじめ教べし。然時は自ら主輕からずして威もまた然り。宜しく是を味ふべき事なり。吾年久しくみるに。國主及び大身小身のものども。種々の珍寶あるは金銀の作り物を捧る事。甚以心を煩はしむ。憚らず捧ものを進むるは。敬ふに似て諂ふにちかし。依て治世の初に不時の捧物の事堅くいましむ。今　鍋松幼稚なれば。臣たるもの心をつけ捧物をます事をゆるさず。減ずる事をおもへ。主は勿論。臣たる者貧るこゝろある時は亂に近し。臣たるもの贈物になどか心をかたむけん。贈の品に心を寄るは。賤しき者のなす所也。今さらいふに及ばざる事なれども。百年過ば世の風俗も遒まじきにもあらされば云々にいましむ。年久しく聞に。大身小身の旗本の者とてもたる事をしらず。且又其賄るもの丶誤にもあらず。受る者誤なきにしもあらずや。臣たるもの　東照宮及び　當家の深恩を思はゞ。殘し置遺戒を忘るべからず。諸國及び民屋末々迄困究せざらん事を心にかけ。難儀に及ばざるやうに政事を執行へ。是　鍋松が爲にあらず。天下の四民安かるべき事を思ふのみなり。擔部頭。老中及諸奉行。諸役人自分のたのしみを求る事なかれ。天下万民樂しく安心する事を求めよ。末代たりといふとも。

東照宮の神恩。　台德院殿。　殿有院殿治世の記錄をおろそかになすべからず。恐るべし愼しむべし。我命終るとも我も跡に心を殘すべからず。　鍋松を天下の四民一人として父母のごとく思ひ付ん事を。よろしくとり行べきなり。（となり及隣）又秋元但馬守喬知の傳えしは。元祿年間金銀改鑄ありしより品格大に劣り。通貨の澁滯をいたせり。しかのみならず金銀は万國通用の寶貨なれば。　列祖の定制のごとく復さるべしとて。案驗年月を經るの間。かゝる際にのぞみ給へり。とかくに改鑄せしむべきとの御遺旨なり。猶この事により仰出さるゝ御書あり。後にしめさるべしとなり。又明年二月は　長昌院殿御法會あるべければ。大久保加賀守忠增惣督奉るべし。こたびの御葬埋。

上葬家宣于增上寺

上勅使下向贈正一位大政大臣諡文昭院

靈廟の擇造は但馬守喬知奉るべし。また　前代御勘氣蒙りたるもの救免あるべき事。其他貧困賑救の事どもつばらに遺命し給ひしとなり。十五日御納棺。廿日　靈柩を三緣山にをくり奉り。廿一日より御法會あり。十一月二日幽宮に收め奉る。御誌銘は新井筑後守君美これをしたゝむ。かくて眞乘院億道を　靈廟別當職にあてらる。三日は別時念佛。四日初七忌。万部讀經。大兒供養。五日二七忌。万部法要。六日三七忌。施餓鬼。七日四七忌。小經道。八日五七忌。四箇法要。十日六七忌。散花供養。十一日七七忌。法問。十二日滿百忌。頓寫。十三日結願。別時念佛。總回向之。十日に　勅使久我內大臣通誠公。　仙洞使中院前大納言通躬卿。　新女院使小倉宰相中將實季卿。宣命使平松少納言時春朝臣參堂ありて。正一位太政大臣を御追贈あり。　文昭院殿と諡し奉られぬ。（日記。問部日記。文廟畧。文廟令。）抑人君の德は。明と斷より大なるはなし。この君御弱齡より詩書文藝をこのみたまひ。儒生をあまた民間より徵用せられ。つねに接近したまひ。經史を討論ましましたるのみならず。その上に潛邸にいます日久しかりしかば。世路の險阻。下民の疾苦をしろしめし。　前代の季年權を專とし寵を固する弊。すこぶる威福を弄び。厚歛重賦して海內虛耗に至るべき樣をふかくなげかせたまひ。大統をつがせ給ふその日の御一言をもて。專權の臣ふたゝび樞機にあづかる事を得ず。屠殺の禁をのぞき。大鏡をやめ。賦歛をうすくし。徭役をはぶき。諸局の繁習を嚴察し。群臣の怠惰をいましめ給ひ。しかのみならず韓聘の儀は。新井筑後守君美に委任あり。和漢を考據して一代の典禮をおこされ。また近衞太閤と御心をあはせ。朝會廟祭のために。古今を斟酌ありて冠服の制を正され。番長。讀身等を置き。また終に臨ませ給ひても。御遺書をはじめ御後の事どもつばらに命ぜられしをみれば。射習に因循せる優游不斷の庸主。いかでくはだて及ぶことならんや。實に英明獨斷の明主にましましき。たゞし御在職の日あさく。若ありて臣なし。在朝の大臣等外に擁蔽の風をいだき。新任の近臣內に疑忌をふくみ。內外一致せざりしかば。御みづから精神をはげまされ。深夜までも燈下に披書を點檢したまひ。万機に御心を勞し給ひ。遂に御病を生ずるほどの事なりしかど。德化いまだ四海に及ばず。衆民仁聲を聞ながら其澤を蒙るにいたらでやみぬるは。いとおしむべきの甚しきなり。しかし法令條約の類も御みづからの御肺肝より出しをもて。儒臣等循飾せしかば。號令の溫雅にして典則なる事。前後この御時にこえたるはなし。又いさゝかなる御暇には講筵を廢し給はで。博く古今を研究したまひぬ。通鑑綱目を三たびまで通覽し給ひし人主は。後世またありがたかるべしと申人も侍き。また近臣はさらなり。後宮につかふまつる侍女といへども。經史をよみ。詩歌にたづさは

ちざるはなしとも承りぬ。凡　當家創業のはじめより。爰世うに開講ありて。をなじ十一月廿日に詩經を說しめらる。其十三日を開しめされ。なを餘暇おはしませば。三代以下の治亂興亡しろしめされんとて通鑑綱目を聽せたまふ。八年正月廿四日に書講はじめさせ給ひ。同じ十二月廿一日其業終り。禮も此年終らせ給ひぬれば。また易を講ぜしめらる。君美には九年正月廿六日より春秋をよましめられ。左公殺胡氏の四傳をも併せ講じ。六年を經て十四年十二月十九日その功終らせたまひ。この後孝經。儀禮。周禮の講をも開しめし。大統を繼せたまひし後も。なを進講忘らせ給はず。君美が講に侍ること十九年の間。すべて千二百九十九日なり。かゝれば經史諸子の書大かた殘所なく通涉し給ひ。その理つばらに究明したひける。凡そ和漢とも。好文の譽を得し明君賢主さま〴〵なりといへども。

公のごく御好の深く。御志の篤く忘らせたまはぬとは。いまだそのためしまれなりとぞ。(折燒柴。)

藩邸におはしませし時より。大統を繼せ給ひて後も。常に歲首に講筵を開かれ。十五日の後に至り。日講はじめさせたまひ。歲抄に至るまで。大故おはしますよりほか。朔望は云もさらなり。佳節といへども。朝會はて、後かならず講を開しめさる。その席に臨み給ふに。春秋冬は裏打の上下をめされ。夏はすきたる御肩衣にひとへの御袴をめされ。極熱の頃も御肩衣を脫

上家宣通儒學

下家宣好學

吉田某に禮記を講ぜしめ。君美に詩經を說しめらる。其十三日

文昭院殿御實紀附錄卷上

文昭院殿潛邸にまします事年久しきをもて。遍く天下御政の得失利害を見そなはしたまひける上。御若齡より文學の御志篤くましまし。とさら　前代聖道を尊崇し給ひ。四海風にむかふ時にあはせ給ひければ。明暮に書籍をもてあそばさせられ。新井勘解由君美などいへる草野の儒生を。側陋より近侍に擢られ。朝夕講官に命じて。四書。小學。近思錄の講を聞し召れ。御みづからも經書を御講說ありしが。元祿七年正月の頃。勘解由君美をめし。われ年頃經傳を講習するといへども。いまだ聖道を詳にせず。今よりのちいかに學びてか聖道の要を得べきと仰ありしかば。君美おほよそ聖賢已を修め人を治るの道は。四子の書に備りぬ。躬に行ひ心に得たまふとも他に求るを待ず。されども大經大法の詳なるをしろしめされむには。五經をかれ學ばせたまふべきとて。これより日講のと仰くだされて。

上家宣好學

下解生類憐愍之禁

上加藤明英

し給はず。夜ふけ蚊多けれども。侍臣に命じ扇もて逐せ給ふともなし。いつの頃にや新井君美が講に侍りしとき。風の御心地ましく。しきりに御鼻水の出たまひしを。ひそかに側にむかひて。御懷の紙とりいて拭はせたまひでは。又講者のかたにむかはせたまひけり。いつも進講の間は御威儀の恭格にましますのみならず。御前わたり何となく物靜にてありしとぞ。(折燒柴。)

元祿十六年十一月地震しく震ひて火處々に起りぬ。　公潛邸の折の事にて。大城より酒井左衛門尉忠眞御使して。本城にうつらせたまふべきよし傳ふ。この時近臣等御供せむとて。皆草履を左右の袖に入て。立さまよふ樣を御覽じて仰られしは。我いとけなきとき。上野の花見しものどものむれ居しを見しに似つるかなと仰られてわらはせ給ひしが。君美にはゆりやまんまでは來るべからずと仰有しとぞ。(折燒柴。)

加藤越中守明英は　前代よりの少老にて。さま〴〵功績ある人なりしが。　公の儲副に定らせたまひ。潛邸より四城にうつらせ給はんとする前夜。ひそかに使を間部越前守詮房が許につかはし。魚物幷に文箱に入しもの幸りぬ。明て見ければ。四城殿舍の圖なり。こは見備はしをき給はゞ。御心得にもなり侍らむこと遠からじとなり。この時立儲の議いまだ仰出されず。誰しるものなかりしが。その明日四城へ御遷の儀仰出されぬ。　公には兼て越中には正直のものとこそ聞たれ。こたびの事に於ては。一身の爲を計はんとして大臣の躰を失ひ。阿諛迎合の所爲に至るものぞと仰ありて。御けしきよからず。これよりして越中守をばうとませたまふ樣にありしが。明英もこの事を恥恐けるにや。やがて鬱悒の餘に發狂してはてしとぞ。(兼山麗澤秘筴。)

公既に儲副に立せ給ひ。四城に御移ありし日。新井君美は藩邸に馳參じて越前守詮房に向ていひけるは。今よりのち我君天下を治させたまはんことは。それがし此年頃聞えあげぬれば。今さらいふに及ばず。たゞ今まで申せし處を忘れさせたまはずば。天下万民の幸にぞ侍るべけれと申て退きぬ。年經てのち

公詮房に。われさきに四城にうつらんとせし時。君美がいひしとども日として忘る、事なしと仰ける。御志のいたりふかく。しかも強記におはしますこと。これをもておしはかるべし。(折燒柴。)

寶永六年正月　前代すでに大漸に及ばせたまひしとき。公いそぎ參らせたまひ。御枕もとにて松平美濃守吉保をめして仰られけるは。さきに好生の御志あつく生類いたはるべきとは。ことさらおごそかに仰下さるゝこと　あまたゝびに及びぬ。この頃御病氣にましませし時も。我をはじめ老臣等をめして。我生類を憐む事たとひ君が事にもせよ。これのみは百歲の

後とても。わが世に在しとくなし置れんこそ孝とはおもふべけれと宣ひつれ。さりながらこの年頃やゝもすれば。此禁にふれて罪蒙るもの何十万人といふ數をしらず。いまだ罪案決せずして。獄中に死せる者も數しらず。かほどまで御遺命ありつれど。この禁除ざるに於ては。海内の生靈愁苦まぬかるべからずと宣ひしかば。吉保も元より此事よしとも思はず。また世のさまいかゞなりゆくもはかりがたければ。仰らるゝ御旨誠に御至孝とこそぞむじ奉れと申す。さらば此事承る旨にも傳へよと宣ひて。御みづからは靈牀にむかはせ給ひ。さばかり御遺命ありしことなれば。我身に於ては終身御遺命を守り。屠殺を禁じ侍るべし。しかりといへども万民の患にはかへがたく侍れば。御ゆるし蒙り。天下にをゐてはこの禁を除き侍りぬとて退き給ひぬ。吉保は御前を下り。仰の趣を老臣に傳ふ。この事いまだ御葬の前なれば。世には　前代の御遺命なりとおもひけるとぞ。此時松平右京大夫輝貞。松平伊賀守忠周はじめ。今まで寵眷蒙りしともがら吉保にむかひ。此後の事いかゞ侍るべきと申けるに。吉保御遺命の旨のごさず　儲副に聞えあげぬ。この後の事はとにもかくにも吾々がしろ所にあらずと申ければ。各いふ言はなく低首して退きける。抑稼年專權の罪を。繼緒のはじめに一言もて挫折したまひけるは。實に英明果斷の御所爲にて。仁柔の君の企て及ぶべきところにあらず。宋太祖が杯酒の席にて。五代以來の藩鎮の權を抑へしにも。おさおさまされりと申べきにや。(兼山麗澤秘策。)

下革前代弊政

前朝の時大錢をつくられて。天下に通行せしめられしかど。四民用るに便よからざりしにや。とかく通貨滯りしゆへ。しばしば嚴刑を蒙ることいへども。猶澁滯せしかば。寶永五年の冬より。商人等通行すべき證狀をまいらすべきとの催促しきりなりしが。御繼統のはじめ。寶永六年正月まづ此禁を除かれ。又飯田町民屋を他所に引移すことも。下民苦しみなげきければ。同じ時この禁をも除かる。すべて御代つがせ給ひし始より。舊染の弊習をのぞき。維新の政を施さるゝとあげてかぞへがたし。(折燒柴。)

下退貨幣改鑄之議

前朝の時公費莫大にして。御繼統のはじめ國用支がたきにより。老臣等　前朝のごとく金銀改鑄を命ぜらればしかるべしと申上しに。金銀はもとよりその品をよくこそすべけれ。員增としなあしくはすまじとの仰なり。老臣等重て。　前朝に改鑄ありしゆへ。非常の大費ありて。城壁の破壞せし御修理もとどこほらずとゝのひぬ。當今もし明日にもいかなる變あるべきもはかりがたし。さる時は何をもてその備にはせらるべき。とにかく今の急務改鑄にしくはあらじと申あげしかば。左まで思ひいり申所神妙に思召ども。まづ　前朝に改鑄し給ひしをもて。震災の備なりしといふは。一往は道理にも聞しめせども。さりながら改鑄等の弊政を行はれずば。又かゝる天災もあるまじとおぼしめせば。左機の發ならで。將軍宣下等の公用たるべき手立あるべし。もしその上天地の災變いできなば。御一身をもて天下の費をうけさせ給ふべしと仰られしかば。此時の老臣小笠原佐渡守長重は。御身もて天下の費に任じたまふといふ盛慮のかたじけなきをかしこみて。しきりに泣涕し。秋元但馬守喬知はありがたき仰を承りぬとて。御前を退きしとぞ。(折燒柴。兼山麗澤秘策。)

上抑權臣

御繼統のはじめ。例の事とて市中には狂歌落書などさまゞゝなして。かしがましきまで世にもてはやしければ。老臣等もしかゝる事より。人心の動搖するもあらばいかゞなり。とゞめらるべきにやと聞えあげしかば。老臣等が申所ことはりとはおぼしめせども。上の惡事は。下よりさしつけていひがたきものなり。落書等は。思ふさまの事はゞかりなくいひ出るなれば。尊不尊ともに下情の上に達すれば。よき事はとりあしき事をすてなば。政理に於ても省醒の益なしともいふべからず。とにかくに匿敝の患なくて言路を開くの一端なり。そのまゝいはせ候へと仰られける。鄭子產が鄕校を毀たしめざりしもおもひあはせられていとかしこし。(兼山麗澤秘策。)

上落書

御繼統のはじめ。　前代に罪蒙りしものどもの罪案をめしよせられ。御みづから夜ごとに御閲覽ありて曉に至らせ給ひ。その輕重大小をはかりて裁斷し。赦されしもの九百五十六人。そのゝちいくほどなく。　淨光院殿薨ぜられし時。またゆるされし者九十二人。諸大名以下の家々に仰せて赦されしもの三千七百三十七人。前代の時淺野內匠頭長矩が家人主の仇吉良上野介義央をうちて死をたまひ。その幼子みな親戚にあづけられたるも悉くゆるさる。またこの御代までは御法會のみに赦行はれしが。御慶事にも其祝に赦行はるべきなりとて。おなじ五月將軍宣下ありしをもて。その廿二日大赦行はれ。御みづから裁斷したまひて。ゆるされしもの二千九百一人。大名以下の家々にて赦せしもの千八百六十二人。すべて此年頃赦されしもの八千八百三十一人。その中大名の家にて赦せしもの五千五百九十九人なり。凡　當家創業よりこのかた。かゝる恩典行はれしことは。いまだそのためしなしとぞ。(折燒柴。)

下退柳澤吉保

御代々大葬のとき近臣薙髮して御供するは。定あることなれば。　前代御葬の頃美濃守吉保に仰せて。その人々を撰ばしめたまふ。この時吉保は。ことさら　前朝抜擢の特恩を蒙りし身なれば。同じく髮そぎて御供せんよを願しに。　公きこしめして。代々の例を考ふるに。さばかりの重職の落髮して御供せし例なし。　殿有院殿の御代すでに殉死をばとゞめられぬ。我代のはじめにかゝる例おこさん事はいかゞなり。誠にその志ならむには。御送りはてし後ともかうも其こゝろにまかす

上廢行救

べしと仰けるに。吉保も心ならず仰に從ひ奉り。やがて致仕をぞ願ひける。(折燒柴。)

上惣御番入下解生類憐愍之禁

御家人等が窮窘するよし兼て聞しめしければ。御代のはじめに布衣以上以下の長子等すべて七百三十一人一度にめし出されて陞仕を命ぜられき。世に惣御番入といひて。久しく絶し例を擧げ行はれしなり。この時實はわづかの十三四歲ばかりの者の十七歲以上のよし申て。其撰の中に入られしものあまたあり。これは上を詐る罪かろからずと。老臣ら內々聞えあげしかば。公きこしめして御氣色ならしめならず。親たるもの、己が子の年みたずして此幸にもれなば。いかに本意なかるべきとてわら歲せ給ひける。すべて寬裕慈仁にまします事この類なり。(折燒柴。)

上踏俠之叙爵

万石以上の騷近き頃となりくては。襲封の後叙爵するもせざるも皆上裁ありしが。寶永六年三月今より後万石以上のものら。みな叙爵せらるべきよし仰出さる。こはその頃將軍宣下の大禮近きをもて。みな列參すべければ。をの〳〵裝束あらかじめ調べきためなり。これより後万石以上のもの。なべて叙爵する永制とはなりぬ。(日記。折燒柴。)

下令諸士學炮技

前代には諸大名參覲の時。內獻上とて恒獻の外に物參る事ありしを。これも御代のはじめに第一とやめられ。また諸老臣へ川銃場にて諸組の與力同心等の技を試られ。少老をして監閱常例の外ゆへなくして物贈る事も。をこそかに禁ぜられしは。せしめたまへり。是より諸隊の同心等もとこのとく。其業怠ら

上禁苞苴

これまでの弊を思召て。苞苴の源を斷せられむための盛慮より出しなるべし。(寶正治代記。)

御繼統のはじめ。しば〳〵善令ども下されける。先代の御時小石河の邊に。野鷄を畜ふ所設られて。每朝徒目付見廻る事なりしを。にはかにやめられ鷄をも放去しむ。鳥籠鵭泥餘あきなふものどもめし捕ていましめ置れしをもみなゆるされ。今よりのち憚る所なくひさぐべき由仰下され。また生類方といふ司に詞置れし鳥類もみな放たしめらる。此外四谷には犬小屋とて。郡下の犬を悉くつれゆきてかひ置しもあり。是等みなゆるされたり。前代好生の御心ふかくまし〳〵。生類を毀傷する事嚴禁ありしが。これをうけ行ふ有司心得たがひ。數多の人を煩し。貪歌のために人命を斷にいたり。後には四海これがために困窮しけることを。諸邸におはしましける頃よりよくしろしめしければ。　御代のはじめにまづこの令どもことごとくのぞかれしなり。(寶正治代記。)

前朝生禁の嚴なりしをもて。炮技ならふもの何となく憚かり。それを業とする諸隊の同心等も。其わざしらぬ者あるに至りしかば。武備を失ふに似たりとて。寶永六年二月今よりのちいみじばかる所なく。心のまゝに學ぶべしと仰出され。其後小石

上再興驛城戍衛

驛城の戍衛は　前代より廢せられしを。寶永六年二月前々のとく在衛すべきよし書院番頭に仰下され。再び戍衛することとはなりぬ。(日記。)

上御家人祿米下四足門

御家人へ給はる所三季の祿米は。その時の米價の貴賤に隨ひ。金をまじへ賜ることなり。こは勘定所にて議定し。　公にもうかゞひて後。右筆してかきしるさしめ。諸官の出入する所に貼し置くを張紙といふ。寶永六年四月御代のはじめ。乘てたまはる處の金。市中の米價に及ばざるよししろしめしければ。まづ市中の上中下米の價を問れしに。上米百俵價金三十一兩といふ。さらば三十八兩にしてとらせよと仰ありしを。あやまりて廿八兩と草しければ。　公きこしめし。驚きて御尋ありしかば。全く勘定奉行荻原近江守重秀があやまり草せしよしにて。重秀は御氣色かふぶりて御前をとゞめらる。そも〳〵上米の價もて賜りし金もて。中下米を買得て食料となしなば。微祿のものゝため便あらむと思召て。かくは御心を用ひられしなり。(折燒柴。)

下刪定武家諸法度

府城の四郭にのみ外門のなきは。古來よりの嗣典なりとて。寶永七年正月その事仰下され。土屋相摸守政直惣督して。芝口に新門を建しめらる。筑後守若美が議を用られしなり。又城內の中門は。武家の古制にかなはずとて。諱字の時改め作らるべきよし議せしめらる。是も筑後守九條家に傳へし室町殿大臣大饗の圖。及び近衛殿にある枕門圖を考據とし。近くは　當家寬永のころ二條城に棟門唐門あらしためしども。引出て議を奉りしに。乘てより　上にも鎌倉室町等の殿造の圖ども。いくつともなく收めたまひ。年頃考へおかせたまふ事ましまして。けるに。今君美が議し申所よく御旨にかなひければ新に營作せらる。これ鎌倉殿このかた四足門といふもの、制とぞ聞えける。落成の時新造の門を中門と唱へ。今まで中門といひし御車寄を中門廊と唱へ。いまゝての御寢殿を御車寄と唱ふべきよし仰下さる。その後　有章院殿御世となりて。三山　靈廟をいまゝて　御佛殿御堂と唱ひ來りしを　御靈屋とし。御墓所を　御廟と唱へつるは。　御寶塔と改め唱ふべきよし仰出されしも。全くこの　御代の御遺意を遵行ありしにぞありける。すべて名の正しからぬをきらはせたまひ。物とに典故を正し給ひしかば。當代に改革ありしことの。今に至り舊章として傳はる事ども少からずとぞ。(日記。折燒柴。)

御代のはじめには。必大令を仰出さるゝことなりしが。元和年間に頒ち下されしよりこのかた。百年の久を經て文質宜を異にするをもて。代々損益少からざりしが。當代のはじめ新令

をわかち下さるべきよし。土屋相摸守政直に命じて司らしめ。林大學頭信篤及び新井勘解由君美に草して奉らしむ。君美が草せしを用られ。寶永七年四月三家はじめ出仕して新令をよみきかさしむ。この令酒卒に遊ひ新典をまじへ。討論潤色よくとゝのひ。その文鄙陋ならてよく道理にかなひし事は。貞永の式目よりこのかた。武家の法令いまだかゝるものをみず。また君美に仰せて新令句解をつくらしめ諸有司に賜りぬ。（折燒柴。）

下尊崇皇室

公何事もうるはしく施あるとをすかせ給ひければ。其頃近衛相國基熙公とて。有職の譽一時に聞えたまふおはしけり。こは

上紀近衛基熙尋問有職

下涼御殿

御臺所の御父上なれば。　公にも殊に御崇待あり。寶永七年四月相國關東へ參向ありし時。京に仰つかはされ。明の年までこゝに滯府せられ。しばゝ〳〵大奥へ登り給ひ。内々歌書の講義をきこしめされ。またともに計議ありて。朝會朝祭のため古今を斟酌し冠服の制を正され。香長隨身等の事をも議せられけり。新井君美にも命じて見參せしめられ。御尋問の事あまたありしとぞ。（折燒柴。間部日記。）

上放後圍舞妓

前朝の時。後圍にて内々饗讌の折から。舞妓めして御互になぐさめらるゝことなりしが。當代にいたりてもその弊いまだ改らず。近衛太圍後饗にのぼられしとき又此事ありしを。新井君美が傳聞て。あるまじきとのよし越前守詮房に就ていさめ

うつし給もかきやは及ぶ百つ島こゝにみぎはの岩根松影

六條參議有藤卿。

名に聞し涼邊を腐みこゝかしこかはる眺をよする白浪

清岡參議時長卿。

波風も聲しづかにてこの涼の岸根にうつる千代の松陰

四條三位隆安卿。

靜なる涼邊の波に影とめて松も千年の色をみすらん

持明院左中將基經朝臣

波風も治れるよの行末なおもふにあかずむかふ海原

錦小路藏人賴康。

不二の雪田子の浦波來つゝみてこむよにしらぬ庭の山水

などとりゝ〳〵聞えけり。又吹上の御園もふるきにこえて作りひろげさせ給ひ。泉石の趣はさらなり。草木あまた植そへ給ひける中に。とゝ木はなくて紅葉のみ多く植給ひける所は。露時雨の折にあひてはげに唐錦をさらすかと見え。今も紅葉の茶屋と稱せられ。秋とに幾本となく染出て。立田山もかくやとおもひやらるゝあたりは。その名殘をとゞめし所とぞ。かゝる御雅趣は猶いと多かるべし。（無名鈔。）

下三宅紐明

下室直清

下新井君美

上擢用儒者

藩邸においてしましける時より。日とに儒生を接近し。聖道を研鑽し給ひ。御代つがせたまひしに至りても。その頃名あるものども草野より拔擢せられけるいと數多し。深見玄岱直恒は長

崎の醫なりしが。めし出され束髮せしめて。新右衛門と稱し儒員に加へられ。その他水藩より三宅九十郎緝明。松平加賀守綱紀が家より室新助直清ともに召出され儒員になされ。殊に新井勘解由君美は藩邸より附そひ挙り。常に昵近し啓沃の功少からざりしかば。恩遇もかぎりなく。采邑しばゝ〳〵加へて千石にいたり。時大夫にのぼせたまふ。これ君美が學識古今に通達して。盛德に協ふものなりといへども。　公好文の御志深厚にましまさゝては。いかでかゝる盛恩に霑ふとを得んや。この外土肥源四郎元成は君美が弟子にて。其才すぐれたりしかば。これも召出され。又服部清助保孝といへるも藩邸のほどより召出されたり。此外にも近習給事の徒までも。文學をもてめしつかはしける者は猶あまた有しとぞ。すべてこの御代には。後圍の女房までも。文よまねば耻かしき事とせしと。むかし年久しくつかふまつりたる者はかたり傳へ侍りき。（儒職譜。）

下土肥元成

錦小路藏人賴康

上吹上御園

下奏勵武技

上紅葉茶屋

御家人の武技を御覽などいへる事久しく絕て。たゞ官長の一閲する事さへ怠慢に成行しかば。なになく武備のゆるまん事となげかせ給ひ。寶永六年五月の頃この事厳に令せられ。其後吹上園に成せられ。弓馬とも御親ら監閲したまひ。事終りてのちそれ〴〵褒賜行れければ。番士等やう〳〵奮發して。その技を研精する事とはなりぬ。また柳生備後守俊方父子を御前にめして。その劍技を御覽あり。此外小野次郎右衛門忠於父子が

上深見玄岱

劍技。山本嘉兵衛久豐が鎗法もともに見そなはし給ひ賜物どもあり。すべて士風の委靡せしを振勵し給はむの御旨なるべし。世には武藝を勵まし給ふ事。享保にいたりはじめておこりし事と思ふもの少からざれども。其權輿この御代の盛慮とぞしられける。(日記。)

上 關軍船

前代には御放鷹の事絕て。野山の御狩もなければ。まして御船遊なども久しくなくて。舟手も其員に備るのみにて。水手揖取の大船を進退する事もなかりしに。寶永六年九月の頃濱の御園にならせられ。數艘の御舟ども海涯にうかめ。船には旗伏を建ならべ。水手揖取のたぐひ各種の衣裝して漕めぐる樣御覽じ給ひ。殊に新造せられし天地丸と呼る大船には。御親ら舟中に入せられてつぶさに御覽あり。事はてゝ後向井將監正員はじめ賞賜行れける。これも其職の者を振揚し。かつは軍船の調練忘れまじき爲の盛慮より出しものとしらる。

下 閑院宮

大猷院殿の御代にはかゝる事も聞えしが。その後は聞も及ばぬ事なりき。絕たるを繼すたれたるをおこさせたまふ御政。この外にも猶數々なりき。(日記。)

上 改服制

この御代何事もうるはしくとゝのひし事掟させ給ひしかば。服飾なも古今を斟酌し時の宜を議して。新に仰せ定られし事ども。むかしにもこえてめでたかりし中にも。兩山の御詣先々は御直垂をめさるゝ事なりしを。正德元年正月綠山の御詣より御小直衣を用ひ給ひ。また朝鮮聘使の謁見にもむかしは御直垂なりしが。これも御直衣に檜扇を用ひ給ひ。又指貫の差別を定られ。三家は禁色。侍從以上は薄紫。四品以上は濃紫。諸大夫は淺黃とし。蓋例に正旦のとき叙爵せしもの大紋着せしを。正德二年元日より狩衣を着せしめられ。狩衣并に布衣着するもの。みな足袋用ゆる事をゆるされ。また聘禮の時隨身は乘て六人なりしを。新に番長二人を加へられ。帶刀のもの十人と定めたまふ。その外六位の綠袍をも制せられき。かく何事も打あひてめやすかりけむかし。(年錄。韓聘儀注。)

文昭院殿御實紀附錄卷下

寶永七年八月　東山院若宮(秀宮。諱直仁。)親王宣下の事。ならびに姬宮(八十宮。)薨降の事。京(仰つかはされて御定あり。これはそのかみ元亨建武の頃皇統南北にわかれ。南朝はほどなく絕給ひ。北朝は武家のために擁立せられ給ひしが。應仁よりこのかた室町殿軍國の權を失はれしかば。朝家を翼戴することを得ず。朝家ます〳〵衰弱し。皇子皇孫といへどもたづきなくまし〳〵ければ。儲君の外は。男宮は僧となし姬君は尼となし。こゝかしこの寺務に任じ。やうやく御生涯を養

ひ給ふ事とのみなりしより。定れる親王家の外。さる事もおはしまさゞりき。わが　烈祖龍起し給ひしより。何事もふるきにかへし。ありしにもこえ善政ども行はせたまひしが。いまだこの事には及ばざりしに。當代御繼統のはじめ。新井勘解由君美深く朝家の衰弊し。皇統の微々たるを歎き。當家聖子神孫の蕃衍をのぞみ給はんには。まづ　天朝の繁昌し給はん事をひらかせたまふべきよし度々建白せしが。この事國家の大事なれば。容易に仰出さるべきにあらずとて。大臣等と議し給ふ事年をわたり。遂にこの若宮親王宣下あり。今閑院宮と稱するもの是なり。朝家にもとさら　叡慮ありて。あつき御詞どもありしとなり。(折燒柴。)

下 韓聘之制

御代つがせ給ひしはじめ。長崎奉行所より互市の銅たらずして。土人產業をうしなふよし訴ふにより。銀座の者等に仰くだされけれども。各國銅山の產年々に減じて事ゆかず。正德二年に至り。長崎のものら互市行れざるにより。唐人と館中及び海上にて私販し。甚しきにいたりては上陸して亂妨をなし。土人制せんとすれば。兵器鳥銃もて劫すよし奉行所よりうたふ。その年五月制令を下したまひ。唐人どもを諭され。また四海諸大名に蕃船の亂妨なすものは。其船をやき其人を斬べし。我船の外船に近よるものは。擒捕べしと嚴に仰下されけり。其のち五年正月海舶互市の新例を奉行所に仰下され。銅銀の歲額をはじめ唐蘭通商の定法つばらにさだめ。慶元以來の舊弊を一洗したまひける。これはかくれ給ひし後。老臣らが　御遺志を繼て。かく行はれし所なり。(折燒柴。)

上 貿易之制

韓聘の儀　當代にて一變せられぬ。慶長元和の交聘は。當家草創のみぎりにて。いまだ禮を講ずるに及ばず。寬永天和の時は。たゞその時に當り進止をとりしのみにて。大躰を得ざることおほし。よて新井君美に仰せて和漢交聘の先規を稽撿し。彼此兩邦の時宜を斟酌して。御稱號をはじめ。引見饗宴路要に至るまで。つばらに注記して奉りけるを。御みづから取捨したまひ。宗對馬守義方もて彼使に仰られしに。うけがはぬことも有しが。遂に思召むれのごとくなりぬ。其儀の允當なること。千載不刊の典といひつべし。抑韓使の幕府まで來るとは。たゞわが國用を費耗するのみならず。わが邦內の虛實をも狙伺せしむるとしかるべからず。まして　大猷院殿の御代こなたより答禮の御使つかはされしに。彼邦さま〴〵の障いひて。境上にとゞめて國內にいれず。かゝればこの後こなたにても。彼使を境上にてうけ給ひ。すべて彼此ともに境上にて交禮を執行ればよろしかるべしと。公にもしかおぼし給へば。ゆく〳〵改革もあらんよし仰有しが。いくばくならでかくれ給ひしかば。其事遂ざりしが。文化の今にいたり對州にて聘禮行はれしは。全くこの御遺志の百年にいたり遂させら

れしば。いとも〳〵かしこき御事なり。（折燒柴。韓聘儀注。）

上琉球國書

琉球國より奉る所の書簡ば。先々は本邦通俗の書体にてありしな。當代にいたり文學興隆のよし聞傳へて。寶永七年來聘の時は書簡ことゞく漢語を用ひ詩式も改めしとぞ聞えし。（折燒柴。）

下評定所之制

評定所の條約は。寛永よりこのかた度々仰下されしが。年月ふるに隨ひ。奉行らやゝもすれば因循姑息にのみなりゆき。裁斷滯し訴人艱困するのみならず。一座にて決しがたきは。目明口問などして兼て糺察せしむ。かれらよからぬものなれば。此をたよりに日頃の遺恨を果し。あるは賄賂をむさぼり。事の躰をうしなひ。また訴人も巧黠なるものは。權勢により賄賂もて宿志を遂るものあるよし聞しめしければ。御代のはじめ新に下されし令にも。其事をのべられ。其後も兩度までくだしく令せられしとあり。凡訟を聽くは。欲と恤との二に過ずと古より云傳へて。天下政理に於て第一關係する所なれば。殊に御心を用ひられしと見えたり。（大成令。）

上蘭人謁見之制

寶永七年三月御覽の時より。いにしへのとく立ながら御覽あり。正德二年三月より御簾の内にて見給ふといはなりぬ。（日記。）

寶永八年八月四日大成殿釋菜の日御詣あるべしとて。かれて大學頭信篤に儀注を撰進せしむ。信篤　前代御詣のときの進止をとりて上りしに。聖廟の御詣に形のごとくなりとも。釋奠の儀によらてはしかるべからずとて。また新井筑後守君美に仰せければ。君美ひろく和漢の先蹤を考へ。兼ては御束帶を用ひ給ふべき御旨なりしが。今の冠は後世幞頭の製にして。本朝の立烏帽子は周弁の遺製なり。又唐土前王の禮服はとゞく〳〵く直領なり。今の直領は胡服に出たれば。先聖に謁し給はんにはしかるべからずとて。立烏帽子直垂を着したまひ。また御拜のときも。本邦に傳へたる神拜は。周禮九拜の一なる振動拜なればとて。其儀を撰進しければ。悉く御用ありて御詣はありしなり。（折燒柴。）

上改釋典之儀

下消防之制

當代に至り府下の地方定め。かれて消防を命ぜらるゝ事なりしが。德元年春のころ火災打つゞきしゆへなるべし。享保にいたり。防火の事いたらぬくまなく御沙汰ありて。今の世までそのさだめ嚴になりきたりしも。みな盛慮はこゝにおこりしなるべし。とさら今の方角火消はこれを樞奧とす。（年錄。）

下方角火消

下申樂前置

申樂の時前置とて。徒士を舞臺の前に勤番せしめらる。申樂終

るまで久しき間ゆへ。其者ども艱困するよし兼てしろしめしければ。

下皇室御料標抗

將軍宣下の饗燕の申樂行れし時より。前置の者中入の前五度。そののちもしばゞ〳〵交代すべしと仰下されぬ。こはとさら六月炎熱の頃なりしかばそのものらこの仰をかしこむ事大かたならざりしが。それよりのちは永制となりき。何事も仁愛の御心掟いたらぬくまなく。かく下が下のものまでも。御慈愛ありし程に。その御惠をかんこまざる者はなかりける。（御徒方万年記。）

下删定郡名

正德元年二月令せられしは。いまよりしてならせ給ふよあるとき。市井の男女ともにいて、御行裝を拜するとをゆるさる。尤謹愼にして拜すべしとふれらる。（日記。）

下革勘定所弊政且置勘定吟味役

正德元年八月諸道巡檢使かへりしのち仰出されしは。今度巡使の申所をもて。國郡の治否つばらに聞しめされしに。公私の料ともに。善政ときこゆるはなく。大方政事煩苛にして風俗衰弊し。四民困究に及ぶよしなれば。深く御心を惱し給ふといへども。いまだ御繼統の日淺く。かつ思召御旨もあれば。しばて究問の御沙汰に及ばれず。されどもこの後。公私の更はさらなり。各地領主大小の政事をこたらず。四民をして其生を遂しむべし。もし他日蠹弊なをあらたまらずと聞えなば。嚴に糺察を加へらるべしとなり。（大成令。）

上勅答及御返答

榮廷に御返旨あるを。ふるきより勅答と唱へ來りしを。正德二年三月よりあらためて御返答ととなふべきよし仰出さる。また

禁裏。　仙洞御料地の境杭に。其文字書しるすことしかるべからず。この後は山科ならば山科御料。鳥羽ならば鳥羽御料。淀ならば淀御料とし。その他洛中の招牌かゝる文字しるせしもみな改めしめらる。（年錄。）

各國の郡名。中古よりあやまり來りしを改むべき由にて。下總の印旛は印幡。葛飾は葛餝。近江の栗太は栗本。筑後の三池は三毛。備中の上房は上方。賀陽は賀夜。大和の式上下は城上下。信濃の更科は更級。伊奈は伊那。諏訪は諏方。相摸の陶綾は餘綾。上野の緣埜は緣野。勢田は勢多。越後の苅羽は刈羽。上總の夷隅は夷濟。周須は周准。下野の鹽谷は鹽屋。美濃の羽栗は葉栗。河內の安宿部は安宿。澁皮は澁川。和泉の泉は和泉。豐後の國東は國崎。播磨の加藤は加東。駿河の有渡は有度。阿部は安倍。益津は益頭と改むべしと仰出さる。これは正德二年四月の事なり。（年錄。）

佐渡奉行は。前代より荻原近江守重秀勘定奉行より一人して兼つかうまつりしが。重秀職うばゝれしのち別に二人を置れ。目付河野勘右衛門通重。寄合神保新五左衛門長治をもて其役奉らしむ。又勘定吟味役も正德二年八月よりはじめて置せられ。勘定組頭杉岡彌太郎能連。荻原源左衛門美雅に命ぜじむ。その時仰下されしは。公料の賦稅ならびに代官の勤を査檢し。

諸國の稅米運漕。公料の河功すべてその地によりて營造事。諸國の驛馬また金山點檢の事ども。心入てつかふまつるべしとなり。これ勘定所は古の大司空の職にて。天下万民利害の關係する所なれば。奉行の人のみに衆事をすべ掌らしめては。威權偏倚するのみならず。事繁してとゝのふべからず。別に職を置れんとなん。筑後守君美が建白せしによれりとぞ聞えし。（折燒柴。日記。）

上優待閣臣

閣臣功勞の家筋はことさら御優待少からざりき。本多中務大輔忠眞御側用人になされ。間部越前守詮房となじく樞機をつかさどらせ給ひしは。詮房は草野出身のものなれば。名門舊家の者を加へて其職を共にせしめられ。一には權を分ち給ひ。一には衆心を服し給はん深慮にやおはしましけん。これより先に忠眞が家祖中務大輔忠勝がもちひし蜻蛉切の鎗幷に豐臣關白より忠勝に賜りし佐藤忠信が冑を忠眞よりめして御覽あり。

上諸問後事于新井君美

神祖の見そなはせしものを今また御覽あり。殊に悅せ給ふよし仰下されしとぞ。（日記。本多譜。）

正德二年九月の頃より御心地例ならずおはしましける。はやう御後の事おぼしめしはからせたまひ。間部越前守詮房もて筑後守君美に御尋ありしは。凡そ始あるもの、終なき事あらねば世の常のことはりなり。人として平常の時だにならむ後の事まで思ひはかるべし。まして身のいたづきあらんにおや。などかその思慮なくてはあるべき。われ思はずも　神祖の大統をうけ繼奉りければ。天下の事すべてわが私にする所ならず。古より主幼きとき國あやうからぬはなし。我後とすべきもの。またいときびはなり。かつ天下の人長君を得む事を願ふ。　神祖の三家立置れしもかゝる時のものなれば。後の事をば尾張殿にゆづり。いとけなきもの幸に生出て年頃にもならば。後たらん人の心にまかすべきや。また我あまたの子うせし內にただ一人殘りたれば。これ奇福ありて人となるまで。尾張殿四城におはして万機を攝行し給ひ。もし不幸にて我子世を早うせんには。尾張殿直に神統を受たまふべきや。この二のうちかゝ計ふべき。意見を申べしとなり。君美聞えあげしは。凡末末の者までわが子よかれと思はぬものはなきに。天下の爲かくまで思召よられしはいとありがたき御事にぞ。されども仰下されし二條いづれもしかるべしと覺え侍らず。ちかくは

台德院殿に結城殿。　大猷院殿に駿河殿。これその時に當りて。何となく天下の人心しづかならず。正しき御父子兄弟の間。何の御隔もましまさぬに。扈從の者等が己が私を營むより事起り。はてには御中よからぬまでにも至り給ひぬ。まして仰下さることのごときは。必ず黨を分ち朋を結び。遂には室町家應仁の頃のごとく。世の亂を引出さむも計りがたし。國家祖宗の御時幼稚にて御代つがせ給ひしためし多かる中に。

神祖の御事は近き佳例にましまさずや。群臣等のかくて侍らんには。　若君御代つがせ給ふに。何の事かさふらふべきと申せしにより。重て仰ありしは。幼弱の者は水上の泡のごとし。もしわがはてし後に。　鍋松また同じ事あらんにはいかゞすべきと仰下されしかば。　神祖の三家を立置せ給ひしはかゝる時の御爲なれば。申までも侍らずと啓せしに。かく後の事まで思ひ定めつれども。もし病いえしのち思ひいでなば。笑種にこそすべけれと仰有しが。遂に起ずならせ給ひぬるは。いとおしみてもあまりある御事にぞ。（折燒柴。）

下新井君美奉命撰譜諭

新井君美がはじめて詩を進講せし後に。三代の時は上の德化盛美なるをもて。其風下におしうつりて善俗を開き。後代に至りては下の陋習上にうつりて。政事の妨をなせり。いま江戶の風俗。わかき男子は髮の束樣より衣服の躰までみな堺町の俳優を擬し。女子の風は多く吉原の娼妓をまなびてその樣し。かくよからぬ風儀どもの浸淫せしを。いまさら上より正し給はむもいとかたく侍るべし。文王の德化は閨門の內より江漢の間まで及びしは。げに聖德の至とこそ覺へ侍れ。當今の風習を正しくせんには。まづ淫風をとゞむるをもて先務とす。雜劇など見るもの、哀なるに及ては。荒き男も感涙を流す。もしこの類に淫褻の事を見せしめば。その惡ずる事ます〳〵甚しかるべし。さるは聖人の證樂をもて天下を風化いたされしは。げにさることにて。かゝる淫風に陷らしめざらん爲なり。後世樂の教廢絕せしは。いと惜むべきとゝ申あげしかば。尤なりとの仰あり。こは　公の常に猿樂を好ませ給ふをもて。それとなく諷諫せしなり。この後一兩年の間は。つとめて矯揉し給ひけるとなり。（兼山麗澤秘筴。）

上新井君美諷諫家宣

公いまだ潛邸におはせし時。進講のついでに常に和漢の故事を聞せ給ひ。とに國初　祖宗の事に至りては深く御心に懸させ給ひ。万石以上の家々の事を進講の暇にしるし奉るべきよし。元祿十四年正月の頃新井君美に仰下され。明る十五年二月書成て奉りぬ。その書凡長五年にはじまり延寶八年に終る凡そ八十年の間。家々の始封襲爵および廢除等に至るまで。すべて三百三十七家。正編十卷。附錄二卷。凡例目錄共に一卷。通計十三卷。分て二十册となして奉りぬ。　公御覽じて。その書の名をば御みづから藩翰譜と題せらる。この書わづかに期年の間に成功せしゆへ。挂漏少からずといへども。百年の後にいたり。國初各家の事蹟をしらんとするもの。先この書に便らざるはなし。これすなはち　公好文の餘澤に非すといふもなし。（折燒柴。）

下古史通幷或問。

我邦開闢のはじめ。古事記神代卷等にしるせしことゞも。怪誕不經にしてその義分曉しがたきにより。これも君美に仰せて。しかるべく書しるして奉れとありければ。古史通幷に或問合

上讀史餘論

せて十卷となして奉りぬ。また君美が著せし讀史餘論も。正德壬辰春夏の頃經筵に侍して。本邦古今の治亂盛衰を討論せし折から筆記せしものなりとぞ。(讀史餘論。白石手簡。)

下家宣能納諫

前朝の時林大學頭信篤其他の儒臣に仰せて撰進せしめし武德大成記に。岩松八彌が　廣忠君を刺進らせて走り出しを人人是を誅しぬと記したり。此とき御股に疵付しといふことをかきのせず。もし立どころに死し給ふまでの御疵ならずば。御みづから追給ふといふことのなくば。後代のものいかゞ思ふべき。こは筆とる者の武士の道心得ぬゆへなりと仰られき。かくて　御代つがせ給ひしはじめ。　祖宗御實錄編集のとおぼしめし立れて。すべに仰下さるべしとありしに。いく程なくかくれさせ給ひて。其事遂ずなりぬるとぞ。(折燒柴。)

貞觀政要は。　神祖の仰せ置れし事あればとて。常に儒臣に命じて進講せしめ。通鑑綱目は三度までてきかせられ。宋儒搨纂の書もおほかた通涉し給ひ。殊に大學衍義は。御みづから朱もて文字を正し。句讀を點ぜられ給ひぬるとぞ。(白石手簡。折燒柴。)

國史をはじめ。いまだ世に行はれざる典籍ども。官費もて刊行せられなば。ひとり當時に益あるのみならず。後來學者の爲にも便あらむとて。既に其局を建べき所。ならびに事にあづかる者等の次第まで。新井君美に仰せてあらかじめ其議を定めしに。久しく御覽もなくてありしが。十七日　神忌によて廢の上下めされし時。はじめてとりいで、御覽あり。殊に綺妙のよし賞したまひ。さて仰けるは。聖賢の像は挂幅にして床にこそかけおくべけれ。屏風は席上に鋪張して。平常對座するものなれば。これにその樣かゝむは狎翫するに似たり。いとひがとなりとて。屏風をば獻りしものに返されぬ。常に聖道を尊崇し給ふゆへ。かりにも廢上下めさでは。聖像に對したまふとはましまさゞりしとぞ。(兼山麗澤秘策。)

南明院殿は豐臣殿下の御妹にて。正しくしましけるる。　神祖の嫡室にまもとり行はれしが。いつの頃よりか廢絕して。東福寺の內南明院に形ばかり存して。朝夕の供御だにはかゝしく奉らざるよしきこしめし給ひ。わが世にあたりて。あらためて供米寄せ奉りなば。代々の御誤をあらはすに似たり。　神祖百年の御忌も近きにあれば。その時にこそ計ふべしと仰在しが。かくれさせ給し時此よし御遺命ありしにや。　有章院殿御代となりて供米田五十石をよせさせ給ひける。(折燒柴。)

殿有院殿。　常憲院殿の御兩代儲闕または潛邸にましませし程は。日光山へ詣給ひし事も有しかど。　大統を繼せ給ひて後の御詣は。　大猷院殿よりこのかた久しく絕しかば。この闕典をば殊更おこし給はん盛慮にて。正德二年春の頃。明の年は　神祖百年の御忌によて。御法會行はるべければ。その時はかの山へ御詣あるべしと仰出されしかば。その年の冬御病おもらせられし時にいたり。老臣に下され、御遺命にも。われ　東照宮の神統を繼ながら。その御法會をもいとなまではてなんは。天下の主といつかはし詮なければ。ならん後に至りても　鍋松我にかはりて。厚く御法會を取行べしとかへすがへす仰置れしとぞ。(日記。文廟令。)

外國の產藥物のほか。布帛の類はわが國產にて事たれり。異種を待に及ぶまじ。倭錦緞子の類試に織出さしむべしと仰あつて。京の奉行に命じて緞工に調ぜしめて。こゝに來りしは既に御病おもらせ給ひし折なり。げにかの常世の橘求め出てかへりし類なりと。筑後守君美が記し置ける。(折燒柴。)

公既に大漸にのぞませられしとき。深〳〵後々の事をおぼしめしはからせ給ひ。　御遺書數通を頒たしめらる。群臣に賜はる所一通。諸有司を誡め給ふもの一通。老臣等に下さるゝもの一通。寶貨の事仰置れしもの一通と。大要。御在世の日短くして御志の遂させ給はざると。　若君の御幼稚にましませば。群臣心を一にして仕へ奉るべきの御旨なり。百年の今に至り。御書どもくりかへしよみ奉るに。御一身の爲をば露ばかりもかへりみ給はず。たゞ天下後世の事を。かゝる際まで思ひいたらせ給ひしは。いとありがたき御事にて。感涙せきとゞめがた

下家宣之遺言

くこそ覺え侍れ。寛平の御遺誡。及び周の成王の顧命などをこそかしこきためしには傳ふる事なれ。武家の代となりて。かゝる御遺命といふもの。いまだ聞も及ばぬ事にぞ。(文刪令。)

有章院殿御實紀卷一

正德二年十月にはじまり十二月に終る御齡四

上家繼生

有章院殿御諱は家繼。御小字は鍋松君と申奉る。　文昭院殿第三の御子。御母は勝田玄哲著邑が女にして從三位輝子と申。はじめ　文昭院殿につかへ奉り。左京の局といひけるが。寶永六年七月三日山里の別殿にて　君を生み奉らる。これより先御兄家千代君。大五郎君など。皆早世し給ひしかば儲副に立ぜ給ふ。正德二年十月十四日　文昭院殿薨じ給ひければ。御代つがせたまふ。この時御年齡わづかに四歲にわたらせ給ふにより。三家のかたく〳〵。大老井伊掃部頭直該をはじめ。諸老臣みな御遺命をうけて輔佐し奉る。御側用人間部越前守詮房は殊更の御遺託を蒙り。褰夜近侍して何事となく宰臣と相はかり沙汰せり。まづこの日掃部頭直該諸老臣とゝもに。三家井万石以上以下の群臣には御遺旨を達し。儒役林七三郎信充に御遺書を讀しむ。その御書は　前代御實紀の中に記せり。金銀改造の事は重て仰出さるべしとなり。また音樂停廢の令を仰出さる。また寺社奉行本多彈正少弼忠晴して增上寺につかはされ。　台德院殿。　清揚院殿の墳墓その山におはしますをもて。こたびかしこに御葬埋あるべしと御遺旨の由を仰下さる。東叡山には安藤右京亮信友もて。その旨を准后公辨法親王へ仰つかはさる。秋元但馬守喬知に御葬禮幷に　廟殿營造及び御法會の事を惣督すべしと仰付られ。又大久保加賀守忠增に明年二月　長昌院殿(文昭院殿御生母。田中氏。)五十回御法會の奉行命ぜらる。これも御遺命とぞ聞えし。井上河內守正岑には紅葉山　靈廟の搆造。久世大和守重之には

上家繼嗣家

靈柩發引の事。目付鈴木伊兵衞直武。朽木彌五左衞門定盛は御葬禮供奉の人を沙汰し。小姓間部隼岐守詮之。小納戶細井藤左衞門安明。窪田彌十郎忠任。小普請方竹村權左衞門嘉武。西山源藏昌生には增上寺　靈廟營作の事を命ぜらる。小姓本目豐岐守正房を始め十九人。こゝまゝに落髮をゆるさる。今夜より松平隼岐守定直大手門を守り。內藤能登守義孝內櫻田門を守る。本城には阿部豐後守正喬。少老大久保長門守教寬宿直す。これより宿老少老一人づゝ每夜宿直する事常例なり。またこの日より　上樣と稱し奉るべしと仰出さる。(御系著。以貫小傳。日記。問部日記。)〇十五日群臣出仕して御けしきを伺ふ。この日松平伊豫守綱政增上寺　靈廟營造の人夫出すべしと命ぜられ。榊原式部大輔政邦は同所　御墓の助役を仰付られ。寺社奉行安藤右京亮信友。森川出羽守俊胤。大目付中川淡路守成隆。勘定奉行水野因幡守忠順同じ御法會の事にあづかるべしと命ぜらる。こたび御休息所改造ぜらるゝにより。小納戶竹田源次郎忠雄。櫻井源右衞門正充。中條加兵衞景息に其事つかさどるべしと命ぜらる。この日大久保加賀守忠增東叡山にまかり。明年　長昌院殿御法會の事御遺命ありし旨を傳ふ。(日記。問部日記。)〇十六日群臣御起居をうかゞふ事昨日におなじ。諸老臣御座所にて見え奉る。小姓組曾根源藏長之。書院番石河三右衞門政鄕は京坂及び駿府の御使奉りいとま給はる。また御法會の時の警衞を仰付らる。小笠原山城守長溫は山門。永井備後守直英は裏門。非伊兵部少輔直矩は裏門。石川遠江守總茂は本堂裏口。寄合戶田土佐守忠章。藤枝若狹守方敎。永井修理尙品。諏訪主殿頭秋は火番なり。秋元但馬守喬知。問部越前守詮房增上寺にまかり。　靈廟塋域の地を點檢す。けふ非伊掃部頭直該及び宿老より御けしき伺ひて。

御葬所をはじめ後閤の方々にもの奉る。越前守詮房。本多中務大輔忠良よりも同じ。(日記。問部日記。)〇十七日使番津田外記正房京坂幷に紀州の御使仰付られ暇下さる。目付村瀨伊左衞門房矩。問宮靱負方好御葬送の道路巡察を命ぜらる。また松平兵部大輔清武。その子內藏頭清方を願ふまゝに。御葬送のとき御供を仰付らる。これ御親屬の故なり。(日記。)〇十八日万石以上のともがら御けしきをうかゞふ。あらかじめ非常の警衞を命ぜらる。常盤橋は土井周防守利益。神田橋は松平因幡守定逵。一橋は松平遠江守忠喬。馬場先門は松平丹波守光澄。外櫻田は板倉近江守重治。田安門は牧野謙岐守英成なり。またこの月　靈柩發引ぜらるべし。よてその日は出火を戒むべしと令ぜらる。供奉のともがら。布衣以上は裂斗目長袴。以下は半袴を着すべし。御葬送の日落髮のともがらもこれに同じ。道路每邸より提灯水桶を出し。窓には簾をすべし。主人は出るに出ばずとなり。又その夜辻々警衞のともがらありといへども。道傍の各邸よりも家士を出し置て。諸事はからはしむべしとなり。また目付村瀨伊左衞門房矩。平岡市右衞門資明。間宮靱負方好は先立て寺へまかるべし。御葬埋はつるまでは。目付壹人づゝ晝夜方丈にあるべし。醫吏もおなじかるべし。書院番頭。徒頭に所屬半隊づゝ勤番せしむべしとなり。百人組は御發引の日山門を警固し。翌日より晝夜一組づゝ勤番すべしとなり。また寺の表門矢來際幷片町木戶の外裏門は長谷川周防守勝知。石川近江守總茂邸宅の側を下馬の地とさだめ。表門は源興院の前。裏門は扉裏門の外を下乘の地とさだめらる。辻々の警衞は堀田伊豆守正虎。溝口伯耆守重元。小笠原信濃守長圓。大田原飛驒守扶清。石川石之助總慶。青山下野守忠重。蜂須賀飛驒守隆長。本多遠江守正武。松平山城守信通。板倉甲斐守重寬。

稻垣大藏昭賢。松平備前守正久。戶田大隅守忠圖。板倉伊豫守重同。內藤主殿頭政良。柳生備前守俊方。戶田淡路守氏成率る。けふ九條左大臣輔實公振政宣下により。太刀。馬賚の銀。縮緬をまいらせられ。二條右大臣綱平公は婚姻を謝し。使して太刀。銀。馬代を捧られ。一乘院門跡尊賞法親王は維摩會執行のとき施米下されしを謝し。同じく使もて銀。馬代。薰物を獻ぜらる。

上金銀改鑄之遺命

又御遺命とて。金銀改鑄の事老臣仰を傳ふ。其趣は。上古より我國にて金銀を生ぜし事少く。國材乏しかりしを。東照宮海內を一統し給ひし初より。天運ときいたり。神德感應して天下の寶山一時に開け。金銀の生ずる數多く。國初よりいまだ聞かざる事なり。是より我國の財寶充足せしのみにあらず。海外よりもこれを求る爲に來舶する國々の數多く。我國の資用ゆたかになりしは。またく　神德のいたす所なり。寬永のころ來舶を禁ぜられし國々多しといへども。今に至て年々に渡り來る舟も少からず。これをもて我國の金銀万國の寶にすぐれたる事はしるべきなり。しかるに慶長よりこのかた。あるは殊域になが れいり。あるは火災の度に燒うせ。或は神社佛閣衣服器財のために費すをもて。この九十餘年が間に天下の金銀大半を減ぜし故。通貨むかしに及ばず。よりて元祿の頃改造せられ。その數を倍せられしかど。品格そのかみ定置せ給ひし所に大に及ばざれば。工商等新造の金銀をいやしみ。諸物の價を

まし加へて互市するをもて。物價は年々に貴く。金銀は年々に賤しく。終に上下の艱困に及べり。異邦にしても古より寶貨のしな高下同じからず。中古よりは寶鈔とて。紙をもて金銀にかへ通貨する事今に至れり。元祿よりこなたの金銀。たとへ其品の下りたりとも。異國の寶鈔にくらぶべきに非ず。されば四民各その業を傳へ。財用を相通ずる事。　東照宮以來列朝の國恩による所を思はゝ。さのみ金銀をいやしめ。物價を貴くすべきにあらざれども。財を重んじ利を爭ふは工商の習ひなれば。あながち罪すべきにあらず。たゞひとへに其習弊今日の煩となりしと。今更是非を論ずるに及べからず。すべてこれらの事年ごろ詳にしろしめされしをもて。御繼統の初より。金銀の品を昔にかへし。諸物の價をも平均し。四民の煩を除きたまはん御本志におはしけれど。凡物一たび破れたるのち元のごとくになし返されんは。いと難きことはりなる中にも。別て金銀をもとのごとく復し給はんは尤行難きゆへなり。しかるを今たゞに元のごとく復し給はゞ。通貨の員數俄に半を減ずべし。人々家財の半を失はむに。工商の利を貪る心は改べきにあらねば。物價を減じて互市すべきにあらず。かくて金銀の數は半ばを減ず。物價は今までのごとく貴からば。公私貴賤ともに艱困今よりも甚しかるべきをもて。暫く仰出されざりし中に。新金或は火にあひ或は物にふれ其寶を失ふよし聞召。むかしの品格のごとく改

鑄すべき旨ふれられたり。其形の狹少なるはさるべき事にもあられど。元のごとくなし返さるゝまでに。通貨の半を減ずべき事またさるべからねば。やむ事を得ざるによれり。さるにまた新銀やゝ品下り。去冬にいたりては。銀もて通用する國々ことに艱困するよし聞えければ。新銀を造り出す事を停廢あり。この上は猶更むかしのごとくなしかへさるべく。日々に御心をつくされたり。されどこれは天下と共に寶とすべき物なれば。御心のまゝには定め給ひがたし。たとひ今日金銀の品をもとのごとくなし返され。其數の半を減ずるとも。慶長以前にくらべては。天下の財用猶ゆたかなるべし。よりて天下の貴賤相ともに。我國の金銀万國に勝れて万代の後までの寶なれば。たとへ各その家財の半を失ふとも。むかしの品になしかへさむ事を願ひ。工商等も金銀の品昔にかへらば。たとひ利を失ふとも物價を減じて商賈すべく思はじ。積年の御本志のまゝに金銀を改造せられ。天下後世の煩をのぞかるべし。もし貴賤共に通貨の半を減ぜられん事をなげき。工商等も利を失ふ事なうれふるにおひては。天下の人とゝもにその時をまたせらるべし。いづれにも金銀は我國万代までの爲に。　東照宮定給ひし法のごとくなし返さるべき御本志なれば。貴賤ともに此御旨を心得べしとなり。又御遺命により。御側。高家に時のふく七。小姓に五。小納戶に四。土圭間番組頭。御用方右筆に各三づゝたまふ。（日記。間部日記。）〇十九日万石より下の御家人出仕して御けしきを伺ふ。（日記。）〇廿日三家の方々。松平加賀守綱紀。譜第の衆御起居を候し奉る。この日申刻　靈柩發引あり。これより先增上寺大僧正祐天名代として。傳通院辨憙役者二人をひきつれまうのぼり。　御柩前にて燒香し直に寺にかへる。役者二人は御柩にそひて侍る。靈山寺白隨。靈巖寺問鑑。轎隨院運岸。所化。寺家伴頭。二老など北椙掾橋にて天親菩薩の偈をとなへ。洒水。鏑鈴など僧どもとりぐ〳〵に行ひ。夫より半藏門をへて滿水にそひ。新橋をこえ愛宕山の下を導き奉り。宇田川町。濱松町をへて寺にいれ奉り。鹵簿は左右に平提灯。御馬一匹。馬預左右に二人。馬乘袴箱持そふ。次に挾箱。次に高挑灯。左右に三蓋。笠。日傘。雨傘。床机。曲彔。次に高挑灯。左右に三。左右に徒士各一隊づゝ。小人目付左右に各一人。徒目付左右二人。次に御具足。これに奉行并に醫更そひたり。次に目付大島因幡守嵓全。次に御長刀小十人左右に一組づゝ。左に小十人頭飯田惣左衛門直恒。菅雌權右衛門定勇。右に徒頭本多久五郎直上。左右に同朋一人づゝ香爐をもつ。次に御刀。小姓本目諟岐守正房。一柳芝番頭直臣かはるぐ〳〵もつ。御脇ざし。中根大隅守正利。河野信濃守安通これもかはるぐ〳〵もつ。次に惣奢秋元但馬守喬知中央にあゆむ。左洒水の僧鑑聖。常照院智泉これにそふ。右洒水祐順には

下移家宣靈柩于增上寺

林松院見茂そふ。次に靈山寺白隨。慧嶽寺岡鑑。幡隨院運岸三門友完。五十幡八右衛門忠業。鈴木百助自興。五十嵐市十郎永行に步す。次に　靈柩。御後に御側用人間部越前守詮房。本多中務大輔忠良したがふ。騶箇頭所屬をひきひて陪せり。眞源院玄哲。靈旭。檀岡。長我も同じくしたがふ。その左に香爐は觀音。要阿。探道。右香爐は連察。梅室。辨徹。次に松平兵部大輔清武。松平內藏頭清方。中央に少老大久保長門守教寬。次に左御側大久保山城守常春。井上遠江守正長。松平大藏少輔勝以。米津周防守田賢。井に桐の間番頭岡部和泉守長興。沼間日向守廣隆。右は小姓小納戶并に桐間番組頭中條丹波守直景。藤本筑後守稠貫。隊士十人したがふ。次に槍。中奥小姓五人。中奥番六人。次に目付鈴木伊兵衛直武。朽木彌五左衛門定盛左右にたつ。次に左御膳奉行。右大工頭。屬吏從ふ。徒目付左右各一人。次に小人目付左右に二人づゝ。次に左小人頭。草履とり一人そふ。右中間頭。次に左具太鼓役。右弓鐵炮。次に左書院番頭稻葉紀伊守正辰。右小姓組番頭戶田肥前守政峯。各番士これに從ふ。目付渡邊外記永倫中央に步む。次徒押。小人押。次に惣同勢なり。けふ道路の警衛は徒頭春日內藏助行條。飯河善左衛門俊信。林藤四郎忠勝。永田彌左衛門直清。建部甚右衛門廣次。新庄伊織直道。柴田三左衛門勝篤各隊下をひきゐつかふまつる。又落髮して供奉せし小姓は本目淸岐守正房。中根大隅守正利。稻生安房守英正。間部淡路守詮衛。村上市正正直。一柳玄番頭直臣。河野信濃守安通。小納戶は竹本宇右衛門茂孝。酒井吉右衛門友完。五十幡八右衛門忠業。鈴木百助自興。五十嵐市十郎永貞。森川與右衛門政記。船橋半右衛門希賢。柳生十郎右衛門久辰。建部彥次郎賢弘。小笠原賴母持廣。蜂屋左兵衛可令。加藤長三郎景當なり。　靈柩寺にいたりつき給へば。額前堂の假屋にいれまいらせ。廣靈悔行はれ。その後方丈に入まいらせ。柩所にて四奉請。後夜偈。別時念佛あり。開白は大僧正祐天つかふまつる。明日より家門は髭剃事をゆるされ。陪臣は月代そる事をゆるさる。見參ゆりし陪臣も是に同じとなり。（日記。）〇廿一日外樣の大名出仕して御けしき伺奉る。日光准后公辨法親王并に三家の方々使出さる。紀伊中納言吉宗卿封地にありて。　前御所御不豫のよし聞給ひ。急ぎ參府せん事を伺はれしが。既に薨じ給ひしかば其事に及ばず。しづかに出府して御けしき伺はるべしと仰下さる。寺にては卯刻飯齋。巳刻日中勤行。申刻初夜。この日　御靈所をはじめ御方々みな樣かへ給ひ。法號をつかせ給ふ。　御棺所は天英院殿。御部屋の方は法心院。すめの局は蓮淨院。左京の局は　月光院殿と稱せらる。（日記。）〇廿二日万石以下のともがらまうのぼり御起居を候し奉る。寺の御法會昨日のごとし。所化僧道をもて　新廟の別當職に充られ。眞乘院とあらたむ。（日記。）〇廿三日御けしき伺ひ奉るともがら國持四品以上なり。さきに　靈柩發

引ありしにより。大手內櫻田門番宿直をゆるさる。（日記。）〇廿四日外樣万石以上のともがら御けしき伺ふ。明日より暁更月代そる事をゆるさる。持弓持筒の頭に。御葬埋の夜より一組づゝ晝夜壁域の番つかふまつるべしとふれらる。（日記。）〇廿五日三家の方々。松平加賀守綱紀。譜代の衆。鷹間詰。菊間緣頬詰父子。いでゝ御起居を候し奉る。近衛太閤基凞公より使して御氣色を伺はる。　天英院殿にも同じ。寺の御法會昨日のごとし。各所火燮の備奉はるともがらに仰下さるゝは。失火のときは指揮をまたずはせむかひ。燒ひろごらざらんやう心を用ゆべし。なのが宅地に風あしきか。あるは近隣に火あるときは出るに及ばず。宅に在て消防すべし。たとへ出るとも其宅風あしくば引歸るべし。幼稚。風病。制中。または他に出てあらば家人ばかり出すべし。烈風のときは家にあるべし。火災の地にて紛擾に及べければ。家人下が下までかたくさとしをき。爭鬪をつつしみ。消防のさゝはりとならざるやうにすべし。またはせむかふときは。其事直月老臣にうたふべし。家人のみ出す時もこれにおなじとなり。けふ松平攝津守發行をはじめ。老臣の宅にて御繼統の誓詞するもの十六人。（日記。文露叢。）〇廿六日万石以下のともがら御起居伺ひ奉る。增上寺大僧正祐天より　天英院殿に檜重を獻じ奉る。寺の御法會例に同じ。こたび御葬禮。諸大夫以上無袈衣冠。卷纓。賴卷太刀。檜扇。白足袋を用ゆべしとふれらる。この日上杉民部大輔吉憲をはじめ。阿部豐後守正喬の宅にて誓詞するもの廿三人。（日記。）〇三十日三家。松平加賀守綱紀。譜第。鷹間詰父子。菊の間緣頬詰出仕す。御法會の時參拜の制を定らる。侍從以上は直垂。四品并諸大夫は狩衣。布衣の侍并に法印。法眼はその裝束。其以下は長袴着すべし。又香資獻備の制限は。尾張紀伊の兩卿は各銀二百枚。同北のかたは各二十枚。水戶黃門綱條卿は百枚。北方十枚。松平加賀守綱紀二百枚。若狹守吉德は廿枚。松平攝津守發行。松平左京大夫賴致。松平大學頭賴貞。松平播磨守賴明各五枚。松平日向守義孝。松平出雲守義昌。松平右近將監淸方は各三枚なり。其外六十万石以上は五十枚。二十五万石より五十九万石までは三十枚。十五万石より廿四万九千石までは二十枚。十万石より十四万九千石までは十枚。五万石より九万九千石までは五枚。一万石より四万九千石までは三枚。三十万石以上の致仕并に嫡子は十枚。十

下家宣夫人及側室落飾

下繼統誓詞

上消防之制

下繼統誓詞

上繼統誓詞

万石以上の致仕并に嫡子は五枚。壹万石以下は二枚あるひは一枚たるべしとなり。この夜駿河臺に火事あり。(日記。)◎この月市井に令せらるゝは。頃日所々に錢を買貯るものあるをもて。時價騰貴するよし聞ゆ。いとひがことなり。里正各所屬の所々を點檢し。錢を藏蓄せしむべからず。もし遵犯して錢貿置後日に露顯せば。里正初め罪せらるべしとなり。(大成令。)

上禁錢貨藏蓄

上葬家宣于增上寺

○十一月朔日群臣出仕して御けしき伺ふ。この月四日より營作をゆるさるゝ旨觸らる。寺の御法會例のごし。(日記。)○二日番頭。物頭。諸役人。寄合出仕して御氣色を伺ふ。奏者番高木主水正正陳紀伊國より歸り參る。寺にては今日大葬行はるまづ卯刻飯齋。巳刻日中。午刻初夜。酉刻　靈柩方丈をいでゝ。鎖龍前疏誦經あり。大久保加賀守忠增御名代として參拜す。よて井伊掃部頭直該をはじめ。老臣。御側用人。少老。御側寺にまかる。掃部頭直該。土屋相摸守政直。小姓間部隆岐守詮之。小納戸細井藤左衞門安明。窪田彌十郎忠任は先立て塋域にまかる。方丈より塋域にいらせ給ふときの行列は。左右に高挑灯。次に手挑灯。次に水野監物忠之。鳥居伊賀守忠英。次に大松明をもつ。下部みな倚廬を着し。僧鑑歷そひたり。次に左右に挑灯。次に檀林の翟。左に天德寺卓禪。善導寺善慶。靈山寺白隨。靈巖寺岡鑑。弘經寺正眞。幡隨院遜岸。東漸寺靈鑑。惠眼院利白。最勝院傳慶。安立院圓道。右に香願寺了圓。大巖寺寶旭。蓮馨寺了

そひたり。次に挾箱小十人組二隊。其頭石丸五左衞門定清。次に御長刀。次に行者長秀。永秀。次に紗籠。左は圓達。右は門昭。中央は經箱。寂天。普門そふ。次に大松明。左は融音。右は南信。次に導師大僧正祐天。侍者檀的。辨了。次に紗籠。左は仙岸。右は廓岡。杳持。杖持二人。次に幡。左は門隆。右は見隨。次に紗籠。左は存廓。右は知訓。次に挑灯二。次に香爐。祐海。順阿。次に灑水。左は辨龍。右は虎的。次に挑灯二。次に同朋頭二人。次に挑灯二。次に惣奉行秋元但馬守喬知。次に御名代大久保加賀守忠增。次に幡。左は廓玄。右は貴順。次に　靈牌は津梁之をもつ。次に幡。左は祐辨。右は俊了。次に紗籠。左は探道。右は辨徹。次に御膳七五三。春澤。梅室。感達。學岡。柳聞。觀隨是にそふ。其左右に幡。左は官隆。右は林隨。次に紗籠。左は宗順。右は祐岸。次に役者靈旭。檀歷。次に　靈柩。次に御刀は小姓本目讃岐守正房。一柳玄蕃頭直臣。御さしそへは中根大隅守正利。河野信濃守安通かはるゞ〳〵もつ。　御柩の左に間部越前守詮房。右に本多中務大輔忠良添たり。次に別當直乘院億道。左は役者安養院吾水。右は良源院玄育。次に天蓋。左は松平兵部大輔清武。間部下總守詮言。松平內藏頭清方。右は檀岡。榮廓英長。次に少老久世大和守重之。永に左は御側大久保山城守常春。青山備前守秘成。井上遠江守正長。北條對馬守氏澄。右は小姓。小納戸。次に桐間番頭。組頭。幷に番士十人。次に左中奥小姓。右同じ番士。次に御法會勤番小笠原山城守長煕。永井備後守直英。石川近江守總茂。非伊兵部少輔直矩。次に鑓五柄。次に目付。左は鈴木伊兵衞直武。右は朽木彌五左衞門定盛。各徒目付一人そひたり。次に　天英院殿をはじめ方々の執事九人。次に徒目付一人押なり。かくて　靈柩幽宮に入らせ給ふ後。代參使加賀守忠增を始め各拜し畢て退く。凡けふ供奉にまいりたる人々。五位以上は衣冠に柏ばさみ。其下はみな布衣。あるは紫襖を着せり。このころ夜毎に大星あらはれて月を穢りしを見し人多し。また靈柩の塋域にわたり給ふころ。霽のはらはらとふりきぬと覺えたりしが。喪屋の上に多くたまりしをとりて見れば。みなてりかゞやける白き玉にぞありける。これより二日三日が程。其玉拾ふとてこゝかしこにみち〳〵し人道もさりあへず。また同じころ日ごとに天花をふりぬとて。人々器をもて承るに。あざみの花のごとくなる金色の光あるもの。風にしたがひ下りたりき。(日記。折燒柴。落葉集。泉谷瓦礫集。)○三日昨日大葬行はれしをもて。群臣出仕して御けしき伺ひ奉る。秋元但馬守喬知寺よりかへりて拜謁す。准后公辨法親王も使參らる。寺の本堂にては初夜別時念佛あり。また阿部備中守正邦を始め老臣の宅にて晉約を奉るもの廿三人。(日記。)○四日高家。鴈間詰。奏者番父子。菊の間緣詰みな御けしきを伺ふ。寺にはけふ初七日の御法會行はる。万部讀經の後大兇供養

下繼統晉詞

あり。光明寺詮察つかふまつる。よて井上河内守正岑代參す。（日記。）○五日番頭。物頭。諸有司。寄合出て伺ひ奉る。寺には藤堂和泉守高敏。佐竹大膳大夫義格。有馬玄蕃頭則維。細川主稅頭宣紀。伊達伊織村年御世つがれし慶賀の日に。眞の太刀を獻ずべしとふれらる。御法會例のごとし。四七忌小經行道。光明寺詮察つかふまつりれり。又宰臣の邸にて。松平越前守信清をはじめ血盟するもの二十二人。（日記。）○八日高家。厲衆の間詰。奏者番父子出仕す。御法會例に同じ。五七忌により四箇法要。傳通院辨意つかふまつる。中日によて大久保加賀守忠增代參す。少老鳥居伊賀守忠英寺に御使して。秋元但馬守喬知をはじめ御法會にあづかるともがらを存問す。使番大久保市郎右衛門忠兼もて大僧正祐天に檜重をたまふ。（日記。）○九日國持大名四品以上いて〻伺ひ奉る。寺の御法會例のごとし。來月長昌院殿五十回忌により。御法會にあづかる盥を命ぜらる。寺社奉行松平對馬守近禎。本多彈正少弼忠晴。大目付松平石見守乘邦。勘定奉行平岩若狹守親庸。これを奉る。また公卿參向によて。高家及び目付平岡市右衛門資明。石谷七之助清職井に館伴のともがらは月代そるべしと仰下さる。高家織田能登守信門をはじめ宿老の宅にまかり誓詞奉るもの二十四人。（日記。）○十日　勅使久我前內大臣通誠公。　仙洞使中院前大納言通躬卿。　新女院使小倉參議中將實季卿。宣命使平松少納言時春朝臣參向ありければ。阿部豐後守正喬御使して慰勞す。高家織田

下繼統誓詞

前守宣政。松平出羽守宣維。宗對馬守義方。上杉民部大輔吉憲。

有章院殿御實紀卷一　正德二年十一月　二百七十五

能登守信門そひたり。旅館にしては前內大臣通誠公。御道號并にその宣旨を豐後守正喬にさづく。正喬より能登守信門にわたせば。目付平岡市右衛門資明して本城に護送せしむ。この日寺の御法會例のまゝなり。六七忌散花供養。傳通院辨意つかふまつる。また御供米千三百七十石を寺に寄附したまふ。（日記。）○十一日外樣のともがら出て伺ひ奉る。寺には七七の法會法門あり。大僧正祐天執り行ふ。京坂紀にまかりし使番津田外記正房。三河國吉田城の引渡使番倉橋內匠助久宮。書院番丹羽小左衛門正道。同國刈屋城引渡使番番我平次郎長祐。小姓組松平九八郎忠正各歸りまいる。紀伊中納言吉宗卿此二日に封地を出られしよし聞ゆ。よて驛路まで御尋の奉書をつかはさる。（日記。）○十二日高家。厲菊の間詰。奏者番父子出仕す。寺の法會滿百忌頓寫。傳通院辨意つかふまつる。（日記。）○十三日番頭。物頭諸役人。寄合出仕して伺ふ。けふ國持外樣万石以上。表高家。寄合。小普請のともがらは十五日より月代そるべしとふれらる。寺の御法會結願なり。御道號の宣旨を高家織田能登守信門寺にもちまいり。慇懃奉行秋元但馬守喬知にさづく。目付加藤右近明教そひたり。紀伊中納言吉宗卿參府によて。大久保寺觀徹。岩城專稱寺惠傳。大澤圓通寺可善。高崎大信寺筱旭。玉繩貞宗寺聖應。井に寺院經奉行白金專心寺貞廓。深川心行寺弁了。三田林泉寺廓圓。小石川無量院嶺顏。品川願行寺顯了。淺草淨念寺白雲。龍寶寺專意。春松院白英。四福寺權亮。源川法禪寺

下家宣法會結願

上勅使臨增上寺家宣朝有贈官位宣下

貞頌。所化伴頭經歷。二藏祐頓。所化經率行隨學。連雄。哲眞。徃的。殘應。辨無。辨龍。虎的。津梁。融音は各三十枚づゝ。　安國院殿別當安立院圓道。　台德院殿別當惠眼院利白。實松院典了。こたび　新廟の別當眞乘院德道。　清揚院殿別當通元院普頊。　崇源院殿別當寂勝院傳慶。　桂昌院殿別當佛心院超及。四久保大養寺圓量。深川本誓寺白呑。同雲光院法水。大鹿弘經寺了通。界尺役淺草聖德寺波悅。寮舍一臈常照院知泉は各二十枚づゝ。　明信院殿別當秀蓮社白泉。靈仙院殿別當定蓮社順海。淨德院殿別當建蓮社雲達は十枚づゝ。所化役者靈旭。檀歷。寺家役者良源院玄育。安養院吾水はともに精勤せるをもて銀三十枚に時服そへてたまふ。聲明僧三十人に銀四百五十枚。所化出僧八百九十三人に銀六千二百五十一枚。百五十七か寺に三千百四十枚。座奉行六僧四十二枚。帳讀六僧もおなじ。殘寮舍三僧に二十一枚。讀經檀林伴僧六人に四十二枚。行者二人に四十枚。內陣殿司二十人に百枚。外陣殿司二百人に六百枚。別時念佛二十人に四十枚。　諸廟の番僧三十八人に八十八枚。念佛堂詰の頭一人へ三枚。堂詰十二人に二十四枚。本堂影堂方丈內道心者八人へも同じ。方丈同小僧同宿二十人に廿枚。方丈內諸役人番人三十人に九十枚。　台廟の撮除頭二人へ六枚。撮除の者二十人へ廿枚。　清廟撮除者九人へ九枚。その頭一人は二枚。　桂昌院殿靈牌所撮除者五人へ五枚。西堂五百九十三人へ五百九十三枚。黑衣六百二十三人へ鳥目千二百四十六貫文。またはじめより御法會にまいりたる衆僧へ銀二千枚。伶工十人に百枚。寺領の農商に千枚下さる。この日香火料率らゝ方々は。　天英院殿より銀百枚。瑞春院。養仙院。松姬。竹姬の御方々各五十枚。法心院尼。蓮淨院尼。　月光院殿。雲光院尼より各三十枚なり。また囚獄二十二人をはなたる。けふ佐渡奉行に月俸二百口づゝたまふべしと仰下さる。(日記。天享東鑑。)〇十五日群臣出仕し御けしきを伺ひ奉る。　前代の御尊諡を　文昭院殿と稱し奉るべしと仰出さる。けふ公卿の旅館に土屋相摸守政直。井上河內守正岑。阿部豐後守正喬まかり。歸洛の事を仰下され賜物をつたふ。久我前內大臣通誠公に銀五百枚。時服十。中院前大納言通躬卿に銀三百枚。時服六。小倉參議中將實季卿に二百枚。六。平松少納言時卷朝臣に百枚。五。平田中務少輔職永は三十枚。二。青木雅樂允某は十枚。二。槐門竹園の使臣等は十枚に四づゝ。准門跡の使は十枚に三。清華の使は十枚に二づゝ。傳奏昵近の使は十枚づゝ。寺修寺門跡圓猷の使并に樂人時服二づゝ。內府の家長二人に各十枚づゝ下さる。(日記。)〇十六日諸第衆はじめ諸有司諸番士ことゞく十八日より月代そるべしとふれらる。公卿けふ發駕して歸洛せらる。こたびの御法會により聲者にも賜物あり。撿挍に肯綮三十貫文。座頭に千貫文。盲女に二百貫文なり。豐波。豐田の兩撿挍は。頓寫の時平家琵琶を彈ぜしにより別に銀を下さる。(日記。)〇十八日三家譜第衆出仕して伺ひ奉る。三十五日過給ふにより。三家の方々明日より月代そるべし。松平加賀守綱紀もおなじかるべしと仰いだされる。寬永寺にては准后公辨法親王きのふより御法會行はれ。天台一宗の納經あるをもて。寺社奉行本多彈正少弼忠晴。目付渡邊外記永倫山に赴く。(日記。)〇十九日諸番。諸物頭。諸役人。寄合出仕して御起居を伺ひ奉る。　長昌院殿御法會明のとし二月行はるゝによて。山の警衛を仰付らる。文殊樓は土井周防守利益。二王門。黑門は小笠原信濃守長圓。中堂表口は牧野謙岐守英成。同裏口は松平兵庫頭乘紀。車坂は松平主馬知清。屏風坂は本多若狹守助芳。清水口は內田信濃守正福。新清水口は京極主膳正高之なり。また雪ふりければ。三家の方々使して伺ひ奉らる。日門よりも同じ。琉球國王尙敬より大喪を弔慰して書簡を奉るによて。けふ宿老の返簡を松平薩摩守吉貴の使者に授らる。また御法會によて。京伏見南都の地にても赦行ひしよし。各その奉行より注進す。この日より初て大奧を出て御座所にいらせたまふ。(日記。問部日記。)〇廿日准后公辨親王のもとに高家吉良左京大夫義俊もて銀五百枚をくらせらる。これこたびみづからの志しもて法會とり行はれしをもてなり。(日記。)〇廿一日頌持四品以上の大名出て御起居を候し奉る。阿部豐後守正喬のもとにて。

下諡家宣號文照院

下家宣生母長昌院被贈從一位

下繼統詔

上琉球呈書弔家宣喪

下繼統詔

上繼統詔

松平下總守忠雅はじめ血誓するもの十七人。(日記。)〇廿二日中奧小姓藤堂源五郎良端。寄合保田賴母宗恒。小普請秋元隼人正貞清。長谷川久三郎正武。明の年御法事の時に寬永寺火の番を命ぜらる。この月十三日。　長昌院殿に從一位御追贈の宣下あり。けふ其事申參りしにより。阿部豐後守正喬して別當靈山院慈泉にそのよしつたへらる。(日記。)〇廿三日外樣万石以上出仕して御けしき伺ひ奉る。(日記。)〇廿五日一門の方々。譜第。溜詰出仕して伺ふ。この日紅葉山　新廟撰造の事仰出され。小笠原右近將監忠雄人夫出すべしと命ぜらる。作事奉行柳澤備後守信尹その事司どるべきむね仰付らる。　長昌院殿御贈位の宣命護送して京より下りし大番組頭井番士に金時服下さる。(日記。)　〇廿六日井伊掃部頭直該。宿老。御側用人。少老奧にて誓詞を奉る。(日記。)〇廿七日松平加賀守綱紀をはじめ密臣の宅にて誓約奉る大名廿三人。(日記。)〇廿八日群臣ことゞく出仕して御けしきを伺ふ。御法會にあづかりし布衣以下の有司等賜物あり。(日記。)〇廿九日御遺物をわかちたまふ。　天英院殿に古代公卿集寫の源氏物語。井に書架。青磁香爐。　月光院殿に知恩院宮良純法親王筆の源氏物語。十炷香箱。瑞春院御方に二條大納言爲氏卿筆の和漢朗詠集一軸に茶壺。(田中。)養仙院尼に二條大納言爲定卿筆の千載集に茶壺。(神樂。)松姬御方に飛鳥井大納言雅親卿筆の古今集に茶

さる事なさば。殿科に處せらるべし。もしやみがたき事にて他國につかはさば。その荷主より直月町奉行の廳にうたふべし。此制に背くものあらば。當人は更なり里正等までも殿科に處せらるべしとなり。(大成令。)○十二月朔日在府の諸大名出仕して御けしきを伺ふ。今夜下谷廣小路岩城伊豫守秀隆が宅より失火して。神田松枝町にいたる。よりて松平伊豆守信祝。酒井雅楽頭忠挙。戸田山城守忠昌。松平右京亮永井直敬。本多中務大輔忠真。松平加賀守綱紀。松平兵部大輔清武。松平内藏頭清方。松平左近將監吉保。松平越後守吉德。松平上野介正容。松平伊豆守信祝。酒井雅楽頭忠挙。戸田山城守忠昌。松平右京亮永井直敬。本多中務大輔忠真。松平加賀守綱紀。松平兵部大輔清武。松平内藏頭清方。松平左近將監吉保。松平越後守吉德。松平上野介正容。

下江戸大火

辨親王に狩野松榮直信筆の屏風一雙。尾張中納言光通卿に粟田口吉光の御さしぞへ。虛堂の墨蹟。紀伊中納言吉宗卿には來國次の御差ぞへ。虛堂の墨蹟。水戸中納言綱條卿には粟田口國吉の御さしぞへ。大燈國師の墨蹟。松平加賀守綱紀には貞宗の御さしぞへ。同若狹守吉德には來國光の御差ぞへ。松平兵部大輔清武には近景の御刀。松平内藏頭清方には兼光の御さしぞへ。井伊掃部頭直該には無銘の御刀。默庵筆に印月江の讃布袋の掛幅。土屋相摸守政直には痴絕筆賛の寒山拾得掛幅。秋元但馬守喬知。大久保加賀守忠增。井上河内守正岑。阿部豐後守正喬には各夏珪の山水掛幅。御側用人間部越前守詮房には張居敬筆賛の駿馬掛幅。本多中務大輔忠真には梁楷の布袋掛幅。少老久世大和守重之。大久保長門守敦寛。鳥居伊賀守忠英。水野監物忠之には各雪舟の山水掛幅を給ふ。この他近習のともがら後圀女房等にも猶多し。(日記。)◎この月市井に令せらるゝは。錢を貯蓄すること先に制禁ありしかど。今に貿盜または他國へ多く船運しになし。荷物に仕込つかはす事ありと聞ゆ。後

繼統答詞

再禁錢貨藏

院。松姫。竹姫御方々より二種一荷づゝ。法心。蓮淨。蓙光三尼。美代姫より一種一荷づゝ奉る。賜物またおなじ。三家はじめ。万石以上よりも魚物を献ず。井伊掃部頭直該井に宿老。御側用人。少老等同じくもの奉る。少納戸竹田源次郎忠雄。櫻井源右衛門正充。中條加兵衛昆息及び小普請方の諸吏等御休憩所修理せしにより賜物差あり。今朝增上寺門前神明町より火おこり。濵松町。七軒町に及ぶ。ぱふも消防を命ぜらる。小笠原山城守長溫等五人。(日記。間部日記。)○六日御中陰明給ふにより。所々に代參の御使を立らる。紅葉山　御宮に秋元但馬守喬知。三緣山　台德院殿并に　清揚院殿靈廟に阿部豐後守正喬。東叡山　大猷院殿。　殿有院殿。　常憲院殿三廟に井上河内守正岑なり。また松平肥後守正容は日光山　御宮の代參奉はり。ことに御血脈のゆへを思召。先御所の御遺言とて正四位下左近衛權中將に叙任せらる。青山下野守忠重　大猷院殿おなじ山の　靈廟代參奉はり。高家長澤壹岐守資親は伊勢の代參命ぜらる。日光山には友成の御太刀。鞍馬一疋。伊勢内宮に青江守次の御太刀。馬代金十枚。外宮へ助久の御太刀。馬資金同じく進獻し給ふ。(日記。)○七日御側高家大澤右衛門督基隆御側近く勤しをもて。こたび織田能登守信門と同じく。同列の事を指揮すべしと命ぜらる。年弱ければ心いれてつかふまつるべしとなり。留守居三枝攝津守守治。久貝因

下大村純尹卒

幡守正方兩人は　當代降誕の折より仕ふまつれば。御側並にせられ。職事はもとのごとくと命ぜらる。　月光院殿用人安藤助之進定知加祿ありて五百石となる。同じ廣敷番頭坂部彌右衛門種之用人となり。廣敷添番渡邊善左衛門定經小納戸になり。加祿ありて三百俵となる。又こたび白木書院修理なりしをもて。目付鈴木伊兵衛直武。間宮靱負方好金。時服。小普請方金非六右衛門某。大田伊兵衛好在に金を下さる。屬吏等賜物差あり。御側醫山田宗圓正方。岡道溪諱益法眼になる。宗圓。正方は御藥奉るをもて百俵加祿あり。增上寺大僧正祐天御さうじ解をもて岩井千菓をさゝげ奉る。　天英院殿にも同じ。肥前國大村城主大村筑後守純尹うせければ。養子伊勢守純庸に遺領二万七千九百七十三石餘を襲がしむ。この純尹はもとの因幡守純長が二男なりしが。兄民部少輔純眞多病なりしかば世つぎとなり。延寶四年三月二十六日初見し。元祿二年十二月廿七日從五位下に叙し筑後守と稱す。寶永三年十月廿九日家つぎ。弟伊織純庸に三千石の地を分ちしが。のち子なければとて。同七年六月二日純庸を嗣子とせんこと請しかばこれをゆるされ。その地もとにかへしつけらる。かくてことし十月十四日四十九歲にしてうせぬ。(日記。藩翰譜續編。)○八日東叡山　殿有院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。(日記。)○九日御追諡并に御贈官位の謝使を立らる。高家中條山城守信實こ

れを奉る。進らせ給ふ物は。　禁廷に銀五百枚。　仙洞に三百枚。　新女院に百枚。又　長昌院殿御贈位の御謝に。大内に銀二百枚。　院へ百枚。　新女院へ五十枚なり。けふ小姓組武島左門茂孫拂方納戸頭となる。小奏の節に入ければ三家物奉らる。　天英院殿。　月光院殿にも同じ。今より後　淨光院殿靈牌所には正忌のみ代參使立らるべしと仰出さる。(日記。)〇十日東叡山　常憲院殿靈廟に大久保加賀守忠增代參す。臺花院宮(後西院第十四皇女。)うせ給ふにより。公辨法親王を高家大友因幡守義間もて弔せらる。(日記。)〇十一日はじめて朝會にのぞみたまふ。先導は大久保加賀守忠增。御刀宮原刑部大輔氏義。御脇差堀川兵部大輔廣益役し。御側用人間部越前守詮房抱き奉り。讓身符井に天倪は御めのともち。女房つきそひ奉る。水戸中納言綱條卿。紀伊中納言吉宗卿はじめて御對面あり。獻斗飽をつかはさる。紀伊黃門かされて參觀の禮をとげ給ひ。時服三十。銀五百枚を献ぜらる。松平左京大夫賴致も見え奉る。松平丹後守吉茂始參覲十二人。土岐伊豫守賴殷城地給はりしを謝し奉る。土方丹後守豐堯。寄合一柳主稅直長。石河蔵人貞固駿府加番はて〻歸り謁す。金地院元札は住職を謝し奉る。紀藩の老等同じく拜し奉る。書院番組頭土屋長三郎正克幷に番士駿城在番はて〻歸り謁す。番頭岡野備中守成勝は喪制にこもり出仕せず。番士の子初見するもの

上家繼始臨朝會

八人。松平越中守定重庶子三郎助定儀は内證分知を謝し奉る。使番筧新太郎正尹。日下部作十郎博貞大坂の目付はて。細井佐次右衛門勝鄕は駿城目付おはりともに歸謁し奉る。又同じく歸謁せるは駿州田中城引渡使番黑川與兵衛正增。小姓組岡部縫殿勝榮。三州吉田城引渡使番倉橋內匠助久富。番院番丹羽小左衛門正道。同州刈屋城引渡使番曾我平次郎長祐。小姓組松平九八郎忠正。總州古河城引渡使番木下清兵衛信名。小姓組山岡傳五郎景壓。日州延岡城引渡使番久留島數馬通富。書院番榊原采女政殊なり。この外近頃擢任せられしともがらみな拜し奉る。松平越中守定重は致仕の得物とて。備前守家の刀。茶壺(雲非。)を献じ。　天英院殿には轉法輪太政大臣實香公筆の古今集を献じ。　月光院殿には料紙。硯の箱なり。又相良志摩守賴福致仕の得物延壽國資の刀を奉る。大村筑後守純尹が遺物備前長光の刀を。その養子伊勢守純庸より献じ。酒井備後守忠胤が遺物吉岡一文字の刀を。其子右近忠篤より献じ。前金地院元晃が遺物青甫扶桑錦舟圖を。金地院元札より献ず。また

大内に寒氣を候せられ。驛傳して鹽鮭を進らせ給ふ。　仙洞にも同じ。此日はじめて外殿にいて給ひしをもて。　天英院殿。　月光院殿より鮮鯛進らせらる。又宵中を候して方々より奉り物。賜はり物いと多し。(日記。間部日記。)〇十二日昨日はじめて朝會にのぞみ給ふにより。三家の方々より一種一

上松平清武之加封

荷を奉らる。寒中を候せられ。　天英院殿。　月光院殿。法心院尼より進らせものあり。またきのふの朝會に臨給ふをもて。井伊掃部頭直該。宿老。御側用人より一種を奉る。松平兵部大輔清武　文昭院殿御同母弟たるをもて。御遺命により二万石益封ありて五万四千石になさる。寄合太田內記政資千七百石加へて三千石。勝田帶刀典愛は二千石加へて三千石。隱居元哲新に月俸二百口。勝田左京元著は千石。同賴母元淳は五百石下され新に寄合となる。これ太田は法心院尼の兄にて。家千代君の御男。勝田は　月光院殿戚屬によてなり。尾張黃門吉通卿病にふされければ。少老大久保長門守教寬御使して蜀をつかはさる。今より後御側並三枝攝津守守治。久貝因幡守正方兩人に御側のともがらとおなじく暇遣あるべしと令せらる。御代改まりしにより。所司代につかはさるゝ白紙の朱印持參の徒目付にものたまふ。(日記。間部日記。)〇十三日歲暮の擂狀例のとし。土屋相摸守政直つかふまつる。後閤は留守居松平主計頭近鎭これを役す。けふ蓮淨院尼より物進らせ。寒中の御けしき伺はる。(日記。間部日記。)〇十四日三緣山　文昭院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。　清揚院殿にも同じ。寄合內藤外記正芳。宮城三左衛門和堅。小普請柴田七九郎康正。內藤采女信明增上寺火番を仰付らる。(日記。)〇十五日月次により群臣まうのぼり宿老に謁す。井伊掃部頭直該明の春御元服のとき加冠の役をつとむべし。佳例のとく御具足。武具なも奉るべしと。　先御所御遺命の旨。御側用人間部越前守詮房つたふ。此日松平八三郎通顯。松平左京大夫賴致少將になる。通顯は大隅守と稱す。松平肥後守正容が子十五郎正甫。松平喜子之進通溫ともに從四位下侍從に叙任し。正甫は大膳大夫。通溫は安房守と稱す。諸大夫となる者七人。加藤左膳嘉矩は和泉守。松平主馬知清は靱負佐。堀靱負直爲は左京亮。稻垣大藏昭賢は信濃守。松平對馬守近禎が養子內記近貞は主膳正。水野肥前守忠位が養子伊織忠定は壹岐守。普請奉行伊勢平八郎貞敷は伊勢守。布衣狩する事をゆるさるゝ者廿一人。火消役岡部左衛門盛明。目付稻葉多宮正房。佐橋左源太佳周。中根半十郎成常。使番久留島數馬通富。曾我平次郎長祐。木下清兵衛信名。桐之間番組頭金森六左衛門可郷。徒頭佐々木五郎右衛門正庸。中山主水勝豐。永田彌左衛門直清。飯河善左衛門俊信。小十人頭小川左兵衛康次。船手頭石川源兵衛乘繁。西城裏門番頭伴野惣右衛門常喜。元方納戸頭小笠原主馬滿孝。拂方納戸頭武島左門茂孫。勘定吟味役杉岡彌太郎能連。萩原源左衛門美雅。月光院殿用人坂部彌右衛門種之。關東郡代伊奈半左衛門忠達。小納戸機井源右衛門正充。宮城甚右衛門武和。曾我權之亟孝助なり。尾藩の老一人廁の謁により叙爵をゆるさる。又秋田信濃守輝季三州吉田橋修理助役を仰付らる。(日記。間部日記。)〇十

上訴訟之制

六日　天英院殿。　月光院殿をはじめ後閤の御方々に八代蜜柑をゝくらせらる。日光准后并に三家の方々にもおなじ。增上寺大僧正祐天より草花。蜜柑を獻ず。けふ碁將棊の者に其技をたゝかはしめらる。こたび御謁緒拜賀の日。狩衣布衣ゑすりともがら磯をゆるさるゝ旨仰出さる。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に土屋相摸守政直代參す。准后公辨法親王より歲暮を賀して二種一荷獻ぜらる。けふ令せられしは。宅地を賀となし金かりてかへさず。屋舍搆造の事請負させてそのあたひをとらせず。采邑稅米をうり渡さんとて金をとり其米をあたへず金もかへさず。これらは常の違使と事かはれば。上裁あるべきにあらず。宿老はじめ官長のもとに訴へ出はしかるべからず。返財の事いかにも相對をもてはからひ。評定所并奉行所へ申出べからずとなり。(日記。)〇十八日御承統の賀により元三出仕すべきともがら。みな裝束してまうのぼる。大久保加賀守忠增先導し。高家宮原刑部大輔氏義御刀もち。堀川兵部大輔廣益御脇差の役し。間部越前守詮房半袴着し抱き奉る。付そふ女房例に同じ。黒木書院に出たまふ。尾張中納言吉通卿一乘吉行の太刀。馬料金三枚。水戸中納言綱條卿備前包平の太刀。金二枚。紀伊中納言吉宗卿和州則長の太刀。金三枚そへて獻ぜらる。松平加賀守綱紀備前宗忠の太刀。金二枚を獻じ賀し奉る。次に御障子開かれて。高家。鷹の間詰。奏者番の長子。諸衆並太刀目錄をもて賀し。溜間に土屋相摸守政直。秋元但馬守喬知銀馬代。大久保加賀守忠增金馬代。井上河內守正岑。間部越前守詮房は銀馬代。阿部豐後守正喬は金馬代。本多中務大輔忠良は銀馬代を獻ず。かくて白木書院にいでたまひ。松平攝津守義行。松平出雲守義昌。松平左京大夫大隅守通顯は金馬代。松平大學頭賴定。松平右近將監裝方。松平越前守信清は銀馬代。松平大炊頭吉邦は備前景光の太刀。金馬資。松平日向守義孝。松平播磨守賴明は銀馬代。松平下總守忠雅。井伊備中守直惟。松平安房守通温。松平大膳大夫正甫は金馬代。松平右京大夫輝貞。松平兵部大輔清武は銀馬代。松平隱岐守定直。榊原式部大輔政邦。戸田采女正氏定。阿部備中守正邦。堀田伊豆守正虎は金馬代。土岐伊豫守賴殷。黒田豐前守直邦。土井周防守利益。戸田能登守忠眞。毛利久四郎元朝は銀馬代を獻ず。奏者番は大廊下にて太刀目錄を獻ず。大廣間にて松平陸奥守吉村は春江守次の太刀。松平若狹守吉德は備前正次の太刀。松平伊豫守綱政は備前師光の太刀。各金馬代。織田越前守信久は銀馬代。上杉民部大輔吉憲は備前景光の太刀。松平丹後守吉茂は石見直綱の太刀。松平安藝守吉長は備前景秀の太刀。佐竹大膳大夫義格は信國の太刀。有馬玄番頭則維は備前國宗の太刀。松平土佐守豐隆も同じ。細川主稅頭宣紀は備前守家の太刀。松平出羽守宣維は安友の太刀。各金馬代。松平修理大夫吉武。丹羽

下依家綱法會行赦

左京大夫秀延は金馬代を獻ず。畢て元日拜賀の人々見え奉り。かさねて白木書院の次にて儒醫天文神道のともがら。千人頭。天守實藏番。黒木書院の次にて桐間番。新番。御膳奉行。右雄並居て拜し奉り奥に入給ふ。そのあとにて在封の使者大廣間にいでゝ捧物す。松平薩摩守吉貴は備前友成の太刀。松平越後守宣富は備前則房の太刀。松平淡路守綱矩は備前景依の太刀。松平右衞門督吉泰は備前廣光の太刀。松平甲斐守吉里は備前眞守の太刀。宗對馬守義方は備前國安の太刀。松平民部大輔吉元へ國次の太刀。藤堂和泉守高敏は青江守次の太刀。松平肥前守宣政は備前義光の太刀。伊達伊織村年は來國俊の太刀。各金馬代を獻ず。この御祝に　天英院殿に銀三百枚。緞綿五十卷。三種二荷。　月光院殿に二百枚。三十卷。三種二荷。法心院。蓮淨院。壽光院に各三十枚。二十卷。一種一荷。瑞春院御方に百枚。三十卷。三種二荷。竹姬御方へ五十枚。二十卷。二種一荷。養仙院へ百枚。三十卷。三種二荷。松姬御方にも同じ。美代姬に五十枚。二種一荷なり。また　天英院殿より紗綾百卷。三種二荷。　月光院殿より五十卷。三種二荷進らせられ。瑞春院。養仙院。松姬御方より各時服十。二種一荷。竹姬御方より時服六。二種一荷。法心。蓮淨。壽光の三尼より紗綾十卷。一種一荷づゝ。美代姬より廿卷。一種一荷を奉らる。使の執事にはみな銀を給ふ。此日中門は先手頭小笠原新九郎廣高。中の門は秋山十右衞門正輔。庖所口は布施出雲守正房に守らせらる。高木伊勢守守興が妻はさきに御乳付に參りたるをもて。この御祝に銀十枚。縮緬五卷たまふ。(日記。間部日記。)〇十九日こたびの御祝に。三千石以上在封または赴任の輩使もて太刀目錄を獻ず。東本願寺門跡光性。西本願寺門跡光常より各金馬代。二種一荷獻じ。西新門跡光遵二種一荷を獻ず。三家の方々をはじめ万石以上同じ事もて。　天英院殿に三十万石以上は銀三十枚。十万石以上は廿枚。五万石以上は十枚。万石以上は五枚。十万石以上長子又致仕は五枚各箱肴そひたり。　月光院殿には三十万石以上廿枚。十万石以上十枚。五万石以上五枚。万石以上三枚參る。紀伊黄門參府により。土產として銀香爐。香臺。屏風一雙を獻ぜられ。　天英院殿に色紙短册の嚢。　月光院殿に衣桁。屏風一双。竹姬御かたに小屏風一双進らせらる。京町奉行安藤駿河守次行病篤きにより。その子賴母次茂に看侍のいとまを下さる。(日記。間部日記。)〇廿日東叡山　大猷院靈廟に阿部豐後守正喬代參す。日光山御宮。　靈廟の代參使松平肥後守正容。青山下野守忠重歸りて宿老に謁す。據當淺井休益長森召出されほどなくうせて家除かれしが。其子休益長英を新に召出され。月俸十五口給ふ。こたび　殿有院殿三十三回御法會行はるゝにより。准后(忠子)ご事更に請たまふによれり。まさきに幼年にて失せ家ほろびし代官坂部安次郎廣達も祖先

の舊勳あれば。ゆかりあるものをもて。つゐにはつがせ給はむと　先御所御遺命ありしかば。この御法會の折から。さりぬべきものを請出べきよし。その親戚小十人頭長田新右衛門重堅に仰下さる。故寄合河原喜兵衛某の子喜四郎某。櫻井太郎左衛門某が子茂左衛門某共に召かへされて七口を給ふ。これは元祿の御時に罪蒙りしものなり。けふ東叡山　長昌院殿靈牌所地鎭安鎭の修法あり。御側井上遠江守正長。寺社奉行本多彈正少弼忠晴。作事奉行柳澤備後守信尹。目付小宮山庄九郎昌方。朽木彌五左衛門定盛。渡邊外記永倫みな監臨す。よて井上河内守正岑直垂着して代參せり。(日記。)〇廿一日法心院の用達玉田忠四郎盛勝用人となりて。布衣着する事をゆるされ。加祿ありて三百俵になさる。歲暮を賀して諸大名より時服を獻す。三家井五万石以上よりは。　天英院殿。　月光院殿にも銀を奉る。土圭間番士父致仕してその子家つぐもの一人。直に父のつとめをつがせらる。小普請柴山七郎右衛門正貞が子次郎左衛門正永新に小十人組に入られ。其父正貞は奥へ内々召て見參し時服をたまふ。これは正貞齡今年九十歲なり。當代生れさせ給ひし時。すでに高年なりしかば。めして慶きそめ奉りしとぞ。さる故もてかく特遇ありしなるべし。　天英院殿。　月光院殿はじめ御方々より。破寬弓に鮮鯛そへて進らせ給ひ。近衛太閤基凞公より破寬弓。ふりふり。きちやう。千鯛一箱を進らせ給ひ。井伊掃部頭直該はじめ宿老。御側用人。少老よりも品々奉る。(日記。間部日記。)〇廿二日留守居番藤堂勝兵衛瓦明病免して寄合となる。喪中の御辱として。日光准后并に三家の方々に御使あり。檜重つかはさる。松平加賀守綱紀。若狹守吉德并に增上寺大僧正祐天にも同じ。東叡山　長昌院殿靈牌所に御供米百石をよせらる。金地院元札は僧綠職を命ぜらる。榊原越中守喬長封地にある生母の病重きにより看侍の暇下さる。けふはじめて御佩刀のことつとめし官工等に歲暮の褒賞を給ふ。(日記。)〇廿三日正二位權大納言の宣下ありしをもて。京より御位記口宣到着しければ拜受したまふ。御名をば　院より進らせられ。　法皇宸翰を染給ひしとぞ聞えし。　長昌院殿靈牌所供養行はれ。例の諸司監臨す。よて土屋相摸守政直もて准后公辨法親王に銀百枚。凌雲院大僧正實覺。惠恩院權僧正惠潤各五枚づゝ。信解院惠順。靈山院慈泉。林光院智顯に各三枚づゝ。衆僧に百五十枚。伶倫に十枚下さる。又准后ほどなく登山せらるゝにより。高家前田伊豆守長泰して時服三。綿子二。枝柿一箱をくらせらる。(間部日記。日記。)〇廿四日三綠山　吉德院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。歲暮を賀して。增上寺祐天より佳茗。尊碑。傳通院辨意より蜜柑を獻ず。(日記。)〇廿五日御官位并に　仙洞より御名進らせられし事を群臣に傳へらる。この御祝に。　天英院殿

下家繼叙正二位任權大納言

より三種二荷。　月光院殿より二種二荷進らせられ。瑞春院御方。養仙院。松姬。竹姬の方々二種一荷づゝ。法心。蓮淨。壽光の三尼。美代姬より一種一荷づゝ奉らる。賜物また同じ。御側井上遠江守正長　長昌院殿靈牌擇造の惣督して心もちひたれば。告竣ののち益祿すべきよし。かれて　先代御遺命ありしとて。貳千石加恩あり實祿一萬となる。作事奉行柳澤備後守信尹。目付小宮山庄九郎昌方同じ事により金。時服を給ふ。其以下賜物差あり。けふ歲暮により。老臣。御側用人に時服六づゝ。少老に四づゝ。御側に三づゝ。同じ並にも三を下さる。(日記。)〇廿六日臨時の朝會ありて裘に出給ふ。松平肥後守正容御承統を賀して。備前景侯の太刀。金。馬資を獻ず。松平大隅守通顯。土岐伊豫守賴殷暇給ひ。諏訪安藝守忠虎參覲す。那須衆二人も同じ。松平宮內少輔忠尚が養子小三郎忠曉初見し奉る。普院番頭岡野備中守成勝駿城より歸謁す。三綠山眞乘院億道文昭院殿別當職になりしを謝し奉る。府中にまかりし馬方。諸國巡視にまかりし勘定のともがら謁す。寄合勝田左京元著。賴母元淳召出されしを謝し奉る。小吏等加恩蒙る者三十四人。肥後守正容には先例のごく。明の春御元服のとき理髮の役を仰付らる。こたびの御祝に。三家并に松平加賀守綱紀より三種二荷。　天英院殿に一種一荷。　月光院殿に鮮鯛一折。松平若狹守吉德より二種二荷。　兩尼君に鮮鯛一折づゝ。獻ず。その他は三十萬石以上より三種三荷。十萬石より二種二荷。五萬石より二種一荷。一萬石より一種一荷。十萬石以上の長子并致仕のともがらよりも同じ。この日井伊掃部頭直該が宅にて。三家御繼統の血誓せらる。(日記。間部日記。)〇廿七日准后公辨法親王。大僧正祐天よりこたびの御賀に進らせ物あり。諸有司に歲暮の褒行はる。儒員服部清助保考。寄合佐々木万次郎淵龍こたび琉球國より奉りし賀帖の返簡つかふまつりしにより時服をたまひ。儒員鄭力十之亟良顯。秋山宇藏來。桂山三郎左衛門義樹。津田武左衛門玄賢書籍謄寫せしをもて各金を給ふ。此日陸奥國磐城平の城主內藤能登守義孝うせければ。その子小一郎義稠に遺領七萬石をつがしめらる。この義孝は故左京大夫義泰が三子なり。兄彌右衛門義邦は早世し。下野守義英は多病なりしによてつぐ子となり。天和三年三月十五日准后公辨法親王。大僧正祐天よりこたびの御賀に進らせ物あり。諸有司に歲暮の褒行はる。儒員服部清助保考。寄合佐々木万次郎淵龍こたび琉球國より奉りし賀帖の返簡つかふまつりしにより時服をたまひ。儒員鄭力十之亟良顯。秋山宇藏來。桂山三郎左衛門義樹。津田武左衛門玄賢書籍謄寫せしをもて各金を給ふ。此日陸奥國磐城平の城主內藤能登守義孝うせければ。その子小一郎義稠に遺領七萬石をつがしめらる。この義孝は故左京大夫義泰が三子なり。兄彌右衛門義邦は早世し。下野守義英は多病なりしによてつぐ子となり。天和三年三月十五日初見し。貞享元年十二月廿五日叙爵して能登守と稱し。二年十一月十八日家つぎ。ことし十二月十三日四十五歲にてうせたり。高家品川豐前守伊氏が三男小五郎範增。大番頭水野飛驒守重矩が子源右衛門分賀。持弓頭淺野左兵衛長武が子万之助長時。先手頭神田彌右衛門正秀が子久米之助正照。舟手頭天野佐左衛門雄正が子書院番左京雄貞。拂方納戶頭山名左兵衛時信養子大帶十郎右衛門時尙。寄合小出山城守有仍が子主水尹從。武田主膳信喜養子小三郎信胤。岡野孫一郎宗明が子孫四郎

下繼統賀詞上井上正長列諸侯

下內藤義孝卒

敬明をはじめ。父失てその子家つぐもの三十四人。小普請瀧川備中守具章は歿前の願により。千五百石の內千二百石は長子三郎四郎平利。三百石は次男半左衞門邦房にわかつ。三丸醫舉岸春庵瑞澤加恩百俵を給ふ。明の年　長昌院殿御法會の時山中警衞命ぜられたる賞に仰下さる。文殊樓は土井周防守利益。鐵炮廿挺。弓十張。鎗二十本。侍廿人。足輕六十人。二王門。黑門は小笠原信濃守長圓。銃十挺。弓五張。鎗二十本。侍十四五人。足輕四十人。中堂表口牧野謙次守英成。裏口女房棧敷は松平兵庫頭乘紀。銃弓鎗上に同じ。侍十二三人。足輕三十人。車坂は松平靱負佐知清。屏風坂は本多若狹守助芳。ともに銃五挺。弓五張。鎗十本。侍六七人。足輕廿五人。清水口は內田信濃守正倫。新清水口は京極主膳正高之。銃弓鎗上に同じ。侍五人。足輕二十人なり。府中より歸りし馬方の賞に時服を下さる。(日記。)○廿八日月次朝會なり。三家溜詰は御座所にて拜謁し。その他は宿老に謁して退く。松平陸奥守吉村に召あづけられし越後家人小栗帶刀某病死せるよし注進ありければ。徒目付をして檢屍におもむかしめらる。御位記口宣謹送せし京職の所屬に褒賜あり。富田甲斐守知鄕が妻にも御繼統の御祝に時服三給ひ。御方々よりも賜物あり。これは　大猷院殿の時つかへし永好尼といへる婦女なり。(日記。間部日記。)○廿九日歲暮を賀して。三家をはじめ出仕し宰臣に謁す。此日井伊掃部頭直該に時服を下さる。小普請柴山七郎右衞門正貞召見せられて銀二十枚給ふ。(日記。間部日記。)◎この月令せらるゝは。大手櫻田下馬所に酒及熟食を持出て。初會の日下部にうりあたふるよし。いとひが事なれば。さきにもめしとらへしに。近き頃は常にも持出るよし聞ゆ。このゝちは平日人を廻らせ監察せしむべければ。兩下馬所にてすべて賣物持出べからず。もしそむくものはとらへてとがめられ。名主家主等までとがめ及ぶべしとなり。また市井に令せらるゝは。火災の時そのさま見んとて市人馳集るによりことに紛擾せり。この後はさあるまじ。かれて定し所々へまかるものは。其事終らば火災の地に立よらず。直になのが家に歸るべし。もし火のさま見んとて妄に馳集るものは。その所のもの出むかひて。きびしく追はらふべし。もしこの後そむき馳集るものあらば。めしとらへ獄につなぐべし。このほど火災しげゝれば。寢夜となく名主家主等相交り。市鄙のうら〳〵見めぐり火をいましむべし。餘燼撲滅せむため。その手當の人數出すべき旨さき〳〵令せられしに。それを守る市街すくなく。または遲參に及べり。向後近里はさらなり。すべてなこたりなく速に出すべし。もしそむくものあらばとがめらるべしとなり。またさきにも令せられしごとく。桶瓶に燈燼をたくはへをくまじきに。このほど燈燼より度々出火せるよし。この後いよ〳〵火消壺に貯へ。心いれて消すべし。

下禁於下馬所賣買飯食物

下消防之制

下禁貯燈炭于桶龕中

下家繼若袴

止禁灰吹銀私賣買

上秤之制

上禁博奕(富突、大黑突、雛諧冠付、三笠付)

もし其壺もとめ得ざるほどの貧民は。家主よりあたふべしとなり。又令せらるゝは。ちかごろ火災にかゝりし地はさらにもいはず。二三年さきにやけし街衢の屋宅も。いまだ壁つけず。莚席をもておほひをく所あり。そは火燧の備にあしければ。明の春にも至りなば。はやく名主家主相ともに檢點して。壁つけさすべしとなり。又諸國より持來る灰吹銀。今まで銀座にかひとり。丁銀に鑄造し通用せり。しかるにことし九月より銀改鑄の事やみしゆへか。諸國より持集る灰吹銀私にはからひ他に賣る事ありと聞ゆ。是より後持來らば。今までかひとりし下買のものらより。しばしがほどは江戶京大坂の町奉行所にうたへいて指揮をうくべし。さなくして他に賣あたふるものあらば。後日にその事聞ゆるといふとも。查檢ありて殿しくとがめらるべしとなり。又秤の價二匁まし。向後一挺を五匁五分づゝに賣渡し。修造の料はまさしめず。此旨心得あるべしとなり。又さき〳〵令せられしとく。市非にて賞突。大黑つき。誹諧冠付。三笠づけなど名付。博奕にたぐへるわざなすべからず。町奉行の下吏巡察して。もし其事なすものあらば。これをとらへ。そのものはさらにもいはず。其地のおさ等までとがめのがるべからずとなり。(大成令。德教類典。)

有章院殿御實紀卷二

正德三年正月に始り三月に終る御齡五

正德三年癸巳正月元日奧にて御祝詞の式行はる。かくて半祝めし。御側用人間部越前守詮房抱奉り。非上河內守正岑先導し。宮原刑部大輔氏義御刀。堀川兵部大輔廣益御さしぞへもち裘にいて給ふ。白木書院にて高家前田隱岐守玄長熨斗鮑もちいて御前に備ふ。尾張中納言吉通卿。水戶中納言綱條卿。紀伊中納言吉宗卿。松平加賀守綱紀つぎ〳〵太刀目錄をもて拜賀し。次に宿老。御側用人拜謁はてゝ。侍從四品の人々拜し奉る。かくて大廊下にて奏者番拜賀し終て。大廣間にわたらせ給ひ。諸第の衆。交替寄合。裘高家。留守居。三番頭はじめ諸大夫布衣のともがら。諸番士。法印法眼の醫員まで同じく拜す。また諸大夫并に三千石以上は太刀目錄を獻ず。同じ廊下にて少老。御側。御側並。中奧小姓拜し。白木書院の次にて小姓組。儒役。醫員。官工等。雁間にて奧高家。黑木書院の次にて桐間番。新番。御膳奉行。奧裘右筆拜し終り。ふたゝび白木書院にて三家。加賀守綱紀。松平大炊頭吉邦吸物。酒。時服下され。侍從四品以上御盃。時服給ひ。大廣間にて諸大夫。法印法眼醫員。裘高家まて時服。御盃。その下は御ながれの盃下され。奧高家は白木書院にて時服たまはる。事はてゝ万石より上在封病氣のともがら使もて太刀目錄を獻ず。(日記。)○二日御よそひ昨日のとく。

井上河内守正岑奉引し。堀川兵部大輔廣益御刀をさゝげ。宮原刑部大輔氏磯御さしぞへもち。白木書院にて松平越前守信清拜し。次に大廣間にて松平陸奥守吉村はじめ國持外樣のともがらみな拜賀し。太刀目錄を奉る事きのふのとし。喜連川左兵衞督昭氏も同じ。白木書院の次にて代官。醫員。天文。神道。連哥。官工等拜し畢り奥に入たまふ。後白木書院にて越前守信清時服をたまひ。陸奥守吉村以下の國持外樣。その下の諸大夫まで。大廣間にて御盃。時服あるは御流れ下され。在封の使者等太刀目錄獻ずる事昨日にかはらず。松平薩摩守吉貴をはじめ御繼統を賀して奉りし使等七十八人に時服下されいとまたまふ。（日記。）○三日先尊きのふのごとし。柳生播磨守久壽御刀。堀川兵部大輔廣益御脇差もちて。白木書院にいて給ふ。毛利又四郎元朝はじめ小普請の輩まで。すべて無官の徒拜賀し奉る。佛原式部大輔政邦。奥平大膳大夫昌成。井伊兵部少輔直矩の家司。又江戸。京。伏見。大坂。堺。奈良の商人等拜し奉る。今夜諸曲始行はる。牽引又同じ。御刀は宮原刑部大輔氏磯。御さしぞへは上に同じ。水戸紀伊兩黄門陪座あり。ときに小姓組番頭秩川下總守俊央熨斗鮑もち出て御前に備ふ。御みづから兩卿へ熨斗を下されて。直に奥に入給ふ。かくて後松平遠江守忠喬。松平丹波守光熙。小笠原信濃守長圓。松平山城守信通。本多若狹守助芳南北にわかれて着座す。時に中奥小姓内田若狹守正長は三方もち出て。書院番頭大久保豐前守忠朂は酌し。中奥小姓曾我周防守助元は加へし。水戸黄門初獻の盃あり。紀伊黄門に進らせらる。酌は中奥小姓松平内匠頭乘興。加へは中奥小姓菅山近江守幸澄役し。着座の服にも千鳥懸にもちいづ。二獻のとき吸物を供し。着座にも同じ。中奥小姓酒井日向守忠佳三方もちいて。小姓組番頭朽木土佐守稙治は酌。中奥小姓安藤山城守愛定加して。紀伊黄門盃をはじめ。水戸黄門にまいらせらる。酌は中奥小姓藤堂源五郎長端。加へは中奥小姓松平内記正基。三獻のとき小姓組番頭戸田備後守重澄蹈の盞をもちいて。周防守助元星の物もち出て。下總守俊央酌し。日向守忠佳加して。水戸黄門まいる。このとき河内守正岑座を立て。謡曲始べきよし令し。觀世三十郎四海波を奏す。老松を奏するとき。紀伊黄門の酌は中奥小姓松平隼之助道雨。加は中奥小姓稻垣久四郎昭倫。このとき三家獻ぜられし蓬萊をもち出。四獻のとき山城守愛定桃の盞もちいて。書院番頭井上設岐守正晴酌し。中奥小姓戸田播磨守光規加して紀伊黄門まいり。水戸黄門出座ありて。寄合松平阿波守康納酌し。寄合伏屋備前守爲貞加して。侍徒以上まいらせたる盞いて。高砂の嘶子すぐるころ。奏者番猿樂にかづけものす。五獻に日向守忠佳松竹の盞もちいづる時。四座の猿樂弓矢の立合をまふ。石川備中守總乘酌し。若狹守正長加して兩卿盃あり。このとき間部越前守詮房御眉衣もちいて。河内守正岑受て三十郎に賜ふ。かくて侍宴のともがらみな眉衣脱すべしと宿老傳へ終り。宿老兩卿の前にいて。賀して後みな退出す。今夜例のごとく大手下乘櫻田の門に篝火をたかしむ。また奥へ入らせ給ふ後。奥舞臺にて嘶子あり。土圭間番士等縮緬を纏頭せらる。（日記。間部日記。）○四日御袴着を賀して。尾張水戸紀伊三黄門三種三荷づゝ獻ぜらる。　天英院殿。　月光院殿へ各二種一荷。三卿の北方よりは二種一荷づつ。　兩尼公へ各一種一荷獻ぜられ。松平加賀守綱紀よりも同じく奉る。その他三十万石以上二種二千疋。二十九万石より十万石までは二種千疋。九万九千石より五万石までは一種千疋。四万九千石より一万石まで。十万石以上の嗣子また致仕の人々ともに一種五百疋。　兩尼公へ三十万石以上二種千疋。十万石以上一種千疋。五万石以上一種五百疋。万石以上井に十万石以上嫡子隱居は一種三百疋獻ず。群臣みな出仕して宿老に謁し賀し奉る。（日記。）○五日在封のともがら使もて物奉り御袴着を賀す。（日記。）○六日出家社入御承統幷誅首を賀して出仕す。御牢袴めして井上河内守正岑奉引し。堀川兵部大輔廣益御刀もち。白木書院にいてたまふ。增上寺大僧正祐天御繼統幷に誅首を賀して各三束二卷。傳通院辨意。弘經寺湛榮。新田大光院岸了。天德寺卓禪。誓願寺了圓は各一束一卷。惠眼院利由。寶松院典了。最勝院傳授。通元院普頊。安立院圓道。佛心院超及。眞乘院德道。大養寺圓實。本誓寺白呑。役者靈旭。檀歷。常照院智泉。瓦源院玄哲。安養院吾水は各一束一本。金地院元札は二束一卷。護持院覺眼。證國寺尊祐は各三束二卷。南禪寺五山惣代靈雲院智悅は御繼統のみを賀して各五束五卷。紫野大德寺兢統。京妙心寺萬空は一束一卷づゝ。東海寺宗琳は兩慶事によて一束一本づゝ。初瀨小池坊僧正隆慶。京智積院僧正義山は御繼統に三束三卷。新年に三束一卷。大護院權僧正實鏡は兩慶に各一束一卷づゝ。江州惣持寺亮超は御代替に一束一卷。湯島靈雲寺嵩光は兩慶に一束一卷づゝ。八幡豎歲坊孝寬も同じ。宇佐大宮司到津中務公著御新政を賀して手助五掛を獻ず。かくて大廣間に渡らせ給ひ。淨土。天台。眞言。臨濟。曹洞。日蓮。一向時宗の諸僧神人修驗等。御繼統幷に新年を賀し奉るもの數多し。白木書院の緣にては八王子千人頭拜し奉る。又伊勢因幡鞍一口。伊勢の御師春木大夫直光。山本大夫末高は被に熨斗。滿德寺珠白は一束一本づゝ。德川鄉正田畢人義政は金一兩獻ず。（日記。）○七日若菜の御祝あり。井上河内守正岑御先を導き。柳生播磨守久壽御刀とり白木書院に出給ひ。三家のかたがた。松平加賀守綱紀。溜詰拜し奉り。致仕酒井勘解由忠擧。稻葉内匠頭正益拜謁す。松平美濃守吉保入道保山は奥に出て。間部越前守詮房に謁す。所々の御使立らる。伊勢は高家大友因幡

守義圖。京は大澤右衞門督基隆命ぜられいとま給ふ。御袴着を賀して增上寺大僧正貞天より昆布を獻ず。　天英院殿。月光院殿にもおなじ。ことしより評定所の會日の内。正月は小姓組番頭杤木土佐守秋治。御盃は森川下總守俊央。御捨土器は中奥小姓安藤山城守愛定。御銚子は書院番頭石川備中守總乘。御加は書院番頭大久保豐前守忠朋もちいづ。御祝の餠は中奥小姓內田若狹守正長これを供ふ。非伊掃部頭直該すゝみいでゝ拜謁し。御みづから殿斗鮑下され。畢て直該にも餠ならびに御盃たまはる。かくて溜詰始め諸第衆見え參り。奥に入らせ給ふ後。群臣みな餠酒をたまはる。この日使番野々山源八郎維貞。桐間番組頭長野治左衞門正英は留守居番となされ。寄合伊奧田權左衞門正英は留守居番となされゝの御旨を老臣傳ふ。また恙規のごとく連歌興行あり。發句は昌信。乘てたつ小松のみどり幾千歲。御句は雪間の竹のよく直き宿。第三は昌純。山の掟かはらぬ砌うちゝにて。その以下百韻に滿吟す。高家京極大膳大夫高甫日光山　御宮代參。太田備中守資晴黑劑代參にさゝれいとま下さる。(日記。)〇十二日評定所式日始。阿部豐後守正喬出座せり。高家中條山城守信實京より歸り間部越前守詮房に謁す。〇十三日登仙院の御方。井に美代姬の方まう登られ。初春をほがせらる。留守居番平田伊右衞門茱して供させ給ふ。(日記。)〇十四日三綠山　文昭院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。　清揚院殿にも同じ。(日記。)〇十五日。〇十一日立春。具足の御祝あり。非上河內守正岑先導し。宮原刑部大輔氏義御刀をとり。黑木書院に渡らせ給ふ。殿斗は小姓組番頭杤木土佐守秋治。御盃は森川下總守俊央。御捨土器は中奥小姓安藤山城守愛定。御銚子は書院番頭石川備中守總乘。御加は書院番頭大久保豐前守忠朋もちいづ。御祝の餠は中奥小姓內田若狹守正長これを供ふ。非伊掃部頭直該すゝみいでゝ拜謁し。御みづから殿斗鮑下され。畢て直該にも餠ならびに御盃たまはる。かくて溜詰始め諸第衆見え參り。奥に入らせ給ふ後。群臣みな餠酒をたまはる。この日使番野々山源八郎維貞。桐間番組頭長野治左衞門正英は留守居番となされ。寄合伊奧田權左衞門正英は留守居番となされゝの御旨を老臣傳ふ。また恙規のごとく連歌興行あり。發句は昌信。乘てたつ小松のみどり幾千歲。御句は雪間の竹のよく直き宿。第三は昌純。山の掟かはらぬ砌うちゝにて。その以下百韻に滿吟す。高家京極大膳大夫高甫日光山　御宮代參。太田備中守資晴黑劑代參にさゝれいとま下さる。(日記。)〇十二日評定所式日始。阿部豐後守正喬出座せり。高家中條山城守信實京より歸り間部越前守詮房に謁す。〇十三日登仙院の御方。井に美代姬の方まう登られ。初春をほがせらる。留守居番平田伊右衞門茱して供させ給ふ。(日記。)〇十四日三綠山　文昭院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。　清揚院殿にも同じ。(日記。)〇十五

上改評定所會日

上痘疹病者及看侍者出仕之制

日月並の拜賀あり。去年の御官位により京より賀物まいる。禁裏より御太刀。馬料の金二枚。三種二荷。　仙洞より御太刀。馬料の金一枚。二種一荷。　新女院より二種一荷なり。御拜賀にて〻井上河內守正岑奉引し。堀川兵部大輔廣益御刀さげ。黑木書院にわたらせ給ひ。三家。溜詰拜謁す。井伊掃部頭直該元日には病ありしをもて。けふ太刀に金そへて獻じ歲首を賀し奉る。白木書院に出給ひ。松平陸奥守吉村。松平若狹守吉德はじめ群臣拜し奉る。金地院元札僧錄を謝して二束二卷を獻ず。山王權現別當觀理院僧正智英。根津權現別當住心院僧正實興。山王祠官樹下民部資範。根津祠官伊吹左門昌明。神田明神祠官芝崎宮內好高。遠江國可睡齋大通。足利學校元倫。高野山聖方大德院寂顯各もの奉り。御繼統并に歲首を賀し奉る。この日土屋相摸守政直。少老水野監物忠之はこたび將軍宣下のこと學るべしと命ぜらる。佐渡奉行河野勘右衞門通重。神保新五左衞門長治に今より後は官料千五百俵づゝ給はり。今まで下されたる月俸口米は停らるべしと仰下さる。けふ松姬の御かた年始の御祝にまうのぼらる。留守居番平田伊右衞門茱御迎に參りたり。(日記。)〇十六日家つぐ御家人一人。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に秋元但馬守喬知代參す。御進藏の御太刀目錄は寺社奉行本多彈正少弼忠晴うけ收む。日光准后公辨法親王使もて所藏の御札卷數を獻ぜらる。(日記。)〇十八日准后公辨法親王在山により龍眼肉を贈らせたまふ。こたび御甲冑を制作せしめられしをもて。函人に賞賜あり。瑞春院御方まうのぼられ歲首の御祝あり。留守居松平主計頭近鎭。留守居番平田伊右衞門茱をして供せしめらる。(日記。)〇十九日御官位を賀して。西本願寺門跡光常。東本願寺門跡光性より二種一荷づゝ。西新門跡光澄より二種。樽代千疋。　天英院殿へ兩門跡より二種千疋。　月光院殿に一種千疋。西新門跡より　卷

天英院殿へ二種五百疋。　月光院殿へ一種五百疋をさげ奉る。京へ同じことも獻ぜらるゝ品々は。　禁廷へ御太刀一振。銀五百枚。羽二重五十疋。　仙洞へ御太刀一口。銀三百枚。羽二重三十疋。　新女院へ銀二百枚。羽二重二十疋。九條攝政輔實公へ御太刀一腰。銀百枚。時服五襲。勾當內侍へ銀三十枚。兩傳奏へ御太刀。金一枚づゝなり。此たび　上皇より御名進らせられ。かつ宸翰を染給ひしをもて。別に儀刀一口。銀五百枚。綿三百把。　主上へ儀刀。銀三百枚。綿三百把。新女院へ銀百枚。綿百枚なり。三州吉田聖眼寺行運以下。御繼統の賀にまかりし僧侶に時服下されいとま給ふ。(日記。)〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。けさ高家京極大膳大夫高甫日光山より歸りて。御側用人間部越前守詮房に謁す。(日記。)〇廿一日　禁裏より進らせ給ふ御懸緒を御拜戴あり。竹姬君年始御祝にわたらせ給ふをもて。留守居

上繼統賀詞

番戸田喜右衛門忠位して送迎せしめらる。けふ評定所にて御家人御繼統の賀約し奉る。(間部日記。日記。)○廿二日先手頭山岡七右衛門景元病免して寄合になる。(日記。)○廿三日日光准后公辨法親王寛永寺にかへらるゝにより。高家畠山下總守義寧もて慰勞せらる。寄合儒員新井筑後守君美こたび御印文考て奉りしかば。黄金二枚を給ふ。(日記。間部日記。)○廿四日三緑山　台德院殿靈廟に大久保加賀守忠增代參す。太田備中守資晴日光山よりかへり謁す。(日記。)○廿六日目付鈴木伊兵衛直武。間宮親賢方好將軍宣下の事奉るべしと命ぜらる。御馬の事奉りし松平陸奥守吉村。南部大膳亮利翰が家人等に銀を給ふ。肥前國小城の領主鍋島紀伊守元武致仕の請をゆるされ。その子飛驒守元延に原封七万三千二百石餘をつがしむ。これ宗家松平丹後守吉茂こひ奉るによれり。此元武はもとの加賀守直能が二子なりしが。兄飛驒守直邦早世しければ嫡子となり。延寶二年二月七日初見し。四年十二月廿八日父致仕の日家つぎ。元祿六年七月五日奥詰となり。寶永六年正月廿一日ゆるされ。けふ隱退してことし八月廿日五十二歳にて卒せしなり。(日記。藩翰譜續編。)○廿七日當年御宿星の初穗とて。若王寺。住心院へ各千疋つかはさる。(日記。)○廿八日月次拜賀あり。井上河内守正岑御先を導き奉り。宮原刑部大輔氏義御刀もち。黒木書院に出給ひ。三家并松平加賀守綱紀。溜詰拜謁し。白木

上鍋島元武致仕

寺社御繼統の拜賀にまかれる出家社人に時服給ふ。日光准后公辨法親王のもとに高家長澤壹岐守資親もて。新禮料銀百枚。時服五をくらせたまふ。(日記。)○三十日尾張中納言吉通卿の長子五郎太のかた髮置の式行はるゝにより。阿部豐後守正喬して五郎太のかたに綿二百把。三種二荷。中納言吉通卿に三種二荷。北方にも同じ。　天英院殿よりは本間豐前守孝隆もて五郎太のかたに時服十。二種一荷。父の卿井に北かたに二種一荷づゝ。　月光院殿より五郎太のかたへ羽二重十疋。一種一荷。父の卿。北方に一種一荷づゝ。瑞春院御方。竹姫の御方より長子に二種一荷。兩かたに一種一荷づゝ。法心院尼。蓮淨院尼より長子に一種一荷。二方に一種一荷づゝなり。五郎太のかたより太刀。金馬代。時服十。二種一荷。　天英院殿に縮緬十卷。二種一荷。　月光院殿へ紗綾十卷。一種一荷。瑞春院殿御方。竹姫の御かたへ一種一荷づゝ。法心。蓮淨兩尼に各一種。黄門井に北の方より三種二荷。　天英院殿に二種一荷。　月光院殿に一種一荷。瑞春院御方。竹姫の御方に兩種づゝ。法心。蓮淨兩尼に一種づゝなり。工人今津丹後御印を彫刻せしをもて銀をたまふ。小出伊勢守英利病により。其子信濃守英貞看侍のため出府をこふまゝにゆるさる。丹後國綏部の領主九鬼豐前守隆直病もて致仕の請をゆるされ。その養子弁之助隆寛に所領一万九千五百石をつがしむ。この隆直實は松平伊勢守信次の四男なりしが。故大隅守隆常が養子となり。元祿九年五月三十

上九鬼隆直致仕

亮然。妙諦院寅海。寶持院全海。萬勝王寺尊存。西蓮寺亮海。喜見院惠海。深大寺寬道。慈恩寺勝延。立石寺某。惣持院周純。安養寺義然。永德寺守玄。慈光寺忠告。連祥院印純。大和國多武峯惣代安養院映德。吉野山湖堂惣代持明院秀慶。三河國鳳來寺中惣代觀性院亘圓。久能山衆徒惣代玉泉院梵海。國分寺生心。灌頂院圓威。寶藏院如海。神宮寺常樂。常光院薩辨。安樂寺亮道。淨法寺舜翁。福壽院幸我。吉野山寺僧惣代十方院快嚴。堺常樂寺惣代藥王院宥悅。瀧山寺衆徒惣代玉泉院芳甚。宮の坊官家司社人目代等まで同じく拜し奉る。(日記。)〇二日高家大友因幡守義孟伊勢よりかへり。御側用人間部越前守詮房に謁す。評定所にて御繼統の賀詞あり。非上河內守正岑山座せり。(日記。)〇四日去年仰出されし寄合坂部安次郎廣達が遺跡を。一族小姓組三郎兵衛廣俟が二男悅之助廣保に相續せしめらる。(日記。)〇七日使番戶川內藏助安貞病免して寄合にいる。(日記。)〇八日東叡山　殿有院殿靈廟に非上河內守正岑代參す。(日記。)〇九日　淨光院殿靈牌所に土屋相摸守政直代參す。正忌によてなり。桐間番組頭日下十郎左衛門景秀病もて職ゆるされ寄合になる。けふ令せられしは。今世に通行する新錢のさまよからず。この事　先代には御用に遣せざりしが。金銀の事をもをしはかるに。この事聞召なば。かならず盛慮に叶ふべからず。然る上は今より新錢鑄る事を停らるべし。大錢改鑄の事も。　先代思召旨ありて。わざと遲緩せられし上は。今に於て沙汰せらるべきにあらず。願出るものありとも。すてゝなかるべしとなり。(日記。)〇十日東叡山　常憲院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)〇十一日土御門三位泰福卿より上巳の祓を獻ず。寄合木原因幡守清白。小姓組西山十右衛門昌淳三河國吉田橋修理命ぜられ暇給ふ。肥前國平戶城主松浦壹岐守棟致仕の謁をゆるされ。弟肥前守篤信に原封六万千七百石をつがしむ。この棟はもとの肥前守鎭信が子にて。明曆二年八月五日はじめて見え奉り。万治三年十二月廿八日從五位下して壹岐守と稱し。元祿二年の夏父鎭信奧詰ゆるされし日。これにかはりて奧詰となり。四年十一月廿五日番替となり。寺社奉行なり。十年十一月三日病により職をとき雁間詰となる。實永六年四月外樣の班にうつり。けふ致仕して壹岐入道と號し。九月廿二日六十八歲にてうせぬ。(日記。)年錄。諸家譜續編。〇十二日御代替參賀の儀等に時服たまふ。社人も同じ。(日記。)〇十三日歲暮時服獻ぜしともがらに御內書を頒たる。(日記。)〇十四日三緣山　文昭院殿靈廟に大久保加賀守忠增代參す。清揚院殿にもおなじ。(日記。)〇十五日月次なり。秋元但馬守喬知先導し。堀川兵部大輔廣益御刀もちて白木書院に出たまふ。松平伊豫守綱政が子茂十郎。大番頭松平近江守信周が子三之助信政。　仙洞附山田伊豆守眞周が子佐太郎定候初見し奉る。

下松浦棟致仕

上繼統賀詞

上停錄錢

有栖川太宰帥正仁親王使もて議首并に御任官を賀して。太刀。銀馬代奉らる。近衛攝政家熙公使し儀刀。馬貳奉られ。長女(新中和門院。)入內を謝せられ。內大臣家久公は婚姻ありしをもて。同じ品さゝげらる。太閤をはじめ方々より。御官位を賀し。入內。婚姻を謝して品々獻ぜらる。大番頭阿部志摩守正明。本多因幡守忠能二條城の戍役にあたりいとまたまふ。組頭番士も同じ。松浦壹岐守棟致仕の得物に近景の刀を奉る。　天英院殿に下冷泉大納言持爲卿筆古今集。　月光院殿へ二條中納言爲重卿筆拾遺愚草をさゝぐ。九鬼豐前守隆直も同じ事により了戒の刀を獻ず。內藤能登守義孝が遺物行光の刀を。其子小市郎義稠より獻る。　天英院殿へ細川左京大夫政元筆の古今集。　月光院殿へ飛鳥井大納言雅綱卿筆同集なり。越前國永平寺嚴柳。三河國鳳來寺中將王院慈成。山城國八幡社司惣代小川一學尙政。下總國香取の大宮司香取丹波勝房。紀伊國熊野金藏坊道全。信濃國諏訪社人岩波式部貞法。同社神長官守矢主稅實亂。同如法院宥玄。常陸國江戶崎高田權現神主千田左京文都。駿河國富士山辻之坊賴安。同淺間神主植松修理安剛。佐渡國蓮花峯寺榮範。大和國南都龍松院公盛。大善院。威德院の使僧。井驗府。長崎。下野宇都宮の町年寄。近江の銃工。京の筆工等みな御繼統を賀し。ものさゝげ拜し奉る。牛込濟松寺湘山東巡獻じて修理を謝し奉る。この日高家大友因幡守義孟伊勢より歸り謁す。(日記。)〇十六日けふより　長昌院殿五十回の法會東叡山にて行はる。又參向公卿の馳走人を仰付らる。勅使は伊東大和守祐賀。　仙洞使は毛利周防守高慶。　新女院使は鍋島和泉守直堅。近衛前攝政家凞公は中川內膳正久忠。九條左大將師孝卿は溝口伯耆守重元なり。高家大澤右衛門督基隆京よりかへり謁す。大番頭永井備前守眞英病免す。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に阿部豐後守正喬代參す。　長昌院殿上野の牌前へは土屋相摸守政直代參す。(日記。)〇十八日三緣山　文昭院殿靈廟造搆はじめあり。秋元但馬守喬知。小姓間部隱岐守詮之。小納戶細井藤左衛門安明。窪田彌十郎忠任。その外松平伊豫守吉邦。榊原式部大輔政邦はじめ事にあづかるともがらみなまかる。坂城の加番板倉越中守重高かしこにてうせぬるにより。遠山伊豫守友由封地よりまかり。これにかはるべしと宿老の奉書もて傳へしめらる。(日記。)〇十九日御法會によて三家。松平加賀守綱紀。若狹守吉德より檜重を獻る。非伊賀部頭直該はじめ諸老臣よりも同じく獻ず。　兩尼公にもおなじ。(日記。間部日記。)〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)〇廿一日御法會中日なれば。阿部豐後守正喬代參す。少老島居伊賀守忠英寺に御使して。准后公辨法親王に檜重贈らせ給ひ。惣奉行大久保加賀守忠增をはじめ。事にあづかる諸有司を存問せらる。同じとによ

下再與廿八日朝會

り。　兩尼公はじめ御方々に檜重を〳〵くらせたまふ。また近衛前の攝政參向あるによて。　天英院殿より執事本間豐前守季孝を御迎につかはさる。(日記。)○廿二日御法會によて。井伊掃部頭直該はじめ。宿老。少老に各檜重をたまはり。伺公の諸有司に菓子を下さる。けふ松平薩摩守吉貴より。封地薩摩國鹿嶋城下この正月九日火災にかゝり。士屋三十四軒。市邸千八百七十二軒燒亡せし注進あり。(日記。文藏遞。)○廿三日今より後　台德院殿は正忌のみ代參せしめらるべしと仰出さる。大久保加賀守忠增御法會により在山するをもて。慰勞の御詞をその子大藏少輔忠方に。御側用人間部越前守詮房より演達す。こその御官位により。近衛太閤基凞公。前攝政家凞公に各綿百把。二種一荷。內大臣家久公に綿綢廿卷。一種。その他の方々にも品品をくらせられ。入內の賀とて。三公へ羽二重つかはさる。各一種そひたり。(日記。間部日記。)○廿六日三絲山　文昭院殿靈廟柱建あり。よて事にあづかるともがら監臨す。この日京町奉行安藤駿河守次行が子賴母次茂。法心院のかた用人諏訪庄兵衛正孝が養子小姓組庄次郎正晴。寄合三浦五郎左衛門義峰が子幾次郎義途。小野次郎右衛門忠於が養子小姓組助九郎忠一はじめ。父失てその子家つぐもの七人。賴母次茂は父駿河守次行沒前の賴により。二千五百石の內弟長次郎次仲に五百石をわかつ。(日記。)○廿七日　長昌院殿御法會。胎髮茶羅供行はれ。散花被物あり。けふ令せられしは。每月廿八日は近年朝會なしといへど。明日より行はるべしとなり。(日記。)○廿八日朝會によて群臣出仕し宿老に謁す。御法會一昨日にてはてしかば。法華十種供養あり。非上河內守正岑代參し。布施物行はる。准后公辨法親王に銀千枚。時服二十。凌雲院僧正實觀。惠恩院權增正惠潤に銀二十枚づゝ。寂場院僧正實。信解院惠順。靈山院慈泉。勤善院慈仙。東漸院宣英。大慈院凞海。林光院智顯。津梁院長存。寒松院覺同。春性院養圓。觀成院賢空に銀十枚づつ。坊官三人。家司六人。目代一人に時服三づゝ。僧正以下の諸僧に銀三千五百枚。樂人に百枚。その外事にあづかるものに金銀若干下さる。同じ事によて繫獄のもの十二人を放たる。香奠さゝげられしは。　天英院殿より銀二十枚。　月光院殿。瑞春院御方。養仙院。松姬。竹姬の御方々よりは各十枚。法心院。逝淨院。都光院より五枚づゝ。各執事して代拜せしめらる。(日記。)○廿九日御法事はてしをもて。尾張。水戶兩黃門より鯛一折。紀伊黃門より雁五を奉らる。井伊掃部頭直該井宿少老臣御側用人より魚物を獻ず。山に香奠奉る制は。三十万石以上銀七枚。十万石以上五枚。五万石以上三枚。万石以上二枚。三十万石以上の嫡子は三枚。十万石以上の嫡子は二枚なり。この日普院番頭岡野備中守成勝大番頭となり。小姓組番頭土井豐前守利

上松平直丘卒

下闕人入貢

上婢僕之制

下改鑄金貨

貞は書院番頭となり。日光奉行稻葉下野守正直は小姓組番頭となり。　禁裡附山口安房守直重は京町奉行となり。目付小宮山庄九郎昌方は　禁裡附となりて千石の加恩あり。目付長崎半左衛門元仲は日光奉行となり。小普請松平又十郎親眷ば桐間番組頭となる。出雲國神戶領主松平志摩守直丘うせければ。その養子賴母直員して遺領一万石をつがしむ。この直丘は故の出羽守直政が四男なり。是より先延寶元年兄右近大夫隆政卒して繼なかりしかば。所領一万石をば宗家出羽守綱隆にかへしたまひしを。ふたゝび綱隆が請によりわかちたまひ。同年六月廿一日初見し。七年十二月廿八日叙爵して美作守と稱し。貞享三年八月廿一日大番の頭となり。元祿元年五月十三日御側にうつり。七年十一月廿八日奏者番にせられしが。十二年三月廿一日雁間詰となされ。十三年九月朔日志摩守と改め。去年十二月廿八日四十八歲にて卒したり。また父の家つぎて直に土圭間番になるもの一人。(日記。藩翰譜續編。)◎この月令せられしは。人參の事は銀もてうるべきを。座にて金もてうりひさぐよし聞ゆ。よて禁諭せられ。この後は金銀をわかたず。かふものゝ心のまゝにもとめしむべしとなり。又先々令せられしごとく。一期かぎりの婢僕は。三月廿日かぎりにとゝくく出しつかへしむべし。もし病あるかまたさりがたきゆへありて。限日までに出しがたきは。所管の名主にうたふべし。その他はさりとし令せられしまゝに。判賃飯料の外婢僕よりむさぼりとる事あるべからず。然ろうへは。婢僕にも身假むさぼらしむべからず。その外は卯年の令を守るべし。もしそむくものあらば。嚴しくとがめらるべしとなり。(大成令。)○三月朔日月次の朝會あり。阿部豐後守正喬先導し。宮原刑部大輔氏義御刀をもて黑木書院に出たまふ。高家大澤右衛門基隆京より歸謁す。松平丹後守吉茂をはじめ就封のいとまたまふもの七人。吉茂には乘光の御刀給はり。土井周防守利益も三原の御刀。黑田豐前守直邦青江の御刀下さる。松浦肥前守鎭信ははじめてのいとまなり。松平隱岐守定直が四子源之助定章はじめて見え奉る。八幡善法寺香清。京六孫王社大通寺。遍照心院南谷。鹿島大宮司塙右衛門定則。奥州柳津圓藏寺嶺宗。下諏訪祠官今井監物信備。別當神宮寺尊秀御繼統を賀し奉る。又美濃郡代辻六郎左衛門守參に時服。羽織をたまひ。　前代薙聘の事にあづかりしを褒せらる。蘭人御覽あり。方物は猩々緋一種。大羅紗一種。天鵞絨一種。綺子二種。縮緬二種。縞布六種。海黃三種。酒二種なり。桃節ちかづきしをもて日光准后より二種一荷奉られ。

天英院殿。　月光院殿にも各二種一荷。符錄を進らせらる。三家のかたゞ〳〵よりは一種一荷。　兩尼公にも同じ。竹姬君には一種なり。(日記。)○二日新金改鑄により。目付朽木彌五左衛門定盛其事にあづかるべしと命ぜらる。(日記。)○三

日桃節の朝賀行はる。阿部豐後守正喬御先を導き。堀川兵部大輔廣益御刀とり。白木書院にては三家。松平加賀守綱紀。溜詰。大廣間にて群臣拜賀し奉る。(日記。)○四日中奥の番士五節朝會のとき。陪從して大廊下の末に候する事をやめらる。井伊掃部頭直該より造馬井鋼を獻ず。戚屬勝田玄哲著邑。その子左京元著。孫賴母元淳みな春屋跡にて宅地を給ひ。玄哲著邑に金千兩。樽木五千挺。左京元著。賴母元淳に金千五百兩。樽木一万挺下され。各造擇費用にあてらる。(日記。間部日記。)○五日御繼緒を賀したる諸國僧俗社人に賜物あり。勝田帶刀典愛。左京元著。賴母元淳奥に參り。昨日賜物の謝を聞えあぐる。御寢所に召れて。各時服一襲を下さる。この日諸老臣より剪綵花弁に御弄翫の具ども獻じ奉る。(日記。間部日記。)○六日關人いとまゆるされ。毎歲長崎に着岸せしむれば。其文に曰。阿蘭は歷朝通商賜はり物下され。條約よみ聞しむ。是よりさき仰出され。奥南蠻天主教門徒に猥通交すべからず。もし親しく交るよし他國より聞えなば。通商を禁ぜらるべし。邪徒よりこなたへ通事一切なすべからず。邪教の徒船にのせ來るべからず。是までのごく通商せむとおもはば。邪教の事により聞え上しかるべき事もあらば聞え上べし。蠻人邪教の事によりあらたに服從せしめん地もあるか。渡海の路筋の事もしるべければ。見聞に及びし事ども長崎奉行までうたふべし。我國へ參る唐舶齊とるべからず。阿蘭人往來する各國の中。奥南蠻人と會合する國あるべし。彌南蠻人と通交すべからず。もし會遇する國あらば。その國の地名等つばらにしるし。毎年來舶のかぴたんより奉行に呈すべし。附り琉球は我國に從屬すれば。何地にて見及ぶとも。彼船うばひとるべからずとなり。日光奉行長崎半左衛門元仲請まゝに三百金恩貸ありて費用に充らる。(日記。)○七日將軍宣下近よりければ。叙儀するもの十人。内藤小一郎義稠は右京亮。井伊掃部頭直該が六子又五郎直定は因幡守。細川熊次郎興生は伊豆守。前田又五郎利理は大和守。一柳民部末昆は對馬守。牧野大學成央は備後守。阿部民部正鎭は民部少輔。久世大和守重之が子源五郎暉之は隱岐守。松平宮内少輔忠尚が養子小三郎忠曉は玄蕃頭。日光奉行長崎半左衛門元仲は伊豆守と改む。また布衣若干をゆるさるゝもの三人。先手頭青山藤藏幸逈。桐の間番組頭松平一學兼有。松平又十郎親春なり。御繼緒を賀せし細菜にいとまの賜物あり。(日記。)○八日東叡山　殿有院殿靈廟に非上河内守正岑代參す。(日記。)○九日阿部豐後守正喬お邸にて伊東修理亮祐永盟誓す。(日記。)○十日東叡山　常憲院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。德川綱德寺殊白こひ奉るにより　常憲院殿。　文昭院殿。　清揚院殿。　淨光院殿靈牌を納めらる。よて黃金四枚たまふ。(日記。間部日記。)○十一日近日御元服により。高家織田能

登守信門は御烏帽子持出。大澤右衛門督基隆は沓捧。長澤壹岐守資親は御巾命ぜられ。少老水野監物忠之。鳥居伊賀守忠英は宣旨取納の事。また宣下のとき發者番杤木民部少輔種元。松平備前守正久は亂箱の役命ぜらる。この日書院番に入もの九人。大久保加賀守忠增病にふしければ。間部越前守詮房の奉書もてとはせらる。麻布の花圃停廢せらるゝにより。その奉行は小普請に入らる。(日記。間部日記。)○十二日寺社奉行安藤右京亮信友病もて辭免す。發者番は故のごとし。勘定奉行平岩若狹守親庸。長崎奉行佐久間安藝守信就ともに病免して寄合になる。また　長昌院殿御法會にあづかりし小吏等に褒賜あり。(日記。)○十三日初て吹上苑にならせ給ふ。　月光院殿にも同じくわたらせらる。よて　天英院殿より檜重。干鯛。その外のかたぐ〳〵よりもまいらせ物あり。(間部日記。)○十四日三綠山　文昭院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。　清揚院殿にもおなじ。小笠原山城守長溫が所領遠州懸川杉谷村同姥お谷にて。農民墾田するとて板金九枚ほり得たりしかば。その金收公せられ。ほりえし農民に小判金百十兩下さる。(日記。)○十五日月次例のとし。伊東修理亮祐永參覲す。那須衆一人も同じ。高家京極大膳大夫高市が子四郎左衛門高本はじめて謁し奉る。東叡山眞覺院某役者井院家を謝し奉る。京町奉行山口安房守直重退任のいとま給はる。また高野孫倡方清心院宥嘉。

上關人通商之制

下繼統誓詞

下勘定奉行中山時春奉新金改鑄之命

上遠江懸川杉谷村姥谷圃中出板金

上廢麻布花圃

上寺社奉行安藤信友勘定奉行平岩親庸並罷職下戎族本之咨移

上州龍藏寺公衆。柳澤寺亮獻。高野聖方常住光院尊海等御承統を賀し獻物し見え奉る。この月勘定奉行中山出雲守時春に新金改造の事命ぜらる。松平賴母直員より。父志摩守直丘が遺物中島來の刀を獻ず。(日記。)○十六日松平賴母直員從五位下に叙し彈正少弼と稱す。　長昌院殿の御法會にあづかりし大佛師に銀三十枚。給所。大經師等に銀給ふこと差あり。この日御灸あそばさるゝにより。かたぐ〳〵より進らせ物あり。けふ下谷のほとり出火し。金杉町にいたれり。申よりはじまり子に終といふ。(日記。間部日記。)○十七日紅葉山　御宮に土屋相摸守政直代參す。(日記。)○十八日令せらるゝは。近年風習日を追て奢侈にうつり。その上物價次第に踊貴するにより。朝士等祿の多少によらず。平常もつとめかれ。戚役または遠國の御使奉はる時はことさら艱困するよし。　前代きこしめされ。御繼緒のはじめ。令條にもその旨を載せられたりき。しかれども多年の風習今に至りては定格のごとくなり來り。人々其分に應ぜざる事を知るといへども。おのれとして一人改めむ事もなりがたしと見えたり。しかるに　當代幼稚にわたらせ給へば。とに心もちゆべき時なり。もし家計窮乏し。奉仕もなりがたきにおいては。もつともほいをうしなひ。遺德の至なるべし。御成立のときを待奉り。はげみつかへむほどは。いかにもしてとりつゞくべき事。相互の本意たるべし。しかれば番士は一隊か

ぎりに番頭。組頭撿點し。諸有司は同僚かぎりにて相撿し。所ばこの後いよ〳〵かたくとゞむべし。但出居衆と號するも。
屬あるともがら。官事はさらなり屬吏の事に至るまで。各その産業の道あるは制のかぎりにあらざれば。この事よくさとすべし。又人宿組合定りし後も。七命の者あらたむるためにもならずと聞ゆ。此事とゞめらるれば。古來のごとく何者にかぎらず
分限にしたがひ。よろづに虛設をはぶき。とりつゞき奉仕すべき事をはからひ。その旨注記し呈すべし。その申所もて議定せられ。かさねて令せらるゝ事あるべしとなり。(日記。)〇十九
保人をえらび。下部をめしかゝゆべし。府下僻地に借家建をく
日御元服により。　禁裏。　仙洞よりまいらせられし御冠。御烏帽子を御座所にて拜戴し給ふ。この日小姓組三人。番院番
事はさき〳〵のごとく禁ずべしとなり。此日高倉前中納言永福卿。
さき〳〵のごとく禁ずべしとなり。近年その數多くなるよし聞ゆ。猶
入人。大番五人入番あり。(間部日記。)〇廿日東叡山　大猷
士御門三位泰福卿參向ありしをもて。使番成瀨吉右衛門正起
院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)〇廿一日御側並久
して慰勞せらる。(日記。)〇廿三日　天英院殿より。　月
貝因幡守正方御元服のとき御裝束持出しのこと命ぜられ。三
光院殿にはじめて御袴をまいらせたまふ。よて方々賀物さゝ
枝攝津守守相に宣下のとき同じ役命ぜらる。(間部日記。)〇廿
げらる。近衞前攝政基熙公。九條左大將師孝卿府に入られしかば。阿部豐後守正喬御使して慰勞す。高家大澤右衞門喜基隆そ
二日令せらるゝは。近年二挺立。三挺立の船數多つくり出すよし聞ゆ。この後かたくとゞむべし。やかた船は先年百艘にかぎ
ひたり。去廿日京櫛木町油小路より出火し。風強くして延燒數
られたり。いよ〳〵その制を守り。數の外は小屋形船もつくり
里に及ぶ　大內も危かりしにより。　主上は聖護院に火
出すべからず。市中の輕輿はむかしなかりしにより。その數を
を避給ふよし。京職より注進あり。(日記。)〇廿四日先手頭御
減じ三百挺はゆるし。女童又は衰老病者の外のすべからず。近
手洗五郎兵衞正近が子小姓組新太郎正矩。寄合松平又四郎康
頃市中に遊女をかくし。ひさぐ者ありと聞ゆ。きびしくとゞむ
顯が養子造酒之丞康鄕。小普請曾我下野守助路が次男權次郎
べし。むかしは傾城町の徒この類を見出してとらふるときは。
助理を始め。父死して子家つぐもの十人。又長崎奉行一員を減
その捕へしものにとらせられしをもて。此徒もそれに同じかるべし。近きころ產業をなさゞるもの。出居衆と號し一日をいとなみ送るのたぐひ多きよし聞ゆ。こはむかしより制禁なれ
じ三員とせらる。京の火事によて驛使をはせ。　內。　院
ならびに　新院の御けしき伺はる。(日記。)〇廿五日　勅
使。　院使及び高辻少納言綱長朝臣參向ありしかば。阿部豐後

守正喬に高家織田能登守信門そへて慰勞せらる。(日記。)〇廿
六日御元服の儀行はる。よて辰の刻に高家織田能登守信門。大
澤右衞門將基隆は高倉前中納言永福卿。土御門三位泰福卿を
ともなひ。黑木書院溜の間にまかる。これよりさき御裝束を廣
蓋に載。小納戶持出るを。御側並久貝因幡守正方うけ取て御床
にをく。いまだ御幼稚にわたらせ給へば。兩卿その御裝束にむ
かひて。かりに御衣紋。御身固の儀つかふまつり。はてゝ後御
裝束をば土屋相摸守政直指揮し。因幡守正方これを取。小納戶
して納めしむ。やがて童御直衣。御指貫。橫目扇をもたせ給ひ。
間部越前守詮房狩衣さて抱き奉まつり。阿部豐後守正喬先導
し。堀川兵部大輔廣蓋御太刀。宮原刑部大輔氏淺御刀さゝげ。
御後より例の女房つきそひ進らせ。黑木書院にわたらせらる。
上段につかせ給へば。高倉前中納言永福卿下段に出て。御衣紋
の役奉はりしを謝し奉り。次に土御門三位泰福卿御身固つか
ふまつりしを謝し奉りてしぞく。時に相摸守政直下段のむか
ふの緣。その他の宿老は西の方について座し。越前守詮房。本
多中務大輔忠眞御かたはらに侍り。少老は御次に候す。かくて
非伊掃部頭直該。松平肥後守正容各拜謁ししぞくとき。柳莒に
載せし御烏帽子織田能登守信門持出。泔坏は大澤右衞門將基
隆。打亂箱に入し櫛巾は長澤安岐守資親持出。御烏帽子はおま
しの四の方第二の疊にをき。泔坏は東の方第二の疊。櫛巾は御
前にをく。この時掃部頭直該。肥後守正容御次の落緣にて盥漱し。御前にすゝみて左の方につく。時に直該。正容揖すれば。正容立て上段にのぼり。御前近く進み。打亂箱をひらき理髮つかふまつる。はてゝもとの座に歸る。次に直該上段にのぼる時。詮房御烏帽子とりて直該に授く。直該これをうけ取て御加冠の儀あり。事はてゝ後直該復座の後。正容かされて御前にすゝみ梳具取おさめてしぞき。直該。正容ともに出て賀し奉りて後奧にいらせ給ふ。かされて緋の御直垂。御風折烏帽子めし。小刀帶賜ひ。末席もたせ給ひて黑木書院に出させたまふ。先導御太刀。御刀前に同じく。出たまふに先だち直該より獻ぜし甲冑一領。重藤の弓一張。征矢二十筋を下段にかざりをけり。直該延壽の太刀。鞍馬牽り。正容備前近景の太刀。鞍馬をさゝげてともに拜し奉る。此とき直該に御さかづきたまはり。長則の御太刀鞍馬を下さる。直該をしいたゞいてしぞく時。ふたゝびめし出て。さらに正宗の御さしぞへを下さる。直該よりは國吉の刀。行平のさしぞへを奉り。拜謝してもとの座につく。次に正容に御さかづき賜はり。守家の御刀。鞍馬下さる。正容よりも左吉弘の刀を捧げてしぞく。事はてゝ直該より奉りし盃臺。書院番頭石川備中守總乘もち出て御前にをけば。その盃にてめし上られ。直に直該たまはりてしぞく。此とき盃臺たてまつる事さきざきためしなかりしを。直該こたび申こひて奉りしといふ。

又白木書院にわたらせ給ひ。上段につかせ給へば。尾張中納言吉通卿。水戸中納言綱條卿。紀伊中納言吉宗卿出て拜せられ。嘉禮をほぎ奉りなの〳〵座につかせらる。次に溜詰拜賀し。次に譜第の四位以上陞賀聞えあげ。下段にたいせ給ふ時。其下の譜第万石以上。高家。雁間詰。其外群臣拜賀し奉る。けふ三家をはじめみな酒宴をたまふ。また直該よりは。　天英院殿に紗綾三十卷。　月光院殿に紗綾二十卷。各千疋そふ。瑞春院御方。竹姫君に紗綾十卷。千疋。法心。蓮淨。蓉光の三尼に紗綾五卷。千疋。正容よりは。　天英院殿に紗綾廿卷。千疋。月光院殿に紗綾十卷。千疋。瑞春院御方。竹姫君に各紗綾三卷。千疋を進らす。この日城中の警衛。中門は先手頭蒲田勘右衛門正貫。中の門は長野佐左衛門廣門。庶所口は松田善右衛門勝廣なり。(日記。)○廿七日御元服ありしをもて。松平加賀守綱紀をはじめ國持衆。井に柳間に候する万石の列寄合。昨日朝參せざるともがら出仕して陞賀聞え奉る。おなじ御賀に三家のかた〴〵。井に加賀守綱紀。その他御ゆかりあるともがらより。奉りもの。賜はりものいと數多し。日光准后公辨法親王。增上寺大僧正祐天もまた同じ。　天英院殿。　月光院殿をはじめ。後閣の方々奉りもの。給はりものかず〳〵なり。また万石の家々獻物は。三十万石以上は三種二千疋。　天英院殿。　月光院殿に二種千疋。二十九万石より十万石までは二種二千疋。　兩尼公に一種千疋。九万九千石より五万石迄は二種千疋。　兩尼公に一種五百疋。四万九千石より一万石迄は二種九百疋。　兩尼君に一種三百疋。十万石以上の長子及び致仕は二種千疋。兩尼君に一種五百疋なり。(日記。)○廿八日月次朝會あり。阿部豐後守正喬先導し。柳生播磨守久恭御刀とり。致仕酒井勘解由忠舉就封のいとまたまはり。御坐所にて辭見す。白木書院にては松平讃岐守賴豐參覲の拜謁し。山田奉行波邊下總守輝赴任の暇下さる。使番鳥居權之助成豐。書院番山岡孫七郎景福大坂目付はて〳〵歸り謁し。孫七郎景福が子助十郎景喬はじめて見參に入る。世良田長樂寺佛頂院廣海僧正を謝し奉る。この日妥者番土井山城守利意寺社奉行となり。駿府町奉行水野小左衛門守美勘定奉行となりて三百石加秩せらる。下田奉行深津八郎右衛門正國駿府町奉行となり。小姓組戸田庄右衛門忠位徒頭となり。小姓組番士北條新左衛門氏如下田奉行となり。徒頭丹羽權兵衛氏右病免して寄合となる。(日記。)○廿九日將軍宣下によて。日光山告祭の御使を命ぜらる。松平讃岐守賴豐は　御宮。稻葉丹後守正知は　靈廟なり。(日記。)◎此月令せられしは。町々出居衆進退の事。その地かぎりかき出べしとふれられしに。いまだ書出さゞる前に。近郊の村里に引移らしむるよし聞ゆ。いとひが事なり。男女共に出つかゆるは制外なり。その他諸工の出居衆に至るまでも。みだりに他國近郊へつかはすべからず。其とはり立たるうへにては。いづれにもつかはすべければ。いまだ撿點終らざる前は。所縁たがひたる所にもつかはすべからず。もし指揮を待ずして。他につかはすものあらば。家主までも殿しくとがめあるべし。出居衆人數明日かぎりかき出すべしとなり。(大成令。)

下士非利意任寺社奉行、水野守美任勘定奉行

下禁出居衆私移近郊

下將軍宣下

有章院殿御實紀卷三　正德三年四月

○四月朔日朝會あり。井上河内守正岑先導し。堀川兵部大輔廣益御刀とりて黒木書院に出まし。三家のかた〴〵井に松平加賀守綱紀。溜詰拜謁し。竹の廊より白木書院に出給ひ。松平陸奥守吉村。松平若狹守吉德はじめ群臣拜賀し。加茂の社人奏を奉る。久留島伊豫守通政はじめ參覲三人。井上筑後守政岑就封の暇給ふ。御側北條對馬守氏澄が子内膳氏國。桐の間番頭沼間日向守庸隆が子内膳隆清。石川播津守盛行が養子舍人盛好。目付間宮親貞方好が養子庄五郎方信。使番須田助十郎盛員が養子平三郎某。小十人頭伊澤田新左衛門武道が養子由右衛門輝武。元方納戸頭小笠原主馬滿孝が子左門滿忠。　月光院殿用人坂部彌右衛門種之が子彌太郎明之。寄合小出民部尹利が養子主計尹當。立花彈正貞晟が養子右京清直をはじめ初見するもの二十六人。この日勘定奉行水野小左衛門守美叙爵して伯耆守と稱し。徒頭戸田庄右衛門忠位。下田奉行北條新左衛門氏如布衣着する事をゆるさる。高家品川豐前守伊氏が遺物信國の差添を。其子小五郎範增より獻じ。大番頭水野飛驒守重矩が遺物長吉の刀を。其子源右衛門分貿より献ず。(日記。)○二日將軍宣下の大禮行はる。公卿つとめて出仕あり。非伊播部頭直該井に老臣殿上間に出て對面す。ときに　勅使。　院使は將軍宣下。御任槻の宣旨進らせ給ふ旨。かつこの御祝ひに。　禁廷。仙洞より御太刀目錄を進らせらるゝむねを傳へ。次に　新女院使。　新女院より黄金進らせらるゝよしをのぶ。其品は土屋相摸守政直うけて高家にいだす。重て該首并に御加冠の賀物をば井上河内守正岑うけおさむ。次に　內。院。　新女院の御方より。おなじ事ども賀せられて。　天英院殿。　月光院殿に遣らせらるゝ品々。同じくうけて退く。ときに黒木書院に高倉前中納言永福卿。土御門三位泰福卿出る。これよりさき小納戸のともがら御官服を廊簷にのせもち出るを。御側並三枝攝津守守相朝とりて溜の間に置けば。相摸守政直出座す。このとき兩卿すゝみ出て。御衣紋御身固のこと爭りて。政直指揮し。守相御官服をとりて。小納戸にわたし奥に納む。かくて巳刻ばかり御衣冠。御帶劍。檜扇をもち給ひ。黒木書

院に出給ふ。河内守正岑先導し。宮原刑部大輔氏綾御太刀。堀川兵部大輔廣益御刀の役す。上段につかせ給へば。前中納言永福卿拜謁し。御衣紋つかふまつり忝よし申て退く。次に三位泰福卿出て。反閇の役しこれも忝よし申て退く。やがて大廣間に渡りたまひ上段につかせ給ふ。勅使德大寺大納言公全卿。庭田前大納言重條卿。仙洞使梅小路前中納言共方卿。新女院使万里小路宰相尚房卿中段西の方に着座す。掃部頭直該束帶して中段東の方につき。老臣同じよそひして下段東のかたに座す。間部越前守詮房。本多中務大輔忠良も束帶して御傍に侍す。その外溜詰はじめ。布衣の諸有司。醫員まてひし〳〵着座し。階下には使番大紋。大番素袍にて警衛す。告使粟津治部大丞菜束帶して庭上に出。御前にむかひ。ふたゝび御昇進と唱へて退く。次に宣旨入たる亂箱を官方副使結城右衛門尉菜。外記方副使青木雅樂允菜。各束帶して中門の廊の落緣までもち來るとき。壬生官務章弘。押小路大外記師英各束帶してこれをうけもち出れば。高家織田能登守信門。大澤右衛門督基隆いて迎へ。うけとりて御前に奉る。征夷大將軍右近衛大將。右馬寮御監。淳和奨學兩院別當。源氏長者。內大臣。右近衛大將如故。隨身兵仗。牛車兩宣旨御覽はてゝ。宣旨は水野大監物忠之。鳥居伊賀守忠英とりて納戸に納む。信門。基隆重て亂箱を取。奏者番朽木民部少輔稙元。松平備前守正久にわたす。稙元。正久うけて。先の亂箱に砂金二包。後の箱に一包いれて。南の緣に持出れば。官務。大外記拜戴して退く。また　內。　院。　新女院よりこの度の賀物。諏首井に御元服の賀儀進らせ給ふよし啓して。公卿みな退く。のち九條攝政輔實公。二條右大臣綱平公。二條右大將吉忠卿。伏見中務卿邦永親王。有栖川太宰帥正仁親王。京極式部卿家仁親王。近衛太閤基凞公。近衛內大臣家久公。鷹司前關白兼凞公。一條大納言雅香卿。妙法院門跡尭延法親王。梶井門跡道仁法親王。聖護院門跡道承法親王。圓滿院門跡尊賀法親王。一乘院門跡尊賞法親王。青蓮院門跡尊祐法親王。實相院門跡義周法親王。勸修寺門跡尊孝法親王。三寶院門跡實演。大乘院門跡隆尊。西本願寺門跡光常。東本願寺門跡光性。西新門跡光澄。專修寺門跡堯圓。圓照寺文應。仁和寺門跡守恕。蓮華光院門跡道恕。興正寺門跡常勸。佛光寺門跡圓庸。勾當內侍の使みなもの獻り拜謁す。次に公卿井に高辻少納言越長朝臣。大外記師英。官務章弘拜し畢て。次に近衛前攝政家凞公。九條左大將師孝卿上段に出て拜謁せられ。次に近衛の殿上人七條少將信方拜して皆まかでらる。このとき御褥を奉る。次に三家の方々出て賀し奉られ。松平陸奥守吉村はじめ。四位以上のともがらかはる〳〵出て拜す。松平加賀守綱紀は病によて出仕せず。次に諸大夫以上みな拜賀し畢りて。吉田二位兼敬卿の使。近衛。九條の醫員。使臣の自謁。平田少內記職永。粟津治部大丞。青木雅樂允。結城右衛門允。青木縫殿允。兩傳奏の家司。伶人。冠工。烏帽子工。扇工みな拜し奉りて奥に入たまふ。此後公卿ふたゝび白木書院に出られ。直該ならびに老臣も共に出座す。ときに平田少內記職永亂箱にいれし御位記を大廊より持て出。青木縫殿允菜そひたり。高辻少納言總長うけて。織田能登守信門に傳ふ。能登守信門さゝげもち上段に置退く。このときに　勅使。　院使上段にのぼり。直該ならびに諸老臣ものぼれば。　天英院殿に從一位宣下のことをのべらる。また賀物進らせらるゝよしをものぶ。相摸守政直承る。次に　院使。新女院使も同じく賀物進らせ給ふよしをつたへ。これは河内守正岑承り。公卿みな退かる。けふ五位以上束帶。陪衛の百人組。先手頭。ならびに禮を司る目付は六位袍を着す。玄關脇は鎗奉行杉浦山城守政盛。中門は持弓頭堀筑後守秀譽。庖所前は先手頭青山藤藏幸通。中の門は永井刑部尙附。蘇部屋は野野山源八郎兼貞なり。この日京より進らせたまふ品々は。禁廷より諏首に太刀。馬代金三枚。御元服の賀に太刀。馬代の金同じ。三種二荷。將軍宣下の御祝に太刀。馬代の金同じ。仙洞より年始に太刀。馬代金二枚。御加冠に太刀。馬資金一枚。二種一荷。宣下に太刀。馬料金二枚。　天英院殿御位階を賀して。　內より儀刀。金二枚。　新女院よりはこの御祝どもに各金壹枚づゝなり。　天英院殿へは。　內より御元服な

らびに宣下に三種二荷づゝ。御位階によて紅白ちりめん十卷。三種二荷。　院より御元服に二種一荷。宣下に三種一荷。御位階に縮緬三卷。三種二荷。　新女院より御元服宣下に二種一荷づゝ。御位階は三種一荷。　月光院殿へは。　內より御元服に紅白縮緬五卷。千鯛。宣下に三種二荷。　院より御元服に三卷。千鯛。宣下に三種一荷。　新女院より御元服に二卷。千鯛。宣下に二種一荷。また諏首を賀して。攝政輔實公より銀馬代。右大臣綱平公よりも同じ。宣下の御祝に攝政より金馬代。二種一荷。右大臣より銀馬代。二種一荷。中務卿邦永親王。太宰帥正仁親王より同じ品に紗綾をそへらる。　天英院殿御位階には千鯛と。家仁親王より宣下に銀馬代。太閤基凞公より諏首に銀馬代。宣下に銀馬代。縮緬二種一荷。前攝政家凞公より諏首に同じ。宣下に金馬代。晒布。內大臣家久公より宣下に銀馬代。縮緬二種一荷。前關白兼凞公より諏首に同じ。宣下に銀馬代。二種一荷。左大將師孝卿。右大將吉忠卿。大納言兼香卿より共に新年に銀馬代。宣下に師孝卿より金馬代。晒布。吉忠。兼香兩卿より銀馬代。二種一荷。妙法院。梶井。聖護院三法親王より宣下に銀馬代。蕭衣香。圓滿院。青蓮院兩法親王より新年に各銀馬代。圓滿。一乘。青蓮。實相院。勸修寺五法親王。三寶院。大乘院兩門跡より宣下に銀馬代。蕭衣香。東四本願寺門跡より金馬代。二種一荷。西新門跡。專修寺門跡より金馬代。

圓照寺宮より包袋一條。大政所より縮緬。二種一荷。贐司政所より時服。二種一荷。仁和寺御室より銀馬代。薫衣香。蓮華光院より銀馬代。昆布。興正寺。佛光寺兩門跡より金馬代。吉田二位兼敬卿より哉首に被。檀紙。宣下にも被。檀紙。贐絛大納言公全卿は年始に銀馬代。紗綾。宣下にも同じ。大納言重絛卿も同じ。內侍は新疊に中高紙。縮珍。宣下に紗綾。前中納言共方卿新疊に銀馬代。紗綾。宣下にも同じ。宰相尙房卿。前中納言永福卿。三位泰福卿宣下に紗綾。銀馬代。少納言總長朝臣。少將信方。大外記師英。官務宣弘は銀馬代。粟津治部大丞菜は太刀。近衞。九條家人。醫師は扇子。傳奏家人。伶人。工人は哉首に扇子を獻じ率る。御元服には輔實公より金馬代。邦永親王銀馬代。正仁親王銀馬代。千疋。家仁親王も同じ。基熙公。家熙公各銀馬代。二種一荷。家久公銀馬代。脊二種。幸教卿銀馬代。東西本願寺より二種一荷。兩傳奏。梅小路。万里小路。高倉。土御門銀馬代。

天英院殿へ。攝政より宣下に紗綾。千疋。御加冠に同じ。右大臣より宣下におなじく。伏見より包袋。千疋。有栖川より紗綾。千疋。御加冠に千疋。御位階に二種一荷。京極より宣下に薫衣香。千疋。太閤より哉首に紗綾。箱脊。宣下に縮緬。御加冠に二種一荷。前攝政より哉首に縮緬。脊。宣下に縮緬。薫衣香。脊。御元服に二種一荷。內府より宣下に縮緬。脊。御加冠に脊。前關白より宣下に紗綾。千疋。右大將より紗綾。千疋。左大將より御元服に二種。宣下に縮緬。薫衣香。脊。大納言より宣下に紗綾。千疋。御加冠に一種一荷。內府より宣下に縮緬。脊。御元服に二種一荷。內府より宣下に縮緬。脊。御加冠に脊。前關白より宣下に

政家熙公後圀にのぼりたまふ。(日記。間部日記。)○七日公卿副使は青木繼殿允某十枚。二。其外使者の賜物は。撰錄。竹園に十枚。四づゝ。三寶。大乘爾門跡には十枚。三づゝ。東西本願寺の辭見あり。今朝まづ殿上にして老臣等公卿に對面し。土屋相摸守政直は將軍宣下幷に御任槐謝恩の御旨をつたへ。また御門跡。新門跡各時服三。專修寺門跡に二。圓照寺に十枚。四。一方々よりの進らせられ物有て。忝思召よし。幷に天英院殿條大政所。鷹司政所に十枚。二づゝ。仁和寺御室に十枚。四。蓮御位階を謝し給ふ旨を申す。次に井上河內守正岑は諉首進せ花光院。興正寺。佛光寺に二づゝ。傳奏の家司へ宣下に甘枚。諉られ物の御謝詞をのべ。またかさねて公卿に晴落の暇下され。首に十枚。二づゝ。吉田二位兼敬卿の使に時服二。伶人に宣下賜物あるとをも傳ふ。かくて白木書院に正岑先導し。堀川兵部幷に年始に十枚づゝ。冠工に宣下に十枚。二。年始に二十枚。烏大輔廣益御太刀。宮原刑部大輔氏義御刀持て出ます。御よそひ朝子工に兩陵事により二十枚づゝ。扇工に宣下に二十枚。御位は緋御直垂に立烏帽子。小刀をつけ給ひ。上段に着せ給へば。階により平田少內記職永に二十枚。二。外に亂箱料金子十兩。公卿みな出て拜謁あり。譜第衆以下皆拜し奉る。此日の賜物は青木繼殿允某に銀十枚。二。亂箱料金五兩たまふ。けふ中門は德大寺大納言公全卿。庭田前大納言東條卿に將軍宣下の御祝先手頭酒井與九郎重春して警衛せしむ。近衞前攝政家熙公。九に各銀五百枚。綿三百把。諉首に銀二百枚。綿百把。梅小路前中條左大將師孝卿の旅館に井上河內守正岑御使し。高家大澤右納言共方卿に銀三百枚。時服二十。諉首に銀百枚。綿百把。萬里衞門督基隆そひて參る。歸路のいとま仰遣らせられ。前攝政に小路宰相尙房卿に銀二百枚。時服十。高倉前中納言永福卿にも銀五百枚。綿五百把。殿上人に時服十。諸大夫二人に銀十枚。時同じ。土御門三位泰福卿に銀百枚。時服十。　天英院殿御位服二づゝ。醫員に時服四。家人三人へ銀十枚づゝ。左大將には階の御祝に德大寺。庭田兩亞相に各銀二百枚。時服十づゝ。梅銀五百枚。綿五百把。その下近衞家とおなじ。　天英院殿より小路。萬里小路兩卿に銀百枚。時服六づゝ。高辻に五十枚。五。は。留守居番藤田伊右衞門某御使奉り。前攝政幷左大將に時御元服により高倉に百枚。六。土御門に五十枚。五。押小路大外服各二十づゝをくらせられ。その殿上人に三下さる。又同じ御記師英銀三十枚。時服三。壬生官務章弘もおなじ。告使粟津治方より宣下の御祝に。兩亞相に銀二百枚。綿百把づゝ。黃門に部大丞某に二十枚。二。外記方の副使青木雅樂允某。官方の副百枚。百把。密相に五十枚。時服五。少納言に三十枚。五。また年使綿城右衞門尉某に十枚。二づゝ。平田少內記職永二十枚。三。始には兩亞相に時服十づゝ。黃門。密相。幷高倉三卿に六づゝ。

下板倉重高

土御門五なり。　月光院殿よりは戶田喜右衞門忠位もて。前撰政に時服十。兩傳奏に六。梅小路。萬里小路。高倉三卿に四づつ。土御門に三。方領たまはりしは小川坊城侍從俊將朝臣に百袋。石野侍從基幸朝臣に五十袋なり。また准后公辨法親王登山し給ふによて。高家前田伊豆守長泰もて時服五をおくらせたまふ。この日松平下總守忠雅は京に謝使奉はりていとまたまはり。金百枚。時服十。馬を下さる。高家織田能登守信門は副使にさゝれ。おなじくいとまの賜ものあり。(日記。)○八日東叡山　殿有院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。この日公卿東叡。三緣兩山に參拜あるをもて。東叡山は松平隱岐守定直。松平伊豆守信祝。小笠原信濃守長圓。永井備後守直英。內藤山城守政森。井伊兵部少輔直矩。三緣山は脊山下野守忠重。有馬左衞門佐喜純警衛奉り。寺社奉行。目付。徒頭もまかる。(日記。)○九日近衞撰政家熙公を演の御殿にて饗せらる。よて土屋相摸守政直。少老久世大和守重之まかり迎ふ。高家導きて林圓を遊覽あり。池の中島の茶亭(今は狎鷗亭といふ。その扁額は此撰政の筆なりといへる一說あり。)にて茶菓を供し。殿上人。諸大夫。醫員等は次にて給ふ。少老島居伊賀守忠英御使し。檜重。肴をゝくらせらる。　天英院殿。　月光院殿よりも同じく檜重まいらせらる。とはて、三汁十菜の饗膳供し。かされて庭中になり。清水の亭にてまたものまいらせられ。夕つげてかへらせらる。　演には奏者番。書院番頭。桐間番頭。大目付。中奧小姓。先手持筒頭。目付。使番。小十人頭のともがら伺公す。今朝高家織田信敏守信明日光山　御宮の代參。本多遠江守正武は　靈廟の代參。板倉伊豫守重同。酒井飛驒守忠寄は祭禮幷行仰付られ各いとま給ふ。この日備中國庭瀨領主板倉越中守重高が子右近昌信に遺領貳萬石をつがしむ。この重高は小出信濃守英知が三男なりしが。故越中守重宣が養子となり。貞享元年十月十九日遞封し。同月廿七日初見の禮をとる。これよりさき信濃。上總兩國のうちにて二万石領せしが。元祿十二年二月四日今の地に轉封し。寶永六年三月七日從五位下に叙し越中守と稱し。ことし二月十日四十八歲にてうせぬるなり。(日記。藩翰譜續編。)○十日東叡山　常憲院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。(日記。)○十一日將軍宣下の拜賀あり。正月元三に出仕する群臣皆まかる。緋の御直垂。立烏帽子めして井上河內守正岑先導し。宮原刑部大輔氏義御太刀。堀川兵部大輔廣益御刀とりて黑木書院に出給ふ。尾張水戶紀伊三卿太刀目錄もて拜賀せられ。次に松平加賀守綱紀。次に井伊掃部頭直該。次に勝手より高家。鷹間詰父子。奏者番の子。諸衆並みな太刀目錄前に置て拜し奉る。溜間に土屋相摸守政直。秋元但馬守喬知。井上河內守正岑。阿部豐後守正喬。間部越前守詮房。本多中務大輔忠良同じく太刀目錄前に置て拜し奉る。かくて竹廊を

遣て白木書院にわたりませば。松平肥後守正容。松平攝津守義行。松平讃岐守頼豐。松平左京大夫頼致。松平大隅守通顯。次に松平大學頭頼直。松平左近將監頼方。松平越前守信清。松平日向守義孝。松平播磨守頼明。次に非伊備中守直惟。松平安房守通温。松平大膳大夫正甫。松平右京大夫輝貞。松平隱岐守定直。松平兵部大輔吉品。榊原式部大輔政邦。次に戸田采女正氏定。阿部備中守正邦。堀田伊豆守正虎。戸田能登守忠眞拜賀す。大久保加賀守忠増。松平出雲守義昌は病にこもり。松平下總守忠推は京に御使すれば出仕せず。癸者番は大廊にて拜し畢り。大廣間に出たまふ。松平若狹守吉德。松平伊豫守綱政。細田越前守信久。上杉民部大輔吉憲。松平安藝守吉長。次に佐竹大膳大夫義格。有馬玄蕃頭則維。松平土佐守豐隆。細川主税頭宣紀。松平出羽守宣維。次に松平修理大夫吉武。丹羽左京大夫秀延。松平茂十郎拜賀す。松平陸奥守吉村は喪制にこもり。毛利又四郎は病もて出仕せず。次に譜第外樣の諸大名。交代寄合。喪高家。留守居。大番。書院。小姓組の番頭。諸大夫。布衣の諸有司。その下の寄合小役人。番士。醫員までゐならびて拜し。諸大夫三千石以上のともがらは太刀目錄を献ず。ふたゝび白木書院にわたりませば。無官万石以上太刀目錄を献ず。小姓組。番士。儒者人見又兵衛行充。醫者久志本式部常好等みな拜し。天文神道の諸職。千人頭。天守。宮士見實藏番同じく拜し奉る。檜の間にて鞍工。刀工。畫員。服商。錺座。朱座。諸官工。白木書院の板緣にて銚工拜し奉る。黒木書院の勝手にて桐間番。新番。右筆。御膳奉行拜賀し奉り。奥に入らせたまふ。在封は使もて太刀目錄を献ず。事はて、出仕のともがら播部頭直該并宿老に謁し。天英院殿御位階を賀し奉る。万石以上在封。幼稚。病者。致仕。諸大夫三千石以上在任のともがら同じく太刀目錄を献ず。日光山　御宮。　靈廟に代參せし松平攝岐守輕豐。稻葉丹後守正知かへりて。間部越前守詮房に謁す。けふ中門は先手頭堀田源右衛門通右。中の門は布施出雲守正房。庖所口。中の口は加藤市左衛門康成等衛す。この御祝により進らせられしは。天英院殿へわた五百把。三種三荷。　月光院殿へ三百把。三種二荷。法心院尼。蓮淨院尼に羽二重二十疋。一種一荷づゝ。瑞春院。養仙院。松姫の御方々にわた二百把。二種一荷づゝ。竹姫君に百把。二種一荷。蓉光院尼に羽二重二十疋。一種一荷。美代姫に銀五十枚。二種一荷。　天英院殿よりは三種二荷。月光院殿に二種一荷。瑞春院。養仙院。松姫。竹姫の御方々に各一種一荷づゝ。法心。蓮淨。蓉光三尼に各箱肴。みよ姫に綿百把。二種一荷。　月光院殿より二種二荷。　天英院殿へ二種一荷。瑞春。養仙。松竹の御方々に一種一荷づゝ。法心。蓮淨。蓉光三尼へは各箱肴。みよ姫に紗綾二十卷。二種一荷。瑞春院。養仙院。松姫の御方より二種一荷。　天英。　月光晴尼君へ一種一荷づゝ。

下諸門警備之制

養仙院。松姫。竹姫の御方々よりも同じ。法心院より一種一荷。　兩尼公に各箱肴。蓮淨。蓉光兩尼より同じ。みよ姫より二種一荷。　兩尼公に一種一荷づゝなり。また　天英院殿御位階の慶賀に羽二重百疋。三種三荷進らせられ。　月光院殿へ三種三荷。瑞春院。養仙院。松姫。竹姫の御方々に各二種一荷づゝ。法心。蓮淨。蓉光の三尼。美代姫に一種一荷づゝなり。　天英院殿よりは縮緬五十卷。三種二荷。　月光院殿。瑞春。養仙。松姫の御方々に各三十卷。二種一荷づゝ。竹姫の御方に二十卷。二種一荷。法心。蓮淨。蓉光の三尼。美代姫に十卷。一種二荷づゝ。　月光院殿より二種一荷。　天英院殿に紗綾三十卷。二種一荷。瑞春。養仙。松。竹の御方々に一種一荷づゝ。法心。蓮淨。蓉光三尼。美代姫に一種づゝ。瑞春院より二種一荷。　天英院殿に紗綾三十卷。一種一荷。　月光院殿へ二種一荷。養仙院。松姫の御方よりも同じ。竹姫君より二種一荷。　天英院殿に紗綾二十卷。二種一荷。　月光院殿へ一種一荷。法心院尼より一種一荷。　天英院殿に縮緬十卷。一種一荷。　月光院殿へ箱肴。蓮淨。蓉光の兩尼よりも同じ。美代姫より一種一荷。　天英院殿へ紗綾三十卷。一種一荷。　月光院殿へ箱肴なり。この日　勅使歸洛の發程あり。また目付丸毛五郎兵衛利雄。加藤右近明教に小石川の御殿。山王の祠修理を仰付らる。吹上の花園にならせ給ふ。　月光院殿にも御遊あり。家濟公後閤にのぼらせ給ふ。この日各門の番命ぜらるべきともがらの制を定められる。大手の門は十五萬石より十万石までの譜第衆たるべし。此ともがら在封の間は六萬石までの家にも命ぜらるべし。内櫻田は九萬石より五万石までの譜第衆。もし在封のほどは四万五六千石まで。西城の大手は九万石より四萬石までの譜第衆。在封のほどは三万石餘まで。但この三所は番頭常にうら打の上下着すべし。外櫻田は六萬石より四萬石までの譜第衆。在封の程は二萬石まで。神田橋は外樣の家家。祿額は上に同じ。和田倉。半藏は三萬石より二萬石までの譜第。時にあたりては一萬石まで。常盤橋は外樣。其他は上に同じ。馬場先。竹橋。田安。一橋は譜第。祿額上に同じ。時にあたりては万石以下。吳服橋。鍛冶橋。數寄屋橋。日比谷。幸橋は外樣。諸事前に同じ。但し外櫻田。和田倉。半藏。馬場先。竹橋。田安。一橋は譜第並の家のみにて勤むべしとなり。(日記。間部日記。憲教類典。)〇十二日再び書院。小姓組の番士六人に展舖改の事を仰付らる。將軍宣下の慶賀に。三千石以上在所在任のともがら。また病者は使もて太刀目錄を献ず。この日九條左大將師孝廟淚殿に遊覽あり。そのささきに近衛前攝政御饗の時にかはらず。(日記。)〇十三日井上河内守正岑奉引し。牧野伊勢守忠列御刀もちて黒木書院に出給ひ。松平越後守宣富はじめ。參覲の拜謁するもの三十一人。歩行頭江原與右衛門金玄宇

治採茶の御使にさゝれいとま給ふ。また萬石以上より將軍宣下ならびに一位殿御位階を賀して。兩尼公へものたてまつる。けふ令せられじは。各門の番を命ぜらるゝ時。今よりのち萬石以上へは宿老より遣べし。その他番所にあづかりたる事は留守居に伺ふべし。萬石以下は代番命ぜらるゝときも。これまでのごとくなるべしとなり。又前攝政家熙公後閤にのぼり給ひ。吹上の御そのに遊覽ぜらる。　天英院殿。　月光院殿にも同じくわたらせ給ふ。よて前攝政に縮子十卷。色滑綸子三十端。鹽鴨一羽をくらせ給ふ。また評定所に土屋相摸守政直出座して御代替の誓約あり。(日記。間部日記。)〇十四日三緣山　文昭院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。　清揚院殿にも同じ。(日記。)〇十五日慶事により猿樂あり。非上河内守正岑先導し。堀川兵部大輔廣益御刀とりて大廣間に出たまひ。三家幷に松平加賀守綱紀拜謁し。次に万石以上の群臣みな拜し畢り。畢て中奥小姓御簱をかゝぐ。少老久世大和守重之能はじむべきよし傳へ。床几免許の事をも申して退く。能組は翁。三番叟。難波。八島。芭蕉。小鍛冶。祝言弓八幡。狂言二番。福神。茶壺なり。この半に奏者番松平備前守正久猿樂事に唐織または時服を纏頭す。諸者にはみな銭を下さる。今朝三家をはじめ二十萬石以上より折一合。十萬石以上檜重一組を献ず。府内の市人みる事をゆるされ。酒菜。島目を給ふ。(日記。)〇十六日臨時朝會あり。非上河内守正岑御先を導き。柳生播磨守久壽御刀さゝげて黑木書院に出給ふ。松平陸奥守吉村はじめ參觀の拜謁するもの三人。上杉民部大輔吉憲はじめ就封のいとま給ふもの三十二人。民部大輔吉憲は來國光の御刀。松平大炊頭攝政は兼光御差添。松平安藝守吉長は青江貞次の御刀。佐竹大膳大夫義格は吉包の御刀。有馬主善頭則維は來國俊の御さしぞへ。松平土佐守豐隆は新藤五國光の御さしぞへ。細川主稅頭宣紀は景光の御刀。丹羽左京大夫秀延は三池の御刀をたまふ。大村伊勢守純庸。相良遠江守長與ははじめてのいとまなり。この日　天英院殿御位階を賀して。三家をはじめ万石以上献物あり。また將軍宣下の御祝に非伊掃部頭直該に時服十二。宿老。御側用人に十づゝ。少老に五づゝ。御側並に二襲づゝ。天英院殿より掃部頭直該に時服六。一種。老臣。御側用人に五。一種づゝ。少老に三。一種づゝ。　月光院殿より直該に四。一種。宿老。御側用人に三。一種づゝ。少老一襲。一種づゝなり。又藤堂和泉守高敏生母大病により。奏者番高木主水正正陳もてとはせらる。けさ　御宮。　諸廟に新符を奉薦せらる。九條左大將師孝卿發程して歸洛あり。板倉越中守重高が遺物中島來刀を。その子右近昌信より獻ず。此日近衞前攝政後閤にのぼり給ふ。(日記。間部日記。)〇十七日紅葉山　御宮に土屋相摸守政直直垂着て代參し。御太刀進覽あり。(日記。)〇十八日こたびの御祝により猿樂あり。非上河内守正岑先導し。宮原刑部大輔氏綏御刀とりて大廣間に出給ふ。高家。鷹間詰。奏者番各父子。留守居。三番頭。布衣以上以下の諸有司。諸番士。醫員までみる事をゆるされ饗をたまふ。能は翁。三番叟。嵐山。實盛。羽衣。道成寺。祝言岩船。狂言二番。末廣がり。釣狐なり。松平陸奥守吉村菓子折。阿部備中守正邦檜重を獻ず。けふ宣下の御祝によて。尾張中納言吉通卿に土屋相摸守政直もて時服十五襲。二種一荷。水戸中納言綱條卿に阿部豐後守正喬もて時服十襲。二種一荷。この方々の北の方に銀百枚。二種一荷づゝ。紀伊中納言吉宗卿に秋元但馬守喬知して時服十五襲。二種一荷。松平加賀守綱紀に時服二十。二種一荷。若狹守吉德に時服十。一種一荷。御使は少老大久保長門守教寬なり。松平薩摩守吉貴。松平陸奥守吉村。松平右衞門督吉泰。松平安藝守吉長が妻には各紬子十疋なり。　天英院殿よりは。女房御使にて三家に時服二十。二種一荷づゝ。尾水の北の方へ銀五十枚。わた百把。二種一荷づゝ。綱紀に時服十。二種一荷。吉德に六。おなじ。吉貴。吉村。吉泰。吉長が室には綿百把。一種一荷づゝ。　月光院殿よりは。三家に時服十。二種二荷づゝ。綱紀に六。吉德に四。各一種二荷そひたり。尾水の北方に銀三十枚。紗綾二十卷。二種二荷づゝ。吉貴。吉村。吉泰。吉長が妻にも紗綾二十卷。一種一荷づゝをくりたまふ。同じ御祝に。驛傳して京坂兩職に時服たまひ。後閤の女房にも賜物品々あり。又准后公辨法親王在山にて精菓を贈り給ふ。前攝政家熙公後閤にのぼられしかば。精菓一壺。子籠の鮭一箱をつかはさる。(日記。間部日記。)〇十九日宣下の御祝に。近侍のともがらに時服をたまはる。また　天英院殿御位階御祝によて執事御使し。三家に三種二荷づゝ。尾水北方に縮緬五卷。二種一荷づゝ。松平隱岐守藏行。松平出雲守安藝守吉長が妻にも各二種づゝ。松平攝津守藏行。松平出雲守養昌妻に各金千疋。一種づゝ。非伊掃部頭直該に金三枚。二種。宿老。御側用人に三枚。一種づゝ。少老に二枚。二種づゝ。木城よりも同じ御祝に。女房へ賜物差あり。此たび宣下の御祝に京への進らせものは。　大内に信房の御太刀。銀千枚。綿五百把。　院に國吉の御太刀。銀五百枚。わた三百把。　新女院に二百枚。縮緬五十卷。御元服により。　内へ御太刀。二百枚。　仙洞へ御太刀。百枚。各三種二荷そひたり。　新女院へ五十枚。　天英院殿御昇進により。　禁延へ御太刀。銀三百枚。綿三百把。　仙洞へ御太刀。銀二百枚。綿二百把。新女院へ百枚。二百把。御使松平下總守忠雅にさづけらる。番醫栗崎道有正羽昨日饗膳たまふ席にて目付の指揮を用ひざるをもて。遠盧を命ぜらる。(間部日記。日記。)〇廿日東叡山大猷院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。日光山　御宮代參

上諸門番衛之辭令傳達之制

上總統誓約

使高家織田信岐守信明。祭禮奉行板倉伊賀守重同。酒井飛驒守忠菊歸りて老臣に謁す。(日記。)○廿一日御祝の猿樂あり。非上河內守正岑先導し。牧野伊勢守忠列御刀とりて大廣間に出ます。高家。陪間詰。奏者番各父子。留守居。三番頭。布衣以上以下の群臣。番士。醫員までみな見る事をゆるされ饗給ふ。樂は翁。三番叟。氷室。服。江口。石橋。祝言。吳服。狂言二番。唐相撲。止動方角なり。(日記。間部日記。)○廿二日吹上の花圃にならせらる。此日土圭間番士等血判す。(日記。間部日記。)○廿三日こたびの慶事によて。九條前攝政輔實公へ御太刀。銀百枚。時服十。兩傳奏へ御太刀。金一枚づゝ。勾當內侍へ銀五十枚。大內の女房へ五百枚。　院の女房へ二百枚。　新女院の女房へ百枚。近衞太閤基凞公へ金十枚。わた百把。內府家久公へ縮緬五十卷。一種。一條大政所。鷹司政所にわた百把。二種一荷づゝなり。　天英院殿よりは。九條前攝政へ御太刀。銀五十枚。兩傳奏へ御太刀。金一枚。勾當內侍へ銀二十枚。御元服の御祝によて。有栖川太宰帥正仁親王に縮緬三十卷。二種一荷。宣下にわた百把。二種一荷。　天英院殿より宣下の御祝に。禁裡へ銀百枚。　院へ五十枚。　新女院へ三十枚。御元服によて　大內へ百枚。　仙洞へ五十枚。　新女院へ三十枚。御位階により　主上へ銀三百枚。綿三十疋。　上皇へ二百枚。二十疋。　女院へ百枚。二十疋。九條攝政へ銀五十枚。兩傳奏へ十枚。勾當內侍へ二十枚。上臈局へ十枚。女房へ百枚。　院の上臈局。新大納言局に十枚づゝ。惣女房へ五十枚。

新女院の兩局へ十枚づゝ。同じ惣女房へ三十枚。宣下の御祝により近衞太閤へ紗綾五十卷。二種一荷。前攝政へ三十卷。二種一荷。內府へ時服六。一種。八十君へ羽二重二十疋。一種。姬君へ同じ。三時知恩寺(入江と號す。)に銀二十枚。一種。安巳君。益君。滿君に縮緬十卷。一種づゝ。九條左大將師孝卿に縮緬一種。二條右大臣綱平公。一條大納言兼香卿。鷹司前關白兼熙公にもおなじ。青蓮。妙法。一乘。梶井。聖護。圓照寺の諸門跡に昆布。賢宮。女二宮に紗綾。一種。法華寺　に銀二十枚。昆布。東本願寺光性に時服六。一條大政所。鷹司政所に金二枚。一種づつ。　月光院殿より宣下の慶賀に。　內へ銀五十枚。院へ三十枚。　新女院へ廿枚。御元服によて太閤。前攝政へ縮緬十卷。一種一荷づゝ。內府へ五卷。二種。八十君。姬君。滿君へ縮緬三卷づゝ。宣下によて基凞公。家凞公に羽二重二十疋。二種一荷。家久公に十疋。二種。八十君姬君に五疋づゝ。滿君へ五疋。一種。兩慶によて有栖川正仁親王に羽二重五疋。縮緬五卷。箱肴。妙法。梶井。聖護。一乘。仁和。圓滿。青蓮。實相院。勸修寺の諸門及び三寶。大乘に各紗綾五卷づゝ。圓照寺宮。蓮花光院へ縮緬三卷づゝ。東西本願寺へ紗綾五卷。一種づゝ。西新門へ五卷。一種。正興。佛光。專修三寺へ紗綾三卷づゝ。御使高家織田能登守信門にさづけらる。　天英院殿御位階の御祝に。京職へ驛傳して物下さる。賢者嶋浦損挨益二に宣下によて銀十枚。御元服に五枚。御位階に五枚。盲人に鳥目八百貫文。盲女に三百貫文兩慶によて下さる。この日寄合水野刑部忠寬が養子造酒之助忠英。水谷主水勝時が養子左門勝英を始め。父致仕してその子家つぐもの九人。准后公辨法親王日光山より歸られしかば。高家長澤壹岐守資親して問せ給ふ。大久保加賀守忠增病にて久しく出仕せざれば。その子大藏少輔忠方をめし。間部越前守詮房御諚の旨を傳ふ。また井上河內守正岑の宅にて。萬石以上御代替の誓詞を奉る。また前攝政家凞公後閤にのぼらる。勘定奉行井に吟味役に仰下されしは。勘定所は財用の出入を奉はり。官事井に所屬の吏務其あづかる處少からず。しかるに近年の風習は古例にたがひ。あるは代官井に諸局の會計。あるは封地益轉の割法。すべて此等の事に就て。組頭井にそれにあづかる輩不正のふるまひあるよし風聞す。もし風說のごときに於ては尤ひが事なり。今より奉行。吟味役等此旨をこゝろ得。組頭以下の諸吏はいふまでもなし。各の奴僕に至るまでも。常に法制を嚴にし。賄賂を禁じ。罪案等澁滯せしむべからず。各國公料の治務。田畝檢點のさま。歷朝の法制條約既に詳なり。しかるに近年その制にたがふ事どもあるをもて。こたび代官井に農民の制條を定め下されぬ。奉行。吟味役より此旨をこゝろ得。いまより賦稅上納。未進辨納。各國の逗遲。官廳の儲蓄。幷に各所營作をはじめ新條を守り。局中の査檢怠るべからず。代官等牧民のさま。賦稅上納の事。すべて治蹟あらはるゝ跡は。所治の地を增加し善地にうつらしめ。また治務よからざる跡をば。その沙汰あるべき事。奉行。吟味役常に心入て沙汰すべし。但し代官の隸所。あるは國那へだゝり。あるは方角相違し。査檢とゞこほりがたく。土民等訟訴あるときも艱困せるより聞ゆ。此等の事は其局に於てつまびらかに會議し。今より代官所治に不便の地を屬せしむる事あるべからずとなり。また代官に令せらるゝは。公料の治務。ならびに田畝檢點の事。歷業の法制詳明なり。しかるを近世每事これにたがふ事あるよしきこゆ。今より代官はいふまでもなし。屬吏井に下部に至るまで。常に法を嚴にし。前々の定制を守り。吏務に心をつくし。正理にしたがひ沙汰すべし。近ごろ邊鄙の風習よろしからず。稼穡に怠り游技を翫び。屋舍衣食すべてその分にこえ奢侈を好み。あるは非分の利寶を貪り。肴肴の田畝に無用のものを作り。依て土宜の穀蔬を減じ。あるは古法にたがひ。持高十石以下の民ほしいまゝに田畝を配分し。それが爲にその村に應ぜず戶口增事あり。すべてこれら代官常に治務に心をいれず怠慢なるによれり。いまより所隸の諸邑。大小の農民古法をつゝしみ守り。耕作をはげまし。風俗のあらたまるべきやう沙

上繼統誓詞

上繼統誓詞
下戒勵代官
上戒勵勘定奉行及吟味役

下禁配分田畝

上農民訴訟

汰あるべし。公料大小の農民訴訟の事あるとき。代官の屬吏。あるは里正等その非是をあらばず。一切にさしをさへ代官にいひいでず。あまつさへ巡察の御使つかはさるゝときも。兼て諸民を制し。訴訟の事申出さしめざる所もありと聞ゆ。もしそのいはれある訴訟の事。上に逓しがたきにをいては。下民の艱困やむ時なく。刑法ゆきとゞかざるにも及ぶべし。今より後毀にその制限を立て。代官の盟その所部をめぐる時も。常に心をいれ。大小百姓うたへ申事滞なからむ様に命じ。もし訴訟あるにをいては。詳悉に査検し。その理非に就て分明に裁断あるべし。近ころ公料の地風水旱等の災害あるにもあらず。させるゆへもなくして。年々次第に税額減じ。古額に比較すればすでに過半にいたる所々あり。また税額次第に減ずといへども。その村里昔より富饒になりしとも見えず。これ等のこと。代官職事に心をもちひず。屬吏等に萬事をまかせ。屬吏は里正等とはかり。賄賂の多少により税額の高低を議し。またこれら賄賂事に於ては。村里の雑費種々ありと開ゆ。然れば官の御爲よろしからざるはいふまでもなし。衆民の爲もしかるべからず。是皆代官等怠慢の致すより起れり。今より姦邪の徒。私曲の事斷絶すべきやう厳制を立て。當作のさまにしたがひ。古法にたがはざらむやうこゝろをつくし。なごやかに沙汰あるべし。古への掟。兎相は近郷のさまをもて相はかるべきよしなり。然るに近

下小検見之弊

上代官屬吏里正等之私曲

下令示税額割付簿及費用簿于百姓

世公私料犬牙の地。私領にくらぶれば公料の税額甚減じ。あるは私領の地公料になりし後年々に減ぜしもあり。これら代官検點とゞかざるがいたす所なれば。今より後よろしくその心すべきなり。代官等當作検見の前に。小検見と名付て屬吏をつかはすことあり。その小検見里正にはかり。私曲の事ありと聞ゆ。しかのみならず諸村浮費多く。小民これにくるしむよし聞ゆ。今より代官等検見の上に。古より傳へし諸簿に注記せる田圃。石盛反取の次第。並てはまたその年の夏麥以下圃菜のさまつばらに査検し。彼是を比勘し税額を定めば。屬吏して小検見せしむるにをよぶべからず。もし小検見を用ひずしてかなひがたき地もあるにをいては。そのよし勘定所にうたへて指揮をうくべし。すべて代官幷に屬吏廻村のとき。下部多くめし具し。村々の供給賄遺等かずくの浮費あらしむるよし聞ゆ。今より代官はいふまでもなし。屬吏幷に下部までもたとひ瑣細の事なりとも。大小の百姓をして艱困あらしめざるやう制禁あるべし。毎年代官より村々にさづくる税額わり付の簿は。その村大小の百姓にくはしくしらしむべきこと古よりの掟なり。しかるを近世に至り。里正等の外には見せしめず。その他費用の簿も小民をしてしらしめず。或は不用の費をかけ。あるは非分の私ありと聞ゆ。いまより税額わり付の簿はいふまでもなし。村々雑費までも。古制のごとく大小百姓をして明らか

下禁合力勸進奉加等

下禁山林濫伐

に知しめ。簿に印記せしめ。毎年代官一村かぎりにその簿を看詳し。衆民にそのよしを尋問し。里正等私曲なく。衆民浮費なからむやうに沙汰すべきなり。賦税のこと。今より毎春勘定所より査検あるべければ。代官等所屬の地より上納の米金未進あらざらむやうに。なごやかに催促あるべし。もし百姓等艱困のよし申ものあらば勘定所に逓し。その輕重により過怠の沙汰あるべし。もしまた百姓雑遝申にはあらで。代官怠慢によて上納遅滞するに於ては。きと辨納あるべし。國法により延米と名付。今年上納すべきを來秋にいたり金納するたくひも。その期をたがへず上納せしむべし。もしその期に至らざるの間に。其隷する所の地他の代官とかはるか。あるは私領に引渡す事あらば。その未進は當代官當地頭よりとり立て。上納せしむべき事にはかり合せ。前代官は會計をたてゝ。そのゆへを勘定所に達すべし。もし期月過ても未進を皆納せざるにをいては。たとひその地は他にわたるとも。前代官より未進取立。なを皆納に及ばざる時は。前代官よりきと辨濟あるべし。代官等とりたつる賦税の米金上納遅滞するとき。あるはその地修築の爲にのこしをき。あるはその地の公用の爲に殘し置。あるは市人にかはせの事申付をきしを。其市人かはせ遅緩に及ぶよしなど申ともがらあるよし。いとひが事なり。もしさりがたき子細もあらば。先逓て其旨を勘定所に聞えて指揮をうくべし。所屬の地

上延米

上租税未納

下禁土木請負

に於て。私に物借事古よりの制禁はいふまでもなく。屬吏下部等までも。たとひ親戚のちなみありとも。屬地にをいて金銀米錢等貸しかりなすべからず。其他肝煎。たのもし。合力。勸進。奉加などいふと一切禁すべし。山林竹木みだりに伐とる事古より制禁なり。しかるに近年堤防はじめ村里修築のとき。みだりに大木をきるか。または數多く伐出し。其上伐とりし跡に苗木植立る事もなしと聞ゆ。いとあるまじき事なり。今より村里修築の事ありとも。分外に多く竹木を伐しむべからず。苗木植べき地には。時節をたがへず植しむべし。これら屬吏幷に里正土民に命じ。代官巡察の折ふしその所をも検點し。もし盜犯の事あらば。をこやかに沙汰すべし。公料の地。堤塘。非堰。入樋。橋等。その他村里修治の費用古に比すれば倍々に至れり。これは近頃府内市人。又は各所の里正。ならびに商人等修治の事を請ばり行ふことゝなりしをもて。これ等の張あるはその地のさまに熟せず。あるは私の利潤なむさぼり。修治堅實ならざれども。代官の屬吏等あるはそのものを贔負し。あるは賄賂にて。くはしく査検もせざるゆへ。年々修治經る間なきに至るよし聞ゆ。今よりかの請ばるともがらを禁じ。代官等所治の地にて修理加へん所は。常々巡察せし上。土人等を會集し。古よりのさまどもをも詳かに聞ひ。修築のさまいかにも堅固なもれとし。浮費なからんやうを考へ置。そのときにのぞまばそのよ

し註記し。勘定所に出し指揮をうけ。さて官の米金もてその土人に命じ。成功のときはじめの註記を照し。たがひなきに於てはそのよし勘定所に達すべし。もしそのさまにより。請ばるものなくてかなひがたきにおいては。其よし勘定所に達し指揮をまち。もしまた速に修理せずしてかなひがたきゆへあらば。先修治を命じて後にそのよし勘定所にうたふべし。すべて修治すべき地は。小破のときに修補を加へ。大破に及ばしむべからず。この旨平日怠慢なすべからず。公料修築の地。古はその村の徭役。あるは土人の私財もて修築せしもありしが。近年はすべて官費を用ゐるに至る。または公料にて官費用ひし地私領となれば。土人の私費になりしも多くありと聞ゆ。修築は更なり。あらためて擣造の地も古のさまをつぶらに査検し。なるべきほどは土人をして私にはからはしむべし。その國により大庄屋。割本。惣代などゝ名付。一郡一領の事布る雅をさだめ。その外一村にかぎりたる里正。庄屋などもあり。すべてこのともがらの給米過分にて村費多く。又はこのともがら代官所の屬吏にはかり。細民艱困に及ばしむる事多しと聞ゆ。今より大庄屋。割本。惣代の類一切に停業し。一村の里正。庄屋。五人組をもて村の事を率はらしむべし。もしかの類なくしてかなひがたき所は。そのよし勘定所に申て指揮に任すべし。賦税の事によて。里正等私曲をかまへ。細民浮費多き地あり。あるは府に上納するとき。つきそひまかるともがら。滞留の日久しく無用の雑費あり。あるは官事并に訴訟ありて府にまかるとき。代官所の屬吏等ゆかりあるもの。百姓宿と名付それにやどらせ。過分の財用を費さしめ。すべてこれ等の雑費その村中に割付。衆民をくるしむるよし聞ゆ。これら代官くはしく糺察して一々制禁すべし。府に出ても。納屋のとき遅滞する子細ありて。留滞久しきよし聞ゆ。これもまた百姓どもを尋問して勘定所に達すべし。府并に大坂。その他各所倉廩に納る税米運漕の事。近年破船の數多きをもて。こたび漕法を改革せられ。大坂よりの船はその町卒行所にて査検し。税米各所到着の期をたがへしめず。代官所にてもその法に准じ。船頭。水主。船并に船具等まで一々検點し。船脚烙印の定のごとく穢のせ。上乘船頭以下今度改革の條件はいふまでもなし。古より廻船の定制をごそかに守り。谷浦高札の旨いさゝかも遵犯すべからざるやう曉諭し。出帆せしむべし。此他各國の運漕。海船。川船等一一烙印をなし船脚を定め。船頭。水主以下査検の事大坂の法に准じ。税米運漕せしむべし。もし上乘船頭等遵犯せば。かれらはいふまでもなし。事の躰によて代官までもとがめらるべし。この條々去年中諸國巡察につかはされし御使のともがら聞えあげし所をもて。きと糺察を加へらるべしといへども。御代初たるにより。別儀をもて諸老臣合議しかく定る所なり。もし

下百姓宿

下廻船

上廃大庄屋割本惣代等

この後に至り。姦弊なきあらためざる聞えあらば。寛宥あるまじきなり。この旨代官の職よろしくこゝろえべしとなり。また公料兼民に諭せらるゝは。各國公料地の法制。前々よりの條約に詳なり。しかるに近年村里の法度ゆるみ風俗正しからず。耕作の本業に怠り。遊技をもてあそび。屋舎衣食をはじめ。万事その分に過ぎ。設種うゆべき地に無用のものをうへ。あるは持高十石以下の細民ほしいまゝに田圃を分配するの類。すべて古制にたがふ事多きよし聞ゆ。今より里正等はいふまでもなし。細民までも前々の條約を守り。少しも分をこゆる事なく。專ら力を農業にはげますべし。近來に及び代官検見のとき。税額高低の事。里正以下のもの屬吏に請托し。其謝儀の贈遺を村中よりいだしめ。をのづから税額年々に少くなり來り。古にくらぶれば半にも及ばざる所あり。されどその地富るさまにも見えず。これみな私曲の事はからふにより。常々屬吏への音信贈遺をはじめ。種々雑費多きがいたす所なりと聞ゆ。公料の民は公田を耕し。妻子従類を安穏に養ひながら。その分に應じたる貢米を奉らず。私の事に財寶を費やす事。尤暗愚の所爲なり。今より代官諸事検點し。屬吏を正し。税額査検あるべし。大小の農民この旨をこゝろえ。耕作に心をもちひ。收納怠慢あるべからず。もし税額は改るといへども。屬吏等が慫慂者きまゝならば。百姓等艱困すべし。音信賄賂をとゞめしにより。屬吏等非理をいひかけ艱困せしめば。その旨ありのまゝに代官にうたへ出べし。もし小吏等がために。費用はもとのごとくなし置て。かへつて税額の多きを愁訴せば。多年の罪を糺し重科に處せらるべし。里正等も所屬の細民にをいて。あるは賄賂もて非理の擧動ありときこゆ。これまた音信等を禁ずべし。もし邀犯のきこえあらば。贈りしものも受しものも同罪たるべし。毎年代官より示す所の税額。并に諸費の簿。村民會衆し披見の上押印せしむる事。古より定例なるを。近年にいたり細民は事のさまをしらず。里正等私曲をかまへ。賦税米金の上納并に官廳に納るときも。村費多く細民艱困に及ぶよし聞ゆ。今より里正等古法のごとく。税額の簿はいふまでもなし。村中費用一々に註記し衆民にしめし。各心得しめて後押印せしめ。年々一村かぎりにその簿を出して。代官の點検を請べし。官の山林はさちなりをのが山林なりとも。竹木みだりに伐取べからざる事古の制なり。さるを近年村里修築のとき。そのことに應ぜざる大木。または所用の外に數多く伐取よしもきこゆ。いまよりたとひ官吏命する事あるとも。心得がたき事あるにをいては。速に代官に訴へ出べし。前々竹木伐取たるあとに。苗木植立ざる所々ありときこゆ。これまた古法にそむけり。官地はいふまでもなし。をのが地たりとも時節をたがへず苗木植べし。公料堤防。井堰。扒樋。橋梁すべて村里修築の事。近

上戒諭公料百姓

下税額及賄費用簿

下禁山林濫伐

下禁土木請役

年これをうけばる者いで來り。前々みづから修治せし地も。官費を用ゆる所多きにいたれり。かのうけばるともがら。さしあたる利潤を專らとし。ほどなく破壞すべきをもかへりみず。擔造粗畧にて堅固ならず。これによて年々所々の修築絕ず。いまより彼講頁のともがらを一切停禁せられ。その村々の民に命ぜらるべし。もし民力に及びがたきは。代官査檢の上に。官財を土民に給はり修治せらるべし。すべて修理の地公私のへだてなく。土民力を合せ。小破の時に補治し。大破に及ばしむべからず。若奉行小吏以下事はからふさま粗畧にて。修築堅固ならざるはいふまでもなし。みだりに官財を費す事多く。あるは百姓に給ばる米金を押へとゞむる類の私曲あらば。速に代官に申出べし。その地により大庄屋。割本。總代など名づけ。あるは一村限の名主。庄屋等もあり。このともがらの給米多く村費より出し。その中には不良のものゝありて。をのれを高ぶり私をいとなみ。代官所の屬吏にはかり合せ。細民艱困に及ばしむることありと聞ゆ。いまより大庄屋。割本。總代の類一切に停廢し。一村限の名主。庄屋。五人組をして村事を承はらしめ。そのともがら每事つゝしみてことをつとむべし。もし大庄屋。割本。總代の類なくしてかなひがたきところあるは。その故をもて代官に訴出べし。公料の民訴訟ある時。代官所の屬吏并に名主。庄屋等をしとゞめ。代官所に遣せしめざることありと聞ゆ。もしいはれなきことにより爭ひにをよび。訴訟を企るときは。その理非を曉諭し。和解せしむるはさる事ながら。ゆへもなくをしとゞむる時は。細民の慈苦やみがたく。刑法行とゞかざるに至るべし。今より訴訟あらんには。名主。庄屋私のはからひして。みだりにをしとゞめず。すみやかに代官に遣し裁斷を仰ぐべし。眞來收るによて。府の官廳の小吏等遲滯せしむることありと聞ゆ。名主ならびに付そひまかるもの滯留日久しきか。または官事訴訟ありて府にいづるとき。代官所の屬吏ゆかりあるものを百姓宿と名付て。多分の雜費を出さしむるの類その數多。村民艱困に及ぶよし聞ゆ。今よりかゝる事ども。たとひいかなるわけにても。はゞからずありのまゝに代官に訴へ出べし。公料の百姓あるは有司に請托し。其志を遂ん事を申し。あるは益封轉封のとあるとき。勘定の徒によりて。私領に渡らざるやう願乞ふ事もありときこゆ。すべて官法はひそかに請托せしをもてとゝのふべき事にあらず。よろしく其理を分て謀計を察し。今より誰人のいふ所たりとも信用すべからず。この條々去年巡察使見聞の所をもて。殿に糺察も遂らるべけれど。新政の初なれば別儀をもて寬宥せられその事に及ばず。今より國々の目付并に巡察使たび〳〵下さるべし。其時に及び。苞苴收らざるに於ては。重犯の罪科のがるべからず。公料の民等この旨心得よろしくつゝしみまもるべし。しかれば名主。庄屋はいふ迄もなし。代官所屬吏も公法違犯の報あらば。明白に代官所にうたへ。代官よろしく裁斷の上。訴人のため怨を報ゆる報あらしむべからず。もし又訴出べきことをかくし。末々の所に至り。公法行とゞかず。百姓等の慈苦やまざるやうに仕なす事あるにをいては。年月へし後といへども。露顯のときは。隱せしものも逆犯のともがらと同罪たるべしとなり。（日記。間部日記。）〇廿四日本多遠江守正武日光山よりかへりて老臣に謁す。准后より使もて岩茸を献ぜらる。けふ前攝政家燕公根津權現の祠に詣らる。よて先手頭。徒頭各一隊警衛し。高家。目付まかる。（日記。）〇廿五日慶事により台宗の僧侶拜賀あり。緋御直垂。立烏帽子めされ。井上河內守正岑御先をみちびき。堀川兵部大輔廣益御太刀。宮原刑部大輔氏幾御刀とりて白木書院に出給ふ。准后公辨法親王金馬代。三束二卷もて拜謁せらる。　天英。　月光兩尼公へ各二種一荷づゝ進らせらる。その下三山の僧侶。山王。根津の社人。宮の家司。伶人。目代。祠官等みな拜賀はてゝのち。前攝政家燕公のもとに阿部豐後守正喬御使本ぼり。高家大澤右衞門督基隆そひて。御餞の品送らせたまふ。金百枚。紅白大綸子五十端。料紙。硯の箱。　天英院殿より緞子二十卷。八丈紬二十端。文蚕。見蚕。硯箱。銀香爐。　月光院殿よりは縮珍十卷。大紋縮緬二十卷。重硯箱。法心院尼より大紋紗綾二十端。香棚。蓮淨院尼より大紋羽二重二十端。銀釣花瓶。御使は執事各これをつとむ。やがて前攝政後閤にのぼり給ふ。（日記。間部日記。）〇廿六日諸宗の僧侶祠官の拜賀あり。御よそひきのふのごし。先導以下の役みなをなじ。白木書院に出ます。增上寺大僧正祐天はじめみな拜し奉る。准后公辨法親王使もて。　天英院殿の御昇進を賀して二種一荷。　尼公へも同じく進らせらる。祐天は宣下の賀に一位尼公へ一種一荷。　月光尼公へ一種奉る。けふ非上河內守正岑の宅にて万石以上血脈あり。（日記。）〇廿七日慶事の猿樂あり。日光准后公辨法親王。增上寺大僧正祐天はじめ僧侶社人見る事をゆるさる。非上河內守正岑御先をみちびき。柳生播磨守久壽御刀さゝげ白木書院に出まし准后拜謁あり。大廣間にわたりたまひ。大僧正はじめみな拜し畢り散樂はじまる。翁。三番叟。白樂天。忠度。野々宮。舍利。觀音養老。狂言二番。蝦夷須びしやもん。嚊宜山伏なり。けふ法親王。大僧正より菓子を奉る。蒲節近づきければ。　一位尼公。　月光尼君。法心。蓮淨の兩尼より菖蒲かぶとにさかなへて進らせらる。近衞太閤基凞公よりも同じく進らせられ。井伊掃部頭直該并に宿老及び間部越前守詮房。本多中務大輔忠良及び少老よりも同じ品奉る。（日記。間部日記。）〇廿八日月次の朝會あり。常の御座にて松平肥後守正容就封のいとま下され。行光の御わきざしを給ふ。かくて井上河內守正岑奉引し。牧野伊勢守忠列

下禁百姓請託

上臈大庄屋割本總代等

上庶民訴訟

下總統督詞

御刀とり。黒木書院にて三家。酒諸拜謁し。大廣間にて松平陸奥守吉村はじめ拜し奉る。鳩津淡路守惟久はじめ就封のいとま給ふもの三人。美濃來二人。信濃來二人參覲す。石川宗十郎珍玩卷。羽二重五十疋。綿百把。月光尼公より紋紗三十卷をくられて錢し給ふ。(日記。間部日記。)○廿九日御愛事によて。准后公辨法親王(高家吉良左京大夫義俊)もて綿二百把。二種一荷。天英院殿より時服六。二種一荷。月光院殿より時服四。二種一荷。大僧正祐天(使番)もて綿二百把。二種一荷。一位尼公より時服五。一種一荷。月光尼君より時服三。一種一荷をくらせらる。鎌倉英勝寺の尼(綿百把。二種一荷。護持院覺眼(銀二十枚。一種一荷。根生院龍泉(銀十枚。一種一荷。伊勢慶光院周光。善光寺智善。熱田慶岭(銀十枚づゝ。各兩尼公よりも物たまひ。又伊勢巫祝兩人も　尼公より物給ふ。近衛前攝政明日の發駕によりまうのぼられて。三種二荷を進らせらる。よて途中見送りのため。後圀執事堀山城守正勝をつかはさる。萬石以上けふも井上河內守正岑の宅にて酒宴ありと。(日記。間部日記。)

山水雪幅な。その子如川周信より献ず。又近衛前攝政家熙公後圀にのぼり御對面あり。發程近づきしをもて。伽羅一木。印籠。

下令諸大名守儉約

下繼統等詞

下相摸婆

下山王根津神田祭禮各令三年一回擧行

有章院殿御實紀卷四　正德三年五月にはじまり七月に終る

○五月朔日次の朝會あり。秋元但馬守喬知先導し。宮原刑部大輔氏義御刀さゝげて黒木書院に出給ふ。三家井に松平加賀守綱紀。及び溜詰拜賀し。白木書院にて松平若狹守吉德はじめ群臣拜し奉る。松平陸奥守吉村は日光山のいとま。松平修理大夫吉武ははじめて就封の暇たまふ。京知恩院圓理使して將軍宣下を賀し。松尾社人は御代替を賀し銀馬代奉る。松平下總守忠雅京の御使奉はり發程せしかば。驛路まで奉書もてたづれらる。近衛前攝政家熙公騎洛の首途あり。(日記。)○二日松平長門守利興。津輕土佐守信壽に增上寺方丈造搆の助役を命ぜらる。今夜亥刻小石川に火あり。(日記。)○三日端午を賀して。三家をはじめ万石以上の家々より時服を獻ず。五万石以上は　天英院殿。　月光院殿へも銀を奉る。日光准后公辨法親王より二種一荷進らせらる。　兩尼公にも同じ。(日記。)○四日こたびの慶事によて。四獄のものを放たる。(日記。)○五日蒲節によて。秋元但馬守喬知御先を導き。堀川兵部大輔廣益御刀もちて白木書院にいでまし。三家井に松平加賀守綱紀。溜詰。松平越前宗信淸。次に山王。根津別當禰宜拜し。大廣間にて松平若狹守吉德はじめ群臣拜賀し奉る。當賀とて　一位尼公に銘三十把。三種二荷。　月光院殿にも同じく進らせたまふ。又　兩尼公并に法心。蓮淨兩尼よりは魚物さゝげらる。　月光院殿より將軍宣下の御祝とて。奥にまかりし相摸婆に銀十枚下さる。けふ山王。根津。神田の祭禮各三年に一度づゝ次第して行ふべしと令せらる。(日記。間部日記。)○六日甲斐國身延山　順性院殿(甲府綱重公生母。)御墓所の檢察命ぜられてまかる。作事の屬吏にもの給ふ。　天英院殿御位牌の慶賀に。東本願寺門跡光性より二種。千疋。　尼公へも同じく奉る。今日吹上の花園にならせらる。　兩尼公もわたらせ給ふ。(日記。間部日記。)○七日寄合永井備前守直澄が子。十助直朝はじめ。父失て其の子家つぐもの七人。備前守直澄は沒前の願により。次男久太郎直洗に采邑三千八百石の內四百石をわかつ。京に進らせ給ふ御太刀を裝飾せし鍛工。沙金袋つくりし糊工。御兜并に小旗つくりし工人に物下さる。(日記。)○八日東叡山　靈有院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。(日記。)○十日　常憲院殿山の廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)○十二日儒臣林大學頭信篤例月朔の間講筵。けふよりはじめて行はる。小石川傳通院の僧等。增上寺井に傳通院の命を用ひず。薫をむすび上裁をこひ出しかば。傳通院の心にまかせ調すべしと命ぜらる。(日記。)○十三日松平出雲守崇昌服物煩ふによより。奏者番池田丹波守輝録もて問せらる。(日記。)○十四日三緣山　文昭院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。　清揚

院殿へも同じ。出雲守義昌請まゐに治療を醫員瀨尾昌宅淳範に仰付らる。(日記。)○十五日拜賀例のごとし。京愛宕山惣代威宮に阿部豐後守正喬代參す。　御宮。　靈廟に新茄瓜を進獻せらる。紅葉山の符錄卷數を傳法院公猊より奉る。(日記。)○十八日桐間番を停廢せられ。四隊の番士六十六人。小姓組書院番の中に入られ。その番頭沼間日向守廣隆。大津驛河守勝寧。岡部和泉守長與。石川播津守盛行。建部志摩守賢明。同格中條丹波守直景。藤本筑後守利貨。組頭末高半左衛門政峯。瀨名傳右衛門貞隅。千葉兵部季佐。村上源左衛門正雕。松平一學乘有。松平又十郎親春。長田三右衛門元勝。金森六左衛門可卿。番士村上主殿某。小尾宮內信武。小尾友之進直房は寄合となる。よて桐間番の伺公せし所へは。新番宿直すべしと仰付らる。土圭間番は組頭とも五十人ゆるされて小普請にいる。その餘三十五人は今までのごとく勤番すべしとなり。秋元但馬守喬知の邸にて万石以上血誓あり。(日記。)○十九日濱の御殿いまゝでは桐の間番頭所管なりしが。この後は目付鈴木伊兵衛直武。間宮叡貞方好あづかるべしと命せらる。今日令せられしは。婦女の衣服。今よりのち小袖は公用といふとも價銀五百目を限り。万石以上の用は四百目。その他は三百目より高價の品覺べからず。帶類其外もこれに准じ。價を低て賣ひさぐべし。絽紬に限らず。下品の物に縫鹿子など不相應のものは。たとひあつらふるものありとも。製造することあるべからず。男女衣服の次子伊之助あらたに百石給ふ。(日記。)○十七日紅葉山　御宮に阿部豐後守正喬代參す。　御宮。　靈廟に新茄瓜を進獻せらる。紅葉山の符錄卷數を傳法院公猊より奉る。(日記。)○十八日桐間番を停廢せられ。四隊の番士六十六人。小姓組書院番の中に入られ。その番頭沼間日向守廣隆。大津驛河守勝寧。岡部和泉守長與。石川播津守盛行。建部志摩守賢明。同格中條丹波守直景。藤本筑後守利貨。組頭末高半左衛門政峯。瀨名傳右衛門貞隅。千葉兵部季佐。村上源左衛門正雕。松平一學乘有。松平又十郎親春。長田三右衛門元勝。金森六左衛門可卿。番士村上主殿某。小尾宮內信武。小尾友之進直房は寄合となる。よて桐間番の伺公せし所へは。新番宿直すべしと仰付らる。土圭間番は組頭とも五十人ゆるされて小普請にいる。その餘三十五人は今までのごとく勤番すべしとなり。秋元但馬守喬知の邸にて万石以上血誓あり。(日記。)○十九日濱の御殿いまゝでは桐の間番頭所管なりしが。この後は目付鈴木伊兵衛直武。間宮叡貞方好あづかるべしと命せらる。今日令せられしは。婦女の衣服。今よりのち小袖は公用といふとも價銀五百目を限り。万石以上の用は四百目。その他は三百目より高價の品覺べからず。帶類其外もこれに准じ。價を低て賣ひさぐべし。絽紬に限らず。下品の物に縫鹿子など不相應のものは。たとひあつらふるものありとも。製造することあるべからず。男女衣服の

上令勘定役巡檢村里

下廢桐間番

下繼統誓詞　上定處刑禁止之月日

下衣服之制

外。今より新奇の染物織物仕出すべからず。すべて近年婦女の衣服華美をつくすのみならず。外國より來る織物糸類をはじめ。縫染の工費倍し。高價に至る事尤然るべからざるをもて禁ぜらるゝ所なり。或は絽布の類を出して。金絲縫箔鹿の子等のみ申付。その價を制のごとくひきあはせ。あるひは數品の價を合せて一品の代銀とし。あるは珍奇の染いろ。紋ぐらを人の好みにまかせ製造するより。制令もやぶるにいたれり。いまよりのち令にそむくものあらば。嚴刑に處せらるべし。たとひいづ方よりあつらへ來るとも。制禁のものうけがふに及ばず。もしいなみがたきとあらば。速に町奉行所にうたへ出べしとなり。また近年長崎に異國より渡り來る糸類もともしく。京の職工生産を失ふよし。前代聞しめされ。國產の糸をも兼用ふべきむね去年令せられき。しかるに絽紬絽布の商人等が申は。廿年このかた京へ送る糸の數倍し。各國より產する絽紬絽布の數減じたり。若京工國糸を用ふる事停禁せられば。絽紬絽布の價は自ら減ずべしとなり。絽紬絽布の數減ずる事然るべからずといへども。異國より來る織物糸類減じ。工人すきはひを失ふにと又しかるべからず。よて前代盛慮もて令し下されしとなれば。いまより後もいよ〳〵職工は國糸を兼用ふべし。よりては今までいと絽つゞり出したる國はさらなり。その他公料私領のわかちなく。桑蠶にはき地にては。糸わたあまた仕出し

下繼統誓詞

下令三家朝會外每月一回出仕　上織物之制　下諸門番備之制

なば。その地の利潤たるのみにもあらず。數年のいちは織物糸類幷に絽絽紬のためにもしかるべし。たゞし蠶桑の地宜を見しり綿糸製造するとは。士農のしりわくべきにあらざれば。これらをひさぐ商人等その心すべしとなり。よて後閤の女房等へも老臣令を傳へしは。今度小袖の價等を減ぜられしにより。献物贈遣も花麗に過ず。すべて浮奢なからん樣にすべしとなり。(日記。間部日記。)○廿日東叡山　大猷院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)○廿一日評定所にて御家人血誓あり。(日記。)○廿二日三家のかた〴〵出仕あり。けふよりはじめて。朝會の外に每月一たび出仕せらるゝ事となりぬ。また書院番。百人。先手の頭に令せられしは。去月廿八日下乘橋に乞丐のものいりしをとゞめ誡。目付に遣する事遲滯す。今より後は速に目付に告て指揮を待べし。さきざきより道に迷ひ郭門の中に入もの。糺問してうたがふかたもあらず。その主またはその居里などさだかなるは。目付に告ずかへしたるよしなれど。このごとくは下乘橋の外番所前まで入りしは舊によるべし。橋より中にいりしははやく目付に遣すべしとなり。又大手內櫻田の門番に令せられしは。番所出入の事。彌心いれて門內にものやしき者入しむべからず。もし道をあやまりて入しものあらば糺察し。その主并居里さだかなるは。舊によりかへしやるべし。あやしげなるものはさらなり。ぬしなく居里さだかならず

下屋敷改

ざるは。速に目付に達し指揮をうくべしとなり。(日記。)○廿四日三條山　台德院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。松平出雲守發昌こふまいに。治療を營員數原通玄宗達に仰付らる。(日記。)○廿五日水野軍人正忠直封地にて病臥せり。よて其子中務少輔忠周に看侍のいとまをたまふ。若王子。住心院。多賀尊勝院に例年初穗の金銀給ふ。　一位尼公よりもつかはさる。(日記。間部日記。)○廿六日新に春屋營造なりしをもて。目付鈴木伊兵衛直武。間宮親賀方好に金二枚。時服一襲をたまふ。醫員數物差あり。水野軍人正忠直こふまいに。醫員熊谷玄與直輝に治療を命ぜらる。(日記。)○廿七日水戸中納言綱條卿の北方小石川の第に遷居あるをもて。綱條卿に鮮魚。北方に二種一荷をつかはさる。　天英院殿。　月光院殿。瑞春院。竹姫の御方々。法心。遊淨。壽光の三尼よりみな賜り物せらる。かなたよりも一種奉らる。(日記。間部日記。)○廿八日月次なり。秋元但馬守喬知先導し。牧野伊勢守忠列御刀とりて袋に出たまひ拜賀あり。阿部備中守正邦が子宮之助正福初見す。　禁裡附小宮山庄九郎昌方が子喜之助昌尊またおなじ。讃岐國金毘羅權現別當金光院權僧正宥山。京嵯峨法輪寺有尊。長崎大音寺貞雅始め。遠國の寺社ならびに醫者。權太職。撿挍。伴一皆御繼紙を賀す。養仙院御方用人森與五左衛門盛澄が子宮內盛州小十人組より小姓組にうつる。(日記。)○廿九日高家中條山城守信實もて。日光准后公辨法親王に新藏料銀百枚をくらせらる。けふ令せられしは。今度屋敷改の役を賜き。府は石河三右衛門政鄕。山岡傳五郎景親。細八郎右衛門直方。井上筆人正納。本所深川は飯田四郎左衛門重治。諏訪源六郎盛就に命ぜられしかば。武家寺社町家等この人々にはかりて。節々のごく注記しいだすべし。あるは新役の邸宅。寺社市井など先例を熟知せざるは。猶さら指揮をこふて。逐捋あるべからずとなり。(日記。)○晦日鐵炮方井上左大夫正次が養子主膳正房。養仙院御方用人山高八左衛門信賢が子小姓組兵助信禮。寄合上田周防守重則が子主殿義鄰はじめ。父沒し其子家つぐもの七人。主膳正房は父の原職をつがしむ。ここたび近衛太閤基熙公の女八十君に三百石をたまふ。これ　前代の御遺命なりとぞ聞えし。(日記。)

◎この月令せられしは。市井屋形船の員數。寶永三年百艘とさだめられ。その時船主に烙印札をさづけおき。なをまた此度査撿し。その札一枚づゝさづけ。いよ〳〵百艘とさだめらるゝにより。員外の船一艘も設置べからず。市井の制に造りたる武家の屋形船。その家より臨に達したるうへ。よしあるはこれも其札をさづくべし。武家の船たりとも。札なきはあづかりをくべからず。二挺立三挺立の日除ぶね。河船方の官用あるにより。三十艘とさだめられ。これも烙印札をさづけ置ば。その餘はかたく造べからず。かく定めらるればよくこの旨守るべし。不時

上訟訴用紙
下寺社奉行本多忠晴評

下定屋形船日除船數

に更をめぐらし査撿せしめ。もしそむくものあらば。船主はとがめかうぶり。名主家主はいましめらるべし。たとへ札ある船なりとも。更のみめぐるとき其札をかけ置ざるは。札とりあぐべしとなり。又市井より三艘に申出る事あるとき。さしあたりたるとは。その實法だにさだかならば。紙はいかにも麁なるを用ゆべし。後來に備ふべき券書は。これまで用ひ來りし紙にかきて出すべし。市井のとあづかふものらがもとにおさめなくも。おなじく麁紙を用ふべしとなり。(大成令。)　○閏五月朔日月次の朝會あり。阿部豐後守正喬先導し。宮原刑部大輔氏綏御刀をもちて白木書院に出給ふ。拜賀例のごとし。松平陸奥守吉村日光山より歸謁す。　凌雲院實觀は東叡山學頭并に大僧正を謝し。山王則當觀理院晃岳は入院并に權僧正を謝す。京上下の加俊。貢船の社人は御造營を謝し卷數祿を獻る。寄合松平又十郎親春が子又太郎親元。松平兵藏政穀が子一郎右衛門昌俊。土方親貞久長が子主膳久保はじめ初見するもの六人。永井備前守直澄が遺物石州直綱の刀を。その子十助直朝より奉る。(日記。)○二日評定所にて御代替血誓あり。(日記。)○四日京の御使せし松平下總守忠雅。高家織田能登守信門歸りて。宿老井に間部越前守詮房に謁し。　勅答をのぶ。叡慮により下總守忠雅は少將にのぼり。能登守信門は從四位上の加階す。忠雅は羽織茶宇嶋。信門は羽織を獻す。　兩尼公にも獻物あり。(日記。)

下繼統晉詞

下繼統晉詞

上繼統晉詞

○五日御繼統の賀にまいりし遠國の寺社人に時服下さる。(日記。)○六日日付の腦更に。入參の事并に銀改鑄の事命ぜらる。御側。高家はじめ近習の輩に時服下さる。寄合新井筑後守君美も御前にておなじくたまふ。(日記。間部日記。)　○七日奏者番兼寺社奉行本多彈正少弼忠晴病もて兩職をゆるされ原班に復す。松平對馬守近禎。その弟舍人近苗に慰米五百俵あたへて御家人たらしめんとをこふまいにゆるさる。松平出雲守發昌が病重により。辭せずして藥あたふべきむね。醫員吉田意安宗恬に仰付らる。阿部豐後守正喬が宅にて萬石以上血誓あり。(日記。)○八日東叡山　殿有院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。(日記。)○十一日こたび八十君御かたに所領進らせられしもて。　一位尼公より一種進らせ酬し給ふ。法心院の廢敷番頭齋藤權右衛門忠矩元方納戶頭となり。加秩百俵たまふ。けふも評定所にて醫詞あり。小普請小林半之丞某十三年さき小十人組番士たりし程より。身の行ひのたゞしからざるをもて旗斥せられしが。そのゝち行ひをあらためず。親戚にうとまれ。僕一人もめしつかひ能。住所もさだめず。駒込村農民の家かりてありしに。其家かしたる冤助とその姪聟入助とあらがひ二人に手負せ。入助は遂に死したり。はじめ罪ゆるされし後行をもあらためず。家祿たまはれる身にて。僕從もめしつかはず。卑賤のもの、家をかり。かれらを敵とし見苦さふるまひ

せし上は。重科に處せらるべけれど。入助すでに死したるうへは。御家人もて雜人の下手人にあてらるゝ疑あるをもて。一等を減じて遠流に處せらる。(日記。)〇十二日三番頭。新番。納戸番の頭。腰物奉行に。この秋所屬番士弓馬の技をこゝろみらるべしと仰下さる。小十人頭には番士弓馬をつとむべしとなり。この年の十月遠州篠原の海邊を紀の商船の過しとき劫掠せし篠原。坪非岡村の土民等。死刑に處すべしといへども。前代大漸にのぞませたまひし時。罪人等みなつみを減じて裁斷すべき旨御遺命ありしをもて。十五人は遠流。三十六人は追放たる。(日記。)〇十四日三緑山　文昭院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。　清揚院殿にもおなじ。この日令せらるゝは。近頃寺社開帳のとき。夜中大燭籠あまたかゝぐるは火災のためよからず。この事さま〴〵はなかりしが。近年やゝ倍増したれば。かたく停禁すべしとなり。(日記。大成令。)〇十五日阿部豐後守正喬參引し。堀川兵部大輔廣益御刀さゝげ。白木書院に出給ふ。藤堂和泉守高敏參覲す。秋田信濃守輝季三河國吉田橋助役はてゝ歸り謁す。寄合木原因幡守清白。小姓組西山十右衛門昌淳もおなじ。信濃守輝季に時服五襲。因幡守清白。十右衛門昌淳に金二枚。時服三たまふ。松平市之丞近苗めし出され初見し奉る。京東寺惣代金勝院權僧正朝海。熊野新宮惣代甚光坊謁。澄御繼統を賀し奉る。けふ令せられしは。近郊農地に設けし廓

上禁寺社開帳之際點大燭籠

下月光院合力金

上令町奉行管近郊市廓(舊隸屬代官)

下松平義昌卒

上青木重矩致仕

下繼統賀詞

枚を給ふ。一族攝津守淺行。其子日向守義孝をば使番覓新太郎正尹してとはせらる。また攝津國麻田領主青木甲斐守重矩致仕の請をゆるされ。其子民部一典に所領一万石襲しむ。この重矩はもとの甲斐守重正が子にて。延寶三年五月十八日初見し。元祿六年十月十一日家つぎ。寶永六年四月十五日叙爵し甲斐守と稱し。致仕ののちは封地にすみ。六十五歳にて享保十四年三月廿七日うせぬ。(日記。藩翰譜續編。)〇廿三日三家の方々出仕して御けしきうかゞはる。土井周防守利益大病によて。こふまゝに醫員吉田意安宗恬に治療命ぜらる。(日記。)〇廿五日小十人組窪田三右衛門某。小普請寄多村智庵某。新番大岡市郎左衛門重則が子善兵衛某傳戚せるをもて遠流し。大番万年彌一右衛門頼佐が弟久五郎某これに座し追放たる。その他罪蒙るものあり。元方金奉行諸星清左衛門盛明。杉庄次郎宗貞贓罪にて職うばいる。代官鎌島一郎兵衛敬が子作左衛門長敷父が隷下遠江國篠原の海邊にて土民商船を掠奪せし事。屬吏にのみまかせたるをもて。罪蒙るべけれども。前代罪を減ずべきむね御遺命によりゆるされて。隷下の地を外にうつしかへらる。(日記。)〇廿七日水紀兩卿より土用を候して物奉らる。兩尼君。竹姫の御かたにもおなじ。また松姫の御かたの喪制をとはせ給ひ。檜重をなをらせ給ふ。(日記。間部日記。)〇廿八日月次なり。つれの御座にて松平下總守忠雅に左定行の御刀たまはりいとまをくだされる。かくて阿部豐後守正喬御先を導き。柳生播磨守久壽御刀とり。白木書院に出たまひ。松平陸奥守吉村はじめ拜賀例のごとし。松平長門守利興はじめ參覲三人。常陸國水戸常福寺寺嫂入院を謝し奉る。青木甲斐守重矩が得物として守家の刀を獻ず。この日土用を候せられ。　禁裡。　仙洞に氷様を進獻あり。　御宮。　靈廟に新米を供御したまふ。又大老。宿老。御側用人。少老。御側に縮布を給ふ。(日記。)〇廿九日父死して其子家つぐもの十人。日光准后公辨法親王土用を候じ懇香をさゝげらる。　兩尼公にもおなじ。井伊播部頭直該。宿老。御側用人より晏候をもて檜重。少老より瓜を獻ず。また近衛大閤基熙公に榊葉。鹽鴨。前攝政家熙公に鹽鴨ををくらせたまふ。今曉阿部豐後守正喬邸にて。万石以上御繼統の血脈あり。(日記。間部日記。)〇六月朔日朝儀例のごとし。井上河内守正岑先導し。牧野伊勢守忠列御刀もち白木書院に出ます。小笠原右近將監忠雄。吉田伊豆守幸道參覲す。また京醍醐寺信空。貝塚弘教院了友。京蓮宗十六か寺惣代妙顯寺日啓御繼統を賀し奉る。徒頭江原與右衛門全玄宇治採茶はてゝ謁す。數寄屋の徒もおなじ。下田奉行北條新左衛門氏如赴任のいとまたまふ。(日記。)〇二日尾張中納言吉通卿の制中をとはせ給ひ。小姓組番頭戸田肥前守政峯もて熟瓜をたまふ。(日記。)〇五日御代替を賀せし遠國の寺社人に時服をたまふ。(日記。)

○七日不時朝會あり。井上河内守正岑御さきをみちびき。中根石以上誓詞あり。(間部日記。年錄。日記。)○十日東叡山常大隅守政利御刀さゝげ柒木書院に出給ふ。酒井左衛門佐忠眞憲院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)○十一日臨時朝會あり。井上河内守正岑先導し。宮原刑部大輔氏棟御刀さゝげ始め。參覲の拜謁するもの十九人。この日先手頭秋山十右衛門黒木書院に出たまひ。就封のいとま給はるもの三十人。織田越正輔病免して寄合となり。小姓組櫻井庄之助勝次これにかはる。京坂兩職に歸使もて雛子を下さる。間部越前守詮房。本多中務大輔忠真より。署中の御けしき伺ひて熱瓜を奉る。一位尼公をはじめ。例の方々には繍を進らす。(日記。間部日記。)○八日東叡山　暇有院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)○九日松平兵部大輔清武に綱五端をたまひ。御側高家はじめ近侍の人々にもおなじ品たまはる。けふ令せられしは。近年長崎になくる所の銅。其數ともしきをもて商賈滯り。唐物の價たとくなるにより。去年大坂の銅吹屋等より。長崎にをくるべきよし令せられたり。しかるに一兩年このかた。諸國より大坂に出す銅數減ずるによて。各地の銅山を糺察ありしに。山元または他所にても蓄置。あるはひそかに遁出するよし聞ゆ。國々にて銅を調度に用ゆる事もあれど。これはそのかぎりもあり。近年私賣のおすまざるになれば。これまで古より寶來りし所はそのまゝにして。其他は大坂吹屋に出し賣渡すべし。こは公用のみにもあらず世上のためなれば。各國銅山はさらなり。その他の地にても蓄置ずうりはらふべき旨。公料私領とも銅山のものら〳〵令すべしとなり。けふ井上河内守正岑の邸にて萬

禁銅私賣

上

○十日山王權現祭禮によて。吹上の御覽所にならせ給ひれ

下水野忠直

中務少輔忠周に原封七万石を襲しめ。二男宮内忠照に廩米二千俵をわかち給ふ。この忠直は故の出羽守忠職が嫡男なり。万治二年十一月十三日はじめて謁し奉り。寛文六年十二月廿八日從五位下に叙し中務少輔と稱し。八年八月廿一日父が遺領をたまひ。ことし五月二十八日六十二歳にて卒す。(日記。藩翰譜續編。)○廿三日代官万年七郎右衛門頓治。平岡五左衛門某。近山清左衛門安敬。平岡四郎兵衛道房奉職無狀により。職うばはれ遠慮を命ぜらる。今夜甚雷。諸老臣出仕して御けしきを伺ふ。(日記。)○廿五日紅葉山　文昭院殿靈廟鰹初斬初あり。井上河内守正岑をはじめ。事にあづかるともがら監臨す。小笠原右近將監忠雄もおなじ。(日記。)○廿六日端午の御内書を頒たる。(日記。)○廿七日日付佐橋左源太佳周病免して資合になる。(日記。)○廿八日月次の朝會例のとし。井上河内守正岑先導し。堀川兵部大輔廣益御刀とり。白木書院に出給ひ。群臣拜賀規のとし。松平伯耆守資俊始參觀三人。小笠原遠江守忠基就封の暇たまふ。近衛太閤基凞公使もて太刀。銀馬代。紗綾五卷。箱着さゝげられ。八十君方に所領給はりしを謝せらる。別に晒布。有。檀代。前攝政家凞公有。檀代。內大臣家久公も同じ。八十君より紗綾十卷。二種一荷。按察の方より有。檀代進らせられ。基凞公より　天英院殿に紅白紗綾五卷。　月光院殿に三卷。各箱着そへて奉らる。八十君よりも同じ。また屋敷にて

上繼統誓詞

下繼統誓詞

下高家大澤基隆被禮職

上繼統誓詞

下繼統賀詞

家憲公より寒燒餅。糟漬。家久公より糟漬。姫君もおなじ。滿君（日記。岡部日記。）○二日　禁裏に驛使もて初鮭を進らせ給ふ。評定所にて御繼統の賀詞あり。大和國龍田本宮の社人安村喜右衛門に令せられしは。其祖先は慶長の頃より數世大和川漁船の事を支配したるに。十七年さき立野村の農民等抽稅を奉らんとて請申ければ。漁船を農民に屬せられき。よりて喜右衛門世業をうばはれ。艱困するのみならず。これまでかの船稅をもて龍田社頭の修理をなせしに。そのこともとゝのはずとなげき申いてしかば。こたび糺察ありしにその申所にたがはず。すでに　前代諸國の抽稅ゆるされしときもれおひ出しかど。ゆへありていまだ聞あげざりしぞ。こたび古例に復し。漁船支配のこと喜右衛門へかへしくだされ。船稅をもゆるされれば。そをもて社頭修復のこと怠るまじとなり。また猿樂等へ令せられしは。奈良春日兩殿の神事能には。三座の猿樂井にその腦まかりて。その技をなすことなるに。近きころは官事に託し座にとゞまり。あるは病のよし申て。まからぬも多ければ。かしこには賤工をやとひ。その用にあつるがゆへに。祭儀も薄きに至れり。このほどは府にとゞめらるゝ事あらざれば。今はりのち猿樂井に所屬いときまたはらば。すみやかにかしこに赴き。神事をつかふまつるべし。若大病かまたはやみがたき事故あらば。とくその事をうたへ出。其事にたゆべき子あらば。その子をつかはすべし。子なきものは。所屬の中にてさゝ

下令安村喜右衛門支配大和川漁船

下猿樂之制

下松平義昌

つとめ來りしものをえらびかはらしむべしとなり。（日記。）○三日御誕辰によて群臣に餠酒をたまふ。　月光院殿より二種一荷奉らる。井伊掃部頭直該はじめ諸老臣よりも獻物あり。同じ御祝により。根津權現に干鯛。昆布。行器。酒樽。金五百疋遣さる。あり。稻荷社にも同じ。（岡部日記。）○四日日光准后公弁法親王薨夕を賀して二種二荷獻ぜらる。　兩尼君にもおなじ。○五日令せられしは。諸隊の與力同心手代など祠員あるとき。あるひは私のよしみをもて召抱へ。或は財貨をむさぼるたぐひもあり。よて月俸など給はるまじきもの入交りあるよし聞ゆ。すでに官長命ぜらるゝ時の條約にも。しかるべき者をえらむべき旨のせられしに。糺察をろそかなりと見えたり。此後さるものあらば。官長の過失をたゞさるべしとなり。又御繼統を賀せし遠國の寺社人に時服をたまはる。また今まで代官の子ども官事の券に加印せしが。このゝちとゞめらるゝよしを命ぜらる。小普請より小普請方の書記二十二人を命ぜらる。これ新置の職なり。）新番頭安藤治右衛門定房日光山に盂蘭盆の御使奉る。（日記。）○六日　院に鮭を進獻あり。三家ならびにその他の家々より。七夕をほぎて鰯料を獻ず。　兩尼公にも同じ。竹姫君にもまた同じ。故松平出雲守義昌が子右近將監義

下諸隊與力同心闕員填補之制

下土岐賴殷致仕

上停止代官子加印

上置小普請方書記二十二人

方に原封三万石をつぎ。奥州築川の領主たらしむ。この義昌は尾張大納言光友卿第三の子にて。寛文五年八月十三日初見し。御家號をゆるされ。六年十二月廿八日從四位下左少將に叙任し出雲守と稱し。天和三年八月四日所領の地三万石をたまはり。こと七閏五月廿日うせぬるなり。とし六十三。また駿河國田中城主土岐伊豫守賴殷致仕の請をゆるされ。其子丹後守賴稔に原封三万五千石をたまふ。この賴殷はもとの山城守賴行が第二子にて。承應元年六月廿八日初見し。　殿有院殿につかへ奉り小姓となり。寛文七年十二月廿八日叙爵して伊豫守と稱し。十二年四月九日小姓組の番頭となり。小姓をも兼たりしが。兄左京亮賴長多病なりしかば。延寶六年五月父が嗣となりて兩職をゆるされ。八月十六日遺領をつぎ。元祿三年十二月三日奏者の事奉り。四年正月十一日大坂の城代に補せられ。所領出羽國上山を轉じて攝津河内越前等のうちにて一万石を加へ。あはせて三万五千石をたまふ。十四年江戸に參りし時。十月廿八日從下の四位にのぼり。班をすゝめて京の所司代に進ぜらる。かくて年すでに七旬にあまりて。いたはる所さへ多かりければ。正德二年の夏職どかんを請申たりしに。のぞみのごとくゆるされ。今の城をたまひ。けふ致仕してのち。享保七年九月廿二日八十一歳にて卒す。この日尾張黄門吉通卿の北方の喪制をとゝせたまひ褒恤を下さる。（日記。落穗諸綴編。岡部日

記。)○七日星夕の佳儀あり。秋元但馬守喬知先導し。中根大隅守正利御刀とりて大廣間に出給ふ。群臣例のまゝに拜謁し奉る。(日記。)○八日東叡山　殿有院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。(日記。)○九日　禁裏へ獻ぜらるゝ八朔の御馬ひきてまいるものに銀たまはる。表高家品川小五郎範增わづか二千石にてさせければ。其家のぞかるべしといへども。祖先の筋目なもて。もとの職前守伊氏が弟小三郎信方に采邑千五百石の內三百石を下され。表高家の列になさる。又秋元但馬守喬知のもとにて万石以上血脈あり。(日記。)○十日東叡山　常憲院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。(日記。)○十一日不時の朝會あり。松平加賀守綱紀に來國次の御刀。御馬を下され就封のいとまたまふ。かくて秋元但馬守喬知御先をみちびき。宮原刑部大輔氏義御刀とり黑木書院に出給ふ。松平備後守利章就封の暇給ふ。使番倉橋三左衞門久悅が養子太郎左衞門久任。勘定吟味役萩原源左衞門美雅が子久次郎雅忠。寄合松平筑前守定昌が子左膳定郷。鈴木八左衞門安通が子新次郎勝盈はじめ。初見すべきもの十二人。土岐伊豫守頼殷致仕後の得物として。長元の刀を獻じ奉る。　天英院殿へ西三條右大臣公條公薨の古今集。　青月光院殿へ同筆伊勢物語を獻ず。松平出雲守浚昌が遺物備前國則房の刀を獻じ。　一位尼公へ飛鳥井大納言雅親卿筆の古今集。　月光尼君へ西三條右大臣公條公筆の後拾遺集。其子右近將監義方より奉る。けふ寄合勝田帶刀典愛。左京元著。細井元淳を御座間にめして拜謁を給ひ。銀子の御かた衣。茶壺縞の御袴地を下さる。また生身玉の御祝に獻り物賜はりもの品々あり。(日記。御部日記。)○十二日肥前國唐津城主土井周防守利益が子出雲守利實に遺領七萬石をつがしむ。此利益は故遠江守利隆が二男にて。万治元年九月七日父が所領わかちたまはり一萬石を領し。其月廿一日初見し。寛文二年十二月廿七日從五位下に叙し周防守と稱す。しかるに宗家帶刀利久早世しければ。その家たゆべかりしが。祖父大炊頭利勝が功をおぼしめされ。利益に多くの地くはへられ。下總國古河の城にうつされ宗家をつぎて。天和元年二月廿五日志摩國鳥羽の城にうつり。三年二月七日奏者番となり。元祿四年三月九日今の地にうつり。十年五月職ゆるされ。寶永五年十二月廿八日從四位下に叙し。ことし齡五月廿五日六十四歲にして卒せり。(日記。寬翰譜續編。)○十四日盂蘭盆により。寬永寺の諸堂諸廟に阿部豐後守正喬代參し。增上寺には井上河內守正岑代參す。けふ目付平岡市右衞門資明。山川安左衞門忠義。三嶋清左衞門政爽。大嶋因幡守義全御前をとゞめらる。これは昨夕褒にならせ給ひし時。納戶の局に誰も居合せざりしとぞ。いぶかしなり。つゐにならせ給ふことなければ。かれて心してあるべきをゝ。さなきはこゝろとゞがさるとてなり。其他の輩もいよ

いよ心いれはからふべしとなり。膳物番の局中にても整高に下命金地院ありしをもて。宿直の番士六人遠慮を命ぜらる。(日記。)○十五日げぢ例の御祝によて蓬飯を供す。かたくにもおなじ品つかはさる。東叡。三緣の兩山に盂蘭盆の布施をたまふ。東叡には高家織田讚岐守信明もて。准后公辨法親王に時服二十。凌霄院大僧正實觀に三。執當兩人。別當入人に各二。三緣山には奏者番池田丹波守輝綠御使し。大僧正祐天より銀二百枚。時服十。役者靈旭。祖歷に十枚。二づゝ給ふ。(問部日記。日記。)○十六日生身玉の御祝に。　月光院殿へ御使して物進らせらる。　尼君よりも鯛を奉らる。松平民部大輔吉元が子左門元陣うせければ。奏者番土井山城守利意もて吊慰し給ふ。問部(日記。日記。)○十七日紅葉山　御宮に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)○十八日使番成瀨吉右衞門正起駿城の城番となり。加秩ありで二千四百石になさる。寄合松浦酒之亟信英。小普請蒔田讚岐守廣蕃。酒井內藏助忠眞ともに使番になり。中奧番酒井與左衞門重賢小十人頭となり。小十人頭久津見又助充信病免して寄合となる。(日記。)○十九日新番頭安藤治右衞門定房日光山より歸り宿老に謁す。(日記。)○廿日東叡山　大猷院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。坂城の定番水野肥前守忠位大病によて。養子登岐守忠定看侍のいとまを給ふ。(日記。)○廿一日甲斐國身延山　順性院殿(清揖院殿御生母。)の廟修理

下繼統晉詞
下命金地院
寫國阿日記
異國日記

下西尾忠成致仕

下老中大久保忠增罷

加へられしによて。事にあづかりし匠作の下吏等褒賜行はる。けふ評定所にて御繼統の血誓あり。(日記。)○廿二日さきに金地院に命ぜられし國師日記。異國日記を繕寫してたてまつりじをもて。其事にあづかれる僧徒等に銀子を下さる。致仕土岐伊豫守頼殷所領駿河國田中におもむくとてこふまいにゆるさる。(日記。)○廿三日遠江國橫須賀城主西尾隱岐守忠成致仕の請をゆるされ。其子播磨守忠尙に所領二万五千石をつがしむ。この忠成はもとの丹後守忠照が子なり。承應三年十二月廿二日二歲にて父につぎ。叔父主水忠知に所領の地五千石をわかち。寬文元年三月八日初見の禮をとり。七年十二月廿八日叙爵して隱岐守と稱し。延寶三年叔父忠知うせて子なかりしかば。所領をかへしつけられ。七年九月六日封を轉じて。駿河國田中より信濃國小諸にうつり。天和二年三月九日今の城にうつる。致仕の後祥風と號し。この十月十三日六十一歲にて卒せり。奏者番池田丹波守輝綠行歩なやみありとて職ゆるさる。代官の子父の座もて召出され。大番に五人。小十人組に十四人入る。(日記。寬翰譜續編。)○廿五日井伊掃部頭直該ふたゝびにより浴泉の御ゆるしあり。大久保加賀守忠增もこふまいに老職をゆるされ。また小納戶竹田源次郎忠雄して病をとはせたまひ。綿菓を下さる。ことたび　仙洞御落飾あるをもて賀物まいらせらる。　禁裏に羽二重五十疋。二種二荷。　上皇に縮緬五十

卷。三種二荷。　新女院に紗綾三十卷。一種一荷。　天英院殿より　大内に縮緬三十卷。二種一荷。　新女院に羽二重二十疋。一種。　月光院殿より　内に紗綾二十卷。一種一荷。　院に羽二重二十疋。一種一荷。　新女院に縮緬十卷。一種なり。(日記。間部日記。)○廿六日前宿老大久保加賀守忠增卒しければ。喪者番士并山城守利意もて其子大藏少輔忠方に香銀百枚を給ふ。老臣辭職の後うせたるに香銀たまはるも特例とぞ聞えし。このほど尾張中納言吉通卿病のよし聞えたるが。俄に重られしかば。少老島居伊賀守忠英して御尋あり。(日記。間部日記。)○廿七日よべ黄門吉通卿うせらる。よて群臣いて〳〵御けしきを伺ふ。嘗作は三日。音樂は七日停廢せらる。よてその嗣子五郎太のかたへ阿部豐後守正喬御使して吊慰せられ。　天英院殿。月光院殿よりも同じ。簾中松姫にも同じく御尋あり。水戸紀伊兩卿。松平攝津守義行。大隅守通顯。左近將監義方。日向守義孝。安房守通温。但馬守友著にも各御使もてとはせ給ふ。水紀兩卿出仕せられ。日光准后よりも使奉らる。また端春院の御かた父の周忌なれば。花瓶に檜重をくらせたまひ。　兩尼公よりも各檜重進る。(日記。間部日記。)○廿八日月なみ朝會を停廢せらる。此ほどのことによてなり。五郎太のかたへ土屋相摸守政直もて香銀千枚を給ふ。　一位尼公より五十枚。　月光尼君より三十枚。端春院。竹姫の御方より各二十枚。法心。蓮淨。蓉光の三尼より各十枚づゝ。みな使もてなぐらる。(日記。)○晦日松姫君の制中をとはせ給ひ。檜重をくらせらる。後閣の方々よりも同じ。(間部日記。)◎この月勘定の局に令せらるゝは。公料租稅撿察の事。每年秋末に至り。勘定組頭年番を定め。簿册とゝのふるより開ゆ。租稅は秋の豐歉のみにも限らず。參また菜蔬の類各國の土宜を考る爲にもよれば。農民艱困に及ばざるやうにはかるべきとなり。當分その事にあづかりしのみにては。こゝろとゞかざる事もあるべきにより。これより後は春よりその年の番をさだめ。年中の次第つまびらかに撿點し。稅額をさだむべし。堤防營築の事。代官より呈する簿册を。直月の組頭受とり査撿するよし開ゆ。一時の官事とは品替り。簿册に註記してことはり立たるのみにてはしかるべからず。每事詳悉にあるべければ。今より老練のものをえらびて其年の番をさだめ。あるはしばし官費ますとも歲月をふるか。あるは官費をはからひてためらひ置たぐひ。そのさまいく重にもあるべき事なり。とかく始終の浮費なからんやうこゝろ得むと專要なり。されば直月かぎりの査撿にては詳なるべからず。そのときによりてはとしをかさねてうけばりつかふまつるべしとなり。(大成令。)

有章院殿御實紀卷五　正德三年八月にはじまり九月に終る

○八月朔日當日の慶會あり。阿部豐後守正喬御先を導き。柳生播磨守久通御刀をとり表にいて給ふ。水紀兩卿はじめ万石の諸侯はいふまでもなし。三千石以上の人々まで各太刀目錄獻じ奉る事例のごとし。兩卿より　兩尼君へ各一種一荷奉らる。竹姫君にもおなじ。(日記。)○二日評定所にて御繼統の賀詞あり。尾張五郎太のかた喪制を問せたまひ。御側北條對馬守氏澄もて檜重を給ふ。簾中のかたへも同じ品進らせたまふ。(日記。間部日記。)○三日少老久世大和守重之宿老にのぼる。御側大久保山城守常春少老になり。同職松平大藏少輔勝以坂城の定番となり。三千石加秩ありて壹万二千石になさる。御側並三枝攝津守守相。久貝因幡守正俊御側になる。かくて阿部豐後守正喬御先をみちびき。本日諏岐守正房御刀とり表に出給ふ。松平和泉守乘邑參覲し。稻葉內匠頭正往就封の暇給ひ。土井大炊頭利實。四尾播磨守忠尚襲封を謝し奉る。西尾隱岐守忠成は致仕の得物とて來國俊の刀を獻ず。又土井周防守利益が遺物左文字の刀。幷に面綱といふ茶壺を其子大炊頭利實より獻ず。天英院殿へは下冷泉大納言持爲卿筆の古今集。　月光院殿には飛鳥井中納言雅康卿筆の同集を獻る。(日記。)○四日少老水野監物忠之日記の事奉はる。(日記。)○五日　內に驛使もて新潟を獻ぜらる。寺社奉行安藤右京亮信友。松平備前守正久前代の御時公武寺社領御判物御朱印の事奉はりしが。万石以上御判御朱印は下され。その餘はとゞめらるゝをもてこのことなゆるさる。儒臣林大學頭信篤。七三郎信充。百助信智。幷に右筆のともがらに同じくゆるされ。勘定奉行大久保大隅守忠香も万石以下乘邑撿點の事をゆるさる。(日記。)○七日　院に初獎喰を獻ぜらる。非伊掃部頭直該浴泉のいとまたまひ羽織下さる。御方々よりも下されものあり。高野山大德院寂顯は前代の　靈牌安置するをもて金廿兩を給ひ。三緣山　靈廟の別當眞乘院億道に調度の費用金三百兩下さる。松平加賀守綱紀嫡封により。　兩尼公より品々たまはる。(日記。間部日記。)○八日東叡山　殿有院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。(日記。)○九日三緣山　新廟造營の奉行命ぜられたるをもて。小納戶細井藤左衛門安明。窪田彌十郎忠任はともに諸大夫になさる。藤左衛門安明は和泉守。彌十郎忠任は肥前守とめらため稱す。外科醫栗崎道有正羽は非伊掃部頭直該に從ひ。浴湯にまかるべしと命ぜらる。元方納戶頭小笠原圭馬滿孝が子左門滿忠。寄合有馬宮內則故が養子八郎右衛門則致はじめ。父死して家督たまはるもの十二人。五郎太のかた喪制を御尋ありて梨子。葛粉をたまふ。御使は御側三枝攝津守守相なり。(日記。)○十日東叡山　常憲院殿靈廟に非上河內守正峯代參

新將安久世重之轉老中、大久保常春任若年寄、松平勝以列諸侯上

繼統賀詞上

有章院殿御實紀卷五　正德三年八月　三百三十七

る。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に久世大和守重之代參す。醫員數原通玄宗達は井伊掃部頭直該が浴湯の地にまかるべきいとま給ふ。直該が請によれり。日光山に　文昭院殿靈牌月忌料米そこばくをよせ給ふ。(日記。)〇十八日　仙洞に鵞をまいらせらる。日光奉行赤松信濃守範泰病免して寄合になり。寄合松平河內守康納これに加はる。(日記。)〇十九日阿部豐後守正喬がもとにて万石以上御繼統の血脈あり。毛利讃岐守匡廣豆州伊東へ湯治のいとま給ふ。(日記。)〇廿日東叡山大猷院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。尾張五郎太のかた制中をとはせ給ひ。御側米津周防守田賢もて龍眼肉をつかはさる。(日記。)〇廿一日秋元但馬守喬知日光山　御宮修理なりしにより。かしこにまかるべき暇下され。御手づから羽織をたまふ。寄合松平駿河守信望火消役となる。けふ水紀兩卿出仕して御けしき伺はる。(日記。)〇廿二日ことし神無月　文昭院殿周圍の御法會行はるゝをもて。その事とるべき人々を命ぜらる。寺社奉行松平對馬守近禎。土井山城守利意。大目付横田備中守由松。勘定頭水野伯耆守守美なり。けふ馬場山輪にて少老大久保長門守教寬諸番の射藝を閱す。(日記。)〇廿三日久世大和守重之從四位下にのぼる。けふも吹上の馬場山輪にて。少老大久保山城守常春諸番士の射藝を閱す。さりし十六日仙洞落餝したまひ。　新女院は　女院と稱し奉るよ

下繼統奏詞

す。(日記。)〇十一日　敕額使參向により。堀長門守直佑館伴命ぜらる。よてつかふまつりざまは。さきく奉はりつるともがらにはかり。贈遣などすべて一人だちてなすべからず。惣て家人の作法よくこゝろいるべしと仰下され。目付にもかしこを見廻るべしと仰付らる。また　院より人參をもとめたまふにより。醫使もて進らせたまふ。(日記。)〇十三日寄合松平與右衛門忠成病もて致仕し。養子隼人忠位に家つがしめて小普請に入らる。(日記。)〇十四日三緣山　文昭院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。　清揚院殿にも同じ。(日記。)〇十五日月次なり。阿部豐後守正喬先導し。堀川兵部大輔廣益御刀とり白木奏院に出ます。松平若狹守吉德はじめ拜賀例のごとし。松平陸奥守吉村日光山にまかるいとまたまふ。岡部美濃守長泰はじめ參觀七人。稻葉丹後守正知はじめ就封の暇たまふもの五人。使番大久保市郎右衛門忠義駿城目付のいとまくだされる。坂城定番松平大藏少輔勝以赴任により金三千兩。駿城定番成瀨吉右衛門正起も同じ事により金二百兩各恩貸せらる。武藏の荒川。上野の利根川巡察にまかりし代官かへり謁す。この日望夜の宴によて。井伊掃部頭直該井に宿老。御側用人草花作り物。槍重。鮮鯛。少老より菓子獻ず。　兩尼公にも物進らす。(日記。間部日記。)〇十六日　禁廷に鵞を進獻せらる。佐竹壹岐守義長病もて熱海へ湯あみせむことをこふまゝにゆるさ

上繼統奏詞

し注進あり。(日記。間部日記。)〇廿四日日光權后登山により。高家京極大膳大夫高市もて葡萄一籠をくらせ給ふ。日光奉行松平阿波守康純こふまゝに金三百兩恩貸あり。(日記。)〇廿五日准后辭見せられ御纓應あり。大紋給子廿反をくらせ給ふ。御繼統の奏詞あり。(日記。)〇廿六日馬塲曲輪にて番士の射藝あり。少老大久保長門守教寬監臨す。秋元但馬守喬知日光山に發程す。尾張邸に御使し。瑞祥院のかたに葡萄一籠をつかはされ。制中をとはせたまふ。(日記。間部日記。)〇廿七日日光山

下尾張吉通

正遷宮によて。高家大友因幡守義間代參のいとまくだされ。

御宮に宗恒の御太刀。鞍馬を進獻あり。馬塲曲輪にて諸番士の射藝を少老水野監物忠之監臨す。(日記。)〇廿八日月次なり。　禁裡より八朔の御祝として進らせられし橘打枝。大高檀紙。銚子。提子を拜戴したまふ。阿部豐後守正喬先導し。中根大隅守正利御刀とり表へ出たまふ。松平周防守康豐參覲し。岡部內膳正長敬就封のいとまたまふ。加藤出雲守泰矩。寄合松平筑前守定昌。松平造酒丞康鄕駿城加番のいとまたまふ。愛宕長床防。遍明院孝純御繼統を賀し奉る。書院番頭阿部遠江守正房。組頭武田與左衛門信友井に番士駿府の成役にさゝれいとまたまふ。番士の子初見するもの十一人。書院番鯰原采女政殊組頭となる。　正遷宮により。日光准后へ銀五百枚。三種二荷。修學院宮正舜榮へ銀五十枚。靈山院慈泉。大樂院觀海に各三十枚。妙道院惠觀。龍光院榮順。光樹院眞海。智泉院惠海。無量院義空に各二十枚。法會の衆僧に五十枚。讀經僧その他役人へ各二千貫。山口圖書に銀十枚。屬吏等にも銀錢若干下さる。鍋島紀伊守元武在封に腫物わづらふをもて。其子飛驒守元延こふまゝに看侍のいとまたまふ。宗對馬守義方がもとに參會もて嫡子彦千代が死をとはせらる。(間部日記。日記。)〇廿九日尾張中納言吉通卿の子五郎太のかたに襲封の事仰下さる。この卿はもとの權中納言綱誠卿の長子にて。はじめ吉郎。また五郎太と申す。元祿八年八月廿五日。七歲にてはじめて見參せられ。十二月四日加冠して御諱の字給はり。右兵衛督吉通と稱せらる。十二年八月十三日從三位右近衛權中將にのぼられ。十四年十二月十一日參議をかけて。寬文元年十一月廿八日權中納言にすゝまれ。今年七月廿六日廿五歲にてうせ給ひしなり。松平播津守義行。大隅守通顯。右近將監義方。日向守張孝。安房守通溫。但馬守友著。伊織義武には。五郎太のかた幼稚なれば。各心づけて家國の事沙汰せしむべしと命ぜられ。竹腰壹岐守正武等の家司にも同じく仰付らる。御使は阿部豐後守正喬。紀伊中納言吉宗卿に大和守重之なり。水戶中納言綱條卿に豐後守正喬。紀伊中納言吉宗卿に大和守重之もて同じ事仰下さる。大番根來八左衛門長信。辻五郎右衛門盛居坂城戍役にて歸る時。箱根の關こゆるとて。關守のとがむるをも用ひず笠きながら通りたるとて。御

前をとゞめらる。又先手頭佐久間小左衛門信房病もて盛賤考察をゆるされ。阿部四郎兵衛次紀これにかはらしめらる。

上皇御落飾ありしをもて。京より遣らせられしものあり。主上より綸子十卷。二種一荷。　月光院殿へ紅白縮緬五疋。一種一荷。　天英院殿へ紅白縮緬五卷。各二種一荷添たり。

紬十疋。　天英院殿へ紅白紗綾九卷。一種一荷。　女院より縮緬三卷。月光院殿へ紅白紗綾二卷。　月光尼君へ紅白紗綾二卷。

一位尼公へ紅白縮緬二卷。（日記。落穂譜纂編。）◎この月令せられしは。すべて保券してかゝへし家守は家人にひとしければ。地主の命にしたがひつとむべし。もし地主の命にそむくものあらば。家人にひとしくとがめ蒙るべし。この旨よくさとしをくべし。市井宅地うりかふとき。名主指揮して證券多く出させ。且戚族また舟遊びなど望みて。饗應せしむるよし聞ゆ。これひがごとなり。謝儀はいかにも薄くし。供給はかたくとゞむべしと。さきにもさとされしに。近きころはみだりになり。妻子等迄もの贈るに至るよし。今より後はかたくこれを禁じ。組合のものにはさだめのごとくかろく物をくるべし。この後名主はいふまでもなし。市人等も謝儀の事はからひむさぼることあらば。宅地かひとりしものよりうたへ出べし。糺のうへとがめらるべし。ちかころ家主等市井の雜役その他割合のまゝに書

出し。をのれらへは過多の費用を書加へて。金銀むさぼりとることあるよし聞ゆ。いとひがとなり。いまより家守等かたく慎み。不直のふるまひあるべからずとなり。（大成令。）○九月朔日井上河内守正岑御先を導き。牧野伊勢守忠列御刀とり。白木書院に出給ふ。月次の拜賀あり。土井甲斐守利知。遠山伊豫守友由。米津出羽守政容。永井播磨守直亮大坂加番はてゝかへり謁す。本多遠江守正武はじめて就封のいとまを給ふ。大番頭松平志摩守忠明。酒井紀伊守忠恕坂城成役はてゝかへり謁す。組頭番士も同じ。（日記。）○二日明の月御法會により。安藤右京亮信友。松平采女正定基。永井伊賀守尚平。松平備前守正久增上寺勤番を命ぜらる。公卿參向あるにより。その館伴を仰付らる。　勅使は淺野土佐守長澄。　法皇使は森和泉守長直。　女院使は伊東播磨守長救なり。馬場曲輪にて番士の射藝あり。少老鳥居伊賀守忠英監臨す。井伊掃部頭直該溫泉に赴しなもて。御側用人間部越前守詮房の奉書もて尊しめたまふ。けふ寄合の人々少老の宅にて御繼統の血判あり。（日記。）○三日三家の方々はじめ万石以上の人々より。菊節を賀して時服を獻ず。

天英院殿。　月光院殿へも水紀兩卿井五万石以上の人々より銀を奉る。日光山へ驛使つかはされ。秋元但馬守喬知をとはせたまふ。（日記。）○四日井伊備中守直惟。秋元伊賀守喬房をめしてともに父の起居をとはせ給ふ。日光准后公弁法親王よ

上戒家守名主私曲

下繼統賀詞

り重九を賀して。二種一荷獻ぜらる。　一位尼公。　月光尼君へもおなじ品に護身符をそへて奉らる。（日記。）○五日

文昭院殿三緣山　靈廟上棟あり。阿部豐後守正喬直垂きてまかり。拜殿の左の座につく。增上寺大增正誡天右のかたに座す。別當。役者は後になり。北廂に松平伊豫守綱政。榊原式部大輔政邦各直垂着して座す。南廂に小姓間部隼蛟守詮之。小納戸細井和泉守安明。窪田肥前守忠任おの〳〵狩衣。小普請方麻上下。右雜は布衣きて座す。寺社奉行松平對馬守近頓。土井甲斐守利意は各狩衣。目付武藤座兵衛安英。仙波七郎左衛門道種。納戸頭武島左衛門茂孫は各布衣。大工頭片山三七郎滿國は大紋きてつく。巳刻式はてゝ三七郎滿國に義光の御太刀。鞍馬（鬣毛。）を下され。棟梁二人に銀を下さる。加藤和泉守燕桓靈廟火の番を仰付らる。日光山　御宮。　靈廟に進獻の茶壺を徒士して遣はさる。（日記。）○六日　勅額使風早宰相公長卿參向せられければ。井上河内守正岑慰勞の御使す。高家織田能登守信門添たり。久世大和守重之　勅額請取として行むかふ。高家中條山城守信實そひたり。宰相公長卿　上皇の御詞をつたふ。額は目付鈴木伊兵衛直武屬吏ひきつれ護送して本城にのぼり。大廣間大廊波間竹廊より黑木書院にもちいて宿老幷に間部越前守詮房。本多中務大輔忠真。少老をよび靈廟の事奉はりし小姓小納戸等拜覲して。それより間部隼岐

上賜勅額于文照院廟

下消防之制

守詮之。細井和泉守安明。窪田肥前守忠任添て增上寺に參る。伊兵衛直武はさきだつてかしこにまかる。日光山より巳四日　正遷宮ありし旨注進す。（日記。）○七日宰相公長卿引見あり。緋の御直垂めして。井上河内守正岑先導し。堀川兵部大輔廣益御太刀。宮原刑部大輔氏幾御刀もち白木書院に出たまふ。公長卿太刀。銀馬代。紗綾を獻じて拜謁あり。御謝詞仰出されて後。普代衆並ゐて拜し奉り奥に入たまふ。公長卿には歸京のいとまたまはり。銀百枚。時服十下され饗應せらる。宰相より　兩尼君へ紅白練緒二反づゝ獻じ。　一位尼公より時服六。　月光尼君より四をくらせらる。松平甲斐守吉里が母うせければ。奏者番水野壹岐守忠定もて御弔慰あり。日光山よりさりし五日奥院遷座の事ありと注進す。（日記。）○八日東叡山　殿有院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。風早宰相公長卿東叡三緣兩山へ詣らるゝにより。東山は松平和泉守乘邑。太田備中守資晴。四尾隆岐守忠尚。三宅備前守康雄。永井播磨守直亮。米津出羽守政容替衛し。緣山は松平周防守康雙。土岐丹後守賴稔。堀田備後守正高警衛し。共に高家。寺社奉行。目付。徒頭まかる。火災のこと奉はりし萬石以上のともがらに令せらるゝは。火あるときは。指揮をまたず出て。やけひろごらざるをむれと心いるべし。居宅に風めしきか。または近隣のときは。家にありてふせぐべし。たとひ外にありとも居宅に風あし

くばたちかへるべし。病臥せるか爽にこもりしか他適せるときは。家人のみ出すべし。風はげしき日は他出あるべからず。火ある地にては家人奴僕までも爭論せしむべからず。消防さまたげなさゞるやうかたく申付べし。火の事によて出るときは。直月の宿老にそのよしうたふべし。家人のみ出すもこれにおなじとなり。日光山よりさる六日本地堂御遷座の注進あり。(日記。)〇九日重陽の佳儀によて。井上河內守正岑御先をみちびき。宮原刑部大輔氏幾御刀とり表にいでたまふ。水戸紀伊兩黃門はじめ拜賀例のごとし。日光山に暫停して。秋元但馬守喬知をとはせたまふ。(日記。)〇十日東叡山　常憲院殿靈廟に久世大和守重之代參す。(日記。)〇十一日高家前田伊豆守長泰日光山　御宮の代參奉はりいとまたまふ。植村土佐守正朝祭禮奉行命ぜられ同じく暇下さる。二丸留守居菅沼平左衞門勝重病免して寄合となる。馬場曲輪にて少老大久保山城守常春番士の射藝を閱す。日光山　正遷宮の代參使高家大友因幡守義間かへり謁す。紀伊中納言吉宗卿世子長福君髮置の式行はるゝをもて。阿部豐後守正喬御使して。長福君に綿二百把。三種二荷。吉宗卿に三種二荷。　天英院殿より世子に時服五襲。二種一荷。父の卿に二種一荷。　月光院殿より世子に羽二重十疋。一種一荷。卿に一種一荷。瑞春院。竹廊の御方より各二種一荷。卿に各一種一荷。法心院。遽淨院尼より各一種一荷。卿に鮮鯛なり。長福君よりは太刀。金馬代。時服五襲。二種一荷。　天英院殿に縮緬十卷。二種一荷。　月光院殿に紗綾十卷。二種一荷。瑞春院。竹姬の御かたく〳〵に各一種一荷。法心。遽淨兩尼に一種づゝ。萩門より三種二荷。　一位尼公へ二種一荷。　月光尼君へ一種一荷。瑞春院御方に二種。法心。遽淨兩尼へ一種づゝ進らせらる。秋元但馬守喬知さる七日日光山より居城川越を巡視し。仙波の御宮を參拜せるをもて。使進らせ謝し奉る。この日評定所にて寄合の習御繼統の誓約あり。(日記。)〇十二日秋元但馬守喬知かへり謁す。文几。千鯛を奉る。內々より鳥籠造物をさゝぐ。　天英院殿へ文匣。鹽鴨。　月光院殿へ食籠。鹽鴨をさゝぐ。故宿老大久保加賀守忠增が子大藏少輔忠方に遺封せしめ。十一万三千百二十九石を領し。相摸國小田原の城主たらしむ。又弟宇津采女教保に六千石を分ち。御家人とせん事を請まゝにゆるさる。この忠增は故の宿老加賀守忠朝が子にて。寬文八年三月朔日初見し。十年十二月廿八日從五位下に叙し安藝守と稱し。また際岐守とあらたむ。天和元年八月十六日奏者の事奉はり。三年の冬あらたに一万石をたまはり。ほどなく寺社奉行をも兼しめらる。貞享四年十二月十八日少老になされ。父子相並て執參たると例少しといへり。元祿元年の八月廿七日病もて職ゆるされ。十一年十月十六日父致仕せしとき家づき。十三年十二月廿一日從四位下して。寶永二年九月廿一日宿老にのぼり。のち加賀守とあらため。十二月二日侍從にすゝみ。今年五十八歲にして病にそみ。七月廿五日職とけて。あくる廿六日みまかりぬ。(日記。)間部日記。藩翰譜續編。)〇十三日坂城よりかへりし大番の士。宿老に謁して城中の事ども聞え上る。寄合神尾市左衞門元連養子德之助元綱はじめ。父うせて其子家つぐもの十一人。この日秋元但馬守喬知日光山のことはてゝ歸りしにより。時服十襲を下さる。今度京職參府により。京より進らせられし品々は。　主上より末廣十把。御薩祭の給一卷。加茂祭給一卷。法皇より小屏風一双。鞠三丸。　女院より舞樂の畫帖。天英院殿へは　禁廷より三十六歌仙帖。　院より薰物。　女院より薰扇。　月光院殿へ　大內より伊勢物語。　院より十二月花鳥和歌。　女院より薰物なり。また　諸廟へ稻荷山の松茸を進薦し給ふ。けふ馬場曲輪にて番士の乘馬を少老大久保長門守教寬監閱す。此夜後月の宴によて。一位尼公はじめ後閤御方々。井豬老臣の獻物前月のごとし。御方方へをくらせ給ふもの又同じ。非伊掃部頭直該より別に人形を奉る。(日記。間部日記。)〇十四日三緣山　文昭院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。　清揚院殿にも同じ。けふ仰出されしは。今より後　廟殿の事を佛殿并に御堂と稱し來りしを　靈屋ととなへ。　御墓所を　御廟と稱せしを。

下繼統誓詞

下大久保忠增

上靈屋及寶塔

寶塔とあらため稱すべしとなり。(日記。)〇十五日月次の拜賀あり。非上河內守正岑先導し。柳生播磨守久尹御刀とり。白木書院にいでたまふ。松平陸奥守吉村日光山よりかへり謁す。修理の人夫出したるをもて時服五十下さる。作事奉行曲淵信濃守重羽。目付大久保甚右衞門忠位同じく謁謁して各金十枚たまはる。米津出羽守政容就封の暇給ひ。松平大藏少輔勝惠が子源三郎勝房。表高家品川小三郎藤增。先手頭神尾左兵衞元陳が子主水元肥。永井刑部尙付が子內膳尙尹。使番蒔田讃岐守廣稙が子數馬廣尊。黑川與兵衞正增が子友之助正封。曾我平次郎長祐が養子長吉郎尊祐。徒頭建部甚右衞門廣次が養子一學廣長。小姓稻生安房守英正が子左門正市。寄合永井讃岐守直元が子采女直丘。彦坂壹岐守重敬が子甚十郎重羽。長屋兵三郎景武はじめ初見する者十六人。駿府城番成瀨吉右衞門正起任所のいとま給ふ。黃檗万福寺道卓。京清水寺寶性院秀盛御繼統を賀し奉る。大峯歸の當山二宿。放生會終しをもて。參りたる石清水八幡の神官等拜し奉る。毛利讃岐守匡廣湯あみより歸り謁す。藤堂備前守高堅が子主水高陳熱海浴湯のいとま下さる。この日非伊掃部頭直該より相州湯本製造のこまを奉る。京職松平紀伊守信庸よりも祇園會月鉾鳩兎の造物をさゝぐ。　兩尼公へもさゝげ物あり。(日記。間部日記。)〇十六日信濃國松本の支封水野肥前守忠位の養子壹岐守忠定して遺領一萬二千石を

言爲尹卿筆同集。瑞春院御方に近衛龍山公筆三十首和歌幷に文臺。硯箱。竹姫御方に　後柏原院宸筆の伊勢物語。法心院尼。蓮淨院尼。蓉光院尼に各硯。料紙箱なり。大久保加賀守忠增が遺物は ご行光の刀。顏輝筆布袋の畫幅。　一位尼公へ源氏繪帖。　月光尼君へ朗詠集。瑞春院御方へ新古今集。竹姫御方。蓮淨院尼へは各香爐。法心院尼へ料紙。硯の箱。蓉光院尼へ詩歌。水野肥前守忠位が遺物は。備前元重の刀を獻ず。こたび小石川の御殿を歷せらる。よて奉行中嶋助六郎賀將。東條信濃守正甫寄合になる。神谷源八郎保包。山田三郎左衞門利厚は書院番にいり。松崎善兵衞夏時は小姓組にいり。柴田助右衞門勝則。水野孫大夫忠明は小普請に入らる。進后公辨法親王日光山におはすをもて。大和柿一匣をくり給ふ。(日記。)〇十九日茶壺の口切とて。水戸中納言綱條卿より茶。干柿。鯛。酒を獻ぜられ。紀伊中納言吉宗卿は同じく衛蒻。鯛。酒そへてさゝげらる。(日記。)〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。日光山代參使高家前田伊豆守長泰。祭禮奉行植村土佐守正朝かへり謁す。增上寺の　御影開眼供養により。秋元但馬守喬知初め人々まかりむかふ。大僧正祐天導師つかふまつる。(日記。)〇廿一日尾張五郎太のかた襲封をほがせ給ひ。　天英院殿。　月光院殿其外方々より酒肴をくり給ふ。瑞祥院にもたまものあり。(間部日記。)〇廿二日高家畠山下總守義寧

上水野忠位

つがしむ。この忠位はもとの周防守忠增が子なりしが。寬文三年十一月廿五日はじめて拜謁し。やがて中奥小姓になさる。九年十二月廿五日叙爵して肥前守と稱し。元祿七年八月晦日父が家つぎて二千石領し。九年四月十四日御側となり。寶永二年八月廿七日西城にうつり。六年　文昭院殿に供奉して本城の職になり。正德元年九月五日大坂の定番となり。地くはへられて一萬二千石になされ。ことし七月十九日坂城にありてうせぬ。とし五十九。(日記。藩翰譜續編。)〇十七日紅葉山　御宮に久世大和守重之代參す。(日記。)〇十八日尾張五郎太のかた襲封の仰かうぶられしに。いとけなきをもて。支族松平攝津守義行かはりて謝せられ。備中國正恒の太刀。時服十五襲。綿五百把。銀千枚獻ぜらる。　天英院殿。　月光院殿。瑞春院。竹姫の御方々へもさゝげものあり。法心。蓮淨。蓉光の三尼にもの贈らる。よて水戸中納言綱條卿。松平攝津守義行。松平大隅守通顯。松平右近將監義方。松平安房守通温も拜謁ありかくて白木書院に出給ふ。先導は井上河内守正岑。御刀は本目豐岐守正房なり。大久保加賀守忠方遺封を謝して拜し奉り。守津來女教保は內證分を謝し奉る。また尾張の家司等拜し奉る。尾張故中納言吉通卿の遺物とて。五郎太のかたより獻ぜられしは。中川卿の刀。繁雲と銘せし茶壺。痴絕道沖の書幅。　天英院殿へ四三條內府實隆公古今集。

　月光院殿へ冷泉大納

上改建諸村高札

下送還鎖西八郎爲朝像于八丈島(土民祭爲疱神)

勅額の謝使參はりいとまたまふ。(日記。)〇廿三日　勅使參向ありければ。井上河內守正岑もて慰勞せらる。高家大友因幡守義鄰そひたり。殿上人は　勅使の館に招きて仰をつたふ。准后歸寺あるをもて。高家橫瀨駿河守貞顧御使す。(日記。)〇廿四日三綠山　吉德院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。文昭院殿御影申刻遷位によて。秋元但馬守喬知はじめ人々衣冠にてまかる。阿部豐後守正喬は束帶して代參す。導師は祐天なり。けふより持弓鐵炮の頭等の警衛をゆるさる。こたび新廟の額は　法皇御染翰ありしをもて。銀五百枚。蠟燭千挺まいらせらる。けふ令せられしは。こたび公料の村々高札を建改らる。よて私領にても。これまで宮の高札を建置たるは。橫田備中守由松。大久保大隅守忠香にはかり建改むべし。京坂はじめ奉行所に屬せしはその長官より。寺社領はその奉行より。これまた兩人にはかり改むべし。海濱高札ある所は。其つかさ〴〵より地名を記し出すべし。關所もいまだ高札改めざるは。これもその地名と。これまでの條約とを寫し呈すべし。もし又今まて高札建ざる關あらば。これもその旨訴出べしとなり。(日記。年錄。)〇廿五日公辨法親王歸寺ありしをもて。岩井一匣獻ぜらる。　天英院殿。　月光院殿はじめ御かた〴〵に茶幷に檜重。鮮鯛つかはさる。(日記。間部日記。)〇廿六日　文昭院殿靈廟の供養により。秋元但馬守喬知はじめ。衣冠きて寺にまかる。土屋相摸守政直。大久保山城守常春。井上遠江守正長も同じよそひして着座す。御名代は久世大和守重之なり。被物は中奥の小姓役送す。公卿參堂あり。大僧正祐天に銀百枚。衆僧に三百枚下さる。(日記。)〇廿七日日光山修理にあづかりし曉更に銀給ひ。人數出せし松平陸奥守吉村の家人も服。銀若干下さる。けふ父うせて其子家つぐもの九人。吹上の花園御遊覽あり。(日記。)〇廿八日月次の朝會あり。井上河內守正岑先導し。堀川兵部大輔廣益御刀もち白木書院に出給ふ。松平紀伊守信庸が二男豐三郎厚倫。幷に御家人の子初見の禮とるもの五人。南部甚多院宅尊。尾張國維鼈院智鋒。伊勢國金剛證寺文昭。京北野祠官。平野社惣代御繼統を賀す。使番遠藤新六郎常就。小姓組高田忠右衞門政孝坂城目付はて〻蹈り謁す。この日智幼院殿(家千代君。)七回忌によて。傳通院に銀十枚。檜重。花一桶つかはさる。(日記。間部日記。)〇廿九日さきに八丈島よりまいらせし鎖西八郎爲朝の像を。こたび島にかへし下さる。よて銀をそへてたまふ。これは島人等疱神とて齋祭すればと。(日記。)〇三十日後閣御方々より口切の茶を進らせらる。寄合西尾八兵衞包敎中川の番をゆるされ。久世三四郎廣隆これにかはる。小普請四山勝兵衞某病に臥けるに。子なければとて。ちなみもなき所士を養子とせん事こひしが。親族の中に子とすべきものなくば。御家人子弟の中にて撰こふべしと官長の諭

駄貨馬之制

せしに。さらば病愈てのちまた聞えむと申て遂にたゝずなりぬ。よて制のまゝにその家を除かる。(間部日記。日記。)◎この月令せられしは。乘掛下の貫目下駄廿貫にさだめ。外に蒲團跡付。中數小付三四貫まではゆるし。五貫に及ばゝ傳馬町よりつけ出すべからず。あふつけ輕尻は五貫にさだめ。蒲團跡付。中數小付も乘掛下になずらへ。この貫目まではゆるすべし。合せて十貫とさだめ。その一倍にもなれば。輕尻下荷五貫の外。ふとん跡付。中數小付都合二三貫目までにてあらたむべし。この旨兩傳馬町。品川驛にさとし諜げば。府下にもふれしらしむべしとなり。(憲教類典。)

有章院殿御實紀卷六

正德三年十月にはじまり十二月に終る

○十月朔日亥猪の御祝あり。阿部豐後守正喬先導し。牧野伊勢守忠列御刀とりて。西湖の間にわたらせ給ひ。四位以下の詰衆山吹の間より雁衆の間かけて。三番頭はじめ布衣以上拜賀し。竹廊をへて白木書院にいて給ひ。四位以上の人々より。見參ゆりたる群臣みな拜賀し。上段に付給へば。小姓組番頭森川下總守俊央餅もりたる三方もちいて御前にそなふ。御手ふれ給ひてのち徹す。次に中奥小姓曾我周防守助元。安藤伊勢守愛定同餅もち出て置く。次に松平攝津守竪行はじめ侍從以上出ていただき。次に四位の人々いでゝ賀き。終りて奥に入給ふ。次に餅もりし平奎二を置けば。諸代衆はじめ見參ゆりたる貌各拜受す。けふ致仕松浦壹岐入道棟病臥し。こゝろまゝに寄合醫橘隆庵元孝をつかはさる。(日記。)○二日秋元但馬守喬知はじめ。こたび御法事により寺にまかる人々拜謁す。非伊掃部頭直該温泉よりかへりたりしが。病あるをもて備中守直惟して千疋を奉る。また内々より香道具一匣。畳紙入一匣。鵇一折獻る。　兩尼君にも同じくさゝぐ。昨日御繼統の後初て亥日の御祝ありしをもて。三家より魚物を奉らる。三緣山にては今齊より文昭院殿周忌の御法會あるにより。申刻初夜勤行。別時念佛行ふ。導師は大僧正祐天つかふまつる。(日記。間部日記。)○三日御法會により阿部豐後守正喬代參す。寅刻晨朝勤行。辰刻方部讀經。開白は大僧正祐天なり。　一位尼公。　月光尼君。法心。蓮淨兩尼より檢重を奉らせたまふ。すべて御法會の間は日日かくのごとし。(日記。)○四日御法會きのふのごとし。三家の方々并に松平加賀守綱紀をはじめ。御けしき伺ひ菓子奉るもの九人。(日記。)○五日松平陸奥守吉村をはじめ菓子獻ずるもの二十人。けふも御法會日々のとし。非伊掃部頭直該。宿老。少老井に當直布衣以上の人々に菓子をたまふ。尾張五郎太のかた病あるよしきこえければ。御側久貝因幡守正方してとは

上繼統慶賀

せ給ふ。(日記。)○六日常の御座にして。水組兩卿并に溜詰。京職拜謁し。御法會さゝはる事なきを賀す。秋元伊賀守喬房は父但馬守喬知このほど御法事の場に伺公するをもて。召て起居をとはせたまふ。立花飛驒守鑑任はじめ菓子獻ずるもの十六人。御法事例のとく行はれ。申刻法問あり。尾張五郎太の方より使して御けしき伺はる。(日記。間部日記。)○七日御法會中日により。久世大和守重之代參す。また少老大久保山城守常春もて。惣奉行秋元但馬守喬知はじめ。事にあづかる人々を勞はせたまふ。大僧正祐天には使者藤田讃岐守廣雅して褒重を下さる。この日松平和泉守乘邑はじめ。蔬菜を獻ずるもの三十三人。(日記。)○八日東叡山　殿有院殿靈廟に土屋相模守政直代參す。牧野備後守成央はじめ。干物獻ずるもの四十二人。日光准后公辨法親王より岩茸を獻ぜらる。御法會日との標にかはらず。(日記。)○九日中川內膳正久忠はじめ。干蔬を獻ずるもの廿二人。御法事例のとし。(日記。)○十日東叡山　常憲院殿靈廟に久世大和守重之代參す。森和泉守長直はじめ。例の獻物廿四人。御法會又例におなじ。同じ事により。太閤基凞公。陽白家凞公。內大臣家久公より各菓子一匣まいらせらる。(日記。間部日記。)○十一日御法事例のとし。申刻四箇法要。導師光明寺證察つかふまつる。本多若狹守助芳例の物奉る。此日評定所にて御繼統の血誓あり。(日記。)○十二日御法會の結願。別時念佛惣回向あり。(日記。)○十三日寺にて被物行はる。非伊備中守直惟。非上河內守正岑。水野監物忠之。御側三枝攝津守守相。各衣冠帶劔して着座す。公卿參堂あり。彌陀稱讃偈。導師大僧正祐天つかまつる。被物の役送は高家。中奥小姓各これを勤む。尾張五郎太の方病を御尋あり。少老大久保山城守常春を遣はさる。(日記。間部日記。)○十四日けふ公卿參堂。納經の事あり。名代の御使立らるゝをもて。朝より惣奉行秋元但馬守喬知はじめ。寺社勘定の奉行并事奉はりたる小姓。小納戸。各束帶して小廂の東のかたに伺公し。宿老。御側用人も同じ。少老。御側は同じ東の方。松平兵部大輔清武。間部下總守詮言も同じ。高家(非役)に勤番奉はりたる大名。みな束帶にて南の假廂。小普請方は素袍。右筆は假布衣にてその末にあり。目付は布衣着て階上に候し。役送の中奥小姓并に寄合の諸大夫束帶にて回廊にあり。ときに　勅使久我前內大臣通誠公。　法皇使押小路前大納言公音卿。　女院使油小路宰相隆典卿まいり。　禁廷かたん〳〵よりの贈經を供へらる。次に代參使井伊備中守直惟束帶にてまいれば。但馬守喬知はじめ人々階下に出迎ひ。大僧正祐天は內陣に着座す。備中守直惟拜し終り。かさねて御磬にも參拜して退く。次に導師御磬にも參拜して退く。次に導師。清華衆ならびに僧奏呢近の贈經を供せられ。經供養行はれ。被物ありて。水戶。紀伊の兩卿參拜せられ。五郎太のかたは名代して拜せしめらる。け

ふ香料そなへられしは。　一位殿より銀五十枚。　月光院殿より三十枚。瑞春院。養仙院。松姫。竹姫の御方々各二十枚。法心。蓮淨。蓊光の三尼より十枚なり。御布施は祐天に銀千枚。前大僧正門秀に二百枚。傳通院辨意。弘經寺湛衆。大光院岸了に百枚。光明寺詮察以下十二人各五十枚。大嚴寺靈旭以下四十人に各三十枚。惠眼院利白以下十一人に二十枚。秀蓮社白泉以下三人に十枚。聲明僧三十人に四百五十枚。所化八百九十二人六千二百四十四枚。百五十七寺僧に三千百四十枚。座拳行六人。帳讀六人。讀經檀林伴僧六人に百二十六枚。寮舍留守四人に二十八枚。行者二人に四十枚。內陣殿司二十人に百枚。外陣殿司二百人に六百枚。別時念佛結衆二十人に四十枚。台德院殿靈廟番僧十人二十枚。崇源院殿靈牌所番僧五人十枚。安國院殿番僧二人に四枚。　清揚院殿番僧六人十二枚。文昭院殿別當手代一人十枚。番僧十人三十枚。桂昌院殿番僧五人十枚。明信院殿番僧二人四枚。靈仙院殿番僧一人二枚。淨德院殿番僧一人二枚。念佛堂結衆頭一人に三枚。念佛結衆十二人に二十四枚。本堂。影堂。方丈內道心者八人に同じ。方丈內小僧同宿二十人に二十枚。方丈內階役番人三十人に九十枚。台德院殿靈廟掃除頭二人に六枚。掃除のもの二十人に二十枚。文昭院殿。　清揚院殿兩廟掃除頭各一人に二枚。　兩廟井に　桂昌院殿靈牌所掃除者三十四人各一枚。所化。大衆。殘僧。四堂五百六十二人へ五百六十二枚。黑衣六百八十三人に青蚨千三百六十六貫文。また囚獄のもの十九人を放たる。此日　清揚院殿靈廟に非上河內守正岑代參す。(日記。)〇十五日阿部豐後守正喬先導し。中根大隅守正利御刀とりて白木書院に出給ひ。拜賀例のごとし。宗對馬守義方參覲し。秋元但馬守喬知　靈廟營造井に御法會總督したるにより。左弘安の御刀下さる。松平伊豫守綱政　靈廟造搆に人夫出したるによて。左吉貞の御刀。柳原式部大輔政邦　寶塔營造の人數出せしにより。雲次の御刀下され。寺社。勘定の奉行。大目付。目付井に御法事にあづりし人々謁を給ふ。大坂定番松平大藏少輔勝以。同じ引渡命ぜられたる新番頭七屋賴母茂直ともに暇下さる。京極壹岐守高通。寄合立花彈正貞晟。松平數馬信房駿府加番よりかへり謁す。戶澤上總介正庸が養子治大夫正成初見し奉る。佐竹壹岐守義長。津輕右京亮信興湯治よりかへり謁す。書院番頭伊澤播磨守正久。組頭京極主計高久駿城在番はてゝ歸り謁す。番士も同じ。番士の子初見するもの十三人。京祇園執行寶燈院行快御棚統を賀し奉る。御法會はてしをもて。　天英院殿はじめ御方方より魚物をさゝげたまふ。また三家の方々はじめ。一門の人人井諸大名より肴を獻ず。日光准后よりも物奉らる。增上寺大僧正まうのぼり宿老に謁す。出仕の人々も同じ。公卿の旅館に高家前田伊豆守長泰もて。各一種一荷つかはさる。万石以上以下の人々使もて增上寺に香火料を獻ず。　月光院殿の母堂十三年忌により。檜重一組進らせたまふ。(日記。)岡部日記。)〇十六日阿部豐後守正喬御先を導き。中根大隅守正利御刀もちて。大廣間にいて給ひ。公卿殿上人井に增上寺大僧正祐天以下檀林。其他御法會にあづかりし僧侶拜謁し。猿樂をみせしめらる。少老大久保山城守常春舞臺にのぼり。能はじむべき旨を達し。床机ゆるさるゝ由をもいひて退く。組は翁。三番叟。加茂。和政。六浦。羅生門。祝言養老。狂言二番。二人袴。いくねなり。この半に奏者番高木主水正正辰猿樂等に唐織あるは時服を纏頭す。公卿殿上人ならびに僧徒みな饗をたまふ。大僧正祐天は衰老步行なやましきをもて。翌日出て謝し奉る事をゆるさる。よりてけふ宿老に謁して謝し奉る。けふも御法會のはてしをもて。万石の人々より肴を獻ず。尾張五郎太のかた壺口切茶に柿。鯛。褶をそへて獻ぜらる。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に秋元但馬守喬知代參す。この日公卿東叡三綠兩山參詣あるにより。東山は本多信濃守忠直。酒井修理大夫忠音。太田備中守資晴。岡部美濃守長泰。土井甲斐守利知。井伊兵部少輔直矩。松平宮內少輔忠尚警衛し。高家。寺社奉行。目付。徒頭等まかり。綠山は水野出羽守忠周。土井大炊頭利實。植村土佐守正賴警固し。高家以下上に同じ。今日より寄合。小普請のともがら寶塔の番をゆるさる。(日記。)〇十八日万石以上より使もて肴を獻ず。この日公卿東叡三綠兩山參詣あるにより。東山は本多信濃守忠直。酒井修理大夫忠音。太田備中守資晴。岡部美濃守長泰。土井甲斐守利知。井伊兵部少輔直矩。松平宮內少輔忠尚警衛し。高家。寺社奉行。目付。徒頭等まかり。綠山は水野出羽守忠周。土井大炊頭利實。植村土佐守正賴警固し。高家以下上に同じ。今日より寄合。小普請のともがら寶塔の番をゆるさる。(日記。)〇十八日万石以上より使もて肴を獻ず。この日公卿東叡三綠兩山參詣あるにより。東山は本多信濃守忠直。酒井修理大夫忠音。太田備中守資晴。岡部美濃守長泰。土井甲斐守利知。井伊兵部少輔直矩。松平宮內少輔忠尚警衛し。高家。寺社奉行。目付。徒頭等まかり。綠山は水野出羽守忠周。土井大炊頭利實。植村土佐守正賴警固し。高家以下上に同じ。今日より寄合。小普請のともがら寶塔の番をゆるさる。(日記。)〇十八日万石以上より使もて肴を獻ず。この日公卿東叡三綠兩山參詣あるにより。東山は本多信濃守忠直。酒井修理大夫忠音。太田備中守資晴。岡部美濃守長泰。土井甲斐守利知。井伊兵部少輔直矩。松平宮內少輔忠尚警衛し。高家。寺社奉行。目付。徒頭等まかり。綠山は水野出羽守忠周。土井大炊頭利實。植村土佐守正賴警固し。高家以下上に同じ。今日より寄合。小普請のともがら寶塔の番をゆるさる。(日記。)〇十八日万石以上より使もて

下の人々使もて增上寺に香火料を獻ず。　月光院殿の母堂十三年忌により。檜重一組進らせたまふ。(日記。)岡部日記。)〇十六日阿部豐後守正喬御先を導き。中根大隅守正利御刀もちて。大廣間にいて給ひ。公卿殿上人井に增上寺大僧正祐天以下檀林。其他御法會にあづかりし僧侶拜謁し。猿樂をみせしめらる。少老大久保山城守常春舞臺にのぼり。能はじむべき旨を達し。床机ゆるさるゝ由をもいひて退く。組は翁。三番叟。加茂。和政。六浦。羅生門。祝言養老。狂言二番。二人袴。いくねなり。この半に奏者番高木主水正正辰猿樂等に唐織あるは時服を纏頭す。公卿殿上人ならびに僧徒みな饗をたまふ。大僧正祐天は衰老步行なやましきをもて。翌日出て謝し奉る事をゆるさる。よりてけふ宿老に謁して謝し奉る。けふも御法會のはてしをもて。万石の人々より肴を獻ず。尾張五郎太のかた壺口切茶に柿。鯛。褶をそへて獻ぜらる。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に秋元但馬守喬知代參す。この日公卿東叡三綠兩山參詣あるにより。東山は本多信濃守忠直。酒井修理大夫忠音。太田備中守資晴。岡部美濃守長泰。土井甲斐守利知。井伊兵部少輔直矩。松平宮內少輔忠尚警衛し。高家。寺社奉行。目付。徒頭等まかり。綠山は水野出羽守忠周。土井大炊頭利實。植村土佐守正賴警固し。高家以下上に同じ。今日より寄合。小普請のともがら寶塔の番をゆるさる。(日記。)〇十八日万石以上より使もて肴を獻ず。この日公卿東叡三綠兩山參詣あるにより。東山は本多信濃守忠直。酒井修理大夫忠音。太田備中守資晴。岡部美濃守長泰。土井甲斐守利知。井伊兵部少輔直矩。松平宮內少輔忠尚警衛し。高家。寺社奉行。目付。徒頭等まかり。綠山は水野出羽守忠周。土井大炊頭利實。植村土佐守正賴警固し。高家以下上に同じ。今日より寄合。小普請のともがら寶塔の番をゆるさる。(日記。)〇十八日万石以上より使もて肴を獻ず。この日公卿東叡三綠兩山參詣あるにより。東山は本多信濃守忠直。酒井修理大夫忠音。太田備中守資晴。岡部美濃守長泰。土井甲斐守利知。井伊兵部少輔直矩。松平宮內少輔忠尚警衛し。高家。寺社奉行。目付。徒頭等まかり。綠山は水野出羽守忠周。土井大炊頭利實。植村土佐守正賴警固し。高家以下上に同じ。今日より寄合。小普請のともがら寶塔の番をゆるさる。(日記。)〇十八日万石以上より使もて

下尾張五郎太夭亡

れしが。けふうせられしなり。(日記。)〇十九日五郎太のかたし持弓。持筒の頭七人各金。時服。羽織を下さる。町頭。右筆。代官。勘定組頭。漆奉行等にも賜物差あり。　勅額の御謝使高家畠山下總守義寧京より歸り謁す。大目付中川淡路守成慶。勘定奉行水野因幡守忠順。目付大久保甚右衛門忠位。勘定吟味役杉岡彌太郎能連。萩原源左衛門美雅銀改鑄の事を命ぜらる。このときすべて秋元但馬守喬知の指揮をうくべしとなり。松平民部大輔吉元嗣子なきにより。支封毛利又四郎元朝を嗣子となせん事をゆるされ。元朝が家は其弟那波仁八郎元矩につがしめらる。(日記。)〇廿四日松平大隅守通顯が喪制をとはせ給ひ。御側青山備前守秘成もて檜重給ふ。(日記。)〇廿五日重陽の御内書をわかち給ふ事例のごとし。紀邸の長子長福君生母うせらる。(深徳院御事。)よて書院番頭土井豊前守利真して弔せらる。近勝太閤基熙公のもとに歸次もて菜三種。鹽雉十尾をくらせ給ふ。(日記。)間部日記。)〇廿六日松平伊豫守綱政。榊原式部大輔政邦が家人。　靈廟造營の事つかふまつりしもの等に。銀。時服。羽織たまふ事差あり。又同じ事にあづかりし黒工はじめ工人等みな賜物若干なり。狩野如川周信は　御影を寫したるなもて。別に銀五十枚。　御實塔寶佛金牌つくりし鋳工椎名伊豫に金百五十兩。　御影尊牌つくりし佛師庚傳は銀二百枚をたまふ。(日記。)〇廿八日月次なり。松平陸奥守吉村。松平伊豫守綱政。京極壹岐守高通。京職松平紀伊守信庸暇給ひ。吉

上中川成慶等被命銀貨改鑄之事

上繼統誓詞

百石になさる。小笠原信濃守長圓病により。謁まいに醫員澁江長怡直宥を遣はさる。(日記。間部日記。)〇二日松平大隅守通顯のもとに阿部豊後守正喬御使して。もとの五郎太のかた早世あり。いまた官位せられざるにより。通顯が請まいに從三位宰相を贈せたまふとの御旨をつたふ。(日記。)〇五日死刑を禁ずべき日限を命ぜらる。廿六日は八月のみ死罪あるべからず。七日。十九日。廿三日は毎月避るに及ばず。されど夜にいらぬほどに申渡すべし。その餘はさきの定にかはるとあるべからずとなり。(日記。)〇六日聖護院門跡道承法親王參向ありければ。久世大和守重之慰勞の御使す。高家織田能登守信門。寺社奉行松平對馬守近禎そひてまいる。(日記。)〇七日日光山の社人御祭禮の時騎馬するをもて。いまより年々に馬飼料として五十俵をたまふ。(日記。)〇八日東叡山　殿有院殿靈廟に阿部豊後守正喬代參す。(日記。)〇九日聖護院門跡道承法親王まうのぼらるゝ。よて緋御直垂めして。久世大和守重之先導し。堀川兵部大輔廣益御太刀。宮原刑部大輔氏發御刀もちて。白木書院に出給ふ。道承法親王答錄。太刀。銀馬代。緞珍獻じ。御謁緒并に入盞の事開え上られ。拜謁ありて後加持せらる。　天英院殿。　月光院殿へも進らせ物あり。院家。坊官。醫員等もの奉りて拜謁し奉る。法親王かへられし後。高家前田隱岐守玄長もて昆布。酒樽をその旅館になくらせたまふ。紀伊中納言吉

上繼統誓詞

下定死刑停止之月日

村に吉光の御さしぞへ。綱政に備前吉平の御刀。信庸に鎌倉助眞の御刀を給ふ。こたび信庸かしこに赴くによりて。　主上に銀香爐。緞珍。　法皇へ文臺。硯匣。　女院に丁子釜。天英院殿より。　大内に純子。　院へ緞珍。　女院に緞子。　月光院殿より。　内に大紋綺子。　院に大紋紗綾。　女院へ滑綺子進らせらる。信庸には　兩尼公より時服。千鯛下さる。松平長門守利興は緣山方丈遷徙。津輕土佐守信澄は同じ寺家引遷の事つかふまつりしをもて。利興に時服十五。信澄に十を賜はる。長崎皓臺寺突岩は御繼統を賀して一束一卷を獻じ。知恩院大僧正圓理の使僧淨福寺湖音はこたび納經に下りしをもて謁を給ふ。今宵阿部豊後守正喬が宅にて万石以上血誓あり。(日記。)〇廿九日火消役大久保隼人忠寛が子藤次郎孝信。寄合島津主稅久武が養子主膳久賢はじめ。父死してその子家つぐもの十一人。(日記。)〇晦日增上寺方丈寺家引直のとき人夫出せしにより。松平長門守利興。津輕土佐守信澄が家人に銀。時服。羽織給はる事差あり。井伊掃部頭直該病に臥たるによて糖菓をたまふ。(日記。)〇十一月朔日月次の頌會なり。久世大和守重之御先を導き。本日設岐守正房御刀とりて出給ふ。松平民部大輔吉元が養子又四郎元朝初見の禮をとり。一文字の刀。時服十。金馬代を獻ず。小納戸細井和泉守安明　緣廊構造の事にあづかりしをもて。三百石加秩ありて原祿八

宗廟のもとに土屋相摸守政直して。もとの内藏頭賴職朝臣相
續の後ほどなく逝去せられしにより。官位淺ければとて。從三
位宰相道貫の御旨をつたへらる。(日記。)〇十日東叡山　常
憲院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)〇十一日松平大
隅守通顯のもとに井上河内守正岑。久世大和守重之もて。喪封
の事仰下され。德川を稱せらるべき旨なり。よて通顯出仕して
謝せらる。水紀兩卿ならびに尾の支封等へも此事仰つかはさ
る。この日聖護院門跡道承法親王兩山參詣により。寬永寺は本
多隱岐守康慶。牧野備後守成央。稻垣信濃守昭賢。松平刑部少
輔經隆。植村土佐守正朝。柳生備前守俊方警衛し。增上寺は脇
坂淡路守安清。土岐丹後守賴稔。水野壹岐守忠定警固し。各高
家。寺社奉行まかる。(日記。)〇十二日道承法親王に久世大和
守重之御使して鵞洛の餞せられ。銀五百枚。綿五百把をくらせ
給ふ。高家。寺社の奉行そひてまいる。院家以下に賜物差あり。

天英院殿。　月光院殿よりも時服をくり給ふ事差あり。
(日記。)〇十三日京職より驛をはせて。さる六日　月光院殿
從三位宣下の事の注進あり。よて群臣にその旨つたへらる。
(日記。)〇十四日三緣山　文昭院殿靈廟に井上河内守正岑
代參す。　清揚院殿へも同じ。(日記。間部日記。)〇十五日月
次なり。久世大和守重之先導し。堀川兵部太輔廣益御刀もちて
白木書院にいでたまふ。松平肥前守宣政參覲し。內藤駿河守消

下令爲諸國高札文量寺社奉行

下令若年寄監視火災之地

上月光院叙從三位

枚が子彌三郎賴郷初見し奉る。大猷寺門跡性應法親王相續を
謝し。使もて滋物。三種。銀馬代奉らる。京般舟院如空。備中非
山寶福寺惠澤御繼統を賀し奉る。朝會はて〻後。群臣宿老に謁
し。　月光院殿の御叙位を賀し奉る。聖護院門跡道承法親王
歸洛の發程あり。けふ令せられしは各國公私領の高札は。さ
きにふれられたるは。ことし寺社領は寺社奉行の令にかゝはら
ず。國主。領主。地頭又は其地の奉行。代官よりふれたる趣を
もて。高札の文をうつし。寺社奉行直月の聽に出すべしとなり。(日記。年錄。)〇十六日　月光院殿の御位記京より至若
す。(間部日記。)〇十七日紅葉山　御宮に土屋相摸守政直代
參す。日光准后より壺口切の茶。蜜柑をさゝげ給ふ。法心院尼
伯父の喪に籠られしを御尋ありて。檜重をくらせらる。(日記。
間部日記。)〇十八日けふ少老に命ぜられしは。先年大火のと
きは。一人その地にまかりしが。近年のその事やみたり。この
のちは中火たりとも一人にまかるべしとなり。(武家嚴制錄續
編。)〇十九日　月光院殿の御叙位をほぎ給ひて。御側米津
周防守田賢もて。　天英院殿へ三種二荷。　月光院殿へ羽
二重五十疋。三種二荷まいらせられ。瑞春院。養仙院。竹姬。松
姬の御方々へ各二種一荷。速淨院。壽光院。美代姬へ各一種一
荷を下さる。　天英院殿より二種一荷。　月光院殿へ紗綾
三十卷。二種一荷。瑞春院。養仙院。松姬。竹姬の御方々へ各一

上月光院叙從三位

下綸旨詞

種一荷。速淨。壽光の兩尼。美代姬へ一種。　月光院殿より縮
緬三十卷。三種二荷。　天英院殿へ同じく三十卷。二種一荷。
御四方へ各二十卷。一種一荷。三方へ各十卷。一種。瑞春院より
本城へ二種二荷。　一位尼公へ一種一荷。　三位尼君へ紗
綾十卷。一種一荷。養仙院。松姬。竹姬の御かた〴〵よりもおな
じ。速淨院より本城へ一種一荷。　一位尼公へ一種。　三
位尼君へ紗綾五卷。一種。壽光院。美代姬よりも同じ。水紀兩黃
門より三種二荷。　月光院殿へ三種二荷。水戸藩中より各二
種一荷。三十萬石以上の大名より　御所丼に　月光院殿
へ二種。千疋。十萬石以上一種。千疋。五萬石以上一種。五百疋。
萬石以上一種。三百疋。十萬以上の嫡子又致仕せるものより一
種。五百疋。松平薩摩守吉貴妻より肴一折。松平陸奥守吉村。松
平攝津守義行。松平右衛門督吉泰。松平安藝守吉長が妻よりは
千鯛。井伊掃部頭直該より二種。千疋。　月光院殿に紗綾十
卷。一種。千疋。宿老。御側用人より一種。千疋。少老より一種。
五百疋。　月光院殿に宿老。御側用人より紗綾五卷。一種。千
疋。少老より三卷。五百疋なり。(日記。)〇廿日東叡山　大猷
院殿靈廟に久世大和守重之代參す。(日記。)〇廿一日驛次もて
內。　院へ鹽鮭十尺づゝまいらせ給ふ。寒に入しかば。
水紀兩卿まう登られ。また使してもの奉り。御けしきうかゞは
る。兩尼公にも同じ。　月光院殿御叙位を賀せられて。日

光准后公辨法親王より二種一荷。　月光院殿へも同じく奉
らる。增上寺大僧正祐天二種。五百疋づゝ奉る。　月光院殿
より水紀兩卿へ三種二荷。水戸の藩中へ二種一荷。松平薩摩守
吉貴。松平陸奥守吉村。松平右衛門督吉泰。松平安藝守吉長の
妻へ各二種。松平攝津守義行妻へ一種。千疋。井伊掃部頭直該
へ金二枚。二種。宿老ならびに御側用人へ二枚。一種。少老へ一
種。一枚下さる。嶋津惣換掖益一へ銀五枚。醫者へ鳥目二百貫。
盲女へ百貫施行せらる。(日記。間部日記。)〇廿二日　一位
尼公。　三位尼君。瑞春院。養仙院。松姬。竹姬の御方々へ八
代蜜柑。新茗をゝくらせ給ふ。法心。速淨。壽光三尼にも同じ。
日光准后公辨法親王。水戸中納言綱條卿。紀伊中納言吉宗卿。
大隅守通顯朝臣。瑞祥院。水戸の藩中。增上寺大僧正祐天にも
同じ。(日記。)〇廿三日寒氣により日光准后慕賢一匣を獻ぜら
る。(日記。)〇廿五日增上寺大僧正祐天より草花。蜜柑を奉る。

兩尼公にも同じ。寒氣を伺ひ。井伊掃部頭直該。宿老。御側
用人より檜重。少老より肴一種を獻ず。(日記。間部日記。)〇廿
六日小普請飯河新右衛門信順が嫡孫寄合賴母信昌をはじめ。
父死して其子家つぐもの七人。(日記。)〇廿七日水野出羽守忠
周三河國矢矧橋の修理に人夫出すべしと命ぜられ。寄合石原
勘左衛門安種。書院番向井兵庫政暉は同じ普請奉行を命ぜら
る。けふ少老鳥居伊賀守忠英宅にて。寄合のともがら御繼統の

上禁著錄

譽詞あり。(日記。)○廿八日月次なり。久世大和守重之先導し。牧野伊勢守忠列御刀もちて白木書院に出給ふ。森川出羽守俊胤が子金市郎重能。織田讃岐守信明が養子式部信榮初見し卒る。外に初見する御家人の子一人。新番頭土屋賴母敬直大坂の定番引渡しはて丶歸り。馬方二人は武藏の古府より馬の事はて丶かへり謁す。(日記。)○廿九日京に　月光院殿御叙位の謝使を立らる。高家前田隆岐守玄長この事卒はりいとまたまふ。京へ進らせられ物は。　禁廷へ太刀。銀三百枚。　法皇へ太刀。銀二百枚。　女院へ百枚。九條攝政輔實公へ銀三十枚。兩傳奏へ金馬代。長橋局へ銀十枚。　月光院殿より大内へ銀二百枚。　院へ百枚。　女院へ五十枚。攝政輔實公へ二十枚。兩傳奏へ十枚づ丶。局へ十枚。内の女房へ五十枚。　院の女房へ三十枚。女院の女房へ二十枚なり。寄合屋代越中守忠位が子知幼院殿の故の小姓室賀主計正勝。平岩若狹守親庸が子菩院番七之助親賢。徳山五兵衛重俊が子權十郎秀榮。日下十郎右衛門景秀が子彌三郎英をはじめ。父致仕してその子家つぐもの二十一人。小普請三浦甚五兵衛政重は二男八十郎正成に二百石をわかち。石野五郎兵衛正勝二男當次郎正延に二百石わかつ。雪ふりければ。三家もの卒り御けしき伺はる。　兩尼公へも同じ。(日記。)◎この月仰出されしは。このほど鐙偃ことに通貫せり。猶かひたくはぶるものありと聞ゆ。もしさるものあらば。本人は更にもいはず。その地の名主。家主。組合までとがめらるべし。町役人よく市非を査撿し。さるものは直月の醫にうたへ出べし。他よりもれ聞えなば。もとゝくとがめかうぶるべしとなり。(大成令。)○十二月朔日月次の朝會例のごし。秋元但馬守喬知先導し。中根大隅守正利御刀もちて白木書院に出給ふ。醫官今大路道三顯明の春屠蘇散獻ずべしと命ぜらる。奥表醫員に藥材を給ふ。(日記。)○二日日光准后。水戸。紀伊の兩黄門。大隅守通顯朝臣に寒候を尋れ給ひ。御使ありて檜重をたまふ。松平若狹守吉德。增上寺大僧正祐天にも同じ。松平加賀守綱紀には卒書なり。(日記。)○三日先手頭赤井七郎兵衛正幸養子大番七大夫淨幸父の轉職せしをもて小姓組にうつる。井伊掃部頭直該に小姓間部隼岐守詮之もて檜重をたまひ。寒氣をとはせたまふ。增上寺大僧正祐天年老歩みなやめば。職解ん事をこふといへども。いまだ精神もたゞしく。減歴せし身にもあられば。寺務を行ふべしと命ぜらる。寄合岡部庄左衛門重矩は養子中奥番伊右衛門貞高が請まゝに。實子庄八郎時員を嗣子に定むべしと免さる。伊右衛門貞高には生涯ありし廩米を給ふ。(日記。)○五日法心院尼さきに喪にこもられたるをもて。　月光院殿叙位御祝の品いまだ給はらざりしにより。けふ一種一荷下さる。　天英院殿よりも一種。　月光院殿よりも縮緬十卷。一種をくらせらる。尼より

上小堀政房卒

は一種一荷。　一位尼公へ一種。　三位尼君へ紗綾五卷。一種を獻る。(日記。)○七日驛傳して　内。　院へ鵜を進覽し給ふ。(日記。)○八日東叡山　殿有院殿靈廟に久世大和守重之代參す。(日記。)○九日近江國小室領主小堀遠江守政房うせければ。沒前の願により。その弟寄合重次郎政峯を養子とし。遺領一万六百三十石餘をつがしむ。此政房はもとの和泉守政恒が四男なり。兄ども早世しければ世つぎとなり。元祿七年三月六日家をつぎ。寶永六年六月十一日從五位下して遠江守と稱し。ことし十月十六日廿九歳にして死にのぞみ。弟政峯が事を申置てうせぬ。政峯は元祿七年より三百石をわかちたまはりしが。本家をつぎしかば其祿は收公せらる。(日記。)○十日東叡山　常憲院殿靈廟に井上河内守正岑代參す。(日記。)○十一日臨時の朝會あり。大隅守通顯朝臣貞佶の太刀一振。時服五十。綿五百把。銀千枚を獻じて題封を謝せらる。よて水戸中納言綱條卿。紀伊中納言吉宗卿。松平攝津守綏行。松平出雲守襲方。松平安房守通温同じく拜謝す。尾張の家老等も各時服。銀馬代獻じて拜し卒る。通顯朝臣同じ謝とて。

一位尼公へ銀二百枚。綿百把。　三位尼君へ銀百枚。紗綾五十卷。瑞春院。竹姫の御方々へ百枚。綿百把。法心。蓮淨。壽光の三尼へは五十枚。百把づ丶をくられ。皿て宿老に謁し。五郎太方病中しばく御尋ありしを謝せらる。五郎太の方遺物として朝臣よりさゝげられしは。當麻の少刀。茶壺一。牧溪の畫幅。　天英院殿へ中院内府通村公。同大納言通純卿卒の源氏物語。　月光院殿へ西三條内府實條公卒の後撰集。瑞春院御方へ連歌師宗長卒の宮士御覽記。竹姫御かた(後京極攝政良經公卒の古歌一軸。法心院尼へ松花堂昭乘卒の詩歌。蓮淨院へ連歌師宗全卒百人一首。壽光院尼(愛宕大納言通福卿卒の古今集なり。松平伊賀守忠周が子新十郎忠愛。久世大和守重之が二男民部廣籌。小姓組番頭戸田肥前守政峯が子右近政甫。朽木土佐守稙治が養子主計昌充。交代寄合山名圖書重周が養子主膳豐峯。先手頭松平權之助信綱が子右門信辰。目付加藤右近明敎が養子豐之助明義。使番妻木平四郎賴隆が養子玄蕃賴直。小十人頭長田新右衛門重堅が子半助安都。寄合朝倉甚十郎景孝が養子主膳孝知をはじめ。初見するもの二十七人。けふ日光准后こはせたまふまゝに。圓滿院覺尊(のち公寛。)法親王附弟の事仰下さる。(日記。)○十二日大隅守通顯朝臣さきに喪にこもられしをもて。　月光院殿御叙位御祝の品奉らざりしにより。けふ三種二荷を奉らる。(日記。)○十三日例の煤拂あり。本城は土屋相摸守政直。後閣は留守居松平主計頭近鎭。二三の丸は大久保淡路守敎福つかまつる。(日記。)○十四日三緣山文昭院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。とし。先代小祥の御法會行はれしにより。　常憲院殿御時雛祭りたる寄合

上尾張通顯改名繼友

眞田采女正信音。醫員吉田盛方院淨仙をはじめ。其子弟めし出され。家をつがしめらるゝもの十人。(日記。)〇十五日月次の朝會あり。大隅守通顯朝臣從三位中將に昇進あり。御盃に正宗の御刀そへてたまはり。御名の一字下されて繼友卿と稱せらる。よて卿より高木貞宗の太刀。銀五百枚。時服三十獻ぜらる。また　一位尼公へ銀百枚。二種一荷。　三位尼君へ縮緬三十卷。二種一荷進らせられ。瑞春院。竹姬の御方々へ各銀五十枚。一種一荷。法心。蓮淨。蓊光の三尼へ銀三十枚。各一種一荷なくらる。織田丹後守長清參覲し。那須衆三人參謁す。故小堀遠江守政房が遺物とて。吉井物の刀をその子重次郎政峯より獻ず。(日記。)〇十六日紀伊中納言吉宗卿より銀二百枚獻ぜられて。故賴職朝臣の御贈官位を謝せられ。尾張中將繼友卿よりおなじく獻ぜられ。故五郎太のかた御贈官位を謝せらる。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に井上河内守正岑代參す。日光准后より歲暮を賀して。二種一荷奉らる。　兩尼公へもおなじ。(日記。)〇十八日三家のかた〴〵始め歲抄の賀に時服を獻ず。五萬石以上の人々より　兩尼公へも物たてまつる。兩尼公をはじめ後閤の方々より。破蒐弓に魚そへて進らせらる。近勝太閤基熙公よりも破蒐弓。掾々。毬杖。干鯛を送らせられ。諸老臣よりも破蒐弓を獻ず。奥針醫島田寺庵某番料百苞をたまふ。(日記。間部日記。)〇廿日東叡山　大猷院靈廟に土屋相摸守政直代參す。これより道隆の式行はる。(日記。)〇廿一日立春なり。三家御けしき伺ひて出仕せらる。使番日下部作十郎博貞。書院番石河三右衞門政郷　女御の居第經營の奉行を命ぜらる。けふ叙爵せる人々。肯木民部一典は出羽守。小堀重次郎政峯は備中守。水野出羽守忠周が子捻兵衞忠輸は日向守。戸澤上總介正庸が養子治大夫正成は筑前守。本多遠江守正武が養子宮內正矩は豐前守。石川近江守總茂が養子內膳總陽は播磨守。森川出羽守俊胤が子金市郎重能は飛驒守。寄合勝田帶刀典愛は備後守と稱す。又　月光院殿用人安藤助之進定知は志摩守。坂部彌右衞門種之は飛驒守と稱す。これ　尼君御叙位ありしによてなり。布衣着することをゆるさるゝ人々は。先手頭櫻井庄之助勝次。使番酒井內藏助忠眞。松浦酒之丞信英。書院番組頭榊原采女政殊。小十人頭酒井與左衞門重賢。納戸頭齋藤權右衞門忠矩。鐵炮方井上左大夫正房なり。また水府の家老中山內記信昌は。卿の請により叙爵して備前守と稱す。この夜小日向水道町牛天神下火事あり。聖朝にいたる。養仙院御方小石川の邸に少老鳥居伊賀守忠英門つかはさる。(日記。間部日記。)〇廿二日山王の社修理なりしをもて。小普請方井に大工棟梁にもの給はる。今朝下谷池の端より出火して。深川洲崎に及べり。すべて一里十町なりといふ。よて寬永寺ならびに淺草米廩に少老水野監物忠之をつかはさる。(日記。間部日

下江戶大火

下小笠原長圓卒

〇廿三日高家前田伊豆守長泰遠境御使勤しとて。四百石加祿あり原祿千石となる。普請奉行伊勢伊勢守貞敬精勤により。三百石加へて千石。小十人頭小河左兵衞康庸鷹賞を褒せられ。百石まして五百石になさる。その他布衣以下の人々加秩せらるゝ者廿九人なり。宗對馬守義方が邸宅災にかゝりしをもて。使番津田外記正房つかはされ。藤堂和泉守高敏も同じ事により。鳥居權之助成豐をつかはさる。准后公辨法親王登山によて。高家京極大膳大夫高甫つかはされ。時服。綿子。枝柿を賜らせたまふ。(日記。)〇廿四日三條山　台德院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。けふ僧錄司金地院元札こふまゝに寺務をゆるされ。崇傳をもて之にかはらしめらる。よて今より後金地院をば。竺隱普濟兩師の法流相互に本光の祖席をつぐべきこと。願のまゝに仰出さるれば。遠亂あるべからずとなり。また增上寺大僧正祐天茶。革薄。傳通院辨意蜜柑を獻じて歲暮を祝ぎ奉る。邸宅類燒せしにより。小笠原右近將監忠雄紅葉山の役夫出す事をゆるされ。水野出羽守忠周も同じ事によて。三州矢作橋の助役をゆるさる。(日記。)〇廿五日例のまゝに。井伊掃部頭直該はじめ宿老。御側用人。少老。御側の人々に時服くだされる。紅葉山の助役を戶田采女正氏定に命ぜられ。矢作の手傳を稻葉伊豫守恒通承はる。歲暮の寢貢を諸有司にたまはる。佐竹大膳大夫義格府の宅やけしかば。封地に奉書を下さる。(日記。)

上令竺隱普濟之二流交管金地院

有章院殿御實紀卷七　正德四年正月　三百五十七

有章院殿御實紀卷七　正德四年正月に始り三月に終る御編六

〇廿七日豐前國中津城主小笠原信濃守長圓うせければ。わづか三歲の男子造酒助長邑に遺領四万石を給ふ。この長圓はもとの上野介長章が五男なりしが。元祿十一年七月廿九日兄修理大夫長胤身の行ひ正しからずとて頭蒙りしとき。閼閇の家をもて。長圓に中津の城地四万石をたまふ。同じ十二月廿五日從五位下に叙し信濃守と稱し。ことし十月廿二日三十八歲にしてうせたり。後閤の年寄女房倉橋(或字戞)が小普請富岡平兵衞訓長。倉橋が願によてその子となされ。小姓組に入番せしむ。徒頭筧助兵衞爲勝が子小姓組牛四郎爲照はじめ。父死てその子家つぐもの十八人。中奥番服部庄三郎貞直は沒前の願によて。二男辰三郎貞俊に三百石を分ち御家人となさる。(日記。藩翰譜續編。)〇廿八日月次なり。使番大久保一郎右衞門忠義駿府目付はてゝかへり謁す。(日記。)〇晦日三家の方々はじめ歲暮を賀して出仕す。この日松平下總守忠雅。佐竹大膳大夫義格初め。さりし二日火災に逢し大名十人。明年參勤の期をのべらるゝ旨仰出さる。(日記。)

宮原刑部大輔氏廢御太刀をもち。堀川兵部大輔廣益御刀をさゝげ。直垂めして表にいて給ひ。拜賀のさま例に同じ。(日記。)○二日慶賀舊規のごとし。(日記。)○三日また同じ。うたひめの式例のごとく行はる。春雪ふりければ。三家もの牽り御けしきやくいとま下さるゝとなり。金地院崇傳は僧錄司命ぜられ。御誕辰の御所禱つかふまつるべき旨仰付らる。小笠原信濃守長し高家前田隱岐守玄長京より歸り謁す。(日記。間部日記。)○六日寺社の拜賀例のごとし。(日記。)○七日若菜の御祝あり。高家吉良左京大夫義俊は伊勢の代參。中條山城守信實は京都の御使命ぜられいとまたまふ。(日記。)○八日東叡山　殿有院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)○十日東叡山　常憲院殿の靈廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)○十一日具足の御祝例のごとく。連歌興行また同じ。天の下のよろこぶいろや松の春。(昌信。)民草なびく國のこち風。(御句。)かへすてふ千町の田顏雨足て。(昌純。)この日小姓組高田忠右衞門政孝徒頭となり。目付石谷七之助清職。中奥番伊東刑部左衞門祐竺二丸留守居となる。高家長澤壹岐守資親は日光山代參使にさゝれ。岡部美濃守長泰は　靈廟代參仰付られいとまを下さる。けさ牛込馬場先より火起り。申の下刻市谷淨瑠璃坂にてきえぬ。(日記。)○十四日三綠山　文昭院殿靈廟に久世大和守重之代參す。　清揚院殿にも同じ。(日記。)○十五日月なみ拜賀例のごとし。宗對馬守義方をはじめ。就封のいとま給ふもの十四人。對馬守義方は光忠の御刀。藤堂和泉守高敏は來國光の御さしぞへ。小笠原右近將監忠雄は長光の御刀。松平中務大輔昌平は兼光の御さしぞへ賜ふ。水野出羽守忠周ははじめてのいとまなり。この强去冬このかた邸宅類燒せしゆへ。常期よりはやくいとま下さるゝとなり。金地院崇傳は僧錄司命ぜられ。御誕辰の御所禱つかふまつるべき旨仰付らる。小笠原信濃守長國が遺物行光の刀を。其子造酒助長邑よりさゝげ。　天英院殿には二條中納言爲忠卿の筆の伊勢物語。　月光院殿には飛鳥井大納言雅親卿筆の堀川百首をさゝげ奉る。(日記。)○十七日紅葉山の　御宮に土屋相摸守政直代參す。(日記。)○十八日日光准后公辨法親王在山により。龍眼肉をゝくらせらる。また故尾張中納言吉通卿の簾中瑞祥院尼うちつゞき憂ひにしづまれ。府邸にあらんともものわびしければ。封地に閑居せんことをこはるゝまゝにゆるさる。この日四谷の御廐を廢せらる。また船手頭向井將監正員出仕をとゞめらる。これは家にめしつかひしもの。不良のことありとて死刑にあてしが。かれ明屋敷伊賀者の長子にてありしをのが家人となし。あまさへ刑に處せしときその官長にもつげざりしとての御咎なり。(日記。)○十九日先手頭加々爪次郎右衞門信全病にて職ゆるされ寄合となる。喜連川左兵衞督昭氏身まかりしかば。其子右兵衞督氏春に所領五千石をつがしむ。この昭氏は右兵衞督尊信が子にて。慶安元年家つぎしが。幼稚なるをもて。成長爾原式部大輔忠次に後見すべき旨命ぜらる。四年九月廿一日初て見えたてまつり。正德三年十一月十一日七十二歲にて終りしなり。(日記。系圖。)○廿日東叡山　大猷院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。この日高家長澤壹岐守資親日光山よりかへり謁す。(日記。)○廿一日書院番頭松平壹岐守好乘病免し寄合となる。小姓組番頭戶田備後守重該書院番頭となり。寄合秋元隼人貞朝は小姓組番頭となり。大番組頭齋藤善右衞門宰規は先手頭となる。小笠原右近將監忠雄に時服十下さる。これ　文昭院殿靈廟新營の助役せし賞なり。造作はいまだはてざれど。こゝ火事にあひしもて。こたび就封すればなり。(日記。)○廿二日小笠原右近將監忠雄が家人におなじくたまものあり。(日記。)○廿三日准后公辨法親王山より歸られしにより。高家前田伊豆守長泰して慰勞せらる。(日記。)○廿四日三綠山　台德院殿靈廟に非上河內守正岑代參す。岡部美濃守長泰日光山よりかへり謁す。(日記。)○廿六日町奉行丹羽遠江守長守病免してかへり謁す。(日記。)○廿八日月なみ例のとし。勘定奉行中山出雲守時春は町奉行。普請奉行伊勢伊勢守貞敕は勘定奉行。目付朽木彌五左衞門定盛は普請奉行となる。喜連川右兵衞督氏春襲封を謝し奉り。父左兵衞督昭氏が遺物末左の刀をさゝげ奉る。この喜連川氏は。今まで癈者のともがら披露のとき下司をして唱へさゝりしが。けふより督をもてよぶべきむね仰下さる。松平甲斐守吉里。榊原式部大輔政邦。新庄駿河守直祐就封の暇たまふ。甲斐守吉里は駿城石垣修理の助役し。式部大輔政邦は增上寺の　御寶塔造立の事たすけしをもて。期にさきだちてのいとまなり。吉里には來國俊の御刀。政邦には行光の御刀たまふ。使番蒔田讃岐守廣善。書院番松平万右衞門康等大坂目付にさゝれいとまたまふ。(日記。)○二月朔日日光久能の御鏡いただかせ給ふと例のごとし。准后公辨法親王をはじめ。台宗の僧侶。所屬の祠官。山の目代等拜賀し奉ることまた同じ。　天英院殿。　月光院殿には准后より一束一卷をさゝげらる。また梶井門跡道仁法親王より使して。銀馬代。菓物さゝげらる。この日勘定奉行伊勢伊勢守貞敕。目付仙波七郎左衞門道種に金貨改鑄の事仰付らる。(日記。)○二日高家吉良左京大夫義俊伊勢よりかへり謁す。兩番四人。新番一人中奥の番にうつる。後閤の女房給島。宮路ともに親戚の家にめしあづけらる。これは正月十二日東叡。三綠兩山にまうづるとて。みちよりかたらひ合せ。おなじ女房等ともなひ木挽町の劇場にまかり。薄暮に及びてかへりぬ。二人ともに年寄をもつとめながら。かうやうのふるまひせしをもて。きびしくとがめらるべけれど。寬宥せらるゝにより。かたくつゝしみあるべしとなり。おなじとにより。梅山。吉川等の女房七人禁錮せらる。(日記。)○五日大坂

下宮連川昭氏卒

下伊勢貞勅等被命金貨改鑄之事

下所司大奥女房給島等

上町奉行丹羽長守罷行勘定奉行中山時春轉町奉行伊勢貞敕代之

船手頭石川四郎左衞門政常病免して寄合となる。(日記。)〇六日參向公卿の館伴を命ぜらる。　勅使は脇坂淡路守安清。　院使は南部遠江守通信なり。(日記。)〇八日東叡山　嚴有院殿靈廟に井上河内守正岑代參す。(日記。)〇九日　淨光院殿靈牌所に阿部豐後守正喬代參す。　さきにめしかへされしともがらおの〳〵俸米をたまふ。(日記。)〇十日　常憲院殿靈廟に會例のごし。　榊原式部大輔政邦が子小平太政祐はじめて見參す。新宮公寬法親王を薨逝せし京町奉行中根攝津守正包拜謁す。又駿遠河堤修築の事命ぜられていとま給はる勘定の徒あり。　月光院殿に御叙位を賀せられ。有栖川正仁親王より使し。銀馬代。　卷物さゝげらる。この日使番須田助十郎盛員は先手頭となり。小普請諏訪兵部賴哉は徒頭。小普請方渡邊久左衞門盛は納戸頭。小姓組野々山彈右衞門元易は腰物奉行となる。先手頭布施出雲守正房老免して寄合となる。(日記。)〇十七日　紅葉山　御宮に阿部豐後守正喬代參す。　寄合太田内記政資病死せるをもて。法心院尼を吊慰せらる。(日記。間部日記。)〇十八日高家中條山城守信實京より歸り謁す。　京町奉行中根攝津守正包に金五枚給はり。　新宮薨逝の勞を褒せらる。(日記。)〇十九日日光准后公辨法親王。　新宮公寬法親王まうのぼり御對面あり。　准后より羽二重十疋。　天英院殿に三疋。　月光院殿に二疋。新宮よりは馬資の金。　紗綾廿反。　天英院殿に羽二重五疋。　月光院殿に三疋進らせらる。兩法親王まか

上織田長清致仕

船手頭石川四郎左衞門政常病免して寄合となる。(日記。)〇六日參向公卿の館伴を命ぜらる。　勅使は脇坂淡路守安清。　院使は南部遠江守通信なり。(日記。)〇八日東叡山　嚴有院殿靈廟に井上河内守正岑代參す。(日記。)〇九日　淨光院殿靈牌所に阿部豐後守正喬代參す。　さきにめしかへされしともがらおの〳〵俸米をたまふ。(日記。)〇十日　常憲院殿靈廟に會例のごし。　榊原式部大輔政邦が子小平太政祐はじめて見參す。新宮公寬法親王を薨逝せし京町奉行中根攝津守正包拜謁す。又駿遠河堤修築の事命ぜられていとま給はる勘定の徒あり。　月光院殿に御叙位を賀せられ。有栖川正仁親王より使し。銀馬代。　卷物さゝげらる。この日使番須田助十郎盛員は先手頭となり。小普請諏訪兵部賴哉は徒頭。小普請方渡邊久左衞門盛は納戸頭。小姓組野々山彈右衞門元易は腰物奉行となる。先手頭布施出雲守正房老免して寄合となる。(日記。)〇十七日　紅葉山　御宮に阿部豐後守正喬代參す。　寄合太田内記政資病死せるをもて。法心院尼を吊慰せらる。(日記。間部日記。)〇十八日高家中條山城守信實京より歸り謁す。　京町奉行中根攝津守正包に金五枚給はり。　新宮薨逝の勞を褒せらる。(日記。)〇十九日日光准后公辨法親王。　新宮公寬法親王まうのぼり御對面あり。　准后より羽二重十疋。　天英院殿に三疋。　月光院殿に二疋。新宮よりは馬資の金。　紗綾廿反。　天英院殿に羽二重五疋。　月光院殿に三疋進らせらる。兩法親王まか

でたまひしのち。高家長澤雲岐守資親御使して。准后に縮緬二十卷。二種一荷。　天英院殿より二種一荷。　月光院殿より一種一荷。公寬法親王には。綿二百把。二種一荷。　天英院殿より二種一荷。　月光院殿より一種一荷贈らせ給ふ。備前岡山の支封池田丹波守輝綱養子善太郎政晴に原封一万五千石を襲しむ。この輝綱は故右少將光政の三子にて。寛文七年十一月十五日はじめて拜謁し。十二年六月十一日所領の地一万五千石をわかたれ。延寶元年十二月廿八日從五位下して丹波守と稱し。元祿六年七月五日奥詰に加へられ。五年十二月十五日奏者番となり。正德三年七月廿三日辭職し。十一月廿六日身まかりぬ。年六十五。(日記。藩翰譜續編。)〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)〇廿一日歲暮に時服さゝげし家々に。御内書をわかちたまはる。朽木民部少輔稙元在封せしが。父伊豫守稙昌病おもきにより。府にいて〳〵看侍せん事をこふまゝに御ゆるしあり。(日記。)〇廿二日こたび御法會行はれしをもて。さきに家のぞかれし眞田權之助某めし出され。新に三百俵をたまひ。小普請に入らる。(日記。)〇廿三日法心院尼の喪制をとはせたまひ。草花。菓子を給ふ。この日大老近江國彦根城主井伊掃部頭直該こふまゝに退休して。その子備中守直惟に原封三十万石をつがしめ。私墅田一万石を二子因幡守直定にわかたしめられ。直惟には曩祖よりこのか

上池田輝綱卒

上大老井伊直該致仕

上井伊直定之分封

でたまひしのち。高家長澤雲岐守資親御使して。准后に縮緬二十卷。二種一荷。　天英院殿より二種一荷。　月光院殿より一種一荷。公寬法親王には。綿二百把。二種一荷。　天英院殿より二種一荷。　月光院殿より一種一荷贈らせ給ふ。備前岡山の支封池田丹波守輝綱養子善太郎政晴に原封一万五千石を襲しむ。この輝綱は故右少將光政の三子にて。寛文七年十一月十五日はじめて拜謁し。十二年六月十一日所領の地一万五千石をわかたれ。延寶元年十二月廿八日從五位下して丹波守と稱し。元祿六年七月五日奥詰に加へられ。五年十二月十五日奏者番となり。正德三年七月廿三日辭職し。十一月廿六日身まかりぬ。年六十五。(日記。藩翰譜續編。)〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)〇廿一日歲暮に時服さゝげし家々に。御内書をわかちたまはる。朽木民部少輔稙元在封せしが。父伊豫守稙昌病おもきにより。府にいて〳〵看侍せん事をこふまゝに御ゆるしあり。(日記。)〇廿二日こたび御法會行はれしをもて。さきに家のぞかれし眞田權之助某めし出され。新に三百俵をたまひ。小普請に入らる。(日記。)〇廿三日法心院尼の喪制をとはせたまひ。草花。菓子を給ふ。この日大老近江國彦根城主井伊掃部頭直該こふまゝに退休して。その子備中守直惟に原封三十万石をつがしめ。私墅田一万石を二子因幡守直定にわかたしめられ。直惟には曩祖よりこのか

たのためしをもて。先手の事奉はるべしと命ぜらる。よて仰下さるゝ。直該かれていたはる所ありしに。去々年よりことに加はりしかば。もはら摂生なせしかど。なをこゝろよからず。奉職たへがたきよしきこしめしをよばれぬ。　前代にも特恩もて起復を命ぜられ。今は御幼稚にわたらせたまふ折なれば。いよ〳〵摂生を加へ。奉職あるべけれど。疾病のゆへをもてしねてこひ奉るにより。そのこふところをゆるさる。よくやまひやしなひ。快きをりからは出仕して。御けしき伺ふべしと仰下さる。この直該はもとの内匠頭直時が子にて。はじめ直興といふ。父直時よを早うしければ。叔父掃部頭直澄がもとにひとゝなり。寛文四年閏五月廿六日はじめて見參し。直澄子なかりしにより。嗣子とせん事うたへ申せしかば。十二年十一月廿七日そのこふところをゆるされ。明の日從四位下の侍從に叙任し。次蔣頭と稱す。延寶四年二月廿三日家をつぎ。八年御代あらたまりて。將軍宣下の御謝使にさゝれ京にのぼる。このとき仰によりて掃部頭とあらため。とはてゝ左近衞權少將にのぼり。元祿元年日光山の　御宮修造せらるゝにより。直該奉行を命ぜられしかば。かしこにおもむきて監臨する事三とせに及べり。三年造竣のゝち其勞を賞せられ。七月十二日國俊の御刀をたまふ。そののちしば〳〵異數加へられて。十年六月十三日大老の職にのぼせられしが。中一とせをへて。十三年三月二日病

もて職を辭し。あくる十四年三月五日致仕して。右衞門大夫直治とあらため。封地に病をやしなひ居たり。しかるに長子掃部頭直通。二子掃部頭直恒家つぎて。みないくほどなく早世しければ。三子直惟して兄につがしめんとをこひ申せしかど。いまだ十五歳にもたらざりしにより。直治入道して弾翁と號せしを彦根より召れ。再び家のこと知るべしと仰下され。病をたすけてまうのぼり。明のとし二月また大老となり名を直該と改め。加階して正四位の左中將に任ず。しかるにとかく身のいたはり多く。進退こゝろのまゝならずとて。再び致仕し彦根にかへり。右衞門督直興と名のり。また入道して全翁と號し。享保二年四月廿日六十二歳にて身まかりぬ。(問部日記。日記。藩翰譜續編。)○廿四日御叙位の御祇により。曙使もて有栖川正仁親王に二種一荷。　月光院殿より二種千疋をくらせらる。(日記。)○廿八日朝會例のごとし。松平肥前守宣政はじめ就封四人。肥前守宣政には左弘安の御刀下さる。日光奉行長崎伊豆守元仲。佐渡奉行神保新五左衞門長治共に赴任のいとまたまはる。利根。荒川の渡利命ぜられていとま給はる番士。勘定の徒あり。(けふ闕人まうのぼり方物を貢す。猛々緋一種。羅紗一種。紹二種。縮緬一種。綿布四種。海黃五種。金巾一種。酒二種なり。大番頭酒井紀伊守忠助。小姓組與頭松平源大夫定隆ともに病免して寄合となる。織田丹後守長清致仕の謝とて。保昌五郎の刀を奉る。(日記。)○廿九日日光奉行に命せらるゝ。代參の御使。祭祀の奉行命ぜらるゝともがら。辭見。發途并旅中とも。家人までさうじせしかど。卑賤もの等はさしつかゆる事あれば。こたび准后にはからせ給ひ。旅中并に在山の間。その身并に家人等さうじにおよばず。代參の前夜は酉刻より。家人は當朝よりさうじすべし。又山の奉行は在山のほど　御宮。靈廟に參拜の前夜酉の刻よりいもねすべし。たゞし見廻りの時はそれにおよばず。また　靈廟に參り。それより　御宮に詣拜するとは行水すべし。見廻りのみならばその事に及ず。また在山のほど。喪制にこもるともそのまゝ事奉はり。地震等非常のときははゞからず　御宮を見廻るべし。家人等喪にかゝるときも。府にかへすに及ばず。別火もて飲食さすべし。服制のぞかざるもの。齋戒の日めしつかふともくるしからず。尤別火に及ばずとなり。(日記。)◎この月令せられしは。浦々にて船をかり唐舶につき。ひそかにものかひとる徒ありと聞ゆ。今よりのちは。たとひそのゆへしらずして舟かせしとも。その舟の船頭。水主は私販の奸商とおなじつみに處せらるべし。されば諸國各浦船頭。水主つれによくばかりあはせ。もし奸商等に舟かすときはめしとらへ。長崎の奉行所または各所の代官。地頭。すべてほど近きところにうたへ出べし。もし船中にてとらへがたきときは。いづ方にても船をつなぎし所に

下殿禁密賀易

上蘭人入貢

下禁獄洋人よはん

上訟訴之制

上分銅增價

下本多棗慶致仕

て。土人に告しらせ。搦とりてその地にあづけ置。長崎奉行所または代官。地頭にうたへ出べし。その船頭。水主には褒賜あるべし。各浦の船頭。水主たとひ奸商と私買をはかるとも。船中にても舟つなぎし所にても。奸商をめしとる事前にしるせるごとくにはからひなば。初めよりはかりし罪をもゆるされ。褒賞はふれかしたるとき約せし價の一倍を下したまはるべし。附たり船主。船頭うけがひ船かすとも。水主の心もて奸商及びはかりあひし船頭等を召捕はゞ。その水主にはじめ船主。船頭等が約せし一倍の褒賜あるべし。諸國各浦にて私販のこと告しらするものあらば。土人すみやかに出あひてからめとるべし。もしをこたりとらへ得ざれば。殿科に處せらるべしとなり。また市井に令せらるゝは。市井のもの訟獄の事により町奉行所に出るとき。名主さし添て出べきを。近頃はをこたりてそのことなし。このゝち双方ともに名主さしそひて出べし。出訴するときは。前令のとく本人のみ出べし。老人病者は扶助のもの付て出べし。其外見舞など稱し。人多く出るとかたくなすまじとなり。また分銅增價の事をふれらる。(寛教類典。大成令。)○三月朔日月次の朝會あり。土井大炊頭利貞。五島大和守盛佳就封のいとま給ふ。大炊頭利貞はじめてなり。加藤出羽守泰統參覲す。酒井飛驒守忠菊大番頭となり。書院番井上主人正納は小姓組與頭。寄合松平孫大夫勘敬は大坂船手頭となり。桃節近づきければ。日光准后より使もて二種一荷奉らる。　天英院殿。　月光院殿にも各二種一荷。符錦添て進らせらる。三家の方々よりは一種一荷獻ぜられ。　兩尼君。竹姫の御方々にも同じく進らせらる。けふ大目付横田備中守由松して。西洋人よはんに令せらるゝは。七年前こゝに來りし時。すみやかに國法にも處せらるべきを。本國の師より承りし旨を守るよしにより。別發もてそのまゝにをかれたり。そのとき申せしは。本國の師さとせし旨は。いかやうに命ぜらるゝとも。おほやけの御さたにまかすべし。天主教は全く不忠不義をすゝめ。上を犯す法にあらず。いかにもしてこの旨をいひ開き。御ゆるしをかうぶり。その教をひろめんため。はじめより府に參らんとをこひしかば。それがふまゝに府にいだらしめ衣食をたまはり。洪恩を蒙るよし謝し申たりき。しかるにこたびひそかにのぞみこふものありとて。其法器をさづけぬ。これ國禁をそむくのみならず。本師のむれにもたがひ。國恩をもかへりみず。不忠不義の至り。そのつみかさなれり。いまゝては本師のよしを守るよしなれど。今よりはをのれの心より重罪を犯したるうへは。其とがめのがるべからず。これにより國法にまかせ。きびしく禁獄せしめらるゝとなり。(日記。)○三日桃節例のごとし。(日記。)○四日近江國膳所の城主本多隱岐守康慶致仕して。その子下總守康命に原封六萬石をつがしめ。二男主膳康敏に廩米

上流女房給島遠坐者多

千俵わかつ。この康慶實は放縱殿頭康長が子にて。叔父兵部少輔康將が養子となり。万治二年十二月廿一日はじめてまみえ奉り。寛文四年十二月廿八日叙爵して隱岐守と稱し。けふ致仕して後享保三年十一月十日封地にありて卒す。とし七十二。また二丸留守居松平新藏正根が子新九郎正則をはじめ。父死してその子家つぐもの五人。(日記。藩翰譜續編。)〇五日關人にいとまたまはり。時のふく下されて。法令よみきかしむるを例のごとし。この日女房給島遠謫せらる。これは後閤にておもたゞしき職つかふまつりながら。身の行ひたゞしからず。奥山喜内といへるが導もて遊樂にふけり。御使奉はり他にいづるつねで。また暇休たまはりし折から。ゆかりもなき家信宿し。そのしなをもえらばずみだりに人をちかづけ。あるは劇場にあそび俳優となれむつみ。あるは娼家によぎり娼婦をむかへ酒宴をひらきし事などしばゞ〳〵なりき。それのみならずおなじ女房を遊興にともなひしことも。そのつみ多しといへども。寛宥もて死一等を減じ。かくて處せられぬ。このことに座し兄小普請白井平右衛門勝昌は死刑に處し。弟新番豊島平八郎某は追放れ。留守居番平田伊右衛門某。その子彦四郎某。奥醫奥山交竹院某。小普請方金井六右衛門某はともに遠流せられ。勘定西與一左衛門某は士籍をけづられ。徒士杉山平四郎は追放たれ。水藩の士奥山喜内はそのつみをさだめられて藩に送られ。六

右衛門某が子六助某は追はなたれ。平右衛門勝昌が長子伊織某。二子平七郎某は父の罪により流刑に處せられしかど。としいとけなきをもて十五歳まで親族のもとにあづけられ。小普請正田吉十郎正言實は豊島平八郎某が子なれども。他家つぎしにより遠慮を命ぜらる。また呉服匠後藤縫殿助は門とざゝしめられ。縫殿助が手代清助は遠流。次郎兵衛は追放。木挽街雑劇の座元長大夫。その俳優新五郎は共に流刑。竹之亟座の俳優半四郎は追放。商人善六は島に流さる。その他連及して親戚にあづけらるゝ女房六十七人。(日記。)〇七日井伊備中守直惟襲封を謝して。重助の太刀。黄金五十枚。綿五百把を獻ず。本多下總守康命も同じく謝して。金十枚。綿百把を奉る。非伊因幡守直定領地わかたれしをもて。時のふく三。金五枚を獻じて謝し。寄合本多主膳康敏こたび御家人にめしくはへられしを謝したてまつる。目付渡邊外記永倫が子内記久琛。小納戸田代主馬賀次が養子織部賀信をはじめ。初見するもの四人。非伊右衛門督直與こたび致仕せしをもて。正宗の小脇差。青磁香爐。

天英院殿に堆朱の香合。公卿衆寫の八景手かゝみ。月光院殿に青磁香爐。公卿衆寫八景軸物をたてまつる。瑞春院の御かたに月樵が筆の伊勢物語。竹姫の御かたに法心院尼に各手かがみ。蓮淨。蓮光の兩尼には各伊勢物語をまいらす。本多隆岐守康慶より致仕の謝に。來國光の刀。天英院殿に青蓮院尊

下依月光院請停遠流移女房給島于信州高遠

道法親王能の和漢朗詠集。月光院殿に松木淮大臣宗綱公筆の金葉和歌集を奉る。代官諸星内藏助同政職はなたれ出仕をとゞめられ。其子藤兵衛某は禁錮せらる。これ藤兵衛常に不冝のふるまひせしを。庭訓をくはへず。はたをのが行ひもよからぬよし聞えしをもてなり。(日記。)〇八日東叡山　殿有院殿靈廟に久世大和守重之代參す。(日記。)〇九日公卿今朝府にいられしかば。阿部豊後守正喬御使して慰勞せらる。高家中條山城守信實そひたり。(日記。)〇十日東叡山　常憲院殿靈廟に井上河内守正岑代參す。(日記。)〇十一日公卿の引見あり。勅使德大寺右大將公全卿。庭田前大納言重條卿。院使東園前中納言基雅卿まうのぼる。　主上。　法皇より新禧の賀物例のごとし。攝家。門跡。內侍の使拜謁して物さゝぐる事また同じ。事はて、例のごとく公卿の自謁あり。使臣等またみづからの拜謁す。伶官。諸工も同じ。前中納言基雅卿は。こたび儛奏賜命ぜられしを謝して。さらに儀刀。馬資の銀奉らる。また資千疋まいらせらる。　勅使の公卿よりは各縮緬二卷なり。また　兩尼公に公卿より新年賀物送らせらるゝこと例のごとし。大坂船手頭松平孫大夫勘敬かしこに居をうつすにより。金三百兩かしたまはる。こたび火消役の官宅修理するにより。岡田將監善踏に金六百七十兩。樽水二萬三千五百九十挺。岡部左衛門盛明に金千百三十兩。樽水二萬三千五百八十挺。松平駿河守信望に金五百八十兩。樽水一萬二千八百挺下さる。この日公卿の旅館には高家横瀬駿河守貞顯御使して。鶴鶴。酒樽ををくらせける。(日記。)〇十二日小納戸中條加兵衛景息病免して寄合となる。このほど遠流に處せられし給島。　月光院殿こひたまふにより。內藤駿河守清枚にめしあづけられ。封地信濃國高遠に送るべしと仰下さる。(日記。)〇十三日公卿饗宴の猿樂を催さる。樂は翁。三番叟。高砂。田村。羽衣。道成寺。祝言金札。狂言二番。末廣がり。つり狐なり。そのなかばに發者番松平備前守正久舞塞に出て。かづけもの要脚たまふこと例のごとし。(日記。)〇十四日三條山　文昭院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。　清揚院殿にもおなじ。公卿東叡三條の兩山にまうづるにより。高家。寺社奉行。目付の人々ゆきむかふ。また徒士一隊警衛にまかる。また東叡は大久保加賀守忠方。稻葉丹後守正知。永井伊賀守尚平。非伊兵部少輔直矩。松平刑部少輔經隆。小堀備中守政峯。三條は岡部美濃守長泰。秋田信濃守輝季。水野壹岐守忠定して警衛せしめらる。(日記。)〇十五日月次朝會例のごとし。瑞龍寺宮日慈便もて相續の事を謝せられ。紗綾三卷。　天英院殿。　月光院殿にも同じく二卷をまいらせらる。尾張國の　御宮別當維摩院智鋒こたび權僧正にのぼりしを謝し奉る。徒頭金田惣八郎正在守治におもむくいとまた

下令寺社奉行查檢寺社境內故勘定奉行荻原重秀子乘秀父罪被削采邑

まはる。數寄屋のものゝ同じ。目付武藤庄兵衞安英留守居番となり。寄合吉田小右衞門盛封徒頭となる。又故勘定奉行荻原近江守重秀が子源八郎乘秀采邑三千石をけづれて七百石たまはる。これは近江守重秀。前代思召旨ありて俄に職はなたれ。いまだその罪たゞさるゝ間なくしてかくれさせ給ひしかど。重秀職にありて年頃官事をほしいまゝにし。御旨をもうけず。私の意もてはからひしことども。職はなたれし後にあらはれぬ。しかりといへども寬宥の沙汰もて。かくは仰付られしなり。○十六日公卿辭見あり。御答詞仰進らせられ。暇のたまもの例のごとし。方々の使臣。伶工等またおなじ。　天英院殿。

下令町奉行查檢劇場及隱賣女

月光院殿よりも御賜遣あり。滋野井少將實全朝臣。阿野侍從師季朝臣。廣橋侍從兼賴朝臣に庇蔭の料各百苞たまはるよし傳奏公卿につたへらる。けふ令せらるゝは。寺社の境內に猿樂。說經。雜劇。偶人戲などするとは。元祿中既に停禁せられしに。こゝ出る旨ありしをもて。そのをきてをさだめられ。芝居も事かろくかまへ。衣服は木綿をかぎり。その他は用ゆべからずとてゆるされしに。近ごろ二階棧敷をかまへ。衣服もそれにならひて。よろづ美麗にいたる事ひがことなり。いまよりのちは。かやうのわざすること一切停禁せらるゝとなり。（日記。）

上禁於寺社境內興行雜劇猿樂說經等

○十七日紅葉山　御宮に土屋相摸守政直代參す。（日記。）○十八日公卿けさ府を發して歸洛あり。（日記。）○十九日紅葉山　文昭院殿靈廟立柱の式あるにより。井上河內守正岑をはじめ人々監臨す。けふ寺社奉行に令せらるゝは。寺社境內の芝居。元祿中停禁の後こゝ申旨ありて。御ゆるしありし制條に違ふ事あるを撿舉もせず。かつ去年中寺社門前の倡家禁ぜられしに。いまなをたえず。すべて令せらるゝ旨。ほどなく遊犯のものありても沙汰に及ばざるはひが事なり。今よりのちつゐにをこたらず撿點を加ふべしとなり。また町奉行に令せらるるは。ちかごろ堺町。木挽町の劇場。二階。三階すべて屋根をかまへ。衣服美麗を盡し。その他の茶屋までも安壯に及び。諸事制外のこと出來たるを。きびしくとがむる事もなく。はた去年令せられし市井の倡婦も今にたえず。すべて制令遊犯のものあるを。すてゝおくべきならず。こゝろいれて査撿すべしとなり。（日記。）○廿日東叡山　大猷院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。（日記。）○廿五日父死して其子家つぐもの四人。（日記。）○廿六日　御宮。　靈廟に新穀を進薦せらる。（日記。）○廿八日月次なり。松平修理大夫吉武參觀の拜謁す。伊達伊織村年はじめて見えたてまつる。片桐石見守貞紀が子半三郎貞固も同じ。また初見する御家人の子一人。使番木下清兵衞信名。寺院番蜂屋孫十郎定尙は大坂目付はてゝかへり謁す。（日記。）○晦日陸奧國南部津輕の彊界査撿のこと奉はりていとまたまはる新番の士及び勘定の徒あり。（日記。）◎この月令せらるゝ

下劇場之制

下城門出入之制

は。劇場の棧敷近年は二階三階につくれり。さき〳〵のごとく一階の外はかたくつくるべからず。棧敷より間道をひらき。樂屋又は座元の居宅。及び茶店等に宴を設け遊興をすゝむる事なすべからず。すべて俳優等演劇の外。棧敷あるは茶店等に招くものありとも行べからず。尤をのれの宅にても遊客をまねくべからず。棧敷に簾をたるべからず。幕。屏風等もてかこふ事すべからず。劇場の屋脊。近き頃雨の日も演劇さはらざるやうつくり成せしが。これもさき〳〵のごとくかろくすべし。俳優の衣服近年美麗になれり。いまよりのち紬。木綿を限り用ゆべし。また演劇夜に逮び。ともし火を點ずる事かたくなすべからず。晡時をかぎりて事を終べし。劇場近きほとりの茶店いかにもかろく設け。座敷めきたるつくりすべからず。今まで有來れるも。奉行所にうたへて査撿をうけ造るべし。もしそむくものあらば。とがめ里正等にも及ぶべしとなり。（文廟令條。文露叢。）

松平信祝　三浦明喬之轉封

小笠原長照　松平資俊之轉封

有章院殿御實紀卷八　正德四年四月にはじまり六月に終る

○四月朔日拜賀例のごとし。相甚近江守長興。一柳因幡守直鄕參覲す。（日記。）○二日書院番に入番するもの九人。（日記。）○四日日光新宮公寬法親王に方領三百俵つかはさる旨。執當めして仰下さる。御側用人本多中務大輔忠眞の病をたづねたまひて檜重を下さる。（日記。）○七日日光准后公辨法親王登山せらるゝにより。高家畠山下總守基寧もて時服五をなくらせらる。（日記。）○八日東叡山　殿有院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。（日記。）○九日高家橫瀨駿河守貞顯日光山　御宮の代參命ぜらる。土岐丹波守賴稔は　靈廟の代拜。戶田大隅守忠囿。米津出羽守政容は祭祀奉行命ぜられてともにいとまたまはる。けふ常磐橋。矢服橋。鍛冶橋。數寄屋橋。日比谷。外櫻田。半藏。田安。淸水。雉子橋。一橋。神田橋門の內にては。賤吏下部市人等雨ふらぬ日笠きて往來することをとゞめらる。（日記。）○十日東叡山　常憲院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。（日記。）○十一日不時の朝會あり。松平大炊頭吉邦はじめ。參覲の拜謁するもの二十二人。こたび新宮公寬法親王に方料つかはされしを謝せられ。准后公辨法親王より二種。公寬法親王より二種一荷をまいらせらる。（日記。）○十二日三河國吉田の城主松平伊豆守信祝は同國刈屋城主三浦壹岐守明喬と交替し。遠江國掛川城主小笠原山城守長照は同國濱松城主松平伯耆守資俊と交替すべしと命ぜらる。（日記。）○十三日臨時の朝會行はる。松平越後守寬富をはじめ。就封の辭見するもの三十四人。松平出羽守寬維。中川內膳正久忠は初てのいとまなり。越後守

下總統督詞

宣言には左弘安の御刀。松平淡路守綱矩には廣光の御さしぞへ。松平右衞門督吉泰には來國俊の御さしぞへ。松平民部大輔吉元には左文字の御刀。松平大和守基知には行光の御差添。松平出羽守宣維には行光の御刀。立花飛驒守鑑任には了戒の御刀。松平左兵衞督直常には兼光の御差添をたまはる。(日記。)

○十四日三條山　文昭院殿鷺廟に久世大和守重之代參す。

清揚院殿にも同じ。(日記。)○十五日月次なり。松平肥後守正容をはじめ參觀するもの六人。美濃衆一人參詰す。松平左京大夫賴致はじめて就封のいとまたまはり。來國光の御刀下さる。この日町奉行坪内能登守定鑑御前をとぢめらる。これは流人の券に失誤ありしをもてなり。このことにより裘右雄の徒おなじく御前をとぢめらる。(日記。)○十六日松平茂十郎が病をとはせたまひ。奏者番土井山城守利意をつかはさる。(日記。)○十七日紅葉山　御宮に秋元但馬守喬知代參す。(日記。)○十八日阿部民部少輔正鋼弟璞三郎正長に廣米二千俵をわかちあたふべきをこふまゝにゆるさる。このほど准后公辨法親王在山により。驛使もて龍眼肉一箱を贈らせらる。けふ奏者番に仰下さるゝは。月次朝會の時。四品以上のともがらをば名披露すべしとなり。(日記。)○廿日東叡山　大猷院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。日光山　御宮の代參使高家横瀬駿河守貞顯。祭禮奉行戸田大隅守忠囿。米津出羽守政容とも

下伊東祐實致仕

下令黑田長清掌長崎警備

法親王より二種一荷を獻ぜらる。(日記。藩翰譜續編。)○五月朔日月次なり。松平讃岐守賴豐就封のいとま給はり。則房の御刀を下さる。松平肥前守宣政が養子官兵衞初見の禮をとる。甲州御嶽山論所檢點の事命ぜられし代官いとまをたまふ。(日記。)○三日端午の佳節ちかよりしかば。例の家々より時のふく奉る。　天英院殿。　月光院殿にも例のとくさ〴〵げものあり。日光准后よりおなじ賀儀まいらせらる。　兩尼君また同じ。こたび京にて　女御御殿及び里第營作せらるゝにより。勘定奉行水野因幡守忠順。作事奉行曲淵信濃守重羽にそのとつかさどるべしと命ぜらる。また仙波　御宮。三芳野天神社の修理。世良田　御宮の修理をつかさどるとを。勘定奉行大久保大隅守忠香。作事奉行柳澤備後守信尹に命ぜらる。(日記。)○五日端節の拜賀例のごとし。(日記。)○六日　一位尼公。松姫。竹姫の御かたゞ〴〵有卦にいり給ひしかば御贈ものあり。諸老臣よりも銀。千錙を獻ず。間部越前守詮房よりは。別に尼公に染縮緬。染羽二重各十反。本多中務大輔忠良よりは高砂染廿反。各檜重そへてさゝぐ。(間部日記。)○七日臨時の朝會あり。松浦肥前守尊信參觀し。黑田伊勢守長清就封の辭見す。伊東大和守祐實致仕をもて來國俊のさしぞへを獻ず。

一位尼君へ飛鳥井大納言雅春卿筆新續古今和歌集。　三位尼君へ橋本中納言公夏卿筆後撰和歌集なり。小姓組番頭戸田

肥前守政峯が子七内正甫。百人組の頭安藤彦四郎直利が養子朔日月次なり。松平讃岐守賴豐就封のいとま給はり。則房の御刀を下さる。松平肥前守宣政が養子官兵衞初見の禮をとる。甲州御嶽山論所檢點の事命ぜられし代官いとまをたまふ。(日記。)○三日端午の佳節ちかよりしかば。例の家々より時のふく奉る。　天英院殿。　月光院殿にも例のとくさ〴〵げものあり。日光准后よりおなじ賀儀まいらせらる。　兩尼君また同じ。こたび京にて　女御御殿及び里第營作せらるゝにより。勘定奉行水野因幡守忠順。作事奉行曲淵信濃守重羽にそのとつかさどるべしと命ぜらる。また仙波　御宮。三芳野天神社の修理。世良田　御宮の修理をつかさどるとを。勘定奉行大久保大隅守忠香。作事奉行柳澤備後守信尹に命ぜらる。(日記。)○五日端節の拜賀例のごとし。(日記。)○六日　一位尼公。松姫。竹姫の御かたゞ〴〵有卦にいり給ひしかば御贈ものあり。諸老臣よりも銀。千錙を獻ず。間部越前守詮房よりは。別に尼公に染縮緬。染羽二重各十反。本多中務大輔忠良よりは高砂染廿反。各檜重そへてさゝぐ。(間部日記。)○七日臨時の朝會あり。松浦肥前守尊信參觀し。黑田伊勢守長清就封の辭見す。伊東大和守祐實致仕をもて來國俊のさしぞへを獻ず。

一位尼君へ飛鳥井大納言雅春卿筆新續古今和歌集。　三位尼君へ橋本中納言公夏卿筆後撰和歌集なり。小姓組番頭戸田

直之助直規。　禁裏附久留伊勢守正清が子勘之助正秀。日光奉行松平阿波守康納が子源太郎康陸。書院番組頭杉浦彌一郎貞宣が養子彌五郎貞隣。腰物奉行野々山彈右衞門元易が養子主稅兼純。寄合岡部庄左衞門重矩が子庄八郎時員。中川市右衞門忠眞が養子織部某をはじめ。初見するもの十三人。この日松平肥前守宣政に仰下されしは。さきに就封の期に至り。病にかゝりおもむきがたく。その後病いよ〳〵くはゝりしをもて。こゝまゝに養子のことはゆるされき。されど官兵衞いまだとしわかく。かつことしは崎嶼の警衞にあたれば。支族黑田伊勢守長清にいとま給はり。その事率はらしむ。長清封地にいたらば。宣政が家人等を崎嶼にやりて。松平丹後守吉茂が家人にかはらしめ。長清かしこにゆきて。警衞のこと宣政が家人を指揮すべしとなり。(日記。)○八日東叡山　殿有院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。(日記。)○九日織田越前守信久所領にありて贓物患ふるにより。こゝまゝに搦繫栗崎東榮某をつかはさる。(日記。)○十日東叡山　常憲院殿靈廟に阿部豊後守正喬代參す。(日記。)○十二日增上寺役者に仰下さるゝは。紅葉山文昭院殿靈廟の事は。別當眞乘院にてつとむべし。供料は台德院殿におなじければ。其旨こゝろえはからふべし。

靈廟附の坊主兩人掃除の者仰付らるれば。掃除のものは坊主

の所屬たるべし。　台德院殿靈廟の事。今までは坊主兩人勤しが。いまより別當惠眼院。寶松院にてつとむべし。掃除の者は坊主所屬たるべしとなり。よて高盛役四人は小普請にいれらる。（日記。）〇十三日銀座に仰下さるゝは。銀の事は世々重寶たるにより。公より命ぜらるゝとあるとき。むかしは老臣または留守居。ちか頃は勘定奉行連署の證狀もて命ぜらるゝたしなり。しかるを寶永七年以來荻原近江守重秀幷に座にあづかる勘定組頭等が內々の證狀にまかせ。しばゝ〳〵その品格をあらたむること不法の至りなるをもて。銀座のともがらことごとく其罪を糺さるべけれど。重秀すでに死したれば。其旨をうけたる翌丸明せられがたきにより。下品の銀もて改鑄せむ事を。重秀に申すべしめし翌等罪科に行はれ。その他はさたせられず。この後かうやうのとあらんには嚴科に處せらるべし。かつ重秀が三通の證狀は。おほやけより仰出されし所ならねば。破壞せらるべけれど。座にをいて重秀が一人のむれにまかせ。銀錢造せしこと永世左證となるべきをもて。三通ともに銀座のとゞがらにあづけ置るゝとなり。よてこの日新金錢造の事をとゞむべき旨。その事にあづかる大目付。目付。勘定奉行に仰下さる。年寄深江庄左衞門。中村四郎右衞門。關善左衞門。細谷太郎左衞門。近江守重秀に申すべしめたるをもて遠流せられ。中村內藏助は追はなたる。太郎左衞門が子太郎兵衞。內藏助が子時之助も追はなたる。その事に座して。勘定組頭保木彌右衞門公遠。勘定小宮山友右衞門昌言はともに逼塞命ぜらる。（日記。）〇十四日三緣山　文昭院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。　清揚院殿にも同じ。こたび長崎の奉行所に令せらるゝは。海舶わが國に通じて貿易するもの。我有司をしてあつく存撫を加へしめ。その貨寶をわづらはす事なく。各その利をとげしむる事。大小となくすべて制度あり。敢てみだりに侵す事なからしむ。各所の商人輻湊する地あれば。舟楫の往來も定めて其道あり。もし暴風にたゞよはされ。定路の外にては。沿海の國々より驛をはせてこれをすくひ。米糧薪水までもあたへ。長崎にをくりて事のよしをたゞさしむべし。各商もまた我制をつゝしみ守りて犯すとなく。なの〳〵生產をとぐること已に百年に及べり。たゞし近年奸商益害弊をなす事淺からず。利を射て影胃し。意をほしゐまゝにし。みだりに走りて定路によらず。風浪に出沒してわが商船をいざなひ。ひそかにうりかひし。ほては岸にのぼり山にいり。竹木を斬伐し。網捕の魚蝦までもうばゝれ。あるは兵杖をふるひ土民を擊傷し。あるは火炮を放ちて邊境をおどろかす。もと沿海の州郡わが懷柔の意を體し敢てふせがず。とさらにゆるしてこれをさらしめ。つゐに奸慾をして滋蔓ます〳〵甚からしむ。おもふに百年以來各商往來結緣として。わが國禁を諦ぜざるはなし。況やいま清國昇平と稱し。運運風化にむかふよしを唱へながら。その民外に出てへきく國廣溫台寧等の海澨には海賊つどひしが。きびしく捕勦を加へ。賊走てさくろに處なからしむ。けだしその餘賊ひまを伺ひ。來りてわか邊境をみだし。日々に凶勢をたくましうして。巢穴をいとなむものなるべし。よて旨をこひて各道沿海の地に令し。守備をまうけ。賊船の影響。奸商の私販等見出なば。各郡喰船を出し。うちとりて首を府に傳へ。いさゝかもゆるす事あるべからず。もはら賊情を察し。跡をのがれしむるを得ず。海上をして寧靜ならしむべし。特に奉行所にさとす。前件によりて行舟の定路により。みだりに境をこえてわしるとなからしむ。但し海上風信はあらかじめはかりがたし。一たび不測の路をふみ。あるは意外の地にたゞよはゞ。例にまかせ速に報ずべし。おほやけより沙汰しくだされざるべければ。各所の商人及船中のともがら國制を守り違犯あるべからず。此旨あきらかに告しらしむべしとなり。（日記。）〇十五日月次の朝會例のとし。本多信濃守忠直就封の暇たまふ。織田越前守信久封地にありて貢物をうれふるにより。驛をはせて御等あり。けふ命せらるゝは。陸長年中さだめ置れし金銀の法。元祿年中にいたりて。始てその品をあらためられ。寶永のはじめふたゝび銀の品をあらためられしよりこのかた。諸物の價も年々にたとくなり來り。世上艱困に及べるより。　前代御繼統の初より。金銀の品位長の法のごとくなしかへさるべきよしの御旨といへども。近世諸國各山よりいづる金銀のかず。いにしへのとくならざるをもて。たやすくさたせられがたかりしに。就中元祿の金は折れ損に。通用さしつかゆるよし聞しめし。まづそのさたに及ばれき。そのゝちに至りて。寶永の銀も通用滯澁せると御聽に達し。その故をたづねきはめられしに及び。世に通行の銀次第にその品よろしからざる物ども出來りしこと分明なりしかば。すみやかに鑄造をとゞめられ。そのより來る所を糺察ありし上。さたせらるべき御旨なりしに。すでに御不例日々におもらせ給ひしかば。去し壬辰の十月十一日に。御書付をもて思召のほど仰出されぬ。これにより今の　御代に至り。よの人の流言をも辭きはめられ。金銀の上。金銀の品位長の法のとくなし返さるべきに議さだまれり。その通用の法引かへのさだめ等のとは。委しく別紙にしるされぬ。こたびのさたにをいては。

前代の御旨によられ。天下後世までのためなれば。貴賤貧富を撰ばず。すべて定められし御旨を守り。その功の終るべき所をよろしく覺悟すべし。もし一身の利潤をはからんとて。何事によらず通用とゞこほる事しいだしなば。　前代の御旨と今の御さた違犯するのみならず。天下後世までの罪人たるべければ。をこかにその罪をたゞされて。嚴科に行はるべきによ

下令長崎奉行查搜海賊及密貿易

上銀坐之徒連坐荻原重秀黨附者多

上停止新金鑄造

上貨幣之制（定金銀通行劃增之法）

り。よろしくその旨こゝろえべきものなり。又こたび命ぜられし金銀の品。慶長の制のごとくなしかへさるゝことは。壬辰の十月　先代仰出されし御旨によられ。天下後世までの爲にさたし給へば。官府等は論ぜらるべきならず。しかりといへども近年諸山より出來る金銀むかしのごとくならざるをもて。元祿以來の金銀等ことごとくみなあらだまるまでは。多くのとし月を經べければ。こゝをもてその功終るまでの間。金銀通用の法をさだめらる。さてその條にいはく。こたび鑄造の新金銀幷に慶長以來元祿七年までの古金銀はいふまでもなし。元祿寶永の金銀みな通用すべし。但元祿寶永等の金銀の事。おほやけのさだめにをいては。慶長の法のごとくに金一兩をもて銀六十目にあてらるゝといへども。內々にては歩金銀等加へて通用し來りしとは。その品々の高下同じからざるによれり。しかるうへは。是より後も元祿以來品々の金銀をもて。慶長の法の金銀とその品同じく通用のことはあるべからず。これにより慶長以來今通用の金銀にいたるまで。各その品の高下により割合の次第をさだめられ。いづれの金銀にてもたくはへをきしまゝに。みな通用すべき法をさだめらる。その次第は別に注記せられたり。何事によらず物價をさだむる事。今通用の金銀つもりをもてその價をたて。その金銀はあるまゝにいづれの金銀にても。割合をもて新古をえらばず通用すべし。借金銀の事。是またこの例になぞらふべきなり。また公料祖稅の金銀もておさむるをはじめ。すべて上納の金銀等。これまた今通用する金銀のつもりもて會計し。その金銀はあるにしたがひ。いづれの金銀にても。割合の法をもて通用あるべし。諸物の價として官よりたまはるも。割合もていづれの金銀にても用ひらるべければ。上下通用の法みなこの例になぞらふべきなり。大判の事は元祿年中に改められしも。慶長の大判にひきくらぶれば。其品大に劣りしにもあらず。また折そこなへるともなきによりて。寶永七年今通用の金鑄るとを命ぜられし時も。このさたに及ばれざりき。こたびにをいても小判。一分判等あらためられし後に至りさたせらるべし。その間は上より賜はるも下よりさゝぐるも。その他私用もみなこれまで用ひ來りし大判もて通用あるべし。さゝぐると賜はる銀も。これまた今通用の銀づもりを用ひ。たゞ今までもちひ來りし銀にても。また割合もて。こたび製せられし新銀にても。新古の選びなく通用あるべし。一二枚の馬賃もこれになぞらふべし。こたび鑄造の新金銀もて。元祿以來品々の金銀に引かふる事は年を經べきによりて。諸國の市井村里そのたよりにしたがひ。月日を追て漸々に引かへんために。江戶京大坂に引替所を置き。ひきかへんとするものと相はかり。割合の定のごとく。その事のわづらひなく引かへべきよしをさだめられしなり。もし用事により

下中銀、三寶、四寶と稱す。
下元祿銀
下元字銀
下寶字銀

て。こたびの新金銀もて。これまでの通用金銀にひきかへんとおもふものは。これ又割合の法のごとく。望こふまゝに引かふべきやうさだめられしなり。新鑄の金銀は。慶長年中より元祿七年までの間通用せし古金銀とその品同じければ。元祿七年以前の古銀は引かふるに及ばず。このたびの新金銀とまじえ永く通用あるべし。こたびの金銀世にあまれく流布するまでの間は。公私賞賜ともによろしく遵行あるべきものなり。又新古金銀割合の制。慶長の古金は今の通用金に十割增。慶長古金。世上にをいて往古金と稱し。一兩に今其金二兩を用ゆべし。こたびの新金はすなはち古金とも品おなじければ。割ましもまた是に同じ。今の通用金と元祿の金とはその品に高下ありといへども。そのかずの大小あるもて。この二品は差別なく一樣に用ゆべし。但今の通用金と元祿金を引かふる例は。元祿金百兩に。歩金として今の通用二兩二分をましくは〳〵來りしに。もしその法を改められなば。元祿金を貯へしもの〳〵爲あしからむにより。今よりのちもひき替所にて此二品の金をひきかふるには。歩金の法今までの例のとくなるべしとさだめられぬ。慶長の古銀は今の通用銀に十割まし。慶長の古銀世に往古銀と稱し。一貫目に今通用銀二貫目を用ゆべし。こたびの新銀はすなはちこの古銀とその品同じきゆへに。割ましもまたこれにおなじ。今の通用銀は凡寶永七年以來出來るところの品

下元祿金

下往古金

下元字銀

下寶字銀

下鹽告貨幣之事于諸國兌貨商

下往古銀

品。世に中銀。三寶。四寶と稱す。その差別なく一やうに用ゆべし。元祿銀は今の通用銀に六割まし。元祿の銀世に元字銀と稱す。一貫目には今通用銀　貫六百目を用ゆべし。寶永はじめの銀ば今の通用銀に三割まし。寶永始の銀世に寶字銀と稱すは。一貫目に今通用銀一貫三百目を用ゆべし。この割合は。別に注記せられしごとく。こたび仰付られし新金銀あまれく流布せんまでの間は。新古をえらばずみな通用あるべき爲にさだめられしなり。就中いまの通用銀の事。慶長の古銀に引くらぶるに。その品大に同じからざれば。その品に應じて割ましをさだめられなば。おほやけの費にも及ばずして。慶長さだめの品のとくなし返さるべきとなれども。世の爲に於てその損失あるべきをもて。わづかに十割增の法にさだめられ。その不足をば官費もて償はるゝなり。これ則　前代の御むれによられ。天下後世までのためにさたせらるゝことなれば。よろしくその旨こゝろえて。此定めを守るべきものなり。また諸國の兌貨商に諭告せらるゝは。元祿寶永以來。金銀の品あらたまる度ごとにその通用とゞこほり。つねには世のなやみとなるにいたれり。兌換の商人みだりに金銀の品を高下し。過分の利慾を求むるよりことおこれば。こたび金銀の品。みな慶長古法のとくなし返さるゝといへども。元祿以來の金銀悉くあらたまるまでは。年數久しかるべきにより。その間金銀通用割增の法をさだめら

る。凡金銀錢等の兌換をもて生業となすうへは。その時に臨じて。それに當れる時估あるべきはいふまでもなし。もしこの後に至りて。兌換のうへにつきて。世の通用を妨ることなすものあらば。そのものは嚴科に行はれ。そのよしをうたへ出るものには。かの罪犯のものゝ家財もて。よろしく褒せらるべきものなりとなり。（日記。）○十六日銀座關久右衞門をやめられ。大黑長左衞門をしてさきくのごとくつかふまつるべしと命ぜらる。（日記。）○十七日紅葉山　御宮に土屋相摸守政直代參す。（日記。）○十八日水戸中納言綱條卿の長子鶴千代のかた初て見え奉られ。備前盛景の太刀。時のふく十。銀百枚をさゝげらる。綱條卿も同じくまうのぼり。太刀。時服六。馬料の金を獻ぜらる。また鶴千代の方より。　天英院殿に銀三十枚。月光院殿には二十枚。父の卿より　一位尼公に縮緬二十卷。

三位尼君には十卷。おのく干鯛そへてさゝげらる。（日記。）○二十日東叡山　大猷院殿靈廟に久世大和守重之代參す。けふ令せらるゝは。近年長崎在來の唐船私販の事年々に長じ。あるは在來の船路をかへ。あるは海上に間切ゐて日數を送り。あるはその數多乘來ると見えし船どもゆく衞をしらず。そが中にも猥に陸にのぼりて。水をくみ木をきり。漁人の捕し魚蝦井に女童の拾ひ得し藻草などをも奪ひ。もし土人等いましめむとするときは。兵杖もてこれをこばみ。番船ちかづくときは。巨炮をはなちなどするよし聞ゆ。よて長崎の奉行所に命ぜられ。唐商に諭告せらるゝ旨あれば。今より後番船等のことをさたし。つねに海濱を守り。さるわざする唐船あらば。その船を乘とりその人を斬殺してすみやかに注進すべし。もしわが國の船唐船に近づくものあらむには。その人をからめとり。これ又すみやかに注進すべし。難風にあふて漂着するは。前例もてさたし。長崎に護送すべきものなりとぞ。また松平薩摩守吉賞をはじめ。滄海の所領あるともがら八十人に令せらるゝは。長崎往來の唐船私販のこと年々に長じ。その他國禁にそむく事あるにより。こたび唐船のことは。長崎の奉行所井にその國々に所領あるともがら。毎年封内の船數をあらため。船券等きびしくさたし。もし私販のものにふれかすとあらば。さきに令せられし添高札の旨にしたがひ。そのものをからめとり。すみやかに注進すべきよし。をこゝかに令すべし。今よりのち船頭水主等のことは更にもいはず。何ものにかぎらず私販の事にて犯罪のものあらば其領主の過失たるべし。よろしくその旨を守るべしとなり。（日記。）○廿一日奥右筆本目權左衞門親長組頭となり。加秋百俵賜はる。（日記。）○廿四日三緣山　台德院殿靈廟に井上河内守正岑代參す。儒官新井筑後守君美拜謁し。御前にて時服一襲下さる。（日記。間部日記。）○廿五日書院番組頭前田帶刀孝始病もてこふまゝに免され寄合となる。徒頭

上銀座役交迭
下令鳴津吉實等查檢密貿易之徒

上禁密貿易且令查檢之

中山勘解由直正が子助六郎直看。寄合加々爪次郎右衞門信全が子小姓組數馬忠意。戶川內藏助安貞が子小姓組三左衞門安清をはじめ。父死してその子家つぐ者十三人。（日記。）○廿六日大番頭宇津出雲守教信病免して寄合となる。御側。高家はじめ。近習のともがらをくく時服給ふ。（日記。間部日記。）○廿七日紅葉山　文昭院殿靈廟上棟の式。かつ　尊像開眼供養あれば。惣督井上河内守正岑をはじめ人々參進す。また台德院殿靈廟にも開眼供養あり。伺候の人々前におなじ。（日記。）○廿八日月次なり。酒井飛驒守忠菊が子外記忠丘初見し奉る。根津權現別當昌泉院慶運住職井に僧正にのぼりしを謝し奉る。根津の別當これまでは住心院と號せしを。こたび昌泉院と改めらる。これ淮后公辨法親王申さるゝむねありしによれり。大坂船手頭松平孫大夫勘敬任所のいとまたまはり。布衣の侍に加へらる。奇合朽木和泉守則綱大番頭となり。書院番久世三之丞正廣組頭となる。この日　御宮。　靈廟に熟瓜を進薦せらる。（日記。）○廿九日鍋島加賀守元延病にふし。こふまに醫員藤本立泉元慶辭せずして治療すべしと命ぜらる。（日記。）○六月朔日朝會例のごとし。牧野謙岐守英成。諏訪安藝守忠虎參觀す。（日記。）○二日紅葉山　文昭院殿靈廟　神位をうつし奉るにより。非伊備中守直惟衣冠して代參す。增上寺大僧正祐天供養するにより。士屋相摸守政直直垂きてさらに代拜す。總督をはじめ。これにあづかりし作事奉行柳澤備後守信井は狩衣。その外は素襖。日付は半袴着して伺公す。非上河内守正岑は總督奉はりしを賞せられ。屏掛の御刀を下さる。（日記。）○三日きのふの　遷座により。大僧正祐天はじめ衆僧に。布施の銀そこばくたまはる。この日三家の方々紅葉山文昭院殿の靈廟に參拜あり。同じ　靈廟の火番を戶田大隅守忠圍に命ぜらる。松平右近將監清武が養母身まかりければ。小納戶細井和泉守安明して弔慰せらる。さらに又うち〳〵の御旨もて。香銀百枚をたまふ。（日記。間部日記。）○四日高家。鷹の間詰。諸番。諸物の頭出仕して御けしき伺ふ。これ御生母月光院殿の父勝田元哲著邑身まかりしによれり。三家の方々。万石以上の家々使を呈し。在封は飛札もて伺ひ奉る。この日寄合のともがら大久保長門守教寬が宅にて御承統の盟誓す。（日記。）○五日　月光院殿の御別居をとはせ給ひ。御側もて檜重進らせらる。寄合勝田左京典愛に小納戶窪田肥前守忠任して。元哲著邑が死を弔せられ。香資の銀二百枚下さる。けふ大坂町奉行井に船手頭に令せらるゝは。ことしの秋松平薩摩守吉貴琉使をひきゐて參るにより。薩摩より大坂にわたるときもし風波あらくば。各浦より船を出してひきいるべし。歸國の時もこれに同じ。琉使航海の時。さきく夜泊の處にて。往來の商舶はゞからずいりまじりつなぎとめ。あるは晝夜にか

下繼統誓詞

ぎらず船中をのぞき。あるはあやしき船などこぎめぐりしもありと聞ゆ。こたびはゆきゝの商船はかたよせつなぎ。すべて失儀のふるまひなからむやう。沿海の地にふれしむべしとなり。（日記。）〇六日　月光院殿御疫制により。三家の方々使して檜重まいらせらる。老臣。御側用人。少老よりも檜重を獻ず。（日記。間部日記。）〇七日　尼君の御制を候して。松平若狹守吉德。松平肥後守正容。井伊備中守直惟より檜重を獻ず。（日記。）〇八日東叡山　嚴有院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。けさ迅雷あり。井伊備中守直惟。宿老。少老まうのぼり御けしき伺ふ。此日土用に入ければ。三家の方々物參り御けしき伺はる。（日記。）〇九日京に驛をはせて氷糖を奉られ。暑候を伺はる。信濃國高遠の城主內藤駿河守清枚が子孫三郎賴卿に原封三万三千石を襲しむ。此清枚實は水野備中守守政が二子にて。放大和守重頼が養子となり。天和二年三月廿一日はじめて見參し。貞享二年十二月廿八日叙爵して丹後守と稱し。後に駿河守にあらたむ。元祿三年十二月廿九日父が遺領をたまひ。おなじ四年二月九日今の城地にうつり鴈の間詰となり。八年十二月廿二日奏者番を命ぜられしが。十年八月十三日ゆるされて。ことし四月十六日七十歲にして卒せしなり。（日記。藩翰譜續編。）〇十日東叡山　常憲院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。（日記。）〇十一日不時の朝會あり。松平右京大夫輝貞を始め。參覲の拜謁するもの十七人。この日宿老。御側用人。少老。御側に縮緬を給ふ。土用を候し日光准后より懸香を獻ぜらる。

兩尼公にも同じ。諸老臣より檜重。少老より熟瓜を獻ず。同じくことも て近衛太閤基凞公に赭菜。鹽鴨。前攝政家凞公に鹽鴨をつかはさる。（日記。間部日記。）〇十二日　御宮　靈廟に新米を進獻せらる。（日記。）〇十三日井伊右衛門督直治病もて攝津國有馬の溫泉にゆあみせんとをこふまゝにゆるされ。けふ御座所にていとまたまはり。時の服。羽織を下さる。また松平伯耆守資俊はじめ。就封のいとまたまはるもの三十三人。伯耆守資俊に長光の御刀。松平伊賀守忠周に國宗の御刀。酒井左衛門佐忠眞に政光の御刀。阿部備中守正邦に長谷部の御刀。酒井雅樂頭親愛に延壽國資の御刀。岡部美濃守長泰に近景の御刀を下さる。本多下總守康命。太田備中守資晴。有馬左衛門佐氏純。青山大膳亮幸秀。土岐丹後守賴稔。永井備後守直英。四尾隱岐守忠尙。堀左京亮直時。小堀備中守政峰。堀飛驒守直央にはじめてのいとまなり。戶田采女正氏定こたび紅葉山　文昭院殿の靈廟構造の役助けしを賞せられ時の服十たまふ。また同じ役つかさどりし作事奉行柳澤備後守信尹には。金。時のふく。羽織をたまふ。所屬の吏たまものしなあり。徒頭金田惣八郎正在宇治よりかへり謁す。けふ內藤彌三郎賴卿より故駿河守清枚が遺物備前雲長の刀をたてまつる。大城城代に驛次

上內藤清枚

もて縮緬をたまふ。（日記。間部日記。）〇十四日三綠山　文昭院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。　清揚院殿にもおなじ。（日記。）〇十ヶ日紅葉山　文昭院殿靈廟營造助役せし戶田采女正氏定が家人に褒賜差あり。　仙洞附荒木志摩守政羽が第十之亟清行馬藝にくはしきをもてあらたに召出され。馬方を命ぜらる。此日例のとく山王に初穗をつかはさる。（日記。間部日記。）〇十六日嘉定の慶會例のとし。けふ松姬の御方ふかそぎの御いはひあるにより。秋元但馬守喬知御使して紗綾五十卷。二種一荷。行器五荷。　天英院殿より眉箱。縮緬三十卷。銀五十枚。行器五荷。三種二荷。瑞春院御かたよりは紗綾十卷。一種一荷。竹姬君。法心。蓮淨。春光の三尼より各一種一荷なり。同じとにより。松平加賀守綱紀には二種。　天英院殿よりもおなじ。瑞春院の御かたをはじめ方々より各一種。松平若狹守吉德には時のふく十。二種一荷。　天英院殿よりは時服三。一種一荷。瑞春院の御かた。其他の方々は各一種なり。松姬の御方。加賀守綱紀。若狹守吉德よりも獻物あり。後閤の方にもさゝげものいと數多し。（日記。）〇十七日紅葉山　御宮に久世大和守重之代參す。（日記。）〇十八日三家の方々まうのぼり御對面あり。御けしき伺はる。儒官新井筑後守君美御前に召れ。熨斗縮をたまはる。（日記。間部日記。）〇十九日增上寺大僧正祐天老衰もて隱退の事こひ奉るにより。寺社奉行森川出羽守俊胤。土井山城守利意寺に御使して。御ゆるしの仰事とふ。　月光院殿御制中を候せられ。三家の方々よりくだものまいらせらる。御側高家はじめ近習の祝儀をたまふ。けふ伊豆國に謫する八丈島。宵が島の事つかさどる代官に令せらるるは。八丈島并に宵が島の農民等官事を重んじ。みだりなるふるまひなからんやうにさとすべし。流人のともがら。そのゆかりあるものより書信及び贈遺ある時は。勘定所に告て書信を見せしめ。指揮にまかすべし。また流人の書信偽ふるも。かの地の屬吏ひらきみて。そのおもむきをこなたに告て。これも勘定所の指揮をうくべし。としごとに來。木綿。鍋等をくるとき。依怙贔負なく衆民に分數し。諸事正しくはからひ。八丈島紬さきざきのごとくよくとりあつめてさゝぐべし。織物高下の品明白に分附すべし。もつとも稅納はとゞこほる事なく納むべし。島中さるべき所あらば。點撿して開墾し田圃となさしむべし。もしさゝはる事あらば止むべし。本田に力を出して耕耨させ。獨居の農夫病にふす時は。近隣のもの互に相たすけ。田圃を荒蕪せざらむやうにさとすべし。國島農夫何事によらず訴訟あるときは。さきん〳〵よりの役人ならびに年寄のものめし出て。かの地の下吏參謁の上申付べし。もし裁斷しがたき事あらんには。そのさまくはしく註記して。屬吏歸り來るとき猶さらに點撿して。勘定所の指揮を待べし。諸國より府に運致する城米の

下下法度子
八丈島宵
島代官

船その他の船も。風波にたゞよはされて。隷下の島にながれよるときは。その土人并に船頭相會して。漂到の虚實をあらたむべし。もし船頭上乘のものと相はかりて。ぬれざる米をぬれしなどあざむき掠むる事あらば。尋鞫して嚴しく罰せらるべきにより。その旨兼てさとし置べし。さきゝより制禁のごとく。商船島に至る事はかたく禁ぜらるれば。いよゝ心いれ申付べし。また定制のごとく。日米の料として。貢納のうち一年とに平織紬二十六端下し賜はるべし。下吏在島の間。二日に薪一駄。一日に人夫一人召つかふべし。海藻野菜其他の諸物はそのあたひをさづけ。かひとゝのふべし。何にても貪り取事かたくなすべからず。たゞしすべて島中にて不足のふるまひをなさず。私にものをかり。絹など利潤のためかひとる事なすべからず。此旨下吏にもよく諭しをくべしとなり。（日記。聞部日記。大成令。）○廿日東叡山　大猷院殿靈廟に秋元但馬守喬知代參す。目付稻生次郎左衞門正武嘉定の慶會に賄頭を指揮して失誤ありしにより。御前をとゞめらる。この事により。大目付。目付も其座にありながら心付ざりしをもて。こののち心いるべしと命ぜられ。賄頭に御前をはゞかるべしと仰付らる。この日松平下總守忠雅より檜重まいらせて。　月光尼君の御制居を候す。（日記。）○廿一日日光兩法親王および三家の方々。松平若狹守吉德に御使して暑候をとはせたまひ。物をくらせらる。松平加賀守綱紀には驛使もて御尋問あり。松平右近將監清武衆にこもりしをもて檜重下さる。（日記。）○廿三日近江國大溝の領主分部若狹守信政が退休のこひを允され。その子筆人光忠に原封二万石餘をつがしめらる。此信政實は池田修理長信が三子にて。もとの若狹守嘉高が嗣子となり。寛文七年八月廿七日父が遺領をたまはり。その年十二月廿八日叙爵して筆人正と稱し。のちに若狹守にあらため。けふ致仕し。病やしなはむとて封地に下りしが。いくほどもなくとし十二月十八日身まかりぬ。とし六十三。この日　月光院殿の御制中なとはせ給ひ。御側青山備前守秘成御使して熟瓜をおくらせらる。（日記。藩翰譜續編。）○廿五日節を賀して時服奉りし家々に。御内書頒賜せらるゝ事例のとし。（日記。）○廿六日寄合内藤丹後守正興が子書院番組頭日向守正峯。丹羽遠江守長守が子小姓組五左衞門長道。平岡和泉守賴恒が子主殿賴雄。杉浦武兵衞政令が子小姓組市兵衞恒隆。山本七兵衞正勝が子小姓組七郎左衞門正武。木原兵三郎重弘が子因幡守清白。菅沼平左衞門勝重が子小姓組次郎右衞門定勝をはじめ。父致仕してその子家つぐもの十二人。丹後守正興。遠江守長守。七兵衞正勝。兵三郎重弘。平左衞門勝重に養老の料下さる。（日記。）○廿七日先手頭山崎四郎左衞門正周辭免して寄合となる。（日記。）○廿八日月次例のごとし。松平丹波守光慈參覲す。戸田采女正氏

下分部信政致仕

定が子伊賀守氏長はじめて就封のいとまたまはる。植村土佐守正朝が子小次郎恒朝初見し奉る。鎌倉光明寺塔頭增上寺住職命ぜられ大僧正に任ず。東叡山　高巖院殿別當春性院真然こたび職命ぜられしを謝し奉る。分部若狹守信政致仕の遺物として。備前國宗の刀を獻ず。この日西城裏門番の頭小栗五大夫忠珍先手頭となり。加秋ありて實祿五百石になさる。小姓組松平金七郎康郷西城裏門番の頭となる。また松平加賀守綱紀より。　月光院殿に檜重まいらせて御制中を伺ふ。（日記。）◎この月銀改鑄の事奉はる人々を命ぜらる。宿老秋元但馬守喬知。少老大久保山城守教寛。大目付中川淡路守成慶。目付大久保甚右衞門忠位。勘定奉行水野因幡守忠順。吟味役杉岡彌太郎能連。萩原源左衞門美雅。その外勘定目付の臨吏あまたあり。また命せらるゝは。諸大名まうのぼるとき。下乘の所先々とたがひ。張番所を行こす罷もありと聞ゆ。今より後園持の罷たりとも。張番所中程までにて下乘あるべしとなり。（文露叢。）

下停止目付之府內巡察

上任命銀改鑄之吏

上下乘之制

有章院殿御實紀卷九　正德四年七月にはじまり九月にをはる

七月朔日朝會例のごとし。坂職內藤豐前守弐信いとま給はり。ふたゝび任所にをもむくをもて。備前長光の御刀。時服二十。

八日東叡山　殿有院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。此日三家の方々より物進らせられ。尼君の御制中をとはせたまふ。(日記。)〇九日京に獻ぜらるゝ八朔の御馬牽てまいるものに。路費の銀を給ふ。此ほど紀伊中納言吉宗卿病にふされしにより。御側三枝攝津守守相もて御尋あり。(日記。)〇十日東叡山　常憲院殿靈廟に久世大和守重之代參す。この十月文昭院殿三年周忌の御法會行はるゝにより。阿部豐後守正喬に惣督を命ぜらる。又明年正月　常憲院殿七年周忌なるをもとし十一月東叡山にて御法會行はる。その惣督は久世大和守重之に命ぜらる。(日記。)〇十一日紀伊中納言吉宗卿快復せられ。まうのぼり宿老に謁して謝せらる。けふ伏見奉行建部內匠頭政宇寺社奉行となり。書院番頭石川備中守總乘伏見奉行となり。小姓組番頭森川下總守俊央書院番頭となり。火消役三枝右近守英小姓組番頭となり。寄合戶田釋貧光輝火消役となる。また伏見奉行座班は留守居の上たるべしと仰下さる。評定所にては御承統の賀詞あり。日光新宮公寬法親王はじめて護摩修行あるにより。符錄。昆布を獻ぜらる。(日記。)〇十二日小姓組中根大隅守正利が養子直次郎正直。奥右筆組頭非田源左衛門正雅が子半七郎正直をはじめ。父死してその子家つぐもの八人。こよひより表右筆組頭一人宿直すべしと命ぜらる。(日記。)〇十四日盂蘭盆により三緣山　靈廟に土屋相摸守政直代參し。東叡山には久世大和守重之參拜す。(日記。)〇十五日東叡三緣の兩山に盂蘭盆の布施物例のごとし。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に久世大和守重之代參す。(日記。)〇十八日秋元但馬守喬知が病を尋させ給ひ檜重下さる。(日記。)〇十九日　常憲院殿七年周忌御法會にあづかる人々を命ぜらる。寺社奉行松平對馬守近禎。建部內匠頭政宇。大目付中川淡路守成陵。勘定奉行水野因幡守忠順。又十月　文昭院殿三年周忌の御法會は寺社奉行土岐山城守利意。森川出羽守俊胤。大目付仙石丹波守久尙。勘定奉行伊勢伊勢守貞勒なり。(日記。)〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。こたび護院門跡道承法親王薨ぜられしにより。驛使もて〻大內に御弔慰あり。(日記。)〇廿一日三家の方々まうのぼられ御對面あり。秋元伊賀守喬房を御座所にめされ。父但馬守喬知が病のさまなどとはせたまふ旨。問部越前守詮房つたふ。また臨時の朝會あり。松平伊豆守信凞。松平豐前守重休參觀し。相馬讚岐守尊胤が子內膳德胤。寄合小出岩之丞英伴。留守居大久保淡路守教孺が二子親貞總爲。徒頭飯河善左衛門俊信が子龜太郎仲信。寄合上田主殿義隣が養子左平次政朝。堀田主稅正矩が子內膳正清。大久保左京敎方が子織部敎道をはじめ。初見するもの九人。また小笠原造酒助長邕。木下右衛門佐俊龍にこたび　女御の御殿并に里第營作に人夫出すべしと命ぜらる。(日記。)〇

上建部政宇任寺社奉行

上繼統賀詞

廿二日高家これまで二人づゝ上直せしを。今より後は一人たるべしと定らる。(日記。)〇廿四日　月光院殿の御喪制はてければ。御側米津周防守田賢もて鮮鯛をまいらせらる。(日記。)〇廿五日　月光院殿御喪をはりしにより。三家の方々并に松平加賀守綱紀父子。溜詰の人々鯛を奉る。(日記。)〇廿六日故中納言吉通卿周忌なるをもて。尾張中將繼友卿のもとに。御側米津周防守田賢御使して檜重下さる。　兩尼君よりも同じく。松平右近將監清武を御座所にめされ綿縮數々を給ふ。秋元但馬守喬知こふまゝに。醫員數原通玄宗達辭せずして治療すべき旨命ぜらる。(日記。問部日記。)〇廿七日秋元但馬守喬知が病を御尋ありて。小納戶筧田肥前守忠任御使し龍眼肉をたまふ。(日記。)〇廿八日不時の朝會あり。松平遠江守忠喬はじめ參覲三人。松平肥後守正容。酒井雅樂頭親愛。相馬讚岐守尊胤。刀劒疏川波利の功役せしを賞せられ各時服たまはる。おなじ河功にあもむきし番士。勤定の徒歸り謁す。目付山川安左衛門忠義。使番梶四郎兵衛正容ともに先手頭となる。水野淡路守重期よりは退休によて來國光の刀を奉る。三寶院門跡の所管醍醐寺の院家報恩院寬順。理性院堯觀。無量壽院全海門跡の指揮逆犯するにより。うたへられしかば。さきにかの三僧をめして鞫問せられ上裁あり。けふ黑木書院にて。老臣等寺社の奉行に仰を傳ふ。上裁の御旨をばさらに奥右筆組頭本目權左衛

上裁決醍醐三寶院之訴訟

門親眞して讀きかしむ。その令は。醍醐寺法流のと。座主の所職たる故によりて。慶長元和の間その宗の法制條目をもて。三寶院門室になし下されしことたび〳〵に及ぬ。しかれば當家祖宗の御旨を奉ぜられ。かの山古今の事例に據られ。門下諸寺院嚴重に沙汰せらるべし。醍醐寺領の事。慶長以來三寶院門室に寄附の御判重疊たるうへは。凡事の大小に限らず。門室のさたたるべき事もとよりなり。しかりといへども元和以來醍醐寺領のうちをわかち領する寺院に。御朱印なし下されし御沙汰に於ては。門主よりその領家に仰下され。領家なの〳〵その仰をうけて領分に下知あるべし。門下諸寺院等の事。門室のさたに決せられがたき事あらば。慶長以來の例のごとく。京職に就て其事告らるべし。御朱印を帶し寺院領の事に至りても。あるは門室のさたに決しがたく。あるは醍醐寺領の外他領にかゝることは。門室より京職に遂せられてのち。その領家よりうたへしめらるべしとなり。また院家にしめさるゝ一通は。醍醐寺座主職のこと。滿濟准后このかた三寶院門室にをいて拜任の例たるにより。慶長元和の間。その宗の法制條目をもて彼門室になし下されぬ。しかれば朝章といひ國制といひ。すでに重疊なるうへは。三院家等よろしくその儀を存ずべし。慶長以來醍醐寺の院家不律の僧。門室申さるゝ旨に就てその法に行はれ。并に院家其門室に隨身儀例等。其事證すでに分明なる上

下授祿恩理性無量壽等三院

は。三院家等みだりに異同を論ずべからず。醍醐寺領のうち三院家等領分沙汰の事。元和以來御朱印の旨に准じて。領家の進止たるべき事もとよりなり。しかりといへども。慶長このかた山上山下の寺領。すべて是を三寶院門室に寄附の御判ある上は。何事も門室の仰を請て。各その領分に下知すべしとなり。翌日森川出羽守俊胤が宅に同職相會して。門跡の使臣并に三僧にこの旨を令せしめ。また奉行よりしめすには。醍醐寺座主院家路次禮節の事下さるゝ旨ある所。院家等各承伏しぬ。されば今より後。是等の儀軌において乖違の事あるべからず。但院家等その官階職任のある所を論ぜずして。これらの禮節を存ずべき事は。座主の重職を崇敬の故によれば。門主より院家等接待の儀においても。かの年祿官職の高下遠探によりて。その禮數よろしき所あるべし。醍醐寺開山の祖贈號宣命使登山の時。集會あたはざる院家等私間の次第あるに就て。いまにおいてそのあやまちを悔るの詞なり。すべて法會の場にのぞみて。門下の僧俗違失の事あらば。其僧俗の過誤のみにあらず。しかしながらこれ門室のためしかるべからず。今よりのちかゝる事あるべき時は。雖てよりその類例を按ぜられ。衆議を會せられてよろしく擇びさだめらるべし。醍醐寺領の事。すべて門主の沙汰たるべき事はもとよりなり。しかりといへども。御朱印を帶せし寺院領のさたに至ては。門室よりその領家に仰下され。領家はその仰をうけて。各其領分に下知せしめらるべし。しかれば慶長このかた醍醐寺領の事をもて。すべて門室に御寄附の御判をなされ。元和このかた醍醐寺領の内をわかち領する寺院に御朱印をなし下され。歴世の御旨ふたつながら相たがふ所あるべからず。門下の院家等朝家祈禱の事。その官職の事等宣下せられ。并に住坊造作の事の類。古來より門室の沙汰にあらざる事に於ては。舊例のごとくなるべし。その餘京職奉行所より下知すべき事においては。門室まで申行ひ。門下の諸寺院うたへ申すべき事ある時は。まづその事をもて門室に申さずして京職奉行所にうたへ。領家の百姓まづその領家にうたへずして門室に申すの類。一切に越訴の例をもて裁斷あるべし。慶長元和の度々。醍醐寺法制の條目をもて門室になされし御事により。山上山下の諸寺院そのむれを存ぜざるものなかりしに。近頃に及び院家の中異同を論ずるの說おこりて。門室院家の間うらみをつみとしなかされて。つゐに訴論に及べり。しかるにこたび門主申さるゝ旨について。報恩院。理性院。無量壽院等を召下され。上裁事決するうへは。よろしくその舊怨をとかれ。自他の和合を致さるべしとなり。また三院家に令する旨は。醍醐寺座主院家路次禮節等の事。院家等古の時に於て。あるは座主に任じ。あるは門跡と稱する例あるによりてその異同を論ず。もし古のとき座主に任じ。門跡と稱する蓋例によりて。その院家等他になるおもひをなさば。今まさしく座主に任ぜられ。門跡と稱せられたる所。いかてか今の院家に同じかるべき。よろしくその發を思惟すべし。醍醐寺開山の祖贈號宣命使登山の日。その座位を論じて集會せざる事に就て。院家等申す所は。灌頂曼荼羅供の時に。院家寺家同座の儀ある事は。此二會に於ては。大阿闍梨を尊崇の儀あるによれり。かの會場に同じからずと云々。たとへ其宗淺に於て。大阿闍梨を尊崇の儀大日如來に相同じといふとも。釋氏四恩の儀なもて論ずる時は。朝恩佛恩いづれかその輕重あるべき。朝使禮待の儀。大阿闍梨尊敬の儀に及ぶべからざる事そのいはれなしらず。況や聖寶僧正滅度八百年のゝちに至て。勅贈大師號の事。凡その法孫にありてこの會場に相あづかるべき事。まさに希代の佳遇といふべし。ともに不急のことを爭論するによりて。師恩をあはせて相顧ざるとも。すべて律義にをいてかなふべからず。朝家の祈禱并に官職の事等宣下せられ。其住房造作の事に至て。門主の沙汰にあらざるをもて。三院家に於ては他の門下の院家に同じからず。公家傳奏の觸下たるよしを申す。凡天下の事一例なもて推べからず。三院家等此等の例あるとは古の時に在て。あるは座主に任じ。あるは門跡と稱せし日の餘風猶今に存する所か。一二他の門下の院家に同じからざる事をもて。今も其門主の門下にあらざるよしを申す事。まことに不通の論といふべし。況や遠くその例を求むるに及ばず。慶長以來三寶院門主申さるゝ旨に就て。その院家等の御さたな經られし事度々に及びぬ。もしかの門下の院家にあらざるにをいては。門主申さるゝ旨に就て上裁あるべからず。しかるに三院家等私にその說をたてゝ。公家傳奏の嘗下たるよしを申すの條。尤もつてそのいはれなし。醍醐三流の事。金剛王院事古にありては三院家と共品格相同じといへども。彼院室廢絕により。慶長年中三寶院門室より中興の後は。三院家に准ずべからざるよしをもて。三院家等かの門室の門下にあらざるの證とす。しかりといへども金剛王院申條に於ては。その院室廢絕中興のことあらず。もし三院家申所のごとくなりといふとも。かの門下の院室にあらざるにをいて。ほしいまゝに中興せらるゝ事かなふべからず。古より以來三院家とその品格相同じき院室の事。かの門室の進退に任せらるゝに於ては。三院家も金剛王院と同じく。其門下に屬するの證すでに分明なりといふべし。醍醐寺山上山下領の事。慶長このかたすべて是を三寶院門室に寄附の御判をなされ。元和年中に及び。彼寺領の內をわかち領する所の寺院等にも御朱印をなし下されき。しかれば則山上山下を論ぜず。醍醐寺領の事。三寶院門室にをいてこれを統領せられ。御朱印を帶する寺院領にをいては其領家これを進止し。御判といひ御朱印といひ。その儀ふたつながら

相妨る事あるべからず。しかるに近世以來その儀分明ならざるによりて。異同の論やむ事を得ず。いまよりのち御朱印を帶する寺院領のとに就て。門主よりさたあるべき事あるに於ては。其領家に仰下され。領家仰の旨をうけて領地に下知すべし。もし其領地の事に就て。領家の進止に決しがたきことあるときは。そのとの仔細をもて門室に申し。その沙汰をあふぐべし。あるは其事門室のさたに決せられがたく。あるはその事醍醐寺領の外他領に相かゝるに於ては。門主より京職に達せられて後。領家より奉行所にうたへ申べし。御朱印を帶する寺院領の百姓訴訟の事等。まづその領家に申さずして門室に申すにおいては。越訴の例をもて沙汰すべし。領家をの〳〵この旨をもて。その領地にさとすべし。これは門跡の申さるゝ旨によて。かの僧等召くだし。糺問のうへ各承服しぬ。忍上は梵行の貴しとする所。帖終は國典のゆるさゞる所。その旨を得べきよし上裁せらるゝとなり。(日記。)〇廿九日河功助役せし松平肥後守正容。酒井雅樂頭親愛。相馬讃岐守尊胤が家人等に褒賜差あり。但馬國豐岡の領主京極甲斐守高住致仕のこひをゆるされ。その子修理高榮に原封三萬五千石をつがしめ。二男水野左衛門善興に二千苞をわかちあたふ。此高住實は故の飛驒守高直が四男なりしが。兄故伊勢守高盛が養子となり。寛文七年九月五日はじめて見參し。延寶二年三月十八日家をつぎ。そのとし十二月廿七日從下の五位して甲斐守と稱し。けふ致仕して後享保十五年八月十三日七十一歳にして終りぬ。此日命ぜらるゝ。このほど府内は更にもいはず。諸驛及び逸郡まで。錢價日々に騰貴することは。こたび金銀鑄造の事仰下されしよりして。農商にかぎらず。すべて錢をかひおさむるが故ときこゆ。はじめ金銀の令下されしとき。その身の利潤をはからんとて。何事によらず通用とさこほる事しいだす者あらば。きびしく罪せらるべきよし仰出されしに。いまだ新鑄の金銀世に行はれざるに。かゝる事おこるはその罪輕からず。舉行等各隷下の所々きびしく搜索し。錢價貴くうり出すものはさらなり。其故もなきに過分の錢かひもとむるものあらば。逃捕すべしとなり。(日記。藩翰譜續編。)〇三十日宿老。御側用人。少老。御側に戻子屑衣。褶地をたまふ。(間部日記。)〇八月朔日朝賀規のごとし。(日記。)〇二日禁裏に初鶏を進獻あり。(日記。)〇四日伏見奉行石川備中守總乘任所に居をうつすにより。金千五百兩恩貸あり。(日記。)〇五日近衛太閤基凞公の政所。この廿六日十三年周忌なるをもて。一位尼公より執事早川佐渡守重好をつかはさる。よて基凞公に龍眼肉。葛西苔各一箱。前攝政家凞公に氷糖一壺をくらせらる。けふ小普請の士小林源四郎某采地の村里を轉換せらる。これは源四郎が妹を家人某殺して。その家人も自殺せしが。家人の親族采地にあるものどもを

下資撿善鍠之徒

上京極高住致仕

下老中秋元喬知卒

罪科に行はんとせしに。かの親族等その事さだかならず。妹も家人も別人の手にころされたる風聞もあり。しかるを主を弑せし罪にさだめられむ事。歎かはしとてうたへ出たり。よて源四郎が婢僕等村民と共に笞鞭せしかど。なをその事さだかならず。凡弑逆は極重の大罪なり。しかるを疑案をもて大罪をさだめられん事大法の旨にかなはず。よて彼家人はさたに及ばず。また親族等の愁訴は其死を救はん爲なれば。やむ事を得ざる所なり。その外のものには親族に荷擔し。地頭の事をうたへ出し罪科により。其村里を追放たれぬ。さてかの家人が親族采地にありては。上下たがひに永くうらみをのこすべき事なりとて。采地を轉換せらるゝとぞ。(間部日記。日記。)〇七日禁裏。仙洞に初鮭を進獻せらる。(日記。)〇八日東叡山　臨有院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。(日記。)〇十日東叡山　常憲院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。(日記。)〇十一日臨時の朝會あり。松平加賀守綱紀始め參覲の拜謁するもの十人。鍋島甲斐守直稱が子主稅直恒。上杉民部大輔吉憲が弟主殿忠敎。北條遠江守氏朝が子左京氏貞初て見え奉る。寄合水野左衛門善興內證分地を謝し奉る。京極甲斐守高住退休の謝に助包の刀を獻ず。けさ八朔の賀に京より進らせられし幡打枝。大高檀紙。銚子。提子を御拜戴あり。けふ井上河內守正岑宅にて御承統の盟誓あり。(日記。間部日記。)〇十四日三緣山

上繼統習詞

文昭院殿靈廟に井上河內守正岑代參す。　清揚院殿にも同じ。此夜宿老武藏國川越城主秋元但馬守喬知卒す。此喬知實は戸田山城守忠昌が子にて。故越中守富朝が養子となり。明曆三年十月二日父が遺領を賜はり。其月五日はじめて拜謁し奉る。萬治三年十二月廿八日從五位下して但馬守と稱し。後に攝津守と改めまた但馬守に復す。延寶五年七月三日奏者番となり。天和元年十一月廿九日寺社奉行を兼。同じ二年十月十六日少老にうつり。元祿四年二月三日五千石の加秩あり。七年十二月十日又所領七千石を加へられ。十二年十月六日宿老の職にのぼりて。其年十二月五日從下の四位に叙す。あくる十三年三月七日一萬石の地增賜はり。十二月四日侍從にすゝむ。寶永元年十二月朔日重て一萬石の加恩ありて。二十五日甲斐國谷村の城を轉じていまの城をたまふ。正德元年十二月朔日また一萬石增加へられて六萬石となる。喬知三朝につかふまつりて。かかる恩遇かうぶりしが。病しきりにくはゝり。けふ六十六歳にて終に身まかりぬ。(日記。藩翰譜。)〇十五日月次なり。使番松浦酒之亟信英駿府の目付にさゝれいとまたまはる。京町奉行中根攝津守正包病免し寄合となる。小姓組與頭諏訪七左衛門賴篤京町奉行となり。五百石の加恩あり。寄合菅谷近江守政慥小姓組與頭となる。よべ秋元但馬守喬知身まかりしをもて。音樂停廢せらるゝことけふより三日なり。喬知が子伊賀守喬房

下繼統晉詞

がもとに參者香水野監物忠之御使して。香銀二百枚たまはり弔慰せらる。後閤の方々よりも賻儀たまはる。また井上河内守正岑に二三丸。井に養仙院。松姫御方々のこと奉るべしと命ぜられ。阿部豐後守正喬には金銀鑄造の事。久世大和守重之には材木并に宅地の事命ぜらる。これ喬知が卒せしなもてなり。(日記。)〇十六日秋元但馬守喬知が卒せしにより。愿の間詰。諸番諸物の頭。其他諸有司出仕して御けしきを伺ふ。准后公辨法親王よりも使もて伺はる。三家の方々。萬石の列の人々は宮臣の邸に使して伺ひ奉る。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に阿部豐後守正喬代參す。明年　東照宮百年の神忌により。日光山にて勅會行はるゝにより。井上河内守正岑にその事つかさどるべしと命ぜらる。これは但馬守喬知奉はりてありし所なり。(日記。)〇十八日三家まうのぼられ御けしき伺はる。東叡。三緣兩山の御法會により。巻向公瀰の館件を命ぜらる。勅使は仙石越前守政明。　院使は島津淡路守惟久。　女院使は六郷伊賀守政晴。梶井門跡道仁法親王は鍋島甲斐守直稱うけたまはる。(日記。)〇十九日先に琉球國より　前代の大喪弔慰の書簡奉りければ。けふ久世大和守重之宅にて。老臣の返簡を松平薩摩守吉貴が家人にさづく。吉貴にも幸書あり。(日記。)〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に久世大和守重之代參す。(日記。)〇廿一日白山權現祭祀なれば。銀十枚を進獻せらる。けふ評定所にて御承統の盟誓するものあり。(日記。)〇廿二日瑞祥院殿こたび千姫をともなひ尾張におもむかるゝにより。女房御使して色羽二重三十疋。千鯛一箱。千姫に紅白縮緬十卷。千鯛一箱。　一位尼公より大紋紗綾三十端。千姫に大紋縮緬二十端。　三位尼君より縮緬二十端。千姫に染縮緬二十端。(日記。)〇十六日秋元但馬守喬知が卒せしにより。愿の間詰。諸番諸物の頭。其他諸有司出仕して御けしきを伺ふ。准后公辨法親王よりも使もて伺はる。三家の方々。萬石の列の人々は宮臣の邸に使して伺ひ奉る。(日記。)〇十七日紅葉山　御宮に阿部豐後守正喬代參す。明年　東照宮百年の神忌により。日光山にて勅會行はるゝにより。井上河内守正岑にその事つかさどるべしと命ぜらる。これは但馬守喬知奉はりてありし所なり。(日記。)〇十八日三家まうのぼられ御けしき伺はる。東叡。三緣兩山の御法會により。巻向公瀰の館件を命ぜらる。勅使は仙石越前守政明。　院使は島津淡路守惟久。　女院使は六郷伊賀守政晴。梶井門跡道仁法親王は鍋島甲斐守直稱うけたまはる。(日記。)〇十九日先に琉球國より　前代の大喪弔慰の書簡奉りければ。けふ久世大和守重之宅にて。老臣の返簡を松平薩摩守吉貴が家人にさづく。吉貴にも幸書あり。(日記。)〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に久世大和守重之代參す。(日記。)〇廿一日白山權現祭祀なれば。銀十枚を進獻せらる。けふ

上琉球呈書弔喪

下織田信久

上貨幣之制

命ぜらる。(日記。)〇廿五日宿老久世大和守重之侍從に任ず。目付丸毛五郎兵衛利雄鑄銀の事にあづかるべしと命ぜらる。(日記。)〇廿八日月次例のとし。太田原飛驒守扶清。寄合保田賴母宗恒。小普請石川兵庫越昌駿城加番にさゝれていとまたまはる。書院番の子初見するもの三人。(日記。)〇廿九日令せらるゝは。さきに仰出されしごとく。上品金銀鑄造せられ。引替所にて次第にひきかふるといへども。武家にてはいまだその事聞ざるか。武家の引かへにかはせ等もなきにより。兌銀舖のやからひきかへても通用なしと聞ゆ。先にも令せらるゝとく。この事は天下後代までの爲なれば。人々いさゝかも損失あるまじき所を考覈せられしうへ。官費は願たまはず仰出されし事なり。既に市井村落にては通用するに。武家通用滯るをもて。との妨ともならんには尤しかるべからず。よく前令の旨を心得。引替かはせとゞこほるとあるべからずとなり。またこのごろ錢のあたひ騰貴するにより時估さだまらず。錢たくはへしものもをのづからはらひかぬるよし聞ゆ。いさゝかにても貯へし錢商もあらんなれば。多少によらずうりのこし貯へし錢價を高からしめず賣買すべし。并に諸商日々物價の錢も其日ごとに賣出すべし。もしそむく者あらば。本人はさらなり。里正等までとがめあるべしとなり。また異國船より拔荷をかひとり金主となり。人をやとひて私買せしむるものあるよし聞ゆ。かのやからをうたへ出るものあらば。査検ありて金主となりしもの〻金銀米錢家財のこらず下さるべし。私買せしものを黨類のうちにてめしとらふるか。あるはうたへ出るものには。その荷物を褒賞として下さるべし。唐商と私買の事はかるか。あるはその媒し。あるは私買にて馴やとはれて。その事にかゝづらひしものをうたへ出れば。必ず褒賜あるべし。たとへ黨類たりとも其科をゆるし。貨銀賄銀等彼等が約せし數の一倍を下さるべし。今まで私買せるものをやどらせ。あるは私買の貨物あづかりしもの。あるは手合せしたるものたりとも。訴へ出ばその科をゆるし褒賜あるべし。右の條件よく守るべし。もししりながらかくしをきあらはれば。そのとが本人に同じかるべしとなり。また猪牙船の事今夏停禁ぜられ。みなこぼたしめられしに。今猶あるよし聞ゆ。ひがとなり。里正等所管かぎりに檢點し。さる船持たるものあらば。町奉行の聽にうたへ出こぼたしむべし。吏を巡らして察すべければ。ひめ置てうたへ出ずば。本主は嚴譴蒙り。里正等まで罪せらるべしとなり。又深川永代寺門前の茶肆禁にそむきて私窩を設しは。寺にもとがめあるべけれど。寺よりは兼ていましめ誡しかど。したがはざるよしさきに奉行所へうたへ出しをもて。こたびはとがめらず。よりて今よりのちいよ〳〵嚴禁すべしと令せらる。(日記。大成令。寬敎類典。)〇九月朔日朝會例のとし。板倉甲斐

上制錢價騰貴

下停禁猪牙船

下禁永代寺門前私窩

上嚴禁拔荷

下戶田忠眞及所司代松平信庸任老中

下水野忠之任所司代

下寺社奉行森川俊胤若年寄石川總茂代之

上鍋島元延

下淺草錫錢塚

上護國寺門前之私娼

下法度川築地橋同所波除抗）

守重寬。水野撮津守勝政。酒井石見守忠寄。京極主膳正高之坂城加番はてゝかへり謁す。織田越前守信久致仕により。則房の刀奉る。　一位尼公に下冷泉大納言持爲卿雄の古今集。三位尼君へ兼好法師雄の後撰集をさゝぐ。（日記。）〇二日法皇に鵜を進獻せらる。日光新宮公寬法親王近日登山により。高家長澤壹岐守資親して梨一籠をくらせられ錢せらる。父致仕して其子土圭間番となるもの一人。（日記。）〇三日公寬法親王登山の辭見あり。綸子二十端進らせらる。勘定奉行水野伯耆守守美十一月の御法會にあづかるべしと命ぜらる。肥前國小城の城主鍋島加賀守元延が弟出雲直英に原封七萬三千二百石餘を襲しむ。これ宗家丹後守吉茂もこひ奉るによれり。この元延ば故紀伊守元武が子にて。寶永六年十一月廿八日初見の禮をとり。明の月十八日叙爵して飛驒守と稱し。後加賀守にあらたむ。正德三年正月廿六日家つぎ。ことし五月晦日二十歳にて世を早うじぬ。鎗奉行小倉半左衞門正仲職辭して寄合となる。淺草唯念寺清譽あらたに寺領百石をたまはり。居地をもましたまはる。（日記。）〇十二日少老森川出羽守俊胤日記の事つかさどるべしと命ぜらる。京町奉行諏訪七左衞門賴篤赴任により。こふまゝに金三百兩かしたまはる。町奉行松野壹岐守助義。坪內能登守定鑑。中山出雲守時春に金二百兩。樽木八千挺給はり官宅修理の料とせらる。（日記。）〇十三日　諸靈廟に稻荷山の松葺を進薦あり。けふ　月光院殿に諸老臣より菓

綱條卿。尾張中將繼友卿に阿部豐後守正喬御使す。この日京所司代松平紀伊守信庸。鷹の間詰戶田能登守忠眞共に宿老となり。忠眞は山城守と改む。少老水野監物忠之京所司代となり。官料一萬苞下され。從四位下の侍從に叙任し和泉守と改む。奏者番兼寺社奉行森川出羽守俊胤は少老となり。奏者番石川近江守總茂寺社奉行を兼。松平伊豆守信祝。牧野謙岐守英成ともに奏者番となり。寄合本多主水忠貞書院番頭となる。（日記。）〇七日こたび淺草に錢塚を置るゝにより。京極修理高榮に防火の事仰付らる。（日記。）〇八日東叡山　殿有院殿靈廟に阿部豐後守正喬代參す。（日記。）〇九日重九の佳儀例のごし。（日記。）〇十日東叡山　常憲院殿靈廟に土屋相摸守政直代參す。（日記。）〇十一日高家京極大膳大夫高甫日光山　御宮代參使命ぜられ。松平繼殿頭乘眞祭祀奉行命ぜられいとまたまはる。高家大友因幡守義鬪は仙波の　御宮遷位の代參使奉はり。おなじくいとまたまはる。（日記。）〇十二日少老森川出羽守俊胤日記の事つかさどるべしと命ぜらる。京町奉行諏訪七左衞門賴篤赴任により。こふまゝに金三百兩かしたまはる。町奉行松野壹岐守助義。坪內能登守定鑑。中山出雲守時春に金二百兩。樽木八千挺給はり官宅修理の料とせらる。（日記。）〇十三日　諸靈廟に稻荷山の松葺を進薦あり。けふ　月光院殿に諸老臣より菓

下根津權現祭禮

下實永祭

子獻る。これその父勝田玄哲著邑が百か日によりてなり。（日記。）間部日記。）〇十四日三緣山　文昭院殿靈廟に久世大和守重之代參す。　清揚院殿にも同じ。（日記。）〇十五日月次例のごし。松平下總守忠雅。酒井石見守忠寄。京極主膳正高之就封の暇たまふ。青山下野守忠重が子冬之助俊春。京極主膳正高之が養子右近高長はじめて見え奉る。（日記。）〇十六日寺社奉行石川近江守總茂に增上寺御法會の事にあづかるべしと命ぜらる。（日記。）〇十七日紅葉山御宮に土屋相摸守政直代參す。（日記。）〇十八日この十一月　常憲院殿七年周忌御法會により。東叡山警衞を松平右京大夫輝貞。稻葉丹後守正知。板倉近江守重治。黑田豐前守直邦。稻垣和泉守昭賢。高木主水正正陳。植村土佐守正朝。牧野周防守康重命ぜらる。又同じ御法會增上寺にても行はるゝをもて。朽木民部少輔稙元。水野撮津守勝政に警衞命ぜらる。高家大友因幡守義鬪仙波より歸り謁す。　このほど新宮公寬法親王日光在山により。大和柿一箱をくらせらる。（日記。）〇十九日寄合室賀甚四郎正勝。近藤登助昔用。武田小三郎信胤。松平隼人忠位上野の火番を命ぜらる。この日三家より口切茶獻ぜらる。（日記。）〇廿日東叡山　大猷院殿靈廟に松平紀伊守信庸代參す。高家京極大膳大夫高甫。祭祀奉行松平縫殿頭乘眞日光山より歸謁す。この日令せらるゝは。深川築地の橋是までみな官費

も修理ありしが。こたびよりいよ〳〵官費たるべきと。又その地人はかり合せて修理すべきとを定めらる。よりて武家市井の宅地。あるは私に宅地買てもてるものらこの旨心得あるべし。同所海岸石壁外波除抗これまで官費も命ぜられしが。この後は武家市井の宅も私に買得しも流うせなば。そのほとりより補ふべし。兼て流失せざるやう心付べしとなり。（日記。大成令。）〇廿一日根津權現の祭祀なれば。目付して金三枚を進薦せらる。よべ雨ふりければ祭祀なばのべらる。勘定奉行水野伯耆守守美。目付村瀨伊左衞門房矩。山岡助右衞門景寬。勘定吟味役杉岡彌太郎能連。萩原源左衞門美雅に新錢鑄造の事命ぜらる。（日記。）〇廿二日根津の祭を吹上の御覽所にならせたまひて見給ふ。よて三家より槍直。鮮鯛を獻ず。この祭禮こととしを初とす。日本橋の邊に旅所を設け。目付村瀨伊左衞門房矩。稻葉多宮正房。加藤右近明敎この事つかさどり。町奉行よりは與力十騎。同心三十人出し。藤堂和泉守高敏はじめ先に命ぜられし諸大名。長柄井に人數馬等を出し。神輿をば徒頭中山主水勝豐。柴田三左衞門勝富組子ひきゐて護送す。れりものは府內の市井よりのこらず出すべき旨兼て ふれられしかば。各思ひ〳〵の作り物よそひ。府內を引めぐること連日にいたりぬ。江府はじまりてよりこのかた。いまだあらざる壯觀なりしが。この日かぎりにて絕たり。今も世に傳へて寶永祭といふは